第2部

すべてはその日からはじまった

1995年 1 月17日

平成 7 (1995)年 1 月17日(火)午前 5 時46分、淡路島北部の北緯34度36分、 東経135度02分、深さ16kmを震源とするマグニチュード7.2の地震が発生し た。この地震は、内陸で発生したいわゆる直下型地震であり、神戸市を中 心とした阪神地域と淡路島北部に甚大な被害をもたらした。尼崎市では午 前6時10分をもって市の地域防災計画で定める防災指令の発令基準に従い、 第1号防災指令を発令、災害対策本部を設置することを決定した。第1回 目の本部員会議は、午前7時に市長室で開かれ、この日、8回の本部員会 議が開かれた。初めの本部員会議では神戸市などに比べ被害報告が少な かったことに安堵感があったが、徐々に被害の実態が明らかになるにつれ て重苦しく、厳しい雰囲気になった。各職場では、いずれも書庫、書架は 倒れ、書類が散乱し、足の踏み場もない状況であった。職員はまず、職場 の整理から取り掛かった。同時に、他の職員の安否確認と出勤要請のため に電話連絡をしたが、庁内電話は全く通じなかったので、公衆電話を利用 した。避難者は午前中は少数であったが、日が落ちかける午後4時ごろか らいずれの避難所も急増した。

その時市長は…… 私の1月17日

平成7年1月17日午前5時46分、世界の災害史に永遠に記されるであろう地震 の瞬間、私はまだ深い眠りの中にあった。

平成6年の12月12日に市長就任。各方面への就任挨拶もそこそこに執務につき、 まさに息つく暇もないスケジュールで、年が明けても多忙な日々が続いていた。 震災前は3連体であったが、私には3日ともスケジュールがびっしり入っていた。 16日、少々疲れ気味の身体を湯船に沈めた後、就寝したのは12時前であったろう か。

目覚めたときには大揺れの最中、そして続く横揺れば私が立ち上がることを許 さず、しばらくは動けないまま床の中にいた。家中の家財道具が壊れる音が続き、 団地が倒壊するのではないかという恐怖を覚えた。

ようやく揺れがおさまり、足の踏み場もなく散乱した状況を見てこの地震の大 きさを痛感した。一刻も早く市役所に駆けつけ初動体制を整えるという、災害対 策本部長としての使命に突き動かされ、身支度もそこそこに、倒れた簞笥や下駄 箱を踏み越えて家を出た。後日、この地震で各被災地の首長や職員が何時に登庁 したかということが話題になった。尼崎市は過去何度も水害や高潮の被害を受け、 水防体制を整えてきた経験を持つので、各職員は連絡がなくともあらゆる手段を 講じて自主的に登庁してくれた。私自身も何のためらいもなく登庁の準備に入っ たのである。

自転車でもあればと思っていたら、南の方向から消防局のパトロールカーがサ イレンを鳴らして走ってきた。しめたと思い大きく手を振った。恐らく通報を受 けて現場に急行する最中であったのだろう、パトロールカーは私に気付かず通り 過ぎていった。その時、すぐ近くに住む収入役が娘さんの運転する乗用車で迎え に来てくれた。礼もそこそこに車に転げ込み、本庁に向かったのである。

周りはまだ薄暗く、車窓からは家屋等の被害は余り確認できなかった。しかし 車が山幹通りに入り、東進すると右手前方に赤々と燃え盛る炎と猛烈な煙が視界 に飛び込んできた。11人の死者を出した立花町3丁目のアパート倒壊、火災現場 であった。この辺りに来ると消防車や救急車が慌ただしく走り、被害の甚大さを 予感させた。ただ、今となっては不思議であるが、その時刻には信号も点いてい たし、市役所の前ではバス停留所に人が待っており、バスも走っていた。正直な ところ、この時点では尼崎の被害状況は実感され難かった。

家から市役所まで約30分の道のりは随分長く感じられた。市役所の中は散々な 有り様。鞍山市からの贈り物「兵馬傭」が倒れて粉々になり、市長室の棚も倒れ て飾り物が散乱していた。しかしそれを片付ける暇はない。すぐに被害状況の報 告を受ける。ついで、防災服に着替えると、災害対策本部の設置された庁議室に 駆け込んだ。すでに何人かの本部員が詰めており、被害の概要と職員の登庁状況 の報告を受けた。引き続き情報収集に努め、人命救助と消火活動に全力を挙げる よう本部員に指示した。

間もなくテレビでは阪神高速道路が倒壊している衝撃的な映像や果てしなく燃 え広がる神戸市長田区の惨状が映し出された。しかし、肝心の尼崎の被害状況は 報道されない。電話は通じにくく、もっぱら防災行政無線や消防無線、さらには 人海戦術で各地に散った職員の報告を通じて被害状況を把握していった。

このような時にまず必要なことは、被災市民の安全確保である。不気味な地鳴 りとともに、かなり大きい余震が何度もあり、市民の不安は頂点に達していたと 思う。学校等への避難者は増加を続け、当日の夕刻には8千人近い市民が近くの 避難所に身を寄せていた。

避難所確保の次は食糧である。このような大地震では給食業者も8千人近い食 事を準備できないことは容易に想像できた。避難が長引けば防災センターに備蓄 している食糧もじき底を突く。その時学校給食を思い出した。当日の給食材料が 業者にあるはずと気づき、教育委員会に確認させると、確かにパンや牛乳などは 供給可能という返事。これで何とか当日の食糧は確保できた。

混乱の極みの中で、即刻決断を迫られる事態が次々に生じたが、災害対策本部 員はじめ、各職員は応急・復旧活動に奔走してくれた。

尼崎市と震災との長い闘いが始まったのである。

●第1節 兵庫県南部地震の発生

平成7 (1995) 年1月17日 (火) 午前5時46分、 淡路島北部の北緯34度36分、東経135度02分、深さ 16kmを震源とするマグニチュード7.2の地震が発生 した。

この地震により神戸と洲本で震度6が観測された ほか、豊岡、彦根、京都で震度5、大阪、姫路、和 歌山などで震度4が記録された。

また、この地震の発生直後に行われた気象庁地震 機動観測班による被害状況調査の結果、神戸市や芦 屋市、西宮市、宝塚市、淡路島の一部の地域で震度 7であったことが判明した。

この地震は、内陸で発生したいわゆる直下型地震 であり、破壊した断層付近で非常に大きな揺れ(神 戸市中央区の神戸海洋気象台では、最大加速度818 gal (南北成分)を記録している)を生じた。神戸 市を中心とした阪神地域と淡路島北部に甚大な被害 をもたらし、昭和23 (1948) 年の福井地震を大幅に 上回る戦後最悪の事態となった。

淡路島から神戸、西宮にかけては無数の活断層が 走っており、このうち淡路島から神戸市、宝塚市に 至る活断層が約千年ぶりに動いて発生したものと考 えられ、淡路島北部では野島断層が地表に亀裂となっ て現れた。

気象庁はこの地震を「平成7年(1995年)兵庫県 南部地震」と命名。さらに政府は、今回の災害の規 模がとくに大きいことに加え、今後の復旧・復興施 策の推進の際に統一的な名称が必要となることが考 えられることから、災害名を「阪神・淡路大震災」 と呼称することを平成7年2月14日に閣議で口頭了 解した。

各地の最大加速度値

官署名	最大	al)	
日 省 石	南北	東西	上下
神戸海洋気象台	818	617	332
大阪管区気象台	81	66	65
舞鶴海洋気象台	67	52	39
岡山地方気象台	77	59	36
鳥取地方気象台	77	74	15
彦根地方気象台	137	147	39
津地方気象台	71	60	26
福井地方気象台	33	42	10

出典: 気象庁資料

「ゴーオー」という異様な風音を耳にしたように 思う。つき上げるような衝撃と、振動。目の前の本 箱の扉が音を発して開いた。

次の瞬間、まるでトランプのカードをばらまくよ うに、数冊の本が飛び出した。辞典や図鑑の類であ るから重量がある。それがまるで紙切れのように空 中を飛んだ。

ようやく揺れが治まって、家人の安否を確認する ため居間に向かった。電子レンジが台所から飛び出 して、居間で寝ていた息子の横顔にころがっていた。 どうやら全員無事と知ってホッとする。

その後も再三発生する微震で、落ち着かぬ数日が 続く。義母など88歳の高齢ということもあって、揺 れのない時でも「また地震ですか」とさわぐ有り様 だった。

杭瀬南新町4 坂井 美次

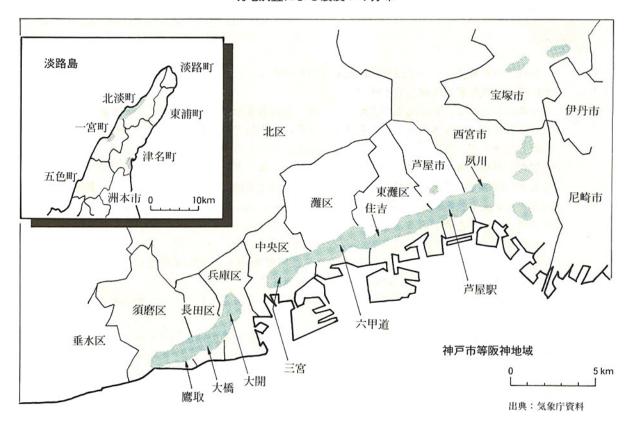
何事が起きたのか分かりません。気がついたら玄 関の土間ですわっていました。ただ事じゃないと思 い何か家にぶつかって来たのかな、それともなんだ ろう、いったい何が起きたのだろう。

地震と知るまで数分かかりました。全身に激痛が 走る。特に右側半身が痛みます。「ばあさん気がつ いたか」、主人が声がふるえてうわずっていて言葉 になりません。

若王子 3 浜辺 栄子



現地調査による震度7の分布



1 震 度

気象庁発表による各地の震度は次のとおりである。 震度 7 ① 神戸市須磨区 J R 須磨駅付近から兵 庫区新開地まで

- ② 同市中央区JR三ノ宮駅付近から西 宮市阪急夙川駅付近まで
- ③ 芦屋市三条町付近の一部
- ④ 同市山手町の一部
- ⑤ 西宮市甲東園付近
- ⑥ 同市阪急西宮北口駅付近
- ⑦ 同市阪神今津駅付近
- ⑧ 宝塚市JR宝塚駅東側
- ⑨ 同市 J R 中山寺駅付近
- ⑩ 淡路島の北淡町、一宮町、津名町の 一部

神戸、洲本 震度6

豊岡、彦根、京都 震度 5

- 震度 4 奈良、津、敦賀、福井、上野、四日市、 岐阜、呉、境、高知、福山、鳥取、多度 津、徳島、岡山、高松、大阪、舞鶴、姫 路、和歌山、津山、加西、相生、南部川、 坂出、多賀、美方、高野山
- 大分、名古屋、輪島、金沢、飯田、富山、 震度3 伊良湖、尾鷲、萩、山口、西郷、広島、 松山、室戸岬、米子、松江、潮岬、諏訪
- 震度2 高田、長野、軽井沢、松本、横浜、甲府、 河口湖、三島、静岡、御前崎、浜松、伏木、 高山、宇和島、宿毛、下関、日田、宮崎、 都城、佐賀、熊本、人吉
- 震度1 小名浜、新潟、水戸、柿岡、宇都宮、前 橋、熊谷、秩父、東京、千葉、館山、網 代、神津島、浜田、足摺、延岡、福岡、 平戸、鹿児島、阿蘇山

尼崎市域の震度

尼崎市域の震度については市内に気象庁の施設がなく、市も震度計を設置していなかっ たので、公式な震度は現在も不明である。

参考になるのは、測定地点の震度である神戸海洋気象台(神戸市中央区)の震度 6 と大 阪管区気象台(大阪市中央区)の震度4。それに被害状況を調査したうえで、初めて公式 発表した神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市および淡路島の一部の震度7である。

また、尼崎市域の中南部には、大学、企業等が設置していた加速度計や速度計が少なく とも5か所あり、これらの観測から各地点の最大加速度値が明らかになっている。最大加 速度から震度を推定するための目安として1949年の気象庁震度階のなかで震度と相当加速 度の関係を示した表がある。

市内設置の5か所のデータを見てみると、速度計で40cm/sec²を超えて振り切れた竹谷 小学校の南北、東西のデータを除き、港湾技研尼崎の東西472gal以外はすべて250~ 400galの値となっており、これらは震度6に相当する。

北部地域については地震記録がなく、近隣都市のデータもないことから加速度の値から は推定は困難である。

しかし、新幹線高架橋が伊丹市野間を含めて武庫地区と園田地区の3か所で落橋してい ること、RC造のマンションの倒壊が武庫地区に集中していること、市立学校施設の大き な被害が本庁地区の1校を除き、7校すべてが武庫、立花および園田地区にあることなど 特徴的な被害から、北部地域の震度は中南部地域と同じであったか、もしくはそれ以上で あったと推定される。

以上のことから、尼崎市域の震度については6あるいは6を超えるものと推定される。 震度7については、すでに気象庁が神戸、西宮などで適用しているため、尼崎市域の震度 はおおむね6程度であったと考えられる。

なお、この資料の作成にあたっては、京都大学防災研究所地震動研究部門 入倉孝次郎 教授および岩田知孝助手にご指導いただきました。

用語の説明

gal (ガル):

地震による揺れの強さを示す加速度の単位。砂速が毎秒1cmずつ速くなる状態が1gal。 地球の重力でかかる加速度は980gal。震度は、地震動の周期などにも影響されるが、通常 では500galを超えると人が立っていられなくなる。

尼崎市域の霊度

			10.411.41.7										
	な み か		設置者	震度(cm/	sec ²)	備考							
名	称	設置場所	設 置 者	南北 東西	上下	VIII 75							
JRA	己崎駅	同 左		300 273	307	日経ア(建設省調べ)							
尼崎高	5 架 橋	尼崎市城内	建設省土木研究所	294 265	324	強震情報							
竹谷小	\ 学 校	同 左	関西地震観測研究協議会	振り切れ	328	強震情報上下のみ大林							
港湾技	研尼崎	尼崎工場構内	港湾技術研究所	321 472	311	強震情報							
尼崎第3	3 発電所	同 左	関西電力株式会社		331	関西電力							

データの出典

日 経 ア:「日経アーキテクチャー」1995年2月13日号 P81 (記事上では建設省調べ)

強震情報:「強震情報No.37」強震観測事業推進連絡会議(事務局 防災科学技術研究所)平成7年2月14日までに報告があっ

たもの。

林:大林組技術研究所資料

2 尼崎市での被害のあらまし

尼崎市は、推定震度6の烈震に見舞われ、全市域 に甚大な被害を受けた。その被害状況をまとめると 次のとおりである(平成9年7月31日現在)。

- (1) 火災は8件発生し、焼損面積2,572m²の被害 となった。なお、大きな火災は、立花町3丁目 と稲葉元町の共同住宅等の2件である。
- (2) 震災を原因として市域内で死亡した人は49人 (男性29人、女性20人) で、そのうち11人が立 花町の火災現場の住人であった。
- (3) 負傷者は、7,131人(重傷995人、軽傷6,136 人) にのぼった。
- (4) 家屋に被害を受けた世帯は、12万5,668世帯 (全壊1万1,112世帯、半壊5万1,541世帯、一部 損壊6万3,015世帯)で、平成7年1月1日現在 の全世帯数(19万3,337世帯)の65%に上った。
- (5) 道路等は、市内の至る所で隆起・陥没し、通 行不可箇所数は、最大時11か所となった。
- (6) 橋りょうについては、毛斯倫(もすりん)大 橋、東園田橋、上武庫橋など24橋(小規模被害 を除く)に被害があり、通行止めとなった。
- (7) 山陽新幹線のけたが食満(けま)と常松地区 の2か所で落下した。
- (8) 名神高速道路は、南武庫之荘、立花町などで 橋脚損傷等の被害があった。
- (9) 123か所の公園で、舗装の亀裂や地割れ等が 生じた。
- (10) 尼崎閘門のワイヤーが切断され、本体も損傷 を受け、一時作動しなくなった。
- (11) 中島川や左門殿川の防潮堤にひび割れによる 漏水などの被害が生じた。
- (12) 公共施設のうちでは、とくに新耐震基準の施 行前である昭和40年代前半に建設された学校施 設に大きな被害が生じた。
- (13) 市消防局へは、505件のガスもれ通報があっ た。復旧工事は2月中旬に完了した。
- (14) 水道は、ほぼ市内全域で断水になり、水道管

- の破裂は、1万3,324件にのぼった。しかし、 2月中旬には配水圧が平常時まで回復した。
- (15) 公共下水道は、ジョイント部の一部破損、管 クラック等による漏水、浮上による勾配不良な どが生じたが、下水処理に影響を与えるような 大きな被害には至らなかった。
- (16) 市民の避難状況は、1月18日のピーク時には 避難所91か所、避難者9,494人に達した。その 後、応急仮設住宅の建設等により避難者は減少 し、第1次避難所の統合を経て、平成7年6月 15日をもって、避難所のすべてを閉鎖した。

娘から「お母さん、近所でガス漏れがしててガス 爆発しそうだから、助けにきて!」と、今まで聞い たことのないような悲壮な声で電話があった。

すぐに主人と車に飛び乗った。カーラジオでは 「地震にあった方は『ここにいる私は無事です』に 連絡しなさい」と伝えていた。持っていた手帳にこ の番号を書きつけ、その下に娘宅の電話番号をやっ と思い出して書きつけた。

1時間でやっと10mほど動いたが、これでは娘の 所にとても間に合わないと思い、ポケットに入って いた百円玉で電話をかけるとすぐにかかった。涙が 出たが「とても車が混んでいて行けそうにないので 近くの学校にすぐに逃げなさい」と言った。

結局、震度7の激震に見舞われた西宮市南昭和町 に住む娘夫婦は、地震の直後に急いで近くの小学校 に逃げていったが、校門は閉じたままで中に入れず、 自宅に戻っていた。

この時、カーラジオを聞きつつメモをしたページ は切り取って現在の手帳に貼りつけているが、この 字を見るたびにあの日の出来事が思い出され、涙が いっぱい出てくるのです。

塚口町4 奥田 眞理子

第2節 初動体制

災害対策本部の設置

第1号防災指令発令

地震直後、テレビでは次のような地震情報を報じ ていた。

京都、豊岡、彦根 …… 震度 5 大阪、奈良、和歌山 …… 震度 4

この時点では神戸市の震度は表示がされていなかっ た。また、尼崎市域内には気象庁などの公的機関が 設置した地震計がなく、大阪の震度4を参考にする ほかなかった。震度情報を確認後、総務局総務課長 は防災指令発令の指示を受けるべく自宅から市長宅 に連絡をとったが電話は通じなかった。

自転車で市役所本庁舎に向かい、到着したのは午 前6時6、7分ごろであった。この時点で再度市長 宅に電話連絡をとったが不通であり、情報確認のた め消防局に連絡を入れた。消防局からは地震情報や 市民からの被害の通報状況等について報告を受けた が、神戸の震度はその時点でも不明であった。

災害対策本部の本部長である市長との連絡がとれ ない状況であったが、緊急対応を要することから消 防局と協議して本市の地域防災計画(地震災害対策 編)で定める防災指令の発令基準に従い、午前6時 10分をもって第1号防災指令を発令し、災害対策本 部を設置することを決定した。

2 本部員会議の開催

第1回目の本部員会議は、午前7時に市長室で開 いた。

- ① 震度等の地震情報について
- ② 第1号防災指令の発令および災害対策本部の 設置について

防災指令の種類

本部長は、災害の規模、種類、被害発生の予想さ れる時間等を検討し必要な防災態勢をとるため、各 部の長に対し、地震に対しては次の5種の区分によ り防災指令を発令する。

(1) 防災事前配備指令

地震防災対策強化地域に大規模地震対策特別措 置法に基づく警戒宣言が発令されたとき。

- (2) 限定防災指令
 - 地震の発生により、市域に災害の発生のおそれ のあるとき。
- (3) 第1号防災指令

市域で震度4 (大阪管区気象台発表) 以下の地 震の発生により、災害の発生のおそれがあるとき、 又は重大な災害が発生したとき。

(4) 第2号防災指令

地震により市域に相当の災害が発生するおそれ があるとき、若しくは中規模の災害が発生したと き、又は震度5 (大阪管区気象台発表) の地震が 発生したとき。

(5) 第3号防災指令

地震により市域に大規模の災害が発生するおそ れがあるとき、若しくは大規模の災害が発生した とき、又は震度6 (大阪管区気象台発表) の地震 が発生したとき。

尼崎市告示第7号

災害対策本部の設置について 災害対策本部を次のとおり設置した。 平成7年1月17日

尼崎市長 宮 田 良 雄

- 1 名 称 尼崎市災害対策本部
- 2 設置場所 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所内

③ 通信状況等について

の報告があり、本部長(市長)は防災指令の徹底と 被害等の情報収集に全力を挙げるよう指示した。

第2回目の本部員会議は、午前7時44分に災害対 策本部の設置場所とされている北館2階の2-1会 議室で開かれた。

最初に消防部から火災(8件、鎮火)やガス漏れ (7件)等の発生状況と家屋の倒壊等による救急救 助要請や119番通報の状況等が報告された。

続いて各本部員からは登庁経路での被害状況や各 部職員からの情報について報告がなされた。

しかし、被害の全体像を把握するには至らず、そ の後に参集した職員による本格的な調査活動や情報 の収集活動を待つ以外には被害の状況を把握する有 効な手段がなかった。

この時点ではテレビやラジオの報道も神戸市等の 断片的な状況が報告されるにとどまっていた。

このため、本部員会議では本部長から各部の報告 に基づく個別の指示が出されたほか災害対策本部の 各部において被害状況等の情報収集に全力を挙げる よう指示が出された。

第3回目の本部員会議は、午前9時から開かれ、 各本部員から各部が把握した被害等の状況について 報告があった。

「第3回本部員会議」の内容は次ページのとおり である。

これは初期の段階の調査活動や情報収集活動によ り午前9時時点で確認した被害状況等である。調査 活動が進み、市民からの通報が数多く寄せられるに したがって被害数値は拡大し、避難者は時を経るご とにうなぎ登りに増加していった。

震災当日の災害対策本部員会議はこの後、第4回 目午前11時、第5回目午後1時30分、第6回目午後 5時、第7回目午後9時、第8回目18日午前0時に それぞれ開かれた。各部から被害状況や応急対策、 復旧計画等について報告され、災害対策本部として の方針等が協議、決定され、応急対策を中心として 各種の災害対策が実施に移された。

1月17日! それは私達にとっての大きな出来事 でした。

家内にも帽子か蒲団を頭から、胸にもかぶるよう 指示した。

水屋が、洋服ダンス、便所のタイルも出入口の戸 も歪み、文字通り大被害を受けた。

震度7の大被害で、毎日雨が続いたり、天候不順 が続くと、あの地震を思い出す。

家の中に粘着テープが至る処に、貼ってある。 昔と今とは凡てが変化したが、我々の心の大きな 痛みは何時迄も変わらない。

小中島1 緒方 重弘



本部員会議

常松の文化住宅で一人で被災しました。

近所の方に助けられて家にいれていただき、着る 物などお借りして休ませていただいておりましたが、 電話をしなければ皆心配していると思い、お金をお 借りてして公衆電話へ行って並びました。

その時娘が見つけて走ってきてくれ二人は抱き合っ てただ泣きました。家は見る影もなくつぶれていた ので、その下で私は死んだものと思って帰るところ だったとのことでした。

息子は電車が不通になったので大阪から自転車で へとへとになって来てくれました。今でもその時の ことを思い出すと泣いてしまいます。

杭瀬南新町3 梨本 シヨ

第3回本部員会議

- 1月17日(火) 9:00~9:30
- 1月17日地震に係る被害状況等(9時現在)
- 1 災害対策本部の設置 午前6時10分 防災指令1号発令
- 2 被害状況
- (1) 火災 9件 別紙
- (2) ガス漏れ 7件 別紙
- (3) 家屋倒壞 11件 別紙(このほか各支所 で調査中)
- (4) 人的被害 不明
- (5) 道路陥没 4件(杭瀬初島線、新蓬川橋、 五合橋線(はね橋)、八幡橋)
- 3 避難状況
 - (1) 小学校 32名(北難波、大島、尼崎北、武庫の 里、園和)
- (2) 中学校 25名(城内)
- 4 その他
- (1) 水道 配水しているが、水圧は通常の5分 の1程度。工業用水はストップして いる。
- (2) 交通 路線バスは運行(中止は3路線) う回運行3路線
- (3) ごみ等の収集 現在待機中
- (4) 学校 市立の学校園は休校
- (5) 戸籍 保管庫5つのうち2つ使用不可。使 用不可分は郵送で対応
- (6) センタープール 本日順延

第4回本部員会議

1月17日(火) 11:00~11:30

地震発生時刻 平成7年1月17日(火)05:46ごろ 震源地及び地震の規模 淡路島

> (震源の深さ 約20キロメートル) マグニチュード7.2

災害対策本部の設置 1月17日 (火) 06:10 防災指令1号発令

- 1 被害状況の報告について(10:30分現在)
- (1) 火災件数 9件
- (2) ガス漏れ 8件
- (3) 家屋倒壊 43件
- (4) 人的被害 4人死亡·1人死亡状態
- (5) 道路陥没 6件
- (6) 避難状況 小学校 255人 中学校 25人 防災センター 北20人・南350人
- (7) 水道 減圧配水中 通常の5分の1減圧
- (8) 交通状況 市バス 3路線休止 阪急・阪神 ストップ JR西日本 現在点検中
- (9) ゴミの収集 現在待機中
- (10) 学校 小・中・高 休校
- (11) センタープール 順延
- 2 その他
 - (1) 災害救助法の適用について 市内の全壊等の 被害世帯が150世帯になると災害救助法が適用 される。

半壊等は2世帯をもって1世帯全壊とみなす。 知事において発動する。

- (2) 意見
- ・金銭を出せば自力で食料等を確保できる状況で あると思わるので、どうすることもできない状 況であれば炊き出し等の対応をすればいい。と りあえず、実態を把握すること。
- ・明日以降のゴミ等の収集について対応する必要 がある。

第5回本部員会議

1月17日 (火) 13:30~14:00

- 1 被害状況の報告について(12:30分現在) 前回の会議において報告した内容と異なる点につ いて
 - (1) 人的被害 6人
 - (2) 負傷者等 60人
 - (3) 避難状況 小学校 303人·中学校 43人· 防災センター南 150人
 - (4) 道路 支障のある箇所 22箇所 通行不可の場所 8 箇所 幹線道路を優先し、復旧作業を行う。
 - (5) 水道 淀川からの取水に必要な導水管の破損 が生じているため、減圧中である。 尼崎浄水場において塩素施設に問題が 生じている。 浄水場を満水にするまで4~5時間を 要する状況である。

減圧によって破損箇所を調査中 各支所に対し、給水タンク2基を手配

2 その他

意見

- 負傷者等の被害状況を把握するように。
- ・水道供給について市民に対し、正確に広報する ように。
- ・方面部で情報を収集しているが、全局対応で情 報を収集し、全市域にわたる調査を行うように。

第6回本部員会議

1月17日(火)17:00~17:45

- 1 被害状況の報告について(16:00分現在)
- (1) 火災 7件 ぼや 7件
- (2) ガス漏れ 33件
- (3) 家屋被害 161件
- (4) 人的被害 死者 15人 行方不明 19人
- (5) 緊急出動 90件
- (6) 道路 陥没 38件 通行不可12件
- (7) 避難状況 831人

概要 小学校 22校396人 中学校 7 校236人 防災センター 南 90人 北 152人

- (8) 水道 全市域断水状態 復旧見込みは不明 各支所において24時間体制にて給水実 施予定
- (9) 電気 15:30から全世帯通電可能(関西電力 発表)
- (10) ガス 市域内供給中
- (11) ゴミ 18日から対応可能な状況
- (12) 学校 休校
- 2 その他

学校の体育館に避難中の市民を地区会館等38箇 所へ移動中。市民への給食は、パンと牛乳を配付

第7回本部員会議

1月17日 (火) 21:00~21:30

- 1 被害状況の報告について (20:00分現在) 前回の会議において報告した状況と異なる点につ いて
 - (1) ガス漏れ 407件
 - (2) 家屋被害 634件(全壊93件•半壊496件• 一部損壊45件)
 - (3) 所在不明者 17人
 - (4) 負傷者 2,000人
 - (5) 避難状況 4,453人
- 2 その他
- (1) 避難者への給食 夕食としてパンと牛乳を用 意したが、翌日の朝食分も導入する。
- (2) 寄付 猪名川町から寄付があった。
- (3) 水道 現在復旧に向けて水圧を上げる措置を 行っているが、いまだ断水状態継続
- (4) 電話 災害用で本庁舎20回線確保。その他に ついては、NTTと調整中

第8回本部員会議

1月18日 (水) 00:00~00:30

- 1 被害状況の報告について(23:00分現在) 前回の会議において報告した内容と異なる点につ いて
 - (1) ガス漏れ 418件 (消防局への通報分)
 - (2) 家屋被害 645件(全壊99件·半壊501件等)
 - (3) 避難状況 7,855人
- 2 その他
- (1) 避難者への給食 朝食を配付
- (2) 市バス 5路線運休
- (3) 災害救助法の適用について 県に確認したと ころ、被害状況の報告をもって、災害救助法の 適用があるものとし、市長において対応しても らいたいとのこと。

私はテレビをつけるまで尼崎のこの周辺が一番被 害が大きいと思っていましたら、神戸の三宮や芦屋、 西宮などもっとひどいことを知りびっくりました。

少し落ち着いてから子供たちや姉弟の安否を確か めるため電話をしても全然かからず、イライラする ばかり。やっとお昼過ぎ頃、娘たちの無事を知りホッ としたのですが、夕方5時頃、甥が来て、西宮の姉 がタンスの下敷きになりショック死したことを知ら されました。

電話も交通の便も悪く、姉に会えたのは翌日のお 昼前、お寺にあった7体の棺の中の1体が姉でした。 氷のように冷たかった姉のやさしい白い顔は忘れら ません。

西長洲町 2 笠井 美代子

3 それぞれの職場では

**(1) 企画局では

企画局(総括部情報班)で職員が最初に出勤して きたのは午前6時30分だった。

「1月のどんよりと曇った早朝、非常灯だけが明々 と点灯していたのが印象的だった|

午前7時ごろまでに出勤できた者は市内在住4人、 市外在住1人の計5人。いずれも市役所本庁舎から 20分以内の通勤距離に住んでいる職員である。

室内に入ろうとするが入口のドアが開かない。ド アをこじ開けるようにして部屋に入る。室内は重ね 置きのキャビネットが落下して書類が散乱していた り、本棚の鉄柱が曲がっていたりしていて、足の踏 み場もない。

出動直後から、手分けして職員の安否確認と出勤 要請のために電話連絡をする。停電の影響か庁内電 話は全く通じなかったので、北館1階ロビーの公衆 電話を利用する。

誰からともなく「災害対策本部を置く部屋を用意 しなければ……」といった声が上がり、午前7時20 分ごろから総務局総務課、消防防災課の職員ととも に本庁舎北館2階の2-1会議室(庁議室)を片付 け始める。

引き続き2-2会議室(災害対策本部前室)を片 付ける。2-2会議室は、財政課が査定室として利 用していたので、査定ファイルがぎっしりと積まれ ていた。とりあえず崩れた書庫を立て直し、ファイ ル類を財政課に運び出し、スペースを確保した。

午前7時40分、庁内電話がかけられない状態が続 いたので、庁舎管理係の指示により独立型の黒電話 数台を2-2の会議室に集めた。庁内電話は受信は できたが、発信が全くできなかった。

午前7時44分、2-1会議室で、第2回災害対策 本部員会議が開かれた。出席者は市長、両助役、収 入役、教育長、総務局長、消防局長、情報主任(企 画調整室長)の8人と関係部・課長。総務局長と消 防局長から市内の被害状況の簡単な報告があった。 本部員の出勤がままならない状況ではあったが、出 勤している者だけでも集まって全庁的な本部員会議 を開催したいとの市長(本部長)の意向から、次回 本部員会議を午前9時に招集することを決定する。

この間、7時から8時までに出勤した情報班員は 11人で全員が市内在住の者であった。

1月17日の職員の出勤状況は、情報班員総数45人 (市内在住23人、市外在住22人) のうち、当日出勤 した者29人(市内在住20人、市外在住9人)、出勤 できなかった者は16人(市内在住3人、市外在住13 人)であった。

**(2) 市民局では

午前6時10分、第1号防災指令が発令され、職員 に対し非常招集がかかったものの、電話回線の不通 や交通機関の途絶、さらに職員自身も被災したこと から、震災直後の職員の配備体制は十分なものでは なかった。

それぞれの職場の状況は次のとおりであった。

〇 本庁

洗顔をしていると、突如として「ごうー」と起こ る「轟音」その轟音たるや「筆舌」では表現できな い「驚天動地」とも言うか、すると「ぐだっ、ぐだっ」 ときた。石油ストーブの火を消すべく二、三歩位駆 けたが、強烈な揺れに歩けない。家具に両手で体を ささえる。つづく「激震」に万事窮す。

その瞬間「生・死を超越」した「無」の状態であっ to

地震の大変動もしずまり只「茫然自失」 道意町6 龍 武三

本庁舎中館4階の事務室には、午前6時30分ごろ から職員が出勤し始めた。事務室の扉を全開にして 通路を確保したのち、所属職員に非常招集の電話連 絡を入れた。しかし、事務室の電話回線は不通であ り、公衆電話を利用することとなった。午前7時40 分に各方面主任の動員状況の把握を行うが、この時 点では、各方面とも2人程度の参集状況であった。 午前8時ごろから徐々に職員が出勤し、混乱した事 務室内を整理した。

午前8時30分から各方面主任の報告をもとに被害 状況の集約作業を始めた。

北館1階の市民課では、ファクス回線、端末機等 の復旧作業に努め、通常業務に備えた。

また、保険年金部からは、応援のため各方面へ職 員が配置された。

〇 各支所

小田支所 午前7時30分ごろから職員が出勤し始 めた。事務机等が移動したり、倒れた事務機器等で 開かないドアも多数あった。また、ガス漏れのため、 暖房も使えない中、事務室の片付けと市民からのラ イフラインに関する電話応対に追われた。地震当日 は、とくに水道・ガスに関する苦情、問い合わせが 多かった。

大庄支所 午前7時30分ごろから職員が出勤し始 めた。この時に余震があり、ガラスがさらに何枚か 割れた。地区内の市民からパニック状態で救援を求 める電話が多数あった。また、り災証明やごみ・水

わが家は、どうにか屋根があるということだけで、 深く考えるまもなく、前の駐車場に震えながらうず くまっている人違に声をかけて、迎え入れた。

放心状態の老人は、お茶をすすめても飲もうとも しないし、炬燵にすら入らない。やさしかったおじ いさんなのに、親しく言葉をかけるのが恐いような 感じだ。

3日後に、ガスが使用できるようになった。 破裂 した水道管から水汲みをして風呂を沸かした。あの おじいさんに風呂をすすめたら、にっこりとし、 「老人は汚いから一番後でいいですよ」といわれた。

1週間ほど経つと、皆さんも一時的な引っ越し先 が決まり、おじいさんも娘さんの嫁ぎ先の奈良へ行 くことになった。

「なるべく早くこの町に帰ってきます」

春まだ浅いある日、あの何日間かをいっしょに過 ごしたおじいさんが亡くなったことを葉書で知った。 震災のショックが80歳の身にこたえたらしく、娘さ んの嫁ぎ先で2月半ばに旅立ったとか……。私は、 板を打ちつけただけの寒風の吹きぬける台所でお湯 を沸かしながら一人泣いた。

武庫之荘1 工藤 公子

道に関するさまざまな問い合わせも多数あったが、 関係各課と電話がつながらず、十分な対応ができな かった。

立花支所 午前7時50分に支所の火災報知器が誤 作動し、最初に出勤した職員が止めた。午前8時に 所属職員に非常招集の連絡を行うが、電話はほとん ど不通であった。市民からの電話が徐々に殺到し始 めた。電話での問い合わせはガス・水道関係の苦情 のほか、市外からの安否の問い合わせも多かった。

武庫支所 午前7時50分ごろから職員が出勤し始 めた。事務所内は、ワープロや机、文書が散乱し、 市民課では、戸籍附票認証機が台から落ちて使用不 能となったため、ただちに手押しの方法を準備し、 来庁者に備えた。水道、ガスが止まったため、市民 が市民課窓口に詰めかけた。社会福祉協議会等の団 体の役員も今後の市民救済策について尋ねてきた。

園田支所 午前6時40分ごろから職員が出勤し始 め、散乱した書庫等の片付けを行った。午前7時に 防災無線による防災指令を聞き、職員に非常招集の 電話連絡をした。また、連協会長に被害状況の報告 と情報提供を依頼した。市民からガス漏れ、漏水等 の被害を訴える電話が徐々に、殺到し始めた。

| 🔆(3) 財政局では

(検査課)

検査課は職員9人の職場で、市役所本庁舎中館の 8階南側中部にあって、部屋の配置は東・西・北側 の壁面にロッカー、書庫があり、真ん中に各自の席 を配置していた。

午前9時前には、市内在住者3人が職場に出勤し ていた。しかし、部屋の入口で転倒した書庫等が障 害となり入室できなかった。なんとか無理して入室 したが、職場は足の踏み場もない状態であったので、 まず、散乱している職場の書庫、机等の整理から取 り掛かった。

午前11時ごろになると市内在住者2人と神戸から 1人の職員が自転車で出勤してきた。

また、当日、検査の予定が入っていたので担当課 に連絡を取ったところすべての現場で検査が中止と なった。

午後6時ごろに職場の片付けも終わり全員退庁し た。なお、当日、職員3人は交通機関が不通のため 自宅で待機しているとの確認が取れた。

(税制課・収納課)

震災発生当日の出勤状況は、税制課13人中11人 (85%) 、収納課28人中16人(57%)といった状況 であった。

出動後の職員の配備については、税制課は、中央 方面主任の指揮のもと本庁舎で待機し、収納課は、 園田方面主任の指揮のもと数班に分かれ、夕方まで 主な被害の状況調査を行った。

また、夕方から避難施設で援護活動が始まり、税 制課は本庁舎で待機し、収納課は園田地区の各避難

所で援護活動を行った。

市民税課)

午前6時30分、市民税課に最初に出勤した職員は、 庄内が真っ暗なため、手探り状態で2階に上がった が、受付カウンターの後ろにある整理棚が前に倒れ ていて通ることができず、怖さもあり受付前のソファー で明るくなるのを待っていた。

7時前ごろからあたりが明るくなり職場の全容が 見えてきた。机にはあまり横ずれなどの様子はみら れず、鍵のかかっていない机の引出しが飛び出し、 端末機の1台が机から落ちそうになっていた。

その後すぐ職場の状況を報告するために課長に電 話するが通じない。1階に降りてたまたま年金課の 電話をとると通じた。課長に被害状況を報告し、主 だった職員に電話連絡しようとしてもJR線以北と 市外には通話できなかった。

8時前ごろから1人、2人と出勤する者が出てき たが、通常の業務開始時刻の9時になっても職員の 数はまばらであった。

業務開始時点での最終的な出勤者数は、JR神戸 線や私鉄等の交通機関が寸断された市外居住者等を 除き、63人中35人であった。

まず倒れた整理棚や散乱した書類等を片付ける間 に、課長は、小田・武庫協力班や関連機関と頻繁に 連絡をとり合った。

10時すぎに課長から「係長以上はしばらく残り、 出動している男性職員はただちに各支所に行き、支 所の指示に従うように | との伝達があり、自転車の 隊列を組み出動した。

支所では、支所長はじめ職員が情報収集に忙殺さ れていた。

協力班の職員はいつ指示がでても即応できるよう、 体制を整えつつも自然とテレビのニュースに見入っ ていた。

正午すぎに支所長から、「現段階ではまだ具体的 な指示が出せない、長期化するであろうから今のう ちに食事をとっておくように」との説明があった。

午後2時すぎに支所長から「支所の職員と二人一

感想

振り返ると、地震が勤務時間帯に発生していたな ら、室内の様子から考えて命をも奪われかねない気 がして背筋が寒くなる思いをするとともに、ロッカー の上に荷物を置くことがいかに危険であるかを改め て実感した。

150mほど西側で火の手が上がった。消防と救急 車のけたたましいサイレンの音。だが、水がわずか しか出ない。火魔は見る見るうちに一帯をなめ尽く し、明け染めの空を焦がす。「ガスが漏れている。 避難しろ!」。消防士ががなりたてる。

近くを歩いて回った。アパートが、住宅が崩れ落 ちている。寺の門と石垣が倒壊している。名神高速 道路の支柱が大きくひび割れしている。火事場はな お余じんがくすぶり、懸命に行方不明になった人の 捜索に当たっている。後日分かったことだが、火事 の現場からは11人の遺体が発見された。

立花町3 久保田 尚武

組になって地区内の被害の状況把握に回ってほしい。 各町会の会長には連絡をとってあるので会長と一緒 に被害の状況把握を行うように」との指示がだされ to

指示どおり二人一組になって各町会長を訪ねて町 内の被害の状況把握に回った。完全に崩壊した家、 傾いた建物、階段の落ちた文化住宅、水道管が破裂 した道路、独り暮らしのおばあさんの生存が不思議 なほど屋根や家財が崩壊した住宅などを目の当たり にし、地震への恐怖がよみがえる。

寒い日であった。日が落ち、暗くなり始めたころ いったん支所に戻り、次の指示があるまで待機する。 午後7時前に次の指示が出された。

「それぞれ割当にしたがって避難所に行き、避難 **者への援護活動を行うように**|

学校と各地区施設等の避難所の配置についた。 誰もが初めての経験に、住み慣れた住居を離れ、 地震後初めて迎える夜に避難者だけでなく我々も今

避難所では、暖房が入った部屋で一夜を過ごしま したが、今まで独りで住んでいたのに、皆さんといっ しょで心強く思いました。

そこのテレビで崩れ落ちたマンションや家々、火 災を逃れ外でたたずんでおられる方々を見て、私は 何とありがたいことかと感謝の念が起こり、いただ いた1個のおにぎりの味とともに忘れることは出来 ません。何しろ丸1日ぶりにいただいた食べ物です から……。

一日も早くマンション再建が出来て、また尼崎に 帰ってくる日を希望します。住民票は尼崎に置いた ままです。

吹田市山田東 4 住中 俊子

後の生活、将来への不安は隠せなかった。

断続的に起こる余震による恐怖が眠れぬ夜への予 感を一層増幅させ、皆一様に疲労感をにじませ、無 口で無表情であった。

午後9時をすぎてから配給された弁当も極限状態 におかれた人々の空腹感を満たすには到らず、寒さ と不安を抱えたまま、夜を徹した任務が翌朝まで続 いた。

(資産税課)

地震発生後の午前7時50分ごろ、職員が出勤する と、職場は整理書庫が倒れていたり、机の上の物が 落ちたり散乱していた。

その後、出勤してきた職員が協力して部屋の整理 をする。

午前9時には職員41人中19人(46%)が出勤する。 ほとんどが市内在住か、近隣の職員で、交通手段は 自転車か単車であった。

立花方面部方面主任からの要請に基づき、応援派 遺職員11人が出動する。

立花方面主任の指揮下に入り、避難所や支所で避 難者への対応、被害状況の調査と連絡、報告を行う。

残りの職員は、手分けして出勤していない職員の 自宅に連絡したが、電話回線の不通により連絡がな かなかとれなかった。

午後からは避難者に食物・毛布を配付し、給水作 業を行う。

(収税課)

地震発生の1時間42分後、午前7時28分に職員が 出勤すると職場は、金庫や整理書庫が倒れていた。 他に机や椅子が散乱していたが、使用不能および壊 れるといったケースはみられなかった。

その後、出勤した3、4人と協力し、散乱した部 屋の整理をする一方、手分けして、伝達系統図に基 づき伝達手段を講じたが、電話回線の不通で連絡に 手間取った。庁内に設置されている公衆電話が辛う じて通話可能とわかり連絡手段として利用した。

午前8時20分に職員48人中16人(33%)が出勤し た。

午前9時には23人(48%)が出勤する。出勤職員 の状況は、92%が市内在住の職員で、8%が市外近 隣の職員であった。

また、交通手段としては、道路の亀裂や信号機の 故障で車が使用できず、ほとんどが自転車か単車で あった。

午前9時5分に災害時に指揮下に入る大庄方面部 方面主任に公衆電話で応援派遣職員の人数を確認し、 要請により10人の職員が自転車で大庄支所に出動し

大庄方面主任の指揮下に入り、大庄地区の震災に 伴う被害状況調査方法と調査体制の打合わせを①~ ③のとおり行った。

- ① 被害調査チーム編成
- ② 被害調查方法
- ③ 被害調查報告

※三人一組の調査チームを数チーム編成し、大庄 管内の被害調査。

当日は収税課職員二人一組で4チームを編成し、 大庄管内の家屋および交通状況ならびに電線・ガス 漏れ・水道断水の状態を調査報告する。

全体的には、傾斜した家屋や電線の切断、ガス漏 れなどライフラインの状況は惨憺たる状況であった。

*:・(4) 産業労働局では

産業労働局総務課では午前9時に職員6人中5人 が出勤、すぐに第2協力部の応援体制に入った。ま た、産業労働局は、所管する施設が多いため、被害 状況の把握に努め、午後4時ごろにはおおむね被害 状況の把握ができた。内訳は、労働福祉会館、労働 センターで、敷地の陥没などがあり、午前中は休館 となった。高原ロッジでは、モルタル壁の破損など があったが通常どおり営業ができた。産業郷土会館、 女性センターは、敷地内に地割れなどがあり、1日 休館となった。中央卸売市場は、断水により一部の み営業を行った。また、高齢者就業センター、中小 企業センターは、後日被災箇所が判明した。各施設 とも、被害の程度は異なるものの、何らかの被害を 受けていた。しかし、発生時間が早朝であったこと もあり、利用者の生命にかかわることがなかったの は救いであった。

★★(5) 監査事務局、選挙管理委員会事務局では

1月17日未明の地震発生後、第2および第3協力 班の各班員は、配置につくべくそれぞれ手段を講じ て出勤してきた。

1月17日の班員出勤状況は、第2協力班(選挙管 理委員会事務局)は13人中5人、第3協力班(監査 事務局)は15人中9人。

班員の出勤後、具体的な動員指令もなかったこと から、出勤できた者から順次、倒れたロッカー、散 乱した書類の片付けなど事務室内を整理した。

あわせて、出勤できていない班員の安否について 確認したが、電話が不通に近い状況にあり、なかな か連絡がとれなかった。やっと公衆電話回線が使用 可能とわかり、通じにくい状況ではあったが、全員 の無事を確認することができた。

各班員は、17日からただちに協力班に対する何ら かの動員指令が当然のことながら発令されるものと の前提で待機したが、連絡もなく、状況もつかめな

- 反省 -

- ① 職員一人ひとりに大規模な災害に対する知識や 迅速な対応を行う訓練が不足していた。
- ② 初期の段階で組織的な指令や指示が発せられず、 情報も伝わらなかったので、残った職員はどのよ うに行動してよいのかわからず、時間だけが経過 Lt=0

- 反省 -

- ① 定例化された訓練の柔軟性のなさを露顕した (伝達手段である電話回線が切断され、不通になっ た場合の対応を考えた訓練がなされていない)。
- ② 初期の段階で組織的な対応ができず、各自が独 自で対応したため、全体的な状況把握ができず情 報が伝わらなかった。
- ③ 今後、大規模な災害が発生した場合、訓練され た人を素早く集め、情報収集にあたる体制 (コン トロールタワー)が必要と感じた。



書類の散乱した事務室

いことから、情報班、動員班等に確認したが、それ ぞれも混乱していること、また、状況が十分に把握 できていないこともあり、的確な情報を得ることは できなかった。この状態は終日続き、やむをえず連 絡待機要員を残し、他の者はとりあえず帰宅するこ ととした。

翌18日になっても、夕刻までは前日と同様の状態 であったが、午後6時から選挙管理委員会事務局4 人の班員を4か所の避難所へ、監査事務局3人の班

体験 -

早朝勤務日であるこの日は、いつものように午前 3時50分に家を出た。

午前4時10分管理事務所に着くといつものように 嘱託員のSさんが「おはようございます」と迎えて くれた。

午前4時30分から水産卸売場の様子を見て回った。 午前5時40分青果そ菜売場でせりが開始された。

午前5時44分ごろ、せりも順調に進んでいるため その場の巡視は嘱託員2名に任せて、仲卸売場の巡 視をすべく仲卸店舗に向かった。途中、場内業者の A社長と会い、改築問題について雑談を始めようと した午前5時46分ごろ、フワッと突き上げられるよ うな感触のあと、ドスンと叩きつけられるような感 触と同時に「ゴオー!」という例えようのない音が 地中深くから聞こえてきた。A社長が「地震だ!」 と叫んだ。

私は、店舗の中におり荷物が倒れかけたので通路 へ出るべく左足を上げると同時に、東への揺れがき てそのまま通路へ投げ出された。

横ばいになったまま向きを変え、卸売場の様子を 見るとせりは止まり、荷物は揺れ落ちており、電気 も消え、暗がりの中で関係者が逃げまどう姿が目に 入ってきた。

管理棟が大きく揺れており、真上の仲卸棟も大き な音を出して揺れているが(仲卸棟の改築を検討し ている時でもあり一番弱っているとの認識が頭に浮 かび) 上を見る勇気はなかった。管理棟の揺れを目 の当たりにし、一瞬仲卸売場棟が崩れ落ちたら命が ないと思ったほどであった。

数十秒後、揺れが納まったため、場内の様子を見 て回るが、幸いにして、火災、けが人などはないよ うであった。途中「ウオー!」という雄叫びが駐車 場で上がり、何事かと見にいくと何十人も人が集まっ ていたが、何事もなくただ興奮して叫んでいたので あった。

一方、場内にたくさんいた買出人は、潮が引くよ う一瞬にして自宅へ帰っていき、場内駐車場はガラ 空きになっていた。

(中央卸売市場)

員を3か所の避難所へそれぞれ動員を求めるとの指 令が発令された。

この日以降、避難所等への動員が継続されること となったが、その後の動員指令も応援場所や人数に 急きょの変更がしばしば発生した。そのたびごとに 班員のローテーション変更に無理が生じたが、各班 員の積極的協力もあり、乗り切ることができた。

*:(6) 土木局では

午前6時10分、衛視室から土木局総務課長に防災 指令発令の一報が入る。ただちに建設部(土木局・ 都市局・下水道局・都心開発室)に伝達する。この 時間帯では電話は混雑しておらず、スムーズに伝達 でき、午前6時30分には最初の職員が登庁した。

しかし、職員のほとんどが何らかの形で被災して いたこともあって、午前8時の時点では、わずかな 職員しか登庁できていなかった。こうしたことから 立ち上がりが遅れ、被害状況を把握するために調査 班が出動できたのは午前9時を過ぎてからであった。

北館6階、午前7時30分。普段なら書架やロッカー などにさえぎられフロアー全体を見渡すことは不可 能なのに、備品類が倒壊してしまっていたために東 端から西端まで一望のもとに見渡すことができた。

建設部総務班では、出勤したごくわずかの職員で まず、電話・通路等を確保し、連絡・指示体制を確 立した。

出勤してきた職員から、出勤途上に把握してきた 市内の被害状況等の情報がその都度報告されてきた。

- ① 地震発生の15分前ごろ、飼い犬の異様な叫び 声を聞いて目を覚ました。地震発生直後、南の 空がオレンジ色に染まっていた。(尼崎市在住)
- ② 市域の西部方向へ救急・消防・パトカーが急 行している。
- ③ 水道局前JR陸橋から西部を眺めると数か所 黒煙が発生している。地震の影響は大きい。

しかし、被害が大きいとの情報は少なく、むしろ 「倒壊した家屋等は発見していないし、避難してい

る住民も見当たらない。地震の影響は少ない」との 情報が多数であった。

各々の職場では、ある程度の職員が確保された時 点で、管理している各施設の被害状況の把握に努め るとともに、道路・公園・河川水路・下水管きょ等 (施工中の現場を含む)の被害状況調査のために現 場に急行した。

この調査結果が報告されるたびに、被害の大きさ が認識され、応急対策を最優先にして対応していく こととした。

その応急対策は次のとおりである。

道路・橋りょう

山手幹線・道意線等の幹線道路については、損傷 箇所が比較的軽微で通行は確保されていたが、生活 道路については、家屋の倒壊等により通行不可能な 箇所が数多くあった。応急処置として、バリケード・ 赤色灯を設置した。とくに常松1丁目、食満6・7 丁目の新幹線のけた落下やその危険性のため、側道 と交差部を通行止めにした。(1月17日午後1時現在) ▷道路陥没・橋りょう支承部被害等 38件(うち通 行不可能11か所)

公園

園田野球場、橘公園等に液状化現象がみられ、地 割れ・汚泥噴出・ブロック塀の倒壊・給水管の破損 があった。このような箇所については応急の処置を 行ったが、新幹線高架下・名神高速道路高架下の子 供広場については、落橋や二次災害のおそれがある ため、供用を中止した。

▷公園等の被害 12か所 (うち供用中止12か所) 下水道施設

地震発生と同時に各施設の運転機器が非常停止し た。このため、非常用発電機により汚水ポンプ運転 を開始した。一方、高田ポンプ場の受電用リレー誤 操作による停電や各浄化センターの汚泥搔寄機の故 障が相次いだことから、職員は夜勤明けの者も含め て動員し、委託業者とともに応急修理に着手した。 このため、夜勤明けの職員は家族の安否も確認でき ない状況であった。



新幹線けた落下箇所



公園の被害



下水道施設の被害

▶各浄化センターの被害

初沈・終沈搔寄機のチェーンの脱線 フライト板の破損等 場内処理水送水管の破断・漏水等 「臭気ダクトの破断・変形等

防潮堤

午前9時25分ごろ、南初島地区に住む市民から中



中島川右岸防潮堤の被害

島川右岸防潮堤の2か所で漏水しているとの情報が 入る。市域の3分の1が海抜ゼロメートルという地 理的特性から、この防潮堤を含む市の防潮堤は、市 民の生命と財産を守る生命線であることは言うまで もない。

この情報によって土木局内に非常に強い衝撃が走った。ただちに現地調査を行い、職員が常時監視体制に入った。

中島川右岸防潮堤の被害は、約1,000mにわたって堤体のクラックが多数あり、漏水がはなはだしく、 地盤沈下しているため破堤するおそれがあった。

緊急仮復旧工事が必要なため、管理者である県尼 崎港管理事務所に通報し、ポンプによる漏水対策を 講じた。

その後1月20日になって、宮田市長と川野理事が 県災害対策本部に出向き、貝原知事に直接、漏水防 止工事を緊急要望した。

**(7) 会計室では

震災当日、地震の影響により指定金融機関の業務 が停止。これに伴って各支所での派出業務も停止し てしまった。

派出所兼出張所店舗であるさくら銀行尼崎市役所 出張所でも、2人の行員が昼前に出勤したが、開業 体制がとれないことから、一般の銀行業務は行えな い状況にあった。 総括部会計班で当日出勤できた者は、収入役を含め職員16人のうち9人であった。とりあえず出勤した職員で転倒した書庫や書架、室内に散乱した書類などを整理したり、地下の物品倉庫の片付けなどを終日行い、災害対策本部との連絡要員として2人の職員を残しその日の業務を終えた。

↔(8) 同和対策室では

職員が出勤時本庁舎中館7階東側の事務室に向かい階段を上って行くと、5階の階段が水浸しになっており、階を上がるにつれて、徐々に水量が増えていった。

7階の事務室は炊事場の湯沸かし器が損傷し、大量の水が浸水していた。

室内全体を見ると、床は一面水だらけ、書庫、キャビネット、ロッカーは、あちらこちらで倒れ、書籍や書類が散乱し、足の踏み場もないくらいであった。

爪先で歩き自分の机へ行ったが、大きな本箱の倒壊により、机上のガラスは粉々に割れ、机の脚も衝撃のため1本折れ傾いていた。

さっそく、出勤できた職員で片付けに取り掛かった。

水による足場の悪さのため、まず、浸水の取り除きから始めたが、道具もなく雑巾に水を吸わせバケッにしぼり入れるという非効率な作業であった。また、その量の多さ(バケツ100杯程度)に閉口した。

この作業に並行して、各総合センターや地区の被害状況を把握するため、電話連絡するも不通状態であった。

このため、公衆電話で連絡を取るが、混線なのか、 なかなかつながらない状況の中で情報収集を行った。 片付け作業がおおむね終わったときには、もうす でにあたりは暗くなっていた。

第3協力部である同和対策室として、その時点では協力要請がないため、午後10時に連絡調整業務に必要と考えられる3人の管理職を残し、一応退庁することとした。

なお、震災翌日からは、より詳細な被害状況の把 握に努める状況が続いた。

*(9) 市政情報センターでは

午前6時10分、西日本電気設備(市政情報センター の管理を委託している会社) 社員が出勤。センター の入退出管理システムが停電モードになっており、 建物への出入口のドアがロックされていたため、セ ンターの中に入れなかった。やむなく中央監視室の 小窓を割って中に入り同システムを停止し、ドアを フリーにした。

地震のため市内一円が停電になっていたが、幸い にも自家発電機が自動的に運転を開始しており、電 算機の自動立ち上げには支障なく、空調機も通常ど おり稼働した。次の停電に備えこのまま自家発電機 での運転も考えられたが、燃料不足になると電算機 も停止するため、電源の回復を確認し関西電力の電 源に切り換える。

午前7時20分、市政情報課長が出勤、全職員へ緊 急連絡。机上の電話ではかからず、公衆電話で近く の職員には一応連絡がとれた。

市政情報センターの電算室は3階にあるため、転 倒している機器もかなりあるのではないかと思いな がら部屋に入ると、CPUやコンソール、ディスク などが乱雑にはなっているが、一応正常に稼働して おり、オンライン端末が使える状態であることが確 認できた。

午前7時30分、中央コンピュータ(電算機のオペ レーションを委託している会社)の社員が出勤。オ ペレーターのうち市内の者1人だけ出勤可能で、当 面の対応として職員によるオペレーション応援体制 をとる。

一方、委託会社へも早急にオペレーターの応援を 依頼する。1人のオペレーターは姫路から徒歩で丸 一目かけて出勤してくれた。

午前9時、全庁のオンライン稼働状況を調査。シ ステムの状況についてユニシスの技術者と連絡を取

り、とりあえずこのままの状態でオンラインを稼働 させ、様子をみることとする。本庁、支所その他の 端末の状況を確認すると、本庁舎の端末だけが半分 の台数しか稼働していないことが判明した。これは、 本庁舎北館屋上に設置のLAN多重化装置2台のう ち1台が転倒し、電源が抜けて稼働せず、それにつ ながっている端末が止まったためである。

11時、多重化装置を立て直すことによりどのよう な影響がでるかわからないため、転倒したまま電源 を入れ、正常に稼働していることを確認し、その週 はそのまま倒れた状態にし、週末に修復を図った。

午後1時の出勤状況は、職員数33人のうち出勤20 人、欠勤13人であった。

午後1時30分、建物の被害状況調査を行ったとこ ろ天井破損16か所、エレベーター停止、地下室には 水漏れがあった。

約半数の職員がセンターに泊まり込みで警備にあ たる。

☆(10) 女性センター・トレピエでは

女性生活課では、地震発生の1月17日は、午前9 時に職員8人のうち4人、嘱託職員4人のうち1人 が出勤し、室内の整理整頓にあたった。

室内は足の踏み場もない状況で、書庫、書架は倒 れ、机の上のワープロ、書類等が散乱しており、と りあえず原状復旧作業に着手した。

午前9時45分に職員1人が出勤し、午前10時には 職員7人、嘱託職員1人となった。引き続き料理教 室の食器棚を復旧整理し、情報資料室の図書を整理 した。

午前11時ごろ通電し、そのころから公衆電話の利 用者の来館が増えた。午前中に全館の被害状況を調 査したところ、建物自体には大きな被害はなかった が、花壇、側溝に大きな被害が見られた。午後になっ て、女性センターの一般利用について協議し、1月 28日まで休館と決定した。主な理由は断水のためで ある。当日からのトイレの排水は、隣接するスポー

- 体験 -

交通局塚口営業所の状況については、まず、「ド ン」という音がして、縦振動により突き上げが起こ り、その後、大きな横揺れが続き、正常に立ってい られない状況であった。点呼場では、机にへばりつ く者、机の下にもぐり込む者、ロッカーにつかまる 者など、必死になって揺れがおさまるのを待った。

この時間帯には、乗務員も十数人出勤していたが、 数名の者は建物の中より外のほうが安心だと外に飛 び出し、他の者は記載台につかまっていた。この間、 実質は20秒くらいであったが、何分も続いたように 感じた。揺れがおさまった後、電気が一時暗くなっ たり明るくなったりしたが、すぐに正常に戻った。 電気、ガス、水道には異常がなかった。

営業所の北東の塀が倒壊し、給水装置に損傷を与 えた。事務所内においても、1階では、メールボッ クスが倒れるとともに、衝立が倒れてガラスが割れ、 2階では、ロッカーが倒れるとともに机等が移動し、 書庫から簿冊が飛び出し散乱した。

武庫営業所では、ロッカー、メールボックス、棚 などが次々に倒れ、非常ベルが鳴り続けた。地震が 止まると、すぐにガスストーブの点検を行い栓を切 り、非常ベルを止めた。すべての部屋が、倒れたロッ カー、メールボックス、椅子などのため足の踏み場 もなく、揺れ戻しも予想されるため、安全を確保す べく、出勤してきた乗務員を、厳しい寒さの中、北 車庫で待機させた。

建物等の状況としては、同営業所の北および西側 の塀が倒壊し、駐車場内では、直径5m、深さ5cm 程度の陥没が生じ、駐車場の車止めが隆起するとと もに、それによって駐車中のバス9両が損傷した。 また、洗車機の機能が停止するなどの被害も生じた。 事務所内では、ほとんどの部屋でロッカー、メール ボックス、棚などが倒れ、足の踏み場もないほどで あった。

(交通局塚口営業所・武庫営業所)

ツクラブ「ウッディ」の噴水を汲んで利用し、飲み 水は破裂水道管からの吹き出し水を沸かして飲んだ。 午後6時職員3人、午後11時職員2人が退庁、同時 刻ごろ、寮生活をしている女性3人が避難してきたた め、相談室へ案内し、翌朝まで避難させた。最終的 に職員2人が引き続き翌朝まで待機することになった。

市立消費生活センターでは、当日午前9時に職員 11人のうち4人が出勤し、室内の整理整頓にあたっ た。同センターは、市域の北西部に位置し、市内で も大きな被害のあった地域にあるため、センターの 被害も大きく、室内の書庫、書架は倒れ、ガラスが 散乱し、足の踏み場もない状況であったが、ともか く原状への復旧が先決であった。

午前10時30分になり、職員1人が出勤し、原状復 旧作業についた。当時、電気は通っていたが、水道 は断水が続いており、非常に不便な状況の中での作 業が行われた。

午後5時30分になり、自宅の被害の大きい職員4 人がとりあえず帰宅し、以後の指示を待つことになっ た。

午後10時になり、最後まで残っていた職員が帰宅 した。

震災当日の職員の出勤状況は、出勤者5人、連絡 はあったが出勤できないもの4人、休暇者1人、連 絡不通者1人であった。

通信の不通と情報収集

午前8時ごろから、市役所本庁舎2-2会議室で 第3回災害対策本部員会議の開催に向けて被害状況 の把握を始める。まず、企画局総務課で被害状況報 告書の様式を決めた。尼崎市地域防災計画のマニュ アルでは報告書の様式が決められていたが、報告項 目が細かく実際的でなかったことや本市の被害はそ れほど大きくないとの認識があったことなどから、 本部員会議用に簡易な書式をつくり、8時25分には 各局室総務課へ電話で、また各機関には防災行政無 線により該当項目を報告するよう指示をする。

8時45分ごろになると各局室総務課から報告があ り、集約のうえワープロで清書しコピー複写する。 慣れないうえに時間がないなかでの作業であったが、 9時の本部員会議には何とか間に合い席上に配付し た。

午前9時、第3回災害対策本部員会議を開催する。 9時現在では、30ページの「第3回災害対策本部 員会議資料」程度の情報しか把握できていなかった。 本部員会議は、神戸市、芦屋市等に比べ被害が少な いことから、何となく安堵感が漂っていたように思 われる。

会議は、情報主任が被害状況の報告をした後、消 防局長、土木局長などが補足説明をし、最後に市長 から「よりいっそう情報収集に努めるように」との 指示があり、30分ほどで閉会した。

なおこの時、本部員会議は、おおむね2時間おき に開催することとした。

5 広報活動

**(1) 総括部情報班による当日の情報収集

午前9時以降の情報班による情報収集等の活 動状況は次ページ表のとおりである。17日は情報 収集を計8回、災害対策本部員会議を計8回開催し た。

17日の情報収集活動でとくに印象的なことは、午 前9時の本部員会議では神戸市などに比べ被害報告 が少なかったことに安堵感があったが、徐々に被害 の実態が明らかになるにつれて重苦しく、厳しい雰 囲気になったことである。

水道については、午前11時の本部員会議では武庫 地区を中心に断水しているとの報告があったが、数 日で解消される見込みであったこと、午後4時ごろ には立花町3丁目2番10号常磐荘の火災現場で行方 不明者が17人あり、その救助活動を徹夜で行うかど うかで激論があったことなどである。

常磐荘の火災については、現場サイドは機材が不

十分であること、行方不明とはいうものの、実際に は住んでいるかどうかわからないといったことから、 夜にはいったん作業を中断していたが、「仮に犠牲 者が出た場合、取り返しのつかないことになる」と の市長の強い指示があり、午後7時30分にはユンボ 1台、トラック3~4台を配車し、7時50分から消 防職員が作業を再開、徹夜で作業を続けた。

翌18日午前8時30分からは自衛隊(61人)の協力 も加わり作業を続けた結果、午後4時40分の作業終 了までに10人の死亡(7人は震災当時同所にいなかっ たことが判明)が確認され、本市で最大の人的被害 となった。

**(2) 広報課の広報活動

広報課では、午前7時過ぎから職員が参集しはじ め、午前9時の始業時現在では、市報の校正のため 大阪市へ出張を命じられていた職員を含め、9人が 勤務についた。

室内は、更衣ロッカーやキャビネット、書庫など が倒れ、あらゆる机の引出しが飛び出していて、書 類などが散乱していた。まずは、倒れていた書庫や 散乱していた書類を整理し、事務室で執務できる態 勢を確保した。とりあえず、地震の状況を知るため に室内のテレビをつけようとするが、CATV配線 のためテレビが映らなかった。また、隣の市政記者 クラブ室は扉がゆがみ、開閉不能の状態になってい た。庁舎管理係の応援で扉を壊して入ったが、市政 記者クラブ室内は予想したほどの乱れはなかった。 クラブ室内のテレビは外部アンテナによる配線だっ たのでトラブルがなく、阪神高速道路の倒壊現場な どの様子が映し出されていた。

この後、当日に予定していたパブリシティ(市政 記者クラブへの情報提供)は中止し、広報班の取り 組みとして被害状況等の把握に取りかかった。また、 職員が出勤途中で確認した状況等からは、市内でも 相当の被害が出ているようであった。そこで、職員 からの聞込み情報などをもとに、被害状況の情報収

情報班による当日の活動状況

時間	調査等	摘要
10:30	被害状況調査 第4回 災害対策 本部員会議	本市でも建物の倒壊による ・死者が5人いることが正式 に判明。漏水20か所、水圧 は平常時の5分の1程度。
12:30	被害状況調査	死者が6人に増える。全市 断水状態との報告がある。
13:30	第5回 災害対策 本部員会議	病院用として支所に給水タンクを2基設置する。
14:00	被害状況調査	道路通行不可8か所。競艇 場は17~19日の中止を決め る。
16:00	被害状況調査	死者が15人に増える。立花 の常磐荘で行方不明17人の
17:00	第6回 災害対策 本部員会議	報告がある。けが人1,300 人との報告がある。
18:00	被害状況調査	市長から常磐荘の火災現場 について、行方不明者を発 見するまで捜索するよう指
21:00	第7回 災害対策 本部員会議	示があった。
21:00	被害状況調査	支所確認の家屋被害状況は 全壊93件、半壊 496件、一 部損壊45件と報告がある。
23:00	被害状況調査	避難者数は 7,855人に上っ
24:00	第8回 災害対策 本部員会議	た。

集や記録写真撮影を行うため、職員が手分けして庁 内や市内各所の巡回にかかった。写真撮影を行った 地域は大きく分けて、庁内と市役所周辺(西難波町・ 東難波町など)、国道43号以南方面(築地・元浜町 など)、武庫之荘方面(南武庫之荘・常吉など)で あった。

記録写真撮影に回った各所では、建物の倒壊や橋・ 道路の陥没など地震による被害の大きさが感じられ たが、比較的混乱もなく、むしろ静まり返っている というような様子であった。ただ、ガス漏れが続い ている危険な場所があったり、全壊した家屋の前で 呆然としている人や、倒壊した建物から日常生活用 具を運び出して避難所へ向かう様子に出会うなど、 緊迫した状況も見られた。

災害対策本部が午前9時現在の被害状況をまとめたが、その時点では人的な被害は不明であった。新聞記者等のマスコミ関係者はまだクラブ室につめていなかったため、ファクスで資料を送った。

あわせて被害状況を市民に知らせるため、拡声器付きの車を手配したが、1台しか確保できなかった。 その広報車1台で水道局職員とともに、JR以北の地域へ断水している旨の広報を始めた。

当日は1月20日号の市報校正日だったため、自宅から直接、大阪市福島区にある印刷所に出勤する予定の職員は、交通遮断のためいったん市役所に出勤していた。しかし、今後どのような事態になっても市報の発行に対応するため、職員2人が自転車で印刷所に向かった。

印刷所は地震による被害がなく、交通遮断の関係 で出勤していた社員は普段より少なかったものの、 印刷は可能ということであった。しかしながら、当 初予定した原稿より震災情報の提供を優先する必要 があると判断し、夕方の時点で市報の発行延期を決 め、職員は帰庁した。

午前中は、市政記者クラブ等のマスコミからの問い合わせが数件あり、市政記者クラブ加盟各社に対して、午前9時と10時30分現在の被害状況等を配信した。

午後からは、市政記者クラブの各新聞社や、テレビ・ラジオ等マスコミからの問い合わせが多くなり、その対応に追われた。災害対策本部からその後、午後0時30分、1時、2時、4時現在の被害状況等を配信した。被害状況は時間を追うにつれ、倒壊家屋や避難者数が増加していった。また、道路の陥没箇所や断水による対応など、新たな情報の項目が追加されていった。

午後2時ごろ、サンテレビの市政広報テレビ「ラ イブ尼崎」を担当している制作会社のディレクター から電話が入った。神戸市にある本社との連絡が通 じないことから、明日に予定していた撮影を中止す ることとなった。

当日は、電話がかかりにくい状態が続いたためか、 市民からの問い合わせは少なかったが、中には、 「裏のマンションが倒れかかっているので早く撤去 してほしい」という悲惨な状況を訴える連絡もあっ た。被害状況の発表では、市内でも多くの市民が学 校や地区会館などの公共施設へ避難しており、時間 を追ってその人数が増えていることや、水道の断水 やガス漏れ等ライフラインに大きな被害を受けてお り、その復旧に相当の時間がかかることが分かった。 このため、20日に予定していた市報の発行を遅らせ、 震災情報に紙面を差し替えることを決めたほか、広 報車による市内巡回や臨時チラシの発行など、今後 の広報活動体制への対応準備を進めた。

夜間にも、午後6時、8時、11時現在の被害状況 等を配信した。この時点になると新たな被害発生な どの変化はなかったが、被害家屋数や避難者数は引 き続き増加していった。

また、緊急・不測の事態に備えて、広報課職員が 交替で徹夜対応を実施した。

**(3) 水道局の広報活動

地震発生直後、神崎浄水場、本市の水道水の約80 %を供給する阪神水道企業団の猪名川および尼崎事 業所では、極度の揺れによる停電により配水ポンプ が停止し、一時的に断水状態となった。ただちに電 気系統の異状の有無を確認した後、神崎浄水場では 午前5時55分、猪名川事業所では午前6時、尼崎事 業所では午前6時30分に配水ポンプを再起動させ配 水を開始した。

しかし、水を送っても配水ポンプの元圧が上がら ず、市内で断水や出水不良が生じていることが推測 された。



市報あまがさき

感想 -

今回の災害は誰の予想も超えるものであった。被 害情報を収集しようとしても、実際に現地に行かな ければわからないが、交通渋滞のためにはかどらな

広報についても、即時性のある車両広報を実施は したが、車両の数が少ないうえに、これも交通渋滞 により思うようにいかなかった。

一方、通信回線のマヒのため、早朝から多くの市 民が続々と来局し、駆けつけた職員は、断水、出水 不良に対する苦情の対応に追われていた。

その後、市内の被害状況を把握するため、パトロー ル車3台が調査に向かったが、無線基地局のアンテ ナ倒壊によりこれが使えず、また、交通渋滞などに より思うように情報収集がはかどらなかった。

午後には、無線基地局は復旧し、パトロール車も 11台に増強することができるようになった。引き続 き配水管等の被害状況の調査に全力を挙げたが、道 路事情はますます悪化し、パトロール車による状況 把握はまさにお手上げ状態で、水道管の被害状況、 断水等の情報収集は困難を極めた。

時間の経過とともに、通信回線が回復し始めると、 多くの市民から断水および漏水情報が寄せられた。 市内で広範囲に断水していることが判明してきたた め、午後から水道の現状と応急給水場所等を車両広 報することになった。

しかし、地震による被害が大きく、市災害対策本 部広報班に応援を求めたものの、多くの車両が救助 活動等に出動していたこともあり、当日確保できた のは、局車両2台、広報班から1台の計3台であっ た。JR東海道線以北2台、以南1台に別れて、午 後1時から6時ごろまで断水状況と応急給水場所の 広報を行った。

このように当日は車両3台であったため十分な広 報活動はできなかった。

消火。救助。救急活動 ●第3節

消防部本部の開設

平成7年1月17日当日の消防局では、本部と各署 所を含めて、117人の消防職員が災害に備えて勤務 していた。

通信指令室では、当日9人の勤務体制のうち3人 が勤務にあたり、6人は仮眠中であった。119番を 受け付けることができる32回線は、次々にかかって くる災害通報により、ランプは点灯しっぱなしとなっ た。9人全員で対応に努めたが、話し中になってい た市民もいたかもしれない。

**(1) 消防部本部の開設

午前6時10分に尼崎市災害対策本部が設置された のに続いて、6時20分には消防局長を本部長とする 消防部本部を防災センター3階に開設し、災害情報 の収集、消防部対策活動の決定と指令等にあたった。

同時刻、各消防署には、消防部方面警防隊本部を 設置し、それぞれの担当区域を中心とする対策活動 にあたった。

一方、消防団では、同時刻に消防団長を本部長と する尼崎市消防団本部を防災センター5階に開設し、 各支所を拠点とする各地区では、各副団長指揮の下 に、地区本部(本庁地区にあっては中消防署)を開 設した。

(2) 現場指揮体制

地震発生直後から、火災、救急、救助、ガス漏れ 等の災害が同時多発、平常時のマニュアルや指揮体 制では機能しないため、所轄署長指揮の下に災害応 急対策活動にあたった。

消防団でも、各地区の副団長指揮の下、それぞれ の分団ごとに担当区域の災害対策を中心とする活動

消防部の時間別参集状況

基準人員409人=総数418人-対象外9人(派遣職員等)

時刻	参集人員	参集率	稼働人員	稼働率
7 時	131	44.9	248	60.6
8時	204	69.9	321	78.5
9時	232	79.5	349	85.3
10時	252	86.3	369	90.2
11時	258	88.4	375	91.7
12時	262	89.7	379	92.7
13時	265	90.8	382	93.4
14時	266	91.1	383	93.6
15時	271	92.8	388	94.9
16時	273	93.5	390	95.4
17時	273	93.5	390	95.4
18時	277	94.9	394	96.3
19時 〈 24時	282	96.6	399	97.6

注) 稼働人員は、当務員の117人を含む。

消防部の参集手段

手段	自動車	単 車	自転車	電車・とたま	徒歩	合計
人員	114	112	45	2 • 2	7	282
%	40.4	39.7	16.0	1.4	2.5	100

に努めた。

**(3) 職員の参集状況

午前6時10分第1号防災指令の発令に伴い消防部 では、局員に甲号非常召集・各署所員に乙号非常召 集を発令したが、電話連絡がほとんど付かなかった。 職員は「尼崎市消防職員非常召集規程」第11条(非 常事態の発生を知った場合は、その状況を判断し所 属または災害現場に参集しなければならない)の定 めにより自主参集したものである。

また、尼崎市地域防災計画(地震災害対策編)で も、勤務時間外における地震等の災害を知った場合 の自発的参集について決められている。

地域防災計画(地震災害対策編)の動員計画に基 づき、非番員等は自主参集により参集、地震発生後 の午前10時には対象職員の86%にあたる252人が参

消防局の人員と機動力

	所	屈		人員	車	単車	自転車
	総	務	課	9.1	司令車・連絡車・人員輸送車	1	
本	職	員 担	当	-	広報車		
	予	防	課		広報車・査察車	7	
部	消阻	消 防 防 災 課 7 指揮車・救助工作車・調査車 2・※救急車・※タンク車・※ポンコ 資材搬送車・人員輸送車		指揮車・救助工作車・調査車2・※救急車・※タンク車・※ポンプ車・ 資材搬送車・人員輸送車	1		
	情幸	報 指 令	課	9		1	
中	本		署	15	指揮車・ポンプ車・化学車・梯子車・空気充塡車・電源照明車・救急 車	3	10
署	≡	和 分	署	8	タンク車・ポンプ車・高所放水車	2	4
東	本		署	12	指揮車・タンク車・ポンプ車・化学車・梯子車・救急車	3	12
署	常光	と寺 出 張	所	7	タンク車・高発泡車	1	8
西	本		署	12	指揮車・ポンプ車・化学車・救急車・※ポンプ車	3	9
	武	庫 分	署	12	タンク車・梯子車・救急車	2	10
署	大戶	主 出 張	所	3	タンク車・原液搬送車		4
北	本		署	12	指揮車・タンク車・ポンプ車・梯子車・粉末化学車・救急車	3	12
	園	田分	署	11	タンク車・ポンプ車・救急車	2	11
署	塚『	コ 出 張	所	9	タンク車・救助工作車	1	5
		ā†		117	54台	30	85

^{*}人員については、午前5時46分現在の勤務者

集し、総員369人で災害活動にあたった。

消防部の時間別参集状況と参集手段は前ページ表 のとおりである。

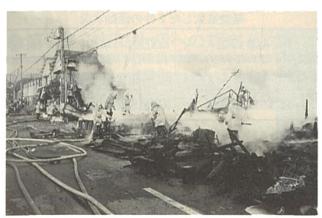
(・・(4) 当日午前5時46分の消防体制

当日午前5時46分現在での消防局と消防団の人員 と機動力は、上表・右表のとおりである。

消防団の人員と機動力

D	乙 均	或 令	亨	分団数	実員	車両台数	ポンプ積載車 台 数
団	7	k:	部		14	1	
中	央	地	X	7	108	7	
小	田	地	区	10	170	10	
大	庄	地	X.	9	137	9	
立	花	地	区	11	183	11	
武	庫	地	区	11	192	11	
園	田	地	区	10	174	10	1
	i	+		58	978	59	1

^{*}表中の※印については、代替車両



立花町3丁目の火災現場

< (5) 災害情報の伝達</p>

午前7時には、防災行政無線基地局(市役所8階) に3人を派遣し、尼崎市災害対策本部の災害情報の 伝達に従事させた。

2 消火活動

地震に伴い、午前6時から午後6時39分までの間に 8件の火災が発生した。そのうち地震発生直後に発 生したのは5件で2件が延焼拡大。消防隊は効率的 な出動指令により防ぎょ活動を展開したが、地震に よる断水のため消火栓が使用できず、遠距離にある 学校プール、防火水槽等から中継送水を行い消火活 動を実施した。出動車両と人員は42台の218人。

火災の発生状況については下表のとおりである。

火災の発生状況

覚知時刻	発生場所	火 災 概 要	車両	人員	死傷者
6:00	武庫の里1-17	部分焼 歯科医院の技工室 6 m ³ 焼損	2	8	
6:05	武庫の里2-5	部分焼 住宅 1 棟、湯沸器倒壊により出火、内壁一部焼損	2	12	
6:05 鎮火 17:00	稲葉元町 1 — 7 —16	家具が石油ストーブ上に転倒し出火、全焼 共同住宅 1 棟延べ 535 m ² 住宅 1 棟延べ 266 m ² 、半焼 店舗 1 棟25 m ² 、ぼや 店舗併用共同住宅 1 棟 計 826 m ² *石油ストーブ耐震消火装置なし	6	51	中等症 1人
6:23 鎮火 17:57	立花町 3 — 2 — 24~26	倒壊した住宅か共同住宅から出火、全焼 住宅 3 棟延べ 798 m ² 、 共同住宅 2 棟延べ 932 m ² 、ぼや 住宅 1 棟 計 1,730 m ²	23	103	死者 11人
6:56	西本町6	部分焼 事務所併用共同住宅 1 棟10㎡ 熱帯魚の水槽が倒れ、温 度調整用ヒーター加熱出火 *付近住民の初期消火により鎮火	2	9	
10:45	立花町 4 -16	ぼや 住宅1棟 電力復旧による電気ストーブの通電火災 *付近住民の初期消火により鎮火	5	25	
18:39	東難波町 3 -25	部分焼 住宅1棟 ガス管破損により漏洩したガスにローソク 火が引火	2	10	軽傷 1人
事後聞知 1 /17 7:33	武庫川町4	部分焼 共同住宅 1 棟 電力復旧により水槽用ヒーターが過熱 (1月22日 10:00事後聞知)	0	0	
	1 1	全焼7棟、半焼1棟、部分焼5棟、ぼや3棟 合計 8件 16棟 2,572m焼損	42 台	218 人	負傷者 2人 死者 11人

また、延焼拡大した2件の活動状況は右表のとお りである。

3 救助·救急活動

救助出動したのは、17日に23件であった。

また、地震発生直後、救急要請が殺到したが、指 令管制勤務員の判断で重症者と思われる事案の救急 出動を優先し、軽傷と思われる救急事案については、 近くの病院を紹介し自力対応してもらった。

地震発生当日は、94件の救急要請があり79人を医 療機関に搬送している。

地震発生当日は、各医療機関とも外来患者が殺到 し患者が廊下にもあふれていた。救急隊は、医療機 関に直接交渉し搬入している。

4 消防団の活動

震災直後から消防団員は自発的に自区域分団器具 庫に参集した。

当日には、尼崎市消防団のほぼ全車両全団員が出 動、火災・救助・ガス漏れ、警戒・調査活動のほか 道路、家屋の被害状況調査、給水救援などそれぞれ の担当区域を中心に活動を行った。

とくに、火災・救助・ガス漏れなど、それぞれの 現場での消防団の活動は、地域に密着したものであ り、長距離からの送水作業、長時間放水、残火処理、 発掘作業そしてガス漏れ警戒や給水活動など各分団 員の努力により、被害を最小限にくい止め、また住 民の不安の解消に貢献したといえる。

延焼拡大した2件の活動状況

	延尻加入した2件♥プ// 19/1// // // // // // // // // // // // //								
場所	稲葉元町 1-7-16 福寿荘	立花町3-2-24~26 昌和荘、常磐松荘、 常磐荘							
発生	5 時50分	6 時15分							
覚知	6 時05分	6 時23分							
火勢 鎮圧	6 時40分	9 時30分							
鎮圧	7 時16分	13時45分							
鎮火	17時00分	17時57分							
出動車両	署4台 団2台 計6台	署17台 団 6 台 計23台							
人員	署31人 団20人 計51人	署60人 団43人 計 103人							
使用水利	防火水槽1基 河川3か所	消火栓2基 学校プール1 基 防火水槽4基 河川1 か所							

市民生活への対応と対策 第4節

市民からの問い合わせ

↔(1) 総括部情報班での対応

2-2会議室を災害対策本部前室として活用する ため黒電話を増やし、班員10人前後が交代で常駐し て市民からの問い合わせに対応した。

午前10時ごろまでは、問い合わせは比較的少なかっ た。新たな情報が入らないなかで、県から何度も情 報把握のための連絡が入った。他市の被害の大きさ をラジオ、テレビで知る。

10時を過ぎてから徐々に問い合わせの電話が増え、 午後には電話が鳴りっぱなし状態になった。

「電話がかからない」「水道管が破裂して断水し ている」「ガスが漏れている」「塀が倒れて危険だ」 「知人の安否を確認したい」「○○地域の被害状況 はどうか」「給水場所はどこか」「どこに避難すれ ばよいか」といった問い合わせが殺到したが、答え られるだけの情報もなく、聞くだけに終始すること も多かった。

関係機関の電話番号など共有すべき情報は壁に張 ることにした。県の災害対策本部の電話番号、各市 の災害対策本部の電話番号(神戸市、芦屋市、西宮 市は電話が全く通じなかったようで、まだ比較的か かりやすかった本市に各市の状況、問い合わせ先等 を聞いてくる人が多かった)、NTT・関西電力・ 大阪ガス等の電話番号、各局室総務課の内線番号等 は大きな模造紙に一覧表にして張り付けた。

その他の情報は整理などしている状態ではなく、 気がついた者が気がついたことをメモし、また本部 に報告されてくる情報は必要に応じて壁に張ること にした。壁はみるみるうちにメモで埋まった。

(2) 市民局での対応

震災直後から断水・ガス漏れ等のライフラインに ついての市民からの問い合わせが、本庁・各支所に 殺到したため、大混乱の状態が続いた。さらに、市 民に応対する職員自身も震災に関する情報を十分に 伝達されていなかったため混乱を深めることとなっ た。

震災当日の本庁と各支所での市民からの問い合わ せの状況は次のとおりであった。

本庁!!!!!!

職員は出勤後、事務室内の散乱した備品、書類を 片付けるとともに、来庁者への対応に努めたが、電 話は内線も含め通じず、十分な対応ができなかった。 終日このような状態が続いた。18日以降も市民から の要望、問い合わせ、苦情で来庁者、電話が殺到し、 混乱状態が続いた。

支所!!!!!!

午前7時30分ごろから市民からの電話がかかり始 めた。電話の内容は、断水、ガス漏れ等のライフラ インに関するものや、家屋が倒壊寸前で救援を求め るものなどであった。職員が関係機関へ連絡を入れ てもつながらず、大混乱の状態であった。

また、「二次災害回避の防災体制はどのようになっ ているのか。責任者に説明を求めたい」と苛立った 市民が職員に詰め寄ることもあった。さらに親戚、 知人がどこの避難所に行っているのかという電話で の問い合わせもかなりの数があり、避難所における 避難者名簿の必要性を感じることとなった(避難者 名簿は1月21日ごろ作成された)。

各支所では、ガス、水道、電気といったライフラ インに対する苦情や住まいに被害を受けた方々の行 き先の相談などでごった返し、電話も鳴りっぱなし の状況となった。夜間も同様の状況で、正確な情報 も少ない中で対応に苦慮するといった状態が数週間 続くこととなった。

2 避難者への対応

**(1) 教育委員会事務局では

1 事務局での1日

午前7時30分、教育委員会事務局には数人が到着 していた。

教育長(避難部長)が災害対策本部員会議から戻っ てきた8時から学校園の被害状況の把握や休校措置 の決定等についての協議が続けられた。

電話が通じにくい状態が夜中まで続いたことから、 各学校園との連絡は非常に困難を極めた。午前9時 時点での出勤者数は、神戸方向の交通機関の途絶状 態から、平常時の50%以下という状態であったが、 電話の通じない北部には、自転車等で職員が向かい、 学校園の被害状況の把握を続けた。

その後、災害対策本部から避難所の開設状況をつ かむように指示が出されたので、全市立学校に照会 をした。しかし、指定避難場所72か所という数の多 さに電話のかかりにくさが加わって、避難者数の把 握は困難を極めた。

災害時優先電話に指定されている回線は数回線し かなく、公衆電話が比較的かかりやすいことから、 学校教育部の各学校班が、1階の庁舎内公衆電話等 に分散して各学校に電話をかけ情報収集を行った。

時間の推移とともに、避難者が増える傾向にあっ た。真冬の災害ということから、体育館のような施 設よりも、和室や暖房設備のある福祉会館、共同利 用施設、地区会館などがよいのではないかと、午後 の災害対策本部員会議で提案し、学校以外にも、地 域の公共施設を避難所にすることになった。

避難者数が増えていき、避難者への食事の提供が 必要となったが、当日の小学校給食用のパンと牛乳 が、全校休校となったことから余っているので、そ の活用を災害対策本部員会議で決定し、方面部が避 難場所に配送することになった。その受け入れのた め、避難部からも職員を派遣したが、方面部も地理 に不慣れなことから配送が終了したのは、午後11時

に近かった。

午後11時を過ぎて、電話がかかりやすくなってき た。それとともに午前0時ごろから、避難者の情報 を求める問い合わせ電話がかかりはじめ、夜中から 夜明けまで断続的に鳴り続けた。

援護物資の毛布の不足を訴える声も多く、福祉課 を中心とした援護班も、夜中まで毛布を配送してい

余震が不気味に続き、避難所は余震のたびに避難 者が増えていった。

2 避難所での1日

最も早い学校では、午前7時に7人の避難者があっ たが、その後増え続け夕方からはその数が急速に増 えてきた。ある学校の記録によると、午後2時では 38人、3時で61人、8時で122人、9時で152人、11 時で196人、18日の午前0時では205人にも達してい る。また別の学校では、午前9時30分ごろに数人、 昼ごろには20人程度、午後5時には150人、8時に は体育館に400人、運動場にも車に乗ったまま避難 している人が150人にもなっていた。暗くなるにつ れて住民の不安感が増し、避難所へと急いだことが わかる。

寒さが厳しかったため、多くの学校では避難者が 電気毛布やポット等を使うのを禁止することは忍び がたく、避難者の急増とともに、たびたび体育館の ブレーカーが飛んでしまった。

そのため、いくつかの学校では、避難所としては 使用が禁止されている石油ストーブを入れざるをえ ない状況になった。ある学校では体育館に学校のス トーブを2台設置し、灯油等も学校が手配する、そ のかわり、個人の暖房器具の使用は禁止するといっ たところもあった。しかし、断水状態の学校では火 災の心配があり、寒さに堪えてほしいと校長自らが 避難者に訴えたところもあった。夕方以降、災害対 策本部から学校園に毛布や食料品が運ばれてきたも のの、急増する避難者に対応できるものではなかっ た。電話連絡が十分でなかったことと、交通事情が 悪かったことも、避難者や学校関係者をいらだたせ る原因となった。

(2) 市民局での対応

各避難所への誘導は、各方面主任を通じ、社会福 祉連絡協議会会長へ避難場所の案内を電話または訪 問により行った。

市民が避難所へこられたのは、早い人で午前9時 ごろからであったが、午前中は避難者はまだ少数で あった。しかし、日が落ちかける午後4時ごろから いずれの避難所も急増した。

これは家屋が全壊した人はもちろん半壊またはそ の他の人たちも余震の続く状況の中で、不安を抱い たためである。

また、市内で最も多くの避難者が避難し、長期間 となった武庫北小学校の場合、午後6時現在で、体 育館に500人、校庭には車両が約100台入り込み、そ の自家用車の中にも100人近い避難者がおられた。

指定避難場所だけでなく、地区会館、福祉会館、 集会所も避難所とすることとなり、各方面班から、 各施設管理者に電話で開設を依頼した。当日の避難 者への食事提供については、休校の学校給食用のパ ン、牛乳を調達した。調達配付方法は、午後5時を めどに各支所(市民生活課・福祉事務所)が取りに 行き、避難所へ配付することとなった。

しかし、パンの業者との連絡がつかず、また交通渋 滞のため避難所への配付が遅れ、遅いところでは午後 9時ごろとなった。

また、夕刻から避難者数が急増し、用意していた パンだけでは不足したため、防災センターに備蓄の 乾パンを配付した。

**(3) 調度課では

(1) 緊急発注用の業者名簿の整理)

緊急発注用にあらかじめ作成していた名簿記載業 者へ電話連絡をし、緊急発注に対応できる状況か否 かを確認した。この結果、主として食糧の調達に不 安が生じたため、電話帳等の情報を基にしてその他 の業者と連絡をとって同様の確認をし、名簿の拡充 整理を行った。

2 従事体制の確認

当分の間、24時間の配備体制が要求されるため、 時間外勤務のローテーションを定め、従事体制の確 認を行った。

3 食糧の調達

援護班から避難者用の食糧の調達の要請があり、 深夜から翌早朝にかけて業者と連絡をとり、1月18 日分の朝夕各1万食分の食糧を手配した。

3 応急給水の実施

市民からの断水情報が続々と集まるなか、取り急 ぎ給水タンク車による応急給水のための基地を配水 池のある神崎浄水場、阪神水道企業団の猪名川事業 所、同尼崎事業所の3か所に設置した。これらの給 水基地のほか、水道局本庁舎、小田支所、大庄支所、 立花支所、武庫支所、園田支所、園田地区会館、園 田東会館に応急給水場所を開設し、午後3時30分か ら応急給水を開始した。各拠点では、翌朝まで終日 応急給水を実施した。

また、人工透析など緊急医療用水を必要とする病 院については、車両による運搬給水を行うこととし た。

これまで全市的な断水の経験がなかったことから、 応急給水は多忙を極めた。

給水活動にあたっては、十分な職員の確保ができ ず、取り急ぎ混成の給水班を編成するとともに市内 の水道工事業者や土木業者にも運転手付きの車両の 応援を求めた。以後、これら応援車両や本市が所有 する高圧給水車(1.75m3×1台)、給水タンク(1 m3×6基) 、組立式簡易給水槽(1m3×10基)、ポ リタンク(10 ℓ、20 ℓ 各300個) および非常用飲用 袋(10 ℓ、2万7,000袋)の応急給水用資機材をフ ルに活用した。

とくに高圧給水車は、大量の水を必要とする病院

体験 -

震災直後から、武庫地区は全域的に断水に陥った。 その他の地区でも一定の範囲の地域で断水したが、 とくに、武庫地区は地盤が高いうえに、浄配水場か らの距離も遠いため、水圧が低く、断水が広範囲、 長期間に及んだ。

給水車が最初に武庫支所に来たのは、午後3時す ぎで搭載タンクの小さい2m³車であった。武庫地区 で当日給水車が来たのは武庫支所のみで、給水を求 める長蛇の列の市民でたちまちタンクは空になった。 給水車が折り返してくるのには交通渋滞もあり1時 間半程度を要した。このため武庫方面班は支所貯水 槽の水を市民に配水する緊急の処置をとった。

(武庫支所)

交通規制

実施日	箇所数	主な規制理由
17日	11	新幹線けた落下
18日	14	7 階建てマンションの倒壊等
19日	3	建物倒壊
20日以降	33	道路の亀裂・陥没等
合 計	61	

障害物除去

四音物陈五									
月日	処理t	月日	処理t	月日	処理t				
1 / 20	6	$2 \nearrow 6$	220	2/23	155				
1 / 21	157	2 / 7	129	2/24	105				
1 / 22	31	2/8	191	2/25	76				
1 / 23	243	2/9	267	2 / 26	40				
1 / 24	258	2/10	222	2/27	101				
1 / 25	227	2/11	166	2 / 28	100				
1 / 26	165	2/12	0	3/1	120				
1 / 27	173	2/13	191	3/2	33				
1 / 28	257	2/14	116	3/3	48				
1 / 29	42	2 / 15	0	3/4	70				
1 / 30	187	2/16	95	3/5	0				
1/31	187	2/17	78	3/6	60				
2/1	245	2/18	88	3 / 7	22				
2/2	205	2/19	0	3/8	12				
2/3	147	2 / 20	76	3/9	0				
2/4	122	2 / 21	98	3 / 10	14				
2/5	0	2 / 22	133	3/11	62				
				合 計	5,740				

(受水槽方式)への運搬給水には大きな力を発揮し た。

しかし、市域の約2分の1が断水するといったか つて経験したことのない状況下では、車両、人員お よび資機材の不足に加え、交通渋滞等により思うよ うに活動ができなかった。

地震発生当日の給水車の延べ台数は30台、要員は 57人で82m3の給水量であった。

交通障害と対策

土木局では、午前10時から4班体制で道路構造物 の損壊箇所の調査、家屋倒壊による道路交通への影 響等を調査し、交通規制の要否をチェックすること とした。

しかし職員の出勤状況が悪く、十分な調査体制を 組むことができず、調査がおおむね完了したのは1 月28日であった。またこの間、市民からの情報も数 多く寄せられ、その対応にも苦慮した。

本市の市道は幅員が狭いという道路特性があり、倒 壊家屋等による道路遮断が数多くみられた。緊急車両 の通行に支障をきたすため、障害物除去が急がれた が、市は障害物除去のための重機を保有しておらず、 民間企業に頼らざるをえなかった。

民間企業でも、社員の出勤状況に大差はなく、17 日中には除去活動にかかれなかった。幸いにも火災 件数、救急出動の件数が他都市に比べ少なかったこ とから、大きな問題とはならなかった。

障害物除去については、各行政区ごとに2~3社 を、また築地地区・戸ノ内地区には各1社の業者を 指定した。

障害物は、尼崎港駅跡地と東部第1浄化センター に搬入後、分別し、最終処分地である大阪湾広域臨 海環境整備センターに搬入した。

災害救助法の適用 ●第5節

災害救助法は、災害時に国が地方公共団体、日本 赤十字社その他の団体および国民の協力の下に応急 的に必要な救助を行い、災害にかかった人の保護と 社会の秩序の保全を図ることを目的に定められてい る。災害救助法が適用された場合、災害救助法で定 める救助の実施は、国の責任で行われるが、都道府 県知事が国の機関としてその実施にあたる。

なお、知事は救助の実施を迅速に行うため、事前 に市町村長に対しその職権の一部を委任することが できる。

- 市町長に権限を委任する規則 -

(昭和40年7月30日兵庫県規則第68号)

災害救助法(昭和22年法律第118号)第30条の規 定に基づき、次に掲げる救助の実施に関する知事の 職権は、市町長に委任する。

- 1 避難所の供与
- 2 応急仮設住宅の供与
- 3 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の 供給
- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 5 医療及び助産
- 6 災害にかかった者の救出
- 7 災害にかかった住宅の応急修理
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の捜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、 竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている ものの除去

今回の地震による被害は、きわめて甚大かつ大規 模であったため、県知事はただちに災害救助法を適 用し、必要な応急救助を1月17日から実施した。

消 第 8 3 0 号 平成7年1月17日

尼崎市長様

兵庫県知事 貝原俊民

公 EIJ

災害救助法の適用について(通知)

1月17日の「平成7年兵庫県南部地震」による被 害は、災害救助法施行令第1条第1項の規定に該当 し、応急救助を必要と認めますので平成7年1月17 日から第23条第1項各号に規定する必要な救助を実 施します。

なお、災害救助法施行細則(昭和38年兵庫県規則 第58号)及び市町長に権限を委任する規則(昭和40 年兵庫県規則第68号)等に留意のうえ、この取扱い に遺漏のないようお願いします。

兵庫県告示第70号の2の2

1月17日の「平成7年兵庫県南部地震」による被 害に関し、平成7年1月17日から次の市町に災害救 助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定による 救助を実施する。

平成7年1月17日

兵庫県知事 貝 原 俊 民

神 戸 市

尼 崎 市

西 宮 市

芦 市

伊 丹 市

宝 塚 市

津名郡津名町

津名郡淡路町

津名郡北淡町

津名郡一宮町

津名郡東浦町

県下の適用市町は次の10市10町である。

1月17日 神戸市、津名町、淡路町、北淡町、一宮 町、東浦町、尼崎市、西宮市、芦屋市、 伊丹市、宝塚市

18日 川西市

19日 明石市、五色町

22日 三木市、洲本市、西淡町

1月31日 三原町

2月1日 緑町、南淡町

不安と混乱を乗り越えて

不安と混乱の中で被災者の救援のために応急の措置を講じる必要があっ た。「市報あまがさき」1月20日号は発行日をずらし、記事を震災関連情 報に差し替えた。続いて、臨時号を随時発行。さらに、「災害対策本部か らのお知らせ」ビラを作成した。斎場では、他市の災害死亡者も受け入れ るため業務時間を延長し、当直勤務体制をとった。尼崎医療センター休日 夜間急病診療所では、尼崎市医師会が会員の被災状況等を把握することに より、診療体制が確保された。応急給水場所には、市民が長蛇の列をなした。 21日からは、仮設給水栓による応急給水を開始した。当日のごみ収集につ いては、収集車が出動できる状態になかったので、やむなく中止した。避 難者はピーク時、小・中学校等の避難所には7,050人(53か所)、市民施設 等の避難所にも2,444人(38か所)となった。 1 月20日ごろから、全国各地 からの救援物資が届きだした。震災について市民からの問い合わせなどが 市役所に殺到、市役所本庁舎と各支所に「地震災害総合相談窓口」を設置 した。17日・18日は全学校園が休校となった。その後、多くの学校の卒業 式は、普段は飾られる紅白の幕もつけず、質素に行われた。

その時市長は… 震災の日々

地震発生の翌18日、庁内は前日に比べ幾分冷静さを取り戻しつつも、いまだ混乱の中に あった。そのような中で、学校の校舎が大きな被害を受けているという報告を受けた。学 校は避難所に指定され、校舎など丈夫にできていると思っていただけに意外だった。市立 尼崎高校と立花西小学校の被害状況を調査に出かけた。

市立尼崎高校の体育館を見て息をのんだ。屋根とフロアの間の窓が押しつぶされ、体育 館全体が低くなっている。そして校舎も柱という柱にX字状の亀裂が入り、中に入るのも 危険な状態であった。

立花西小学校も危険な状態であったが、とりあえず校舎の中に入ってみた。割れたガラ スはテープで応急処置が施されていたが、コンクリートの破片などが散乱し、妙にほこりっ ぽかったことを記憶している。

その後、本部指揮のため市役所に戻ったが、さらに数校の校舎の損傷があり、建て替え の必要もありとのこと。学校施設の充実はおろか、教室の確保さえもおぼつかない現状に 暗澹たる気持ちになった。

19日には、大規模な液状化が発生し、地区全体が大きな被害を受けた築地地区を調査し た。築地は尼崎城の築城とともに築かれた埋め立て地で、古い街並みを残す伝統的なまち

であるが、地震によってまちのあちこちから砂が吹き出し、道路のアスファルトが盛り上 がる一方、家は沈下、傾斜し、ガスや水道も寸断されていた。

車で近づける状態ではなかったので、歩いて地区内に入ったが、その惨状は今も瞼に焼 きついている。地区の役員に案内されて何軒かの家を覗いた。居間の下から砂が吹き上げ、 畳を押し上げている家、片方が異常に沈下してめまいがするほど傾いた家、そして地盤が 動いたため前年に新築されたビルも大きく傾いていた。地区の復興のためにも、早急に道 路を補修するよう担当部局に命じた。

夕方には家屋倒壊の被害が甚大な常松地区を視察した。今回の地震では震度の大小に筋 があったのか、局地的に被害の大きい地域があるのが特徴であり、常松も被害が大きかっ た地区の一つである。崩れた家が道を塞いだり、隣の家にもたれかかったりしており、家 の下敷きになった犠牲者もおられた。

この後、避難所になっている武庫北小学校の体育館に入った。フロアは避難者でいっぱ いになり、布団や毛布など、とりあえず家から持ってこられるものを持って出たという人 がほとんどであった。

布団や家財などを踏まないように注意しながら、激励して回った。「市民のために頑張っ てください」と励ましてくれる人、「こんなことになってどうしてくれるのか」と、やり 場のない怒りをぶつける人、「とにかく助けてください」と涙を浮かべて訴える人、実に さまざまである。すぐに対処できる問題については、避難所に派遣されている職員にお願 いし、また本庁の組織に指示すべき問題については後日回答することを約束し、避難所を 後にした。

市役所に帰る車のなかで、今後避難所の対策はきめ細かな対応が必要になるとの思いを 強くした。

翌20日には朝から中島川の堤防に急行した。土木の技術職であった理事が同行、現場で は河川緑地部長が待っていた。

河川緑地部長は開口一番「堤防の継ぎ目部分に亀裂が入って満潮になると音をたてて海 水が流れ込んでおり、ポンプでかき出してもきりがありません」と緊迫した面持ちで事の 重大さを私に語った。

早速堤防に駆け上がったが、確かにあちこちから水が流れ出しており、土のうを積んだ 仮の水路を伝って、道路脇の側溝に流れ込んでいた。「大きな余震でもあって、亀裂がさ らに大きくなると、水圧がかかって一気に堤防が崩れるおそれもあります」とのこと。も しそうなれば、JR線以南つまり市域の3分の1が水没することになる。神戸や芦屋に比 べ被害の少なかった尼崎市ではあるが、もし堤防が崩れれば想像を絶する二次災害が発生

県知事にお願いし、堤防の外側に矢板を打ってもらうしかない。事態は一刻を争う。電 話が早いがそれではこの危機は伝えられない。知事に時間があってもなくても直接会って お願いしようと決意した。

しかしこの時点ではまだ、JR、阪急、阪神の各鉄道は神戸まで開通しておらず、阪神 高速道路は倒壊、国道2号、43号も救援物資を積んだトラックなどで渋滞し、いつ神戸に 着けるかわからない状態であった。そこで、尼崎中央署に頼んでパトロールカーを手配し てもらうよう、また県の秘書課には尼崎市長が知事に会いに行く旨連絡するよう、携帯電 話で秘書室長に指示し、とりあえず市役所に戻った。帰庁すると尼崎中央署がパトロール カーを手配してくれたこと、県庁では15分だけ時間が取れそうとの報告があり、図面など の資料を揃えた。

間もなくパトロールカーが市役所の地下駐車場に迎えにきた。

パトロールカーはほどなく国道2号線に入ったが、案の定大渋滞で動かない。知事との 約束の時間より余裕を見て出発したが、このままでは間に合わない。しばらく西行き車線 をかき分けて進んでいたが、西宮に入ったあたりから、サイレンを鳴らして東行き車線を 逆行して走りだした。西から東に向けて走ってくる車を全部停止させ車の間をすり抜ける ように進む。警察官の運転技術を信頼していたとはいえ、これにはさすがに緊張した。

さらに西宮の津門あたりを過ぎてから車内の緊張は増した。国道に面した建物が軒並み 倒壊し国道側になだれ込んで歩道をふさいでいた。人々が歩道寄りの車道を歩いているの である。その数は大変なもので、大抵は大きなリュックを背負っている。どうしたことか 西に向いて歩く人もいれば東に向かう人もいた。ぼんやりと「ああこれで神戸や西宮は終 わりかもしれない」と思ったものである。

警察官の懸命の運転でほぼ予定どおりに県庁に着いた。エレベーターが止まっていたの で歩いて5階まで上ったが、階段の上からは水が滴り、壁も剝がれ落ちていた。

防災服姿の知事に状況を説明すると、すぐに同席の河川課長に応急対策を講じるよう指 示していただき、我々も胸を撫で下ろした。知事の即断に感謝している。

翌日の21日に早くも中島川に鋼矢板を打設する準備が始まったとの報告を聞いた時は本 当に安心したものである。

20日の夜には武庫支所の給水現場と武庫小学校、武庫南小学校の避難所に足を運んだ。 武庫支所の前では近隣の都市から応援に駆けつけてくれた給水車の前に大勢の市民が並ん でいた。列を乱す人もなく、整然と並んで順番を待つ姿に感動さえ覚えたが、同時に一刻 も早く水道を復旧させなくてはならないと決意を新たにした。その後にわかったことだが、 尼崎市では1万件を超える給水管と1千件の配水管が破損しており、冬場では通常18万ト ンで足りる水を25万トン配水してもどこかで漏水するため、浄水場から遠い地区ほど長く 断水が続いた。とくに武庫地区は尼崎市でも高い地形のため2月の初めまで断水が続き、 2週間にわたり水に関する苦情が寄せられた。

武庫南小学校では1人の主婦から、「飲み水には困らないが洗濯できないので何とかし てほしい。避難所に激励に来る暇があったら水道を直して」と30分にわたって苦情を言わ れた。水に関する苦情は切実で、復旧のめどもわからない。とにかく状況を確かめようと その足で水道局に向かった。

もちろん当時、水道局では他都市や工事業者の応援を得て、昼夜を通して復旧作業を続 けてくれていたが、「いつになったら復旧できる見通しなのか、今どのような段取りで作 業をしているのか」と矢継ぎ早に質問した。おそらく徹夜作業で疲労の極致にあったので あろうが、説明にあたった職員は「できる限りのことはしています」とタオルを目に当て、 あとは言葉にならなかった。

「市民が一刻も早く水道の復旧を待っているので、引き続き頑張ってください」と職員 を励まして水道局を後にした。

今も当時の光景を昨日のことのように思い出す。この原稿を書いている現在でも、48か 所の仮設住宅で1,700世帯が不自由な生活を送られている。築地や東園田など面的な被害 を受けた地区の整備はやっと本格化してきたところである。

人類史上初めて都市直下で発生した大地震がもたらした被害は余りにも大きかったが、 また多くの教訓を我々に与えた。突如襲った未曾有の震災に対し、当時の尼崎市民がどの ように対処し、これを克服しようとしたかを正しく後世に伝えることが我々の責務と言え よう。

災害対策本部の活動 第1節

災害情報の収集と伝達(総括部情報班の動き)

1) 情報班の配備体制

17日・18日は尼崎市以西の交通事情が極端に悪く 市役所周辺に在住する者以外の出勤はあてにできな い状況であったため、出勤できた者が交代で情報班 の勤務についていた。とくに勤務割も作っていなかっ た。しかし、災害対策の長期化が明らかになってき てからは職員の健康管理の上から、また、平常業務 との関係からも配備体制を整備する必要が生じ、1 月19日~27日の間は、昼間は7~8人が、夜間は7 人が常駐するようなローテーションを組んだ。当然 ながら24時間体制である。

2)情報収集の実施

18日になると、各部の情報収集活動がスムーズに なり、市内の道路状況一覧表や避難者数の避難場所 別一覧表が情報班にも定期的に送られるようになっ た。また、交通・水道・消防などの庁外の組織から の情報が、ファクスにより送信されてきた。情報班 は、17日の災害対策本部員会議の開催状況を参考に、 これらの情報を定期的に午前8時、10時、正午、午 後5時、8時の計5回収集し、情報の整理を行うと ともに、市民向けに実施する新たな対策等の情報を 書き加えながら、市がおかれている状況が一目で分 かるような被害状況報告書を作成するように努 めた。

20日から23日までの間は、基本的には1日3回、

情報収集の実施

日	活	動	状	況	Name of Street
18	5回(8時、		12時、	17時、	20時)
19	4回(8時、	12時、	17時、	20時)	
20	3回(8時、	13時、	18時)		
21	3回(8時、	13時、	17時)		
22	4回(8時、	13時、	15時、	18時)	
23	3回(8時、	13時、	18時)		
24~27	2回(8時、	15時)			

24日以降は1日2回、情報収集を行い、被害状況報 告書を作成した。

この間の情報収集活動は左下表のとおりである。

3 災害対策本部員会議の開催

18日以降の本部員会議、情報収集で印象的なこと は、西宮市、芦屋市、神戸市の被害が大きく、マス コミの報道も同地域に偏っていて、尼崎市の状況が わからないとの声が日増しに強くなっており、また 市からの情報(水がいつでるのか、どこで給水する のか、火の用心、ごみ処理など)を市民に周知する 必要もあったことから、18日に市長からとくに広報 を充実させるよう指示があったこと。

同日、中島川堤防の漏水発生で的確な対応が求め られ、地元住民に対して広報するとともに、県(西 宮土木事務所) 等関係機関との連携を強化したこ 20

19日、総合相談窓口の設置について市長から提案 があり、翌20日午前9時から開設したこと。

その他、市民からの問い合わせが増大したことか らボランティアの受け入れ体制を整備するようになっ たこと。また、水道の被害把握が遅れ、断水が長期 化してきたことから、対応強化の強い指示があった ことなどである。

なお、18日以降の災害対策本部員会議の開催状況 は次表のとおりである。

災害対策本部員会議の開催

B	活 動 状 況
18	3回(9時、14時15分、21時)
19	3回(9時、14時、21時)
20 • 21	2回(9時、18時)
22~27	2回(9時、17時)

4 会派代表者会

1月18日午前10時から、第1回会派代表者会が議 会棟大会議室で開催され、「兵庫県南部地震による 本市の被害状況について」報告した。引き続いて、 23日午前11時に第2回を、27日午前10時に第3回を 開催し、その後の被害の状況の経過を報告するとと もに、議会からの要望を聞いた。

議会からは、

「市内の被害状況が市民に広報されていない」 「相談窓口の一本化が必要だ」

「ライフラインの回復はいつか」

「避難所の状況はどうか」

など切実な質問が相次いだ。しかし、当局としても 最善を尽くしていること、被災者の救援は全市民的 に取り組まなければならないことから、今後とも互 いに協力し合っていくことを確認して終了した。

5 市民からの問い合わせの内容

20日を境に市民等からの問い合わせの内容が変わった。それまでは安否確認やガス漏れ、水道管の破裂などライフラインを中心とする問い合わせが多かったが、20日以降は問い合わせ内容が多様化・複雑化してきた。主なものを挙げると、断水状態が長引いてきたため、

- 1) 給水場所の確認や給水用のポリタンクを希望する声が増えたこと。
- 2) 気圧の谷が接近してきたことから雨除けとして 防水ブルーシートの希望が急激に増えたこと。
- 3) 災害救助活動の自衛隊のヘリコプターが低空飛行し、壁が崩れそうだといった苦情があったこと。
- 4) 救援物資として何が不足しているのかといった 問い合わせが全国からあったこと。
- 5) 尼崎市の状況がわからない、広報を充実してほ しいとの声が日増しに強くなったこと。 などである。

防水シートについては、市民からの要望を受け、 中高年事業株式会社で実費販売をすることになった が、品薄で入荷するとすぐに完売するといった状態 が続いた。また、ボランティアの申し出が増えたの もこのころである。

テレビ等で災害対策本部の連絡先として電話番号が流れると、かならず何本か問い合わせの電話がかかってきた。マスコミの威力を再認識させられた出来事だった。

22日夜には、自治省地震対策本部からテント2張 が届けられ、アメリカ海兵隊9人が雨のなか北難波

市民からの問い合わせの内容

日	内容
18 日	断水の苦情、給水場所の確認、ガス漏れの苦情等ライフラインに関する問い合わせが最も多い。 「塀が倒れて危険だ」「家が倒れそうだがこのまま住んでいても大丈夫か」といった切迫した内容や「知人の安否を知りたい」「〇〇地区の被害状況はどうか」といった安否確認の問い合わせも多いが、余震が続くなか、多少落ち着きのでてきた市民からは、「瓦礫の処分をどうすればいいか」という問い合わせもしだいに増えた。「救援物資を送りたい」という声もでてきた。
19 日	引き続き断水の苦情、給水場所の確認、ガス漏れの苦情等ライフラインに関する問い合わせが最も多い。ボランティア、救援物資の申し出が増えてきた。早々と仮設住宅を希望する申し出があった。初島の防潮堤から漏水している、状況を住民に広報してほしいとの問い合わせが出始めた。
20 日	ライフラインに関する問い合わせが減り始めた。代わってボランティア、救援物資の申し出が増えるとともに、給水用のポリタンクの希望が増えた。 低気圧の接近で雨が予想されたため、防水ブルーシートの希望が急増した。 自衛隊のヘリコプターが低空飛行し、壁が壊れそうだといった苦情もあった。 銭湯の営業状況についての問い合わせもあった。国道2号、43号を通行制限し、許可制としたことから、許可書発行についての問い合わせが入った。
21 〈 27 日	ボランティア、救援物資の申し出、安否確認、瓦礫処理の問い合わせは引き続き多い。 建物の危険度判定の希望が21日ごろから増えた。 外国人(フランス、韓国、北朝鮮)の安否確認があった。 合同慰霊祭の実施に関する問い合わせもあった。

公園に設置したほか、外務省を通じて世界各国から 援助の申し出もあった。県に対しては、県民局を通 じ定期的に被害状況についてファクスで報告を入れ た。

なお、この間の市民等からの問い合わせの主な内容は上表のとおりである。

2 市民への情報提供

**(1) 市報あまがさきによる広報等

1 1月25日号(通常号1065号)

広報紙「市報あまがさき」通常号は、震災前までは、月2回(5日・20日)発行していた。印刷業者は大阪市福島区にあり、地震が発生した1月17日は、出張して1月20日号のゲラ刷りを最終校正する日だった。電車が止まっていたため、職員2人が自転車で約1時間かけて会社まで行った。輪転機はとくに損傷がなく、通常号はいつもどおりの工程で20万1,500部を印刷できることを確認した。

1月20日号は当初、タブロイド判4ページで、1 面にはアルカイックホールとシドニーオペラハウス の友好ホール提携の記事等を掲載することになって いたが、発行日をずらし、震災関連情報と差し替え ることにした。

市内の被害状況(1月21日午前8時現在)や災害 援護資金などの制度の紹介、地震災害総合相談窓口 の開設などをまとめ、割付けも一からやり直した。 4面のお知らせ欄には、その時点で中止が決まって いた催しを列挙した。

1月21日に最終校正、1月23日に納品で、1月25日に発行した。通常なら新聞折り込みにかかる日数は1日であるが、配送業者の従業員が被災していた

- 反省 -

震災後における広報紙の最初の発行は、結果として震災から8日たった1月25日になった。このことは、1月20日号の掲載内容の差し替え等を行ったことによるものであるが、速報性をもたせるために、当初から簡単なワープロ原稿にまとめたものを発行していくほうが望ましかったと思う。また、市報の配付体制についても、日刊新聞を購読していない世帯に手配りするという通常の形態にこだわったためか、結果的に配付に時間がかかった。やはり、地震直後は、公共施設や避難所などに大量に配付する方法でもやむをえなかったと思う。

ため、2日かかった。

発行部数は通常よりも1万部増やして、21万 1,500部にした。増刷分は避難所に配付したほか、 支所などの公共施設に置いた。

2 1月26日号(臨時号1号)

復旧状況は日々変化し、新たな制度も次々と設けられた。そこで、最新の情報や緊急施策などを掲載した臨時号を随時、発行することとした。

第1号の内容は「地震災害にかかわる生活情報」。 水道の復旧見通し・ごみの収集体制・り災証明書の 発行・仮設住宅の入居申し込みと余震に備えての注 意事項をまとめた。原稿はワープロに入力し、打ち 出したものを切り張りして版下を作成した。印刷は、 通常号の業者の輪転機がフル稼働していたため、割 り込むことができず、豊中市にある業者に依頼した。 しかし、大量に、しかもすぐに手配できる用紙がA 3判しかなかったので、体裁はA3判1枚(片面の み)にした。1月26日の発行で、新聞折り込みのほ か、避難所にも配付した。

3 1月28日号(臨時号2号)

1月26日発行の臨時号1号は、これまでの市報の スタイルに沿った形で縦書きにしたが、結果として、 割付けと版下の作成に多少時間がかかった。

そこで、臨時号2号では、ワープロ編集したものをそのまま打ち上げるだけで版下にできるように、 レイアウトはできるだけシンプルにし、文章も横書 きにした。

4 1月30日号(臨時号3号)

給付・貸付け・減免など、各種援助制度が一目で わかるようにするため、通常号と同じタブロイド判 4ページで発行した。

広報紙は、震災後、1月中に計4回発行した。 編集作業は深夜に及び、徹夜になったこともあっ た。

5 視力障害者に対する広報

震災に関する「市報あまがさき臨時号」について も通常号と同じく、視力障害者の方の希望に沿った 「点字あまがさき」や「声の広報」を届けた。また、 視力障害者の方に助力できることの有無を呼びかけ る内容のビラを避難所に掲示した。

ただ、こうした方法は、情報の伝達に時間がかか ることから、行政防災無線の活用やコミュニティF M放送による情報提供など緊急時における即時的な 対応策が課題として残った。

6 外国人に対する広報

1月28日に発行した「市報あまがさき臨時号」の 中で、在日外国人向け生活相談について英語・中国 語・ハングルで掲載した。

市報あまがさきの1月から7月までの発行回数は 計28回(通常号13回、臨時号15回)。8月以降は通 常号の発行を月3回(5日・15日・25日)に増やし た。

なお、震災による被害状況やボランティアの救援 活動、復興への歩みなどをまとめた市報あまがさき 特集版第15号「復興に向けて」を7月に発行した。

- 反省 -

外国人向けの広報については、当初から十分な広 報体制をとっていなかったため、翻訳の依頼や文章 の校正等に時間を費やす結果となった。今後はこう した広報体制を確立しておくとともに、緊急時には、 即時に対応できるよう、広報を含めた全体的な在住 外国人への対応を定めた事務のマニュアル化を進め ておく必要があると思う。

❖(2) 「災害対策本部からのお知らせ」ビラ

市民に必要な情報を迅速かつきめ細かに伝達する ため、各部からの情報をまとめた「災害対策本部か らのお知らせ」ビラを作成し、食糧などの物資とあ わせて被災市民の避難所(180部)、本庁と支所の 掲示板(70部)に掲示するとともに、市バスの車内 吊りにより広報した。

「災害対策本部からのお知らせ」は、各部から寄 せられた情報などを災害対策本部に集約して原稿を 作成し、校正の後に市役所内の印刷室で印刷したが、

震災後の広報紙の発行

		(平成7年1月~7月)
発行	号 数	内容
1月 25日	通常号 1065	兵庫県南部地震発生、市長の被災お 見舞い、援助制度など
26日	臨時号 1	水道の復旧見通し、ごみの収集など の生活情報
28日	臨時号 2	市税の納付期限の延長、ボランティ アの利用など
30日	臨時号	被害状況のあらまし、給付・貸付け・ 減免制度など
2月2日	臨時号 4	各種減免の申請窓口、被災校の分散 授業、倒壊家屋の処理など
5 日	通常号 1066	復旧へ向けての取り組み、地震にか かわる各種お知らせなど
9日	臨時号 5	義援金・援護金の交付、高齢者福祉 サービスの滅免など
10日	臨時号 6	仮設住宅・市営住宅などの抽選結果
15 🛮	臨時号 7	住宅補修資金緊急特別融資あっせん 制度など
21日	臨時号	仮設住宅の第2次入居者募集、FM フェニックスの開局など
25日	通常号 1067	合同慰霊祭、倒壊家屋の処理、ボランティア活動など
3月5日	通常号 1068	合同慰霊祭、復興基本計画への提言 募集など
11日	臨時号	仮設住宅・市営住宅などの抽選結果、 被災住宅の応急修理など
15 ⊞	臨時号 10	合同慰霊祭、仮設校舎の建設、税の お知らせなど
25日	通常号 1069	平成7年度市政の取り組み方針、予 算案の概要など
4月5日	通常号 1070	平成7年度予算可決、保健所の業務、 義援金名簿など
15日	臨時号 11	仮設校舎の完成、仮設住宅の建設状 況、義援金名簿など
20日	臨時号 12	義援金の受付を終了など
25日	通常号 1071	震災復興リフレッシュウォーク、避 難所の集約など
5月 5日	通常号 1072	震災復興基 <mark>本</mark> 計画の骨子、震災の記 録ビデオ完成など
15日	臨時号 13	震災復興基本計画の概要、私の地震 体験など
25日	通常号 1073	特定優良賃貸住宅入居者募集、生活 じっくり相談の実施など
6月5日	通常号 1074	県議会議員選挙、平成6年度上半期 財政・業務状況など
15日	臨時号 14	築地地区都市計画案の概要、公立幼 稚園 2 年保育推進計画など
25日	通常号 1075	6月補正予算案の概要、市長と市民 の座談会など
7月 5日	通常号 1076	市民がつどう平和のひろば、参議院 議員通常選挙など
15日	臨時号 15	「対話と信頼」にかかわる事業、震 災復興計画の概要など
25日	通常号 1077	市長への手紙、市税条例の一部改正 など
		the color to the color of the c

災害対策本部からのお知らせ(ビラ)の内容

災害对	策本部からのお知らせ(ピラ)の内容
日付	掲 載 内 容
1月20日	地震災害相談総合窓口のご利用を
1月20日	地震災害に関するお知らせ ・被害の状況、通行禁止箇所 ・ごみの収集、断水地域、市バス
1月21日	災害の復旧状況についてのお知らせ ・ごみの収集、ガスの復旧状況 ・鉄道、高速道路の復旧について
1月22日	水道の復旧状況についてのお知らせ
1月23日	お知らせ ・仮設住宅、市営住宅等への入居受け付け け ・防水シートの販売 ・余震の備え
1月23日	お知らせ ・り災証明書について ・中小企業災害対策特別相談窓口の開設 について
1月24日	災害対策本部からのお知らせ ・被害状況(1月22日現在) ・地震災害総合相談窓口 ・応急仮設住宅、市営住宅等への入居受 け付け ・防水シートの販売 ・余震の備え
1月24日	お知らせ ・被災者用住宅の申し込み ・建物の危険度調査のお知らせの追加
1月25日	地震災害対策に関する尼崎市からのお知らせ ・市税の納付等の期限を延長 ・倒壊家屋の廃材の運搬について
1月26日	地震災害対策に関する尼崎市からのお知らせ ・ボランティア利用の案内 ・臨時法律相談 ・市バスの運行に支障
1月27日	お知らせ ・生活福祉資金の特別貸付制度 ・城内地区出張所、城内児童館閉鎖 ・悪徳商法にご注意 ・火の元にご注意
1月28日	災害対策本部からのお知らせ ・臨時法律相談、弁護士の法律相談 ・各種減免申請窓口を設置
1月29日	災害対策本部からのお知らせ ・被害状況(1月29日午前8時現在) ・老人福祉センターが再開
1月30日	地震災害による倒壊家屋等の処理につい て
1月30日	尼崎市災害対策本部からのお知らせ ・倒壊家屋および危険家屋の処理 ・弁護士地震 110番
1月30日	開店しているコインランドリー一覧
1月31日	尼崎市災害対策本部からのお知らせ ・戸建て住宅の応急危険度調査申し込み の期限延長 ・共同住宅等の応急危険度調査 ・倒壊家屋および危険家屋の処理 ・震災被災者ペット相談
1月31日	身体障害者のみなさんへ

避難所へ掲示する関係で日中に発表した情報は翌日 早朝の配付に間に合わせる必要があったため、その 印刷が深夜に及ぶことがあった。

**(3) 広報車による広報

水道の断水などライフラインの被害は市民生活に 重大な影響を与えることから、断水状況やガス器具 などの取り扱い方などを中心に、水道局、消防局お よび各保健所と協力して広報車による市民広報を実 施した。広報の地域・内容や車の手配等について広 報課が取りまとめを行った。

広報車は市内で断水している地域を12の地区(① 戸ノ内町②東園田町1・4~8丁目③東園田町2・ 3丁目、田能、椎堂40食満、猪名寺1·2丁目、御 園1・2丁目⑤若王寺、小中島、善法寺、上坂部⑥ 下坂部、潮江⑦塚口本町、塚口町1・2丁目、南塚 口町1~6丁目、東塚口町、名神町、尾浜町⑧塚口 町3~6丁目、富松町、上ノ島町、立花町、三反田 町、大西町⑨武庫之荘本町、武庫之荘東、南武庫之 莊1~5丁目、水堂町⑩武庫町、武庫元町、南武庫 之荘6~12丁目①西昆陽、常松、常吉、武庫の里、 武庫豊町①築地)に割り振り、最高で1日14台を使 用して、被災状況にあわせて重点地域を調整しなが ら行ったが、「車の速度が早すぎて聞こえない」 「ボリュームが小さすぎる」などの苦情も多く寄せ られたことから、その都度対応してきた。

**(4) 市政記者クラブへの情報提供

災害対策本部員会議が開催された都度、記者会見 を行うなど、市政記者クラブへ災害情報を提供した。 記者会見については、日に3回程度開いていたが、 各社の記者は、他都市の取材等の理由で日を追うご とに減り、ファクスでの対応が中心となった。

また、情報提供にあたっては、行政情報だけでな く、他都市からの応援による給水の様子やボランティ アの活動のほか、利用できるコインランドリーや公 衆浴場など生活に密着した情報の提供にも努めた。

災害情報について、震災発生当初は情報が刻々と 変化していくにつれて提供していたが、事態が落ち つきをとりもどしてからは、1日2回程度の情報提 供とした。

その他は、1月18日は前日に立花町3丁目で発生 した火事の状況について情報提供した。1月19日は、 県立武庫之荘高校で和歌山県からの給水車の救援の 模様を取材して情報提供を行った。また、この日、 記者クラブの要請で、阪神・淡路大震災による中止 行事をまとめて情報提供した。1月20日は小田南公 園での応急仮設住宅建設着工の模様を取材して情報 提供した。この日は、仮設住宅の着工第1号という ことで、新聞社だけでなく、テレビ局各局も取材に 来ていた。1月22日は、アメリカ陸軍海兵隊が、災 害救援活動で北難波公園にテントを設置したことを 取材して情報提供した。1月24日は、武庫北小学校 で、長野県小川村ボランティアの郷土料理「おやき」 の早朝炊き出しを取材して情報提供した。避難所で ある同校にはたくさんの市民がいて、みんなあたた かい「おやき」をおいしそうにほうばっていた。

**(5) CATVへの情報提供

震災によりCATVも大きな打撃を受けたが、震 災当日の午後2時から放送を開始することができた。 そこで、市民に密着したメディアの一つとして事業 会社と協議し、事業会社の放送枠内で1月18日以降、 「災害対策本部からのお知らせ」ビラの内容をもと に、本市の被災状況・断水状況・給水場所・各種貸 付・給付のお知らせなどを24時間放送体制の中で、 新しい情報をその都度、文字放送で市民に伝えても らうための積極的な情報提供を行った。また、2月 に放送する震災特集番組の撮影スケジュールについ て、23日から関係各課と調整を始めた。

このほか、CATVの市政広報番組である「たう んタウンあまがさき」の平成7年2月放送分では、 「兵庫県南部地震に関する生活情報」をテーマに市

広報車による広報活動									
日付	台	地 域	内 容						
1月17日	1	JR以北	断水状況について						
1月18日	11	JR以北 築地	断水状況 給水場所 ごみの収集						
1月19日	11	JR以北 築地	断水状況 給水場所 ごみの収集						
1月20日	11	JR以北	断水状況 給水場所 ごみの収集						
1月21日	11	市内一円	断水状況 給水場所 相談窓口						
1月22日	11	市内一円	断水状況 給水場所 火災予防 相談窓口						
1月23日	14	JR以北 を重点に 市内一円	断水状況 給水場所 火災予防 相談窓口						
1月24日	14	JR以北 を重点に 市内一円	断水状況 給水場所 火災予防						
1月25日	13	JR以北 を重点に 市内一円	断水状況 給水場所 火災予防						
1月26日	11	JR以北 を重点に 市内一円	断水状況 給水場所 火災予防						
1月27日	10	JR以北 を重点に 市内一円	断水状況 給水場所 火災予防 悪徳商法にご注意						
1月28日	10	JR以北 を重点に 市内一円	断水状況 給水場所 火災予防 悪徳商法にご注意						
1月29日	9	JR以北 を重点に 市内一円	断水状況 給水場所 火災予防 悪徳商法にご注意						
1月30日	9	JR以北 を重点に 市内一円	断水状況 給水場所 火災予防 悪徳商法にご注意						
1月31日	6	JR以北 を重点に 市内一円	火災予防 悪徳商法にご注意						

民に必要な情報提供を行った。

**(6) 兵庫FMへの情報提供

兵庫FMでは、震災に係る特別報道番組に対して、 随時情報を提供し、同放送の中で、災害対策本部か らのお知らせをもとにした行政情報を発信した。

また、尼崎市の提供番組である兵庫FM「アマガ サキ サンデー スケッチ | (毎週日曜日午前9時 ~9時20分)でも、災害対策本部からのお知らせに 基づく震災情報を放送した(1月22日・29日は、地 震に関する特別番組として放送)。

**(7) その他

サンテレビ・NHKラジオ・AM神戸などのマス メディアに対する情報提供を随時行った。

テレビなどのマスコミ関係については、災害対策 本部員会議が開かれるたびに、発表された情報をファ クスで送付するなど、連日膨大な資料を配信し、市 民への情報提供を促した。しかし、震災当初、2月 上旬までは、被害の大きかった神戸市を中心に西宮 市や芦屋市などにマスコミ報道が集中し、本市の情 報はあまり報道されなかった。このため、災害時に おける地域のきめ細かな情報を伝達する手段として、 コミュニティFM放送など市民に密着した新しい情 報媒体の必要性を感じる結果となった。

このほかの情報提供としては、サンテレビで放送 している市政テレビ番組の「ライブ尼崎」平成7年 2月放送分で、「阪神大震災」をテーマに市内の被 害状況や復興に向けての動きや情報などを放送した。 また、平成7年5月に、地震発生直後から3月5日 の犠牲者合同慰霊祭までの、市内の被害状況と復旧 の様子を記録した市政ビデオニュース「兵庫県南部 地震~尼崎市の記録~」が完成し、CATVで放送 したほか市民等への貸し出しを行った。

●第2節 被災者の救援・生活支援対策

被災者の救援

平成7年1月17日午前6時10分に尼崎市災害対策 本部が設置されたのに続いて6時20分には、消防部 本部を防災センター3階に開設した。

(1) 消防水利

1) 公設消火栓)

4,834基(上水道4,792基·工業用水42基)

2 防火水槽

446基

公設185基(うち耐震型48基)

指定水利261基(うち耐震型180基)

* 100 t 耐震型防火水槽32基

飲料水兼用2基(防災センター・北部防災セ ンター)

防火水槽30基(公設15基•指定水利15基)

(2) 無線

1)消防無線

消防無線については下表のとおり。

種 別	チャンネル	周波数 (MHZ)	基地局 (数)	移動局 (数)	携 帯 (数)
334 174- 3rts	1	149.75	2	46	48
消防波	2	150.75	2	46	48
救急波	複 信		2	7	7
県内波	3	148.29	1	46	48
全国波	4	150.73	1	46	48
防災波	5	158.35		45	

2 防災行政無線

移動系.....

基 地 局--1局

遠隔制御器---12基



* 平成8年補正予算により携帯型防災行政無線を 14基増設し、123基となった。

同報系|||||||

局 1局 親 遠隔制御器……… 3基 拡声受信機 … 19基 戸別受信機………198基

* 平成8年補正予算により戸別受信機を127基増 設し325基となった。

(3) 兵庫衛星通信ネットワーク

震災後、各消防本部への電話回線が通じ難い状態 となったため、各市町の被害状況や応援の可否など について連絡・調整のため、衛星通信による電話な らびにファクシミリの活用を図った。

(3) 救助活動

地震による被災世帯は、全壊1万1,112世帯、半 壊は、5万1,541世帯(H9.7.31現在)に達した。

このうち救助出動したのは、17日に23件、18日に 6件、21日から25日に3件の合計32件であった。

救助事故は、市内各所で短時間に集中して発生し たが、限られた人員・機材の中で効果的な活動を展 開し38人を救出した。出動車両および人員は98台 351人であった。救助活動状況は次ページ表のとお りである。

**(4) 救急活動

救急要請に対しては、予備車による救急隊 2 隊を

臨時編成するとともに指揮車等4台の車両でも対応 した。

地震に起因する救急事故は、市内で138件発生し、 122人を搬送している。

日別および時間別救急発生件数は次ページ表のと おりである。

負傷原因・程度別搬送人員をみると、家具等の転 倒によるものが69件(60%)、そのうちタンスによ るものが51件と最も多く、主たる負傷原因となって いる。家屋倒壊により下敷きになったものは、21件

(18%) であるが傷病程度は重症者2人、死亡者2 人である。

不搬送が22件と多いのは、救急車の到着を待ちき れずに家族等が搬送したものが7件、救急隊が現場 で応急手当を施したものが5件含まれている。負傷 原因・程度別搬送人員については次ページ表のとお りである。

収容した医療機関別にみると市内が115人(94%)、 市外が7人(6%)で市内の告示医療機関への搬送 は98人(80%)である。

救助活動状況

秋均/1年/17人//										
発生日	発 生 場 所	救助内容	救助人員	負傷者数	死亡者数	用途	構造	出動車両		
1月17日	東難波町3丁目19-14	建物下敷	1		1	道路	道路	2	7	
	昭和通1丁目13-1	建物下敷	6	5	1	長屋	木造	5	22	
	東難波町3丁目27-9	建物下敷	3	1	2	住宅	木造	6	25	
	塚口本町7丁目7-9	内在物下敷	1	1		住宅	木造	1	4	
	武庫町3丁目11-5	建物下敷	2	2		住宅	木造	* 3	3	
	常松1丁目29-5	建物下敷	6	5	1	共同	木造	9	32	
	西難波町5丁目2-14	建物下敷	2	2		住宅	木造	5	19	
	武庫之荘1丁目32-7	建物閉込	3			共同	鉄筋	1	4	
	常松2丁目15-20	建物下敷	2	2		住宅	木造	1 1	3 3 5	
	武庫町3丁目3-22	建物下敷	2	1		住宅	木造	* 3	3	
	武庫之荘東1丁目3-22	内在物下敷	1	1		共同	鉄筋	1	5	
	立花町3丁目2-27	建物下敷	1	1		共同	木造	1	13	
	戸ノ内町6丁目13	EV閉込	1			共同	鉄筋	* 3	7	
	西本町5丁目56	建物下敷	1		1	住宅	木造	3	12	
	武庫之莊9丁目28	建物下敷	2		2	住宅	木造	* 7	17	
	三反田町2丁目1	EV閉込				共同	鉄筋	1	5	
	常松1丁目32	建物下敷				共同	木造	1	4	
	上ノ島町2丁目2-26	内在物下敷	1			共同	鉄筋	2	6	
	立花町3丁目23	EV閉込	1			共同	鉄筋	2	11	
	上坂部 3 丁目36-15	建物閉込				住宅	木造	2	10	
	常松 1 丁目36-31	建物下敷				共同	木造	* 9	13	
	東塚口町1丁目8	建物閉込			9: n 1	共同	鉄筋	1	4	
	水堂町2丁目6	建物下敷		- L	-4.	住宅	木造	1	4	
1月18日	杭瀬北新町3丁目20-54	建物下敷			-1	共同	木造	1	4	
	塚口本町1丁目28-18	建物閉込				住宅	木造	2	10	
	七松町2丁目19-13	建物下敷				物置	木造	2	9	
	南武庫之荘8丁目8-2	建物下敷	2	2		住宅	木造	3	12	
	常松1丁目36-31	建物下敷				共同	木造	3	14	
	久々知西町2丁目4-15	EV閉込				共同	鉄筋	2	9	
1月21日	武庫之荘2丁目28-3	建物下敷				共同	木造	4	18	
1月23日	塚口町1丁目12-20	建物下敷				住宅	木造	7	26	
1月25日	開明町2丁目43-1	EV閉込				共同	鉄筋	4	16	

^{*}は自転車等を含む

日別救急発生件数

					· /.	,,,,,,	6,76.		~~					
70 AL 17	1)	月									70	2	月	÷1.
発生日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	27	31	2	5	計
発生件数	94	16	9	2	3	4	1	1	3	2	1	1	1	138件
搬送人員	79	16	10	2	2	4	1	1	2	2	1	1	1	122人
不 搬 送	19	1			1				1		1			22件

時間別救急発生件数

		中丁「中」かりかくた	元工厂数		
時間別内訳	発生件数	搬送人員	時間別内訳	発生件数	搬送人員
0:00~ 2:00	2 件	2 人	12:00~14:00	12 件	11人
2:00~ 4:00	1	1	14:00~16:00	8	7
4:00~ 6:00	6	4	16:00~18:00	6	5
6:00~ 8:00	24	21	18:00~20:00	2	2
8:00~10:00	47	40	20:00~22:00	2	2
10:00~12:00	23	22	22:00~24:00	5	5
	i	+		138	122

負傷原因·程度別搬送人員

		件数	搬送人員	軽 症	中等症	重 症	死 亡
	タンス	51	51	23	24	4	
家具等の転倒	本 棚	5	5	1	3	1	
	その他	13	16	7	9	l. C	
家屋倒壊の	下敷き	21	22	6	12	2	2
転倒・飛び	降り等	16	16	6	9	1	
落下物によ	るもの	9	11	8	2	1	
そ の	他	1	1		1		_
計		116件	122 人	51人	60人	9人	2人

❖(5) 救急ヘリコプター中継状況

本市の臨時ヘリポートである武庫川河川敷(大島 1丁目~2丁目)を中継点として神戸市の要請によ り中継活動を実施、各医療機関に搬送している。

❖(6) その他の災害出動

地震発生直後からの火災、救助、救急出動のほか ガス漏れ警戒出動など278件の出動。とくに17日か ら20日までの4日間に集中した。

1 ガス漏れによる警戒出動

地震によりガス配管が破損し市内の各地でガス漏 れが発生、消防局への通報が505件あり、このうち 188件現場出動し、粘土等による応急処置、警戒広 報および大阪ガスへの派遣要請等を行った。

不足が生じた応急処置に必要な粘土、テープは、 20日の午前中には市内の業者から取り寄せ、各署所 へ補給した。

なお、消防局で応急処置した件数は、出動件数の 割には少なく、地中に埋設されたガス管からのガス 漏れが多かった。

救急ヘリコプターの搬送事例

月日	覚知時間	ヘリ名称	病 院 · 傷 病 者 等	出動車両
2月	15:02	名古屋へリ	六甲アイランド病院〜関西労災病院	西4・西9・西1
17日	10.02	石百座へり	47歳 男性(重症)	(9人)
2月	13:24	名古屋へリ	神戸市須磨区落合の自宅〜兵庫医科大学病院	西4 · 西9 · 西1
20日	13.24	石白座へり	28歳 女性(中等症)	(11人)
2月	12:57	大阪へリ	神戸市北区済生会兵庫病院~県立尼崎病院	西4 · 西9 · 西3
23日	12.57	人敗へり	0 歳乳児 女性(中等症)	西1 (12人)
3月	9:30	神戸へリ	県立淡路病院 ~ 県立尼崎病院	西4 · 西9 · 西3
8日	9.90	TT /- 1	0歲乳児 男性(重症)	(10人)

^{*}臨時へリポートは武庫川河川敷:大島1~2丁目県立尼崎西高校西側

その他の災害出動

出動種別	出動件数	出動台数	出動人員
ガス漏れ	188件	175台	775人
家屋倒壊危険	24	27	112
自動火災報知設備作動	22	21	93
油漏れ	4	6	24
誤報・その他	40	52	36
計	278	281	1,040

消防団の活動

活 動 内 容	出動車両	出動人員
火災・救助・ガス漏れ出動	72 台	368 人
広報・警戒・調査出動	392 台	2,011 人
その他(救援物資搬送等)活動	475 台	2,467 人
総計	939 台	4,846 人

医薬品等の備蓄

種 別	セット数	1セットの主な品目
応急医薬品	100	鎮痛・解熱剤、胃腸薬、 抗生物質、外傷薬、下 痢止、殺菌・消毒液、 包帯等応急処置用具、 ラジオ懐中電灯等
救 急 医療セット	6	診療用具、蘇生用具、 外科用具、衛生用具、 創傷・熱傷・骨折処置 用具、消毒剤、鎮痛・ 鎮静剤、強心剤、止血 麻酔剤、血昇圧剤、外 用剤、補液剤、注射輸液 用具

2 家屋倒壊危険、自動火災報知設備の作動等による警戒出動

ガス漏れ警戒出動のほか、地震による家屋倒壊危 険および自動火災報知設備の作動等による警戒出動 は90件あった。

その他の災害出動状況については左表のとおりで ある。

**(7) 消防団の活動

消防団員は18日以降も、生活用水の給水活動やガス漏れの警戒活動、そして避難者への救援物資搬送活動を行う一方で、芦屋市や県庁などへの応援出動にも努めた。

とくに避難者に対する食糧の救援物資搬送活動を 行った地区では、3月までこの活動を続けた。

**(8) 防災センターの機能

1 備蓄体制と活用状況

尼崎市防災センター、北部防災センターは、今回 の地震のような大災害に備えた備蓄機能を有してい るが、当日の備蓄物資については、次ページ上表の とおりであった。

飲料水については防災センター、北部防災センター の飲料水兼用防火水槽にそれぞれ100 t を確保した。 備蓄物品の活用状況については、

1) 医薬品は、1月18日に応急医薬品80セットを各 避難所に配置し、応急救護に努めた。 2) 飲料水は、ポリ容器に詰め替え、災害対策本部 水道部給水班による給水活動に努めた。

1月17日以後、防災センター・北部防災センター の備蓄物品の払出し状況については、右表のとおり である。

2 避難者の状況

地震発生とともに、被災した市民が防災センター、 北部防災センターに次々と避難してきたので、参集 してきた職員の一部は避難者の対応にあたった。

また避難所の位置づけはしていないが西消防署に も避難者が来られた。それぞれの各日の避難者の状 況は、次ページ表のとおりである。

3 救援物資の受け入れ状況

防災センター、北部防災センター備蓄庫の保管ス ペースに限りがあり、消防局で受け入れた物資のみ 保管し会計室へ報告を行った。

防災センター、北部防災センターの受け入れ状況 については、右下表のとおりである。

日用品等の備蓄

	-		北部
備蓄品		防災センター	防災センター
乾パ	ン	24,064食	57,522食
毛	布	2,130枚	3,330枚
シー	٢	1,010枚	600枚
携行ポリ容	器	380缶	500缶
日用品セッ	٢	400セット	150セット
安全キャンド	ル	880本	480本
コッフェ	ル	200個	

備蓄物品の払出し状況

No. of Street, or other Designation of the last of the	毛布	乾パン	ポリ缶	防水シート	医薬品
月日	(枚)	(食)	(缶)	(枚)	(セット)
1/17	3,643	20,528	243	37	3
1/18	430	48			
1/19	163	e :			77
1/21	377				
1/22	264				
1/24	320	n.C.			
1/26	30	_			
1/27	4				
2/ 3		96			
4/5	84				
4/17	30				
4/21	565				
4/27	210				
5/11	570				
5/12	90	_			
5/15	380				
5/22	40	_			
6/16	100				
6/28	20		10.00		
合 計	7,320	20,672	243	37	80

救援物資の受け入れ状況

品	名	数 量	品名	数 量
毛	布	9,440	ホース	20
乾ノ	ペン	11,144	カイロ	240
ポリ) 缶	200	携帯コンロ	1,524
防水シ	ノート	500	ガスボンベ	4,608
乾電	置 池	50,000	消火器	100
防塵、	マスク	30	プラ手袋	100
ゴー	グル	5	ガス検知器	5
ポッ	, ,	100	ジャクボグリ	12

避難者の状況

	处末七	マノイベルし	
月日	防災センター	北 部 防災センター	西消防署
1/17	140	250	26
1/18	136	256	27
1/19	135	200	32
1/20	140	110	25
1/21	91	156	16
1/22	120	176	39
1/23	89	85	14
1/24	74	98	15
1/25	66	90	3
1/26	93	96	12
1/27	80	126	18
1/28	90	145	13
1/29	91	107	20
1/30	109	76	18
1/31	115	105	13
2/ 1	88	85	15
2/ 2	78	86	15
2/ 3	83	80	17
2/ 4	70	82	12
2/ 5	80	70	9
2/ 6	60	50	15
2/ 7	60	44	15
2/8	70	60	12
2/ 9	60	45	12
2/10	60	50	2
2/11	60	37	12
2/12	60	44	12
2/13	60	35	8
2/14	60	38	12
2/15	60	38	11
2/16	55	32	11
2/17	55	22	6
2/18	55	37	4
2/19	55	28	4
2/20	52	25	4
2/21	48	25	4
2/22	53	20	4
2/23	50	19	4
2/24	48	19	4
2/25	48	25	4
2/26	48	21	4
2/27	48	13	4
2/28	45	21	4
3/ 1	45	21	4

3/ 2	40	21	4
3/ 3	40	20	3
3/ 4	40	15	4
3/ 5	40	18	4
3/ 6	40	9	4
3/ 7	40	16	3
3/8	40	16	4
3/ 9	39	16	4
3/10	40	16	4
3/11	38	15	4
3/12	35	11	4
3/13	35	11	4
3/14	35	10	4
3/15	35	15	3
3/16	35	9	4
3/17	35	15	4
3/18	35	14	4
3/19	32	12	3
3/20	29	11	3
3/21	30	9	4
3/22	29	11	3
3/23			
3/28	30	11	4
3/29			
4/1	25	11	4
4/2.3	20	11	4
4/4.5	25	11	4
4/6.7	25	8	4
4/8	25	7	2
4/9	25	7	4
4/10	22	6	4
4/11 4/16	23	6	4
4/17			
4/22	21	6	4
4/23	21	5	4
4/24	20	5	4
4/25	17	5	4
4/26			
27	13	5	4
4/28	1	5	4
4/29	0	5	4
4/30			
5/2	0	1	0
* 遊離を数につ	いてけ 夕世正で	の最多人物	

★(9) 広報活動

地震発生に伴い、ガス漏れ事故が多発したため、 それぞれの現場では、ガス漏れに関する火気の取り 扱い注意の広報を行い、また、災害対策本部広報班 統一の広報区域では、地域の断水に伴う市民への周 知および火の元の注意を呼びかける広報活動を1月 30日まで実施し、さらに1月31日からは、消防局独 自の広報を各署所ごとに実施した。

1) 実施状況(1月18日~1月30日)

1月18日から1月30日までの13日間の広報活動実 施状況は、出動車両188台、出動人員336人、活動時 間215時間であった。

2) 消防局独自の広報活動

1月31日から消防局独自での広報活動を所轄署ご とに実施し、3月31日現在、出動車両321台、出動 人員1,030人、活動時間348時間であった。

消防広報活動(1月18日から1月30日まで)

CEL MI	出動車両	出動人員	時間	回数	区域
中方面	33台	58人	40 h	33回	・東・西難波町、昭和通地区・築地地区・武庫町および周辺
東方面	41台	73人	45 h	41回	 ・JR宝塚線以西〜五合橋線以東 ・稲葉荘、西立花地区(道意線以西) ・戸ノ内地区 ・常吉、常松地区 ・県道尼崎宝塚線以東(道意線以西)
西方面	48台	90人	50 h	48 回	・県道尼崎宝塚線以西(JR東海道以北)・武庫之荘地区・田能、椎堂地区・道意線以西〜県道尼崎宝塚線以東・県道尼崎宝塚線以西〜県道豊中尼崎線以北
北方面	46台	73人	52 h	46回	・五合橋線以西~道意線以東・塚口町、塚口本町地区・東園田地区・常松2丁目(山陽新幹線北)・県道尼崎宝塚線以西~山陽新幹線以北
消防部本 部	20台	42人	28 h	20回	 JR宝塚線以西~五合橋線以東 五合橋線以西~道意線以東 県道尼崎宝塚線以東(道意線以西) 県道尼崎宝塚線以西~武庫川堤防
合 計	188台	336人	215 h	1880	

消防局独自の広報活動

A LEAKBLE	出動台数	出動人員	時間	回数
中方面警防隊	80台	260人	86 h	80回
東方面警防隊	76台	246人	80 h	76回
西方面警防隊	78台	252人	84 h	78回
北方面警防隊	87台	272人	98 h	87回
合 計	321台	1,030人	348 h	321 🗆

2 死亡者への対応

災害発生時には、死者があってもその家族も同時に被災していること、また、葬儀業者等も被災しており、平時のように葬儀等を行うことができないといったことのため、行政で遺体安置場所を確保する必要があった。

本市では、遺体安置場所として、市内の寺院に必要に応じ依頼して確保することとしており、この震 災時には、実際の対応として次の2例があった。

**(1) 遺体安置場所の確保・身元不明遺体への対応

1 本庁地区での対応

本庁地区では、震災発生当日の午後 0 時10分に、 中央保健所が地区内で 4 人の死者が発生している模 様であるとの連絡を受けた。遺体収容に備えて遺体 安置場所の確保のため、保健所職員が寺院へ電話で 依頼した。

しかし、電話が不通であったり、連絡がついても 寺院自体が被災しており、遺体の安置が可能な寺院 が見つからない状態であった。このため、保健所の 近くの浄元寺(東難波町3丁目)に直接依頼に行き、 状況説明のうえ遺体安置所として開設の承諾を得た。 遺体への対応としては、次の3事例を確認した。

1) 事例1(東難波町3丁目)

家屋倒壊により、67歳と30歳の男性の親子2人が死亡。他にも母親が重症を負い、関西労災病院に収容後、大阪大学病院に転送された。死亡した2人の遺体の検死は中馬病院長により行われた。近所に親戚がいたため、県営東難波高層住宅集会所へ遺体を安置したとの連絡が入った。告別式については、中央福祉事務所が手配した。

2) 事例2(昭和通1丁目)

家屋倒壊により、41歳の女性が死亡。遺体は中 央警察署に収容され、遺族(大阪市東淀川区)に 引き取られた。

3) 事例3 (西本町5丁目)

家屋倒壊により、71歳の男性が死亡。遺体は近藤病院に収容されたが、実兄(池田市)に連絡がつき、遺体が引き取られた。

2 武庫地区での対応

武庫地区では、震災発生当日、消防局が確認した 地区内での死亡事故について午後1時に北保健所武 庫支所に連絡し、同保健所では遺体安置場所の確保 を行った。

当初は職員が直接常願寺(常吉1丁目)へ依頼したが、同寺は被災により遺体収容は難しい状態であったため、続いて浄正寺(常松2丁目)に依頼し、安置についての了解を得た。

いずれにしても、本市としてこの震災で実際に遺 体を安置所に安置することはなかった。

(2) 火葬業務

1) 火葬業務)

平時における尼崎市立弥生ケ丘斎場(以下、斎場) の業務取扱時間は、午前9時から午後5時15分まで

体験 -

斎場の火葬依頼は、予約制をとっていたにもかか わらず、毛布でくるんだ母親の遺体を子供が自家用 車に乗せて、神戸市東灘区から来られた事例があっ た。

この遺族によると、神戸市、芦屋市と西宮市の斎場で火葬を断られ6時間かけ、本市斎場へ午後9時すぎに到着したのであった。

しかし、現実には、火葬したくとも、芦屋市の場合は斎場自体が被災し使用できなかったことや、西宮市では都市ガスの供給が止まり、炉に火がつかなかった。当然、この遺族は、斎場の利用予約もしていなかったが、遺族の顔は、もうどこへも行けないほど、疲労こんぱいの様子であった。作業員たちも疲れているので、火葬を断ることも許されたのであろうが、全員が奮起して即座に引き受けた。

で、平成7年1月の休業日は、1日、9日および21 日であった。

職員数は8人(所長1人,嘱託事務員2人、作業 員5人)である。斎場は10基の火葬炉をもち、1日 で最大18体(火葬炉の2回ローテーション)を火葬 できる能力があった。

本市では、本市の住民でない人にも斎場の利用を 認めていた。

震災当日、斎場職員の8人中3人は出勤できない 状態であったが、死亡者の数が刻々と増加し、翌日 からの火葬業務は、今まで経験したことのない状況 が予想された。

他都市の斎場施設の情報が入手できない段階であっ たが、本市で死亡された方の火葬は言うに及ばず他 市の災害死亡者の受け入れも予測されたため、通常 の業務時間を午後10時まで延長(火葬終了は午前0 時を過ぎる)し、フル回転の状態で対応するため、 斎場職員は当直勤務体制をとることとなった。

1月18日の点検では、火葬炉4基の炉体煉瓦等の いたみが激しく、その他2基の炉のバーナーが脱落 しており、予備のバーナー等を使って補修を行うな どの応急処置を繰り返し、幸いにも、10基のうち9 基の炉が使えることを確認した。

斎場には霊安室があるが、安置できる遺体は2体 分であったため、臨時の遺体安置場所をほかに準備 した。

日が経つにつれて斎場の式場内には、火葬の順番 を待つ柩が次々に運びこまれた。

右上表に、1月18日から1月31日までの「震災に よる斎場利用状況」を示した。

死後、24時間以内の火葬が禁止されているため、 1月17日の震災による死亡者の火葬業務は、18日以 後となる。19日からは、市外者分も多くの依頼があ り、本格的な震災体制となった。

9基の炉をフル回転し、作業時間を延長しても最 大33体までの火葬がやっとのことであった。通常、 斎場には収骨室が別にないため、18体を上限として

震災による斎場利用状況

(平成7年1月18日~1月31日)

	市	内	市	外	91.
日	被災	非被災	被災	非被災	計
18	3	7	1	4	15
19	6	9	8	4	27
20	3	3	11	10	27
21	4	1	26	2	33
22	0	3	18	6	27
23	2	8	20	0	30
24	3	11	18	1	33
25	0	6	19	3	28
26	0	8	17	3	28
27	0	6	15	3	24
28	0	12	9	7	28
29	0	17	7	3	27
30	0	15	4	4	23
31	0	10	7	9	26
計	21	116	180	59	376

斎場使用料 [火葬場]

(平成6年度および7年度のもの)

区	分	一体当たりの額
大	人	3,600円
小	人	1,800円

注:本市住民でない人が利用する場合は、当該使用料の10割増 とする。

火葬執行していたが、この2週間の1日平均の火葬 件数は、27体であった。

遺族による骨あげを行っている隣の炉の前で作業 員が残骨を清掃している様子は、普段ならあり得な い状況であった。

この特別な期間であっても、震災を原因としない 自然死の方も発生することから、尼崎の住民に優先 的に利用していただく必要があった。そのために、 1基の炉を住民枠として確保した。

斎場では、午前8時の遺族による骨あげに始まり、 午前0時の火葬終了まで、休める状態ではなかった。 そのため、市外から通勤している職員と作業員は、 公共施設である「いぶきの家」を宿泊施設として1 月31日まで利用することとなった。

当然のことながら、全職員が休みを返上し、今ま で経験したことのない火葬業務に従事した。

毎日の長時間労働による職員の健康も考慮し、 また斎場内の配水管やガス管の破裂等によるラ イフラインの未整備状態に対応するために、環境 衛生課から公衆衛生監視員2人が18日の当初から応 援する体制が組まれた。公衆衛生監視員も、初めて 体験する火葬業務に残骨の灰にまみれながら奮闘し た。

市外からの多数の受け入れ

斎場への通常の火葬依頼は、おもに、葬儀業者からの電話による予約制で行われており、入棺時間・ 喪主名および葬儀業者名を記録するシステムになっていた。しかし、この震災での火葬依頼では、遺族からの直接の申し込みも数多くあった。

1月20日、芦屋市の助役から本市助役へ電話で、 芦屋市内で亡くなられた5遺体分の火葬依頼があった。一部では、市外の死亡者の火葬を、本市が拒ん でいるかのような報道がなされたが、実際には、前 ページ表の「利用状況」からも明らかなように、 239体(63.5%)の利用があった。

3 火葬場使用料の減免

斎場を利用する場合の使用料は、前ページ表のと おりである。

「斎場の設置及び管理に関する条例」では「市長は、特別の理由があると認める時は使用料を減免することができる」と規定しており、これに基づき、被災に伴う使用料については、本市の住民および住民でない人が利用した場合であっても、1月18日付けで10割減免(無料)を実施した。

4 火葬用燃料

斎場では、火葬用燃料として灯油を使用していた。 通常、タンクローリー車(2,000ℓ)で、毎月7~ 8回搬入されていたが、この期間中、1日おきに斎場の貯蔵タンクに充塡された。

しかし、このタンクローリー車が、大阪府堺市か

ら配車されていたため、異常なほどの交通渋滞に巻き込まれ、斎場に到着する正確な時間が定まらず、 その都度、現場では気をもみながら、作業に従事することとなった。

幸いにして貯蔵タンクの灯油が底をつき、火葬業務ができなくなるような最悪な状態にはならなかったが、斎場の貯蔵タンクの容量をもっと大きくするか、タンクローリー車の中継地点を市内もしくは、 隣接市に設けるなどの配慮が必要であり、今後の改善事項としなければならない。

反省 一

1月31日をもって、一応、震災による緊急事態の 火葬業務を終了するに至ったが、幾つかの課題は現 在も残っている。たとえば、

- ① 職員の勤務体制の確保
- ② 安定した燃料 (2系統以上) の確保手段
- ③ 雑用水も含めた、飲料水の確保(斎場内の配管 が寸断)
- ④ 災害救助法の内容の熟知と緊急時のマニュアル の作成
- ⑤ 遺体の搬送手段も考慮した、広域的な火葬業務 システムの構築
- ⑥ 遺体の保存方法
- ⑦ 公平な斎場の利用

斎場の予定表が、10日先も、予約で埋めつくされることは、今後、二度とあってはならない。

大規模災害時における「火葬業務のあり方」を、 今回の災害救助法の適用を受けた自治体の職員同士 が、中心になって広域的な対応を研究しなければな らないように思う。

3 負傷者への対応

**(1) 救急医療の実施

本市での被災者の診療は、ライフラインが確保さ

れている地域では震災直後からかなり確実な受け入 れが行われている。

◎ 地震被災者診療人数

医療機関での外来患者受け入れ人数は、本市では 正確な把握ができなかったが、市医師会で、可能な 限りの調査が行われているので、次に示す。

診療所での人数は、1月24日の時点で、27診療所 だけではあるが、その数が調べられており、外科系 で1.097人、内科系等で229人が震災により受診して いる(医師会調べによる)。

❖(2) 尼崎医療センター休日夜間急病診療所での対応

(財)尼崎健康・医療事業財団が運営している尼崎医 療センター休日夜間急病診療所では、通常は市内の 医師により交代で運営されている。

しかし、震災の発生により医師自体が被災してい るうえ、被災を免れた医師も被災者への対応に追わ れるという状況で医師の確保が難しい状況となった が、尼崎市医師会が会員の被災状況等を把握するこ とにより、診療体制が確保されたため、震災当日の

1月17日からの急病診療体制を維持することができ た。

さらに通常は業務時間外である土曜日の午後3時 から10時までについても、1月21日、28日および2 月4日の3回は医師会により別途診療時間が設けら れ、診療が行われた。

**(3) 市内公立病院等での医療体制

本市には、兵庫県立尼崎病院、兵庫県立塚口病院、 関西労災病院と3つの公立病院等があり、これらが 市民の医療の充実に大きく寄与している。そこで、 ここではこれら3病院での被災状況を含めた震災直 後の被災者に対する医療の初動体制について記載す ることとする。

1 兵庫県立尼崎病院

1) 被災状況

a ライフライン関係

電気・ガスについては何ら支障なく、自家用 発電装置の起動の必要もなかった。

水については、震災当日に断水したが、院内

震災時の患者診療人数〔救急告示医療機関〕

(巫成7年1日94日刊左)

							(平成7年1)	月24日現在)
医療機	機関名	4	状	況	匠 杨 梅 明 友	状	況	
	7317 1882	因	11	外来	入院	医療機関名	外来入院	入院
優	生	病	院	_	- (2)	昭 和 病 院	400	40
大	隈	病	院	358	10(14)	田 中 病 院	400	
合	志	病	院	364	25	杉 安 病 院	90	13
樋	口	病	院	3(5)	-	尼崎医療生協病院	1,233	13
神	崎	病	院	34	3	立 花 病 院	250	25
尼	崎 中	央 ;	病 院	398	6	池田病院院	- (2)	3 (3)
中	馬	病	院	30	_	ヒトラ病院	79	15
尼峭	奇 永 仁	会	病院	_	- (4)	園 田 病 院	30	1
近	藤	病	院	1,044	11	大 貝 病 院	34	3
大	原	病	院	350	-	西 武 庫 病 院	2,000	-
安	藤	病	院	120	9	青 木 診 療 所	150	6
牧	病	i	院	5	_	東青木診療所	181	3
岡	田	病	院	59	_	小 計 2	4,847(2)	122 (3)
小	計		1	2,765(5)	64(20)	総計	7,612(7)	186(23)

※ かっこ内は他院診療後に紹介等で来院した数

資料:(社)尼崎市医師会「阪神・淡路大震災記録集」から抜粋

2つの受水槽が確保されていたため、2時間程 度の断水だけであった。水不足の影響で、内視 鏡や検体検査が停止され、人工透析が優先され

b 施設関係の被害

建物内部では、施設被害は幸い軽微であった。 建物周辺では、救急車出入口附近のアスファ ルトに大きな亀裂ができたほか、夜間出入口付 近と正面玄関付近で約5cm程度の隆起が見られ た。これらは即日応急処理やバリケード等を活 用しての注意喚起など車椅子やストレッチャー の通行に支障を来さないよう配慮した。

そのほか、設備面ではオートローディング装 置や心臓血管連続撮影装置の損傷が見られたが、 診療面でのトラブルはなく、入院、外来患者に 迷惑をかけることはなかった。

2) 入院患者の状況および対応

震災直後の患者数は437人であったが、幸いに も震災による負傷者はなかった。

震災直後からの入院患者の受け入れは、震災当 日についてはすでに入院予定者が来院しつつあっ たため、その患者は受け入れられたが、翌日以降 については、比較的軽症の入院患者は受け入れの 一時的な延期をお願いするとともに、既入院患者 についても帰宅可能者には事情を説明のうえ退院 の促進に努めることにより、ベッドの確保に万全 が期された。この対応は1週間後の24日まで継続 され、それ以降については、被災者受け入れの病 棟を指定して病床が確保されることになり、前述 の延期をお願いした入院予定者を徐々に受け入れ ていく形態に切り換えられた。また、このほかに も病床確保のため、急を要しない人間ドックの受 け入れの中止と、一般ベッドのリースの手配等が 行われた。

3) 外来患者の状況および対応

地震発生時、すでに病院玄関には数十人の外来 患者が開門を待っていたが、それら患者にも被害 はなかった。

被災者と思われる患者が来院し始めたのは、震 災当日の午前8時ごろからである。数人の被災者 が救急患者として来院し、救急処置室で診療が行 われた。その後、外来診療を行える医師が来院し た科から順に一般外来に業務が移行した。

4) 被災者のための診療体制

震災日当日、すべての救急患者を受け入れるた めの指示が出され、空病床の確保等全部署が受け 入れ体制に入り、医師や医療従事者に緊急の当直 体制の指示が行われた。

具体的には、震災当日の夜から当直医師以外に も各科医師が待機することとし、内科で3人、外 科では全医師が院内で常時待機することとなった。

また、被災患者への緊急手術のおそれのあるこ とから、震災当日午後から、通常の一般手術は緊 急性の高いものを除いて停止され、受け入れの準 備が整えられた。この措置は23日まで続けられ、 予定手術をこれ以上延期できない24日からは、順 次通常手術が組み入れられた。

なお、震災当日から他の医療機関や各市消防局 の要請により、多数の被災患者の受け入れが行わ れた。

2 兵庫県立塚口病院

1) 被災状況

a ライフライン関係

電気については、停電状態はなかった。ただ し、自家発電機が故障し、翌18日に応急修理が 行われるまで使用できない状況であった(ただ し、発電機は給水がなければ使用が不能)。

都市ガスについてはガス漏れを懸念し、ガス 漏れ点検が終了する1月21日まで給食部以外に は供給停止した。医療用ガスは支障なく使用で きた。しかし、水については、震災当日から断 水となり、この確保が院内の最重要課題となっ た。対応として、電気およびボイラー室員の懸 命な努力により、市の給水車からのピストン輸 送で確保を図り、自衛隊の給水車からの提供が 始まった19日から最低限を確保することができ

た。この対応は市からの給水がほぼ回復する1 月22日まで続けられた。

b 施設関係の被害

自家発電機が故障したが、翌日には応急修理 が完了。ボイラーは故障し、煙突が破損した。 このため、仮設復旧した2月3日までは給湯と 蒸気供給が行われず、院内暖房などに支障が出 た(暖房はガスおよび石油暖房機により復旧ま で対処)。

その他、各棟間の接続部断裂、エレベーター の停止、病棟壁、ボイラーの煙突、窓ガラスの 破損に加え、木造建造物が損壊し、これらの機 能の全復旧までには2月6日までの21日間を要 した。(木造建造物の機能は別棟で仮設対応)

2) 入院患者の状況および対応

震災直後の入院患者で、1人が点滴びんにより 裂傷を起こしたが、その外には著変はなかった。 入院患者は被災者であるなしを問わず、受け入れ が行われた。

※ 参考:患者の受け入れ状況

(震災当日および翌日)

•17日:急患数 109人

15人 (うち被災者4人) 入院

・18日: 急患数 191人 (うち被災者66人)

入院 20人 (うち被災者2人)

3) 外来患者の状況および対応

震災当日から、救急外来のみとして一般外来が 中止された。急患外来の対応としては、震災によ る室内の散乱への対応と、不十分な職員数を分散 させないため、当日は外来の1階部分だけで対応 が行われ、処置場所としては、外傷患者には急患 室と外科・脳外科外来診療室が、外傷以外の患者 には成人用に消化器科外来、小児用に小児科外来 診療室があてられた。

また、急患受付は、震災当日は職員の不足のた め保安室に設けられ、外来カルテはすべて外科で 作成・対応された(医事課による窓口業務の再開 は19日から)。

一般外来の中止措置は、1月24日まで継続され た。

4) 被災者のための診療体制

震災当日については、混乱のなか、前述のとお り応急的に診療の体制がとられたが、翌18日以降 には、各科最低1人の医師が常時待機する体制 (外科は医師当直をさらに1人増員)をおき、同 時に病棟夜勤看護婦の確保を行った。また、薬剤 部の職員がとくに手薄となったため、医師が応援 を行う形で診療体制が強化された。

被災患者への緊急手術への対応は、19日に中央 材料室の器具類の滅菌が1日3件まで可能となっ たことを受けて、20日から1日3件までの緊急手 術が可能として体制が調整された。

また、外来診療患者の状況と院内機能の回復状 況から、24日に一般外来診療が再開されたが、同 時に、余震発生時の対応を想定し、地震対策とし ての執務体制が余震対策の執務体制として継続さ れ、診療部門、管理部門、看護部門でそれぞれ時 間外執務体制がとられるとともに、時間外緊急事 態発生時マニュアルが準備され、余震非常時に備 えられた(対応は3月末日まで続けられた)。

なお、病院機能が震災前の状態まで復帰したの は2月6日である。

3 関西労災病院

1) 被災状況

a ライフライン関係

電気については、午前5時46分(震災発生) から10時25分まで停電となったが、自家発電機 の運転により対応された。ガスについては地震 発生から、1月24日夕方の建物内ガス漏れ修理 完了まで供給が停止し、栄養管理室の調理熱源 がガスであることから、炊飯調理が不能となっ た。水については、震災当日から1月30日まで 断水となり、生活水および飲料水の確保はもと より、水が必要な医療機器が使用できなくなっ た。

とくに透析が不能となることは、人命にかか

わるため、市の給水車から受けた水を集中的に 人力で運搬し透析が行われた。また、暖房、給 湯、送気もできなくなった。市からの給水車に よる給水は1月17日から20日までが1日当たり 5 t、21日以降は1日当たり70 t が供給された (総量560t)。

b 施設関係の被害

ライフラインにかかる部分については、施設 内においても同様に配線・管の切断がいたると ころに発生した。

また、そのほかに、ボイラーの着火装置の不 良や、エレベーターの停止などのほか、建物自 体も窓ガラス、各棟の接続部、床、壁面が破損 し、医療用器具も修理不能な物が17点、修理可 能な物が39点に及んだ。

これらの応急措置としては、建物の修復につ いては、まずは防寒を優先し、窓ガラスの破損 部分を翌日までに農業用ビニールで覆う処置が 取られた後、順次応急措置が3月15日まで行わ れた。また、設備関係についてはライフライン の復旧にあわせて1月30日までに修理が行われ た。

医療機器については修理不能物については緊 急に購入(3月末日完納)されるとともに、修 理可能な機材については2月3日までに修理が 完了された。

2) 入院患者の状況および対応

被災と同時に入院患者の安全確認を行ったが、 幸いにも震災による負傷者はなかった。震災直後 からの新規入院患者の受け入れは、17日の入院予 定者および急を要する患者を除いて、一般の入院 患者には延期を願うとともに、被災当日から、軽 傷の入院患者等、帰宅可能な方に対して退院を願 うことにより、被災者のための病床の確保が行わ れた。なお、一般の入院患者の受け入れは、入院 患者数の推移からの判断により、23日から再開さ れた。

3) 外来患者の状況および対応

震災当日は、一般患者については休診とし、入 院患者と被災患者の治療が行われた。緊急被災患 者の診療場所の確保のため、時間外処置室に加え、 ICU処置室、内科処置室、整形外科処置室があ てられた。また、人員の不足のカバーのために、 手術室勤務の看護婦および看護学生も外来患者の 介助にあてられた。

一般外来患者の受け入れについては、翌日から 診療が再開された。

4) 被災者のための診療体制

時間外(夜間)の対応は当直者が複数体制に増 員され、必要に応じて待機体制をとるとともに、 各診療科目ごとに待機者が配置された。

また、負傷者への対応とは意味合いが異なる部 分ではあるが、在宅医療登録者に対して安否の確 認と訪問可能となるまでの間の電話等による状況 把握が行われている。

また、被災患者への手術を優先とし、18日から緊 急手術を開始している。この措置は24日まで続け られ、25日からは順次定時手術が開始されている。

※ 市内公立病院等での医療体制については、3病院 で作成された記録から抜粋。

4 物資の調達

調度課では、援護班等からの依頼に基づき避難者 用の食糧等調達を実施した。平成7年1月18日以降 に調達した物資の内容は、おおむね次のとおりであ る。

1)食糧

弁当、おにぎり、パン、巻き寿司、ウーロン茶、 牛乳、ジュース

2 日用品

紙コップ、紙皿、トイレットペーパー、ごみ袋、 雨傘、石油ストーブ、延長コード、鍋、消火器、フ ライパン、ケットル、生活物資(ストーブ、炊飯器 等27品セット:仮設住宅用)

3) その他

防水シート、肩掛噴霧器

応急給水活動 5

人員不足、給水車不足、交通渋滞等で給水活動が 思うようにはかどらず苦慮していたが、地震発生当 日午後、兵庫県から給水支援の必要の有無について の照会があり、ぜひにもと要請した。

翌18日には、兵庫県の要請を受けた西播磨水道企 業団および奈良県下、和歌山県下の6自治体のほか、 本市が要請した民間企業からの車両が次々と応急給 水基地である神崎浄水場に集結した。これにより応 急給水場所を前日の8か所から12か所に増やすこと ができた。市内の病院では、本市市民のけが人に加 え、近隣被災地からの患者の転送もあって応急給水 量が多くなってきた。とくに人工透析治療を行って いる病院は多量の水を必要とした。

こうした状況のなか、19日には兵庫県の要請を受 けた自衛隊が到着し、応急給水場所を12か所から一 挙に18か所に増やすことができた。さらに、1月20 日には近畿地方建設局の仲立ちで中国地方建設局か らの支援も受けることができた。しかし、車両によ る運搬給水は、わずか数キロ先の応急給水場所へ運

搬するのに3時間もかかるなど依然として、交通渋 滞による非効率的な給水活動を強いられた。

応急給水場所には、やかん、ポット、なべなどの 容器しか持ち合わせのない市民も多く、どの応急給 水場所も長蛇の列をなしていた。

こうした状況から、応急給水基地である神崎浄水 場では、徹夜で飲用袋(10ℓ)に水を詰める作業を 開始した。発生から数日経過したあたりから、市民 の要望は飲料水から洗濯や風呂の水といった生活用 水へと順次変化し、給水量も増えてきた。

水道局には連日、「いつになったら水が出るよう になるのか」「修繕を2、3日前に申し込んだが、 まだ来ない。どうなっているのか」といった強いお 叱りの電話が相次いだ。一方、「けさ水が出るよう になりました。こんなにうれしいことはありません。 ありがとうございました。水道局の皆さんがんばっ てください」といった感謝や激励の電話もあった。 また、給水基地である神崎浄水場には、夜遅くになっ て近くのお店からおにぎりや焼きそばの提供など心 温まる支援もあった。

応急給水場所および給水時間を広報するため、連 日災害対策本部情報班に情報提供するとともに、1 月23日には、新聞折り込みで水道の現状、復旧の見 込みを記載したチラシを全戸配付した。

車両広報については、発生当日から1月30日まで 延べ174台の車両で実施したが、交通渋滞に加え、 酷寒期でもあったことから、窓を閉めている家庭が 多く、「聞こえない」「広報車が回ってこない」と いった苦情も数多く寄せられ、車両による広報の限 界が感じられた。

また、車両広報中、「どうしてここは水が出ない のか」「応急給水場所を増やせないのか」といった 市民からの苦情や質問が相次ぎ、身動きが取れなく なったこともしばしばあった。

21日からは、配水管の復旧が進み、水が行き渡る ようになった配水管の消火栓から水を取り出す仮設 給水栓による応急給水を開始した。この仮設給水栓 は、災害対策用として震災の前年に22基整備してい

断水状況

	121 75 1/5 WG
月日	断 水 状 況
1月17日(火)	全市域の約2分の1が断水
18日(水)	全市域の約3分の1が断水
20日(金)	約4万世帯が断水
21日(土)	約2万5,000世帯が断水
22日(日)	約1万5,000世帯が断水
24日(火)	約1万3,000世帯が断水
26日(木)	約1万世帯が断水
27日(金)	約9,000世帯が断水
28日(土)	約5,000世帯が断水
30日(月)	約3,000世帯が断水
31日(火)	配水圧は低いものの一応市内全域の配水管に水が行き渡る。そのため、1月31日をもって給水車による応急給水が終了した。

応急給水支援団体

団体名	団体数	支援期間	日数
建設省中国地方建設局	1	1月20日~1月30日	11日間
自衛隊	1	1月19日~1月27日	9 日間
兵庫県関係 西播磨水道企業団	1	1月18日~1月24日	7日間
奈良県関係 奈良県、天理市、香芝市、河合町、川西町、田原本町	6	1月18日~1月31日	14日間
和歌山県関係 海南市、橋本市、田辺市、高野ロ町、野上町、白浜町、上富田町、高野 町、岩出町、かつらぎ町、下津町、貴志川町、打田町、粉河町、美里町	15	1月18日~1月31日	14日間
民間企業関係	3	1月18日~1月31日	14日間

たもので、1基に8つの給水栓がついており、一度 に多くの人が利用できるため、今回の震災では大い に役立ち、2月中旬まで使用した。また、応急給水 の終息のめどがついた2月13日には、断水が続く神 戸市の支援用として仮設給水栓を貸し出した。

応急給水に際しては、多くのボランティアの協力 をいただき、応急給水活動の手助けや高齢者への手 助けとして応急給水場所から高齢者世帯等の家庭へ のポリタンクの運搬などの協力をいただいた。

日を追うにつれ給・配水管の復旧も進み、断水地 域、出水不良地域はしだいに縮小していった。1月 31日早朝には、市内の配水管に水が行き渡るように なったことから、給水車による応急給水活動は、同



武庫支所での応急給水

日をもって終了した。

しかしながら、市北西部の地域では、水圧が平常



仮設給水栓

時の2分の1以下のところもあり、また、その他の 地域でも給水装置や受水槽以下設備が未修理の建物 もあることから、仮設給水栓や支所等公共施設での 給水活動を引き続き行うこととした。

地震発生からほぼ1か月が経過した2月14日には、 水圧も平常時に戻ったため、2月15日をもって全応 急給水活動を終了した。

今回の応急給水では、1月17日から1月31日まで の間、延べ534台の車両と延べ1,236人の要員で約 3,000mの応急給水を行った。

そのうち、国(建設省、自衛隊)、奈良県下、和 歌山県下の自治体および西播磨水道企業団ならびに 民間企業の27団体から延べ313台の給水車と延べ569 人という大きな支援を受けた。

6 生活環境衛生対策

**(1) 避難所等の防疫対策

震災直後、水道・ガス等が止まるなど、衛生状態 悪化に伴い、感染性疾患の発生が予測されるため、 防疫活動、インフルエンザ等の呼吸器系疾患のり患 防止などを行った。

1) 避難所と仮設トイレの消毒

防疫所職員が1月23日から4月26日までの間、ク レゾール消毒液を使用してトイレの消毒を行った。

体験-

18日は早朝から寒気の中、武庫方面班職員の3分 の2の人員を給水活動に配置した。給水車は市水道 局の2 t タンク車であった。同時にトラックで20 ℓ 入りポリ容器水、10ℓ入りビニール袋水が運ばれた。 職員は、市民が持参した容器への給水作業を実施し

市民の容器への注水は、20ℓ入りポリ容器を持っ て、また、ビニール袋水からの注水は袋の二重口に ポリパイプを挿入し、市民の容器に注水するもので あった。長時間に及ぶ給水作業は職員にとっても体 力的に厳しいものであった。19日は、2~3台の車 両での折り返し運転であったため給水が途切れる時 間が30分ごとにあった。市民は寒い中、100~200m の列に整然と並んで苦情もなく待っていた。職員は 一時も早く次の給水車が来てくれることを願って残 り少ない水の給水に励んだ。給水作業は終日行われ た。武庫地区での18日の給水場所は、武庫支所と県 立西武庫公園駐車場の2か所のみであったため、武 庫地区全域の断水にはとうてい対応できる状態では なかった。午後には民間団体から10 t 車の応接給水 車が武庫支所に到着した。

19日からは給水場所も6か所となり、応急給水体 制が整い始めた。武庫支所には和歌山県下などから も10 t 車が来た。

一方、列に並ぶ市民の水容器の大きさは、断水が 続くにつれて、2倍、4倍になっていった。10 t 給 水車は配水口が大きいため、注水口の小さい容器に 直接給水できず、いったんドラム缶状の容器に受け、 この蛇口からの注水であった。これに比べて県立西 武庫公園の自衛隊の給水車は1台から細い蛇口を6 本も持つ効率の良いものであった。

武庫支所周辺では26日ごろには配水管に水がいき わたるようになったが、水圧は依然として低く、北 部地域は1月31日まで給水車による給水が必要であっ

市内北部の園田地区は戸ノ内地区の断水のため園 田東会館に給水車とトラックでポリ容器水とビニー ル袋詰水を用意し、市民が持参した容器に給水した。 戸ノ内地区は全域的に断水したため、翌18日から戸 ノ内社宅公園にも給水車を配置し、1月24日の一応 の復旧まで配置された。以後は、仮設給水栓による 応急給水となった。

トイレ消毒回数

避り	維所	トイレ	仮設	トイレ	1	+
避所	難数	消 毒延回数	仮設数	消 毒 延回数	トイレ数	消 毒延回数
9	6	705	14	107	110	812

(2) インフルエンザの予防接種)

被災地の避難所では、厳寒期であること、屋内に 多くの人々が密集して生活していることなどから、 各地でインフルエンザの流行が見られた。

予防接種実施の概要

実施 期間	2月6日~2月8日 (3日間)
從 厚生省班	医師4人、看護婦4人、事務員2人
選 厚生省班 本市職員	看護婦、事務職員、公用車運転手
実 施 場 所	市内の7避難所

予防接種実施結果

7 1777 1277 1277						
	区	分	年 齢	人 数		
to's	FGF:	-tz.	65歳以上	95人		
接	種	者	65歳未満	20人		
x :	`x\$: 44	者	65歳以上	5人		
不	適格	有	65歳未満	4人		
	9.1.		65歳以上	100人		
	計		65歳未満	24人		

※ 不適格者とは、接種希望者のうち、すでに風邪などにかかっ ているため接種が不可な人

本市の避難所では、1月24日から2月4日までが 流行のピークとなり、最大で184人がり患、延べり 患者数は4,026人に上った。

これを受け、厚生省による医療班が編成され、本 市を含む被災各地で予防接種が実施され、本市も協 力した。

3) 食品衛生の確保

震災当初の避難所での食事の提供は、日本赤十字 社の救援物資も扱っていた京都市の弁当調製施設で ある業者(1日当たり3,000食)および本市の業者 (1日当たり1万食)が請け負い、市が配達した。

この時期の食事の内容は、被災者の空腹を満たす ことが第一の課題であったため、おにぎりと佃煮程 度であった。衛生面では、厳寒期であったことや、

搬送時間などを勘案しても心配は余りなかった。

しかし、その後、栄養改善として副食品の多い弁 当を食事として提供するようになるとともに、避難 所生活の長期化に気温の上昇もあいまって、食中毒 のおそれが増大した。そのため、避難所へ搬入され た弁当類の適正な保管方法について注意を促す啓発 ポスターを掲示したが、被災者の中には、余った弁 当類を翌日に食べる人もあり、対策として保健所職 員による個別指導を実施した。

その後、京都の業者から本市の4業者に弁当調製 施設が変更され、配達も業者により行うこととした。

これにあわせ、より安全な食事を提供させるため に、これらの業者に対し、重点的に製造施設内への 立ち入り調査や細菌検査を実施するなど食中毒防止 対策を行った。

結果として避難所における食中毒発生事例は、1 件もなかった。

**(2) 保健所の被災者への対応

(1) 震災直後の保健所の対応)

震災当日は、各保健所とも検診事業等ほとんどの 事業を中止して、救護班を設置、被災者に対して救 護活動を開始した。

当初の活動としては、地震での負傷者への対応で ある。「胸部打撲を受けたので治療してほしい」 「裂傷を受け、医療機関へ行ったが廊下まで人があ ふれ受診できないので治療してほしい」などの相談 に応じ、負傷者への対応が開始されたが、保健所と して医療行為の限界に歯がゆい思いがあった。

通常、保健所には応急処置用の救急薬品(軽傷対 応)の設置はしているものの、このような震災によ る負傷者に対する処置に対応できる治療医薬一式は、 防災センターに備蓄しており、災害時には防災セン ターに受け取りに行かねばならない状態であった。 当日は、パニック状態の市民や負傷者が多数押しか け、少ない職員で対応に追われる状況にあった最中 での救急薬品搬入であったため、保健所における救 急薬品の設置のあり方に問題を残した。

続いての活動として、保健婦による、避難所に対 しての救護活動や、要援護者および同和地区内の独 居老人等を中心とした、被災者の安否確認のための 家庭訪問と相談指導が保健所での業務の主体となる が、対策本部の各班とも職員の不足は深刻であり、 緊急を要する避難所への食糧搬送業務の応援など、 次々に起こる新たな事態に職員が一丸となって夜中 まで活動が続けられた。

震災2日目以後となると、各保健所とも地区内の 被害状況などの情報が次々と入手され、同時に市民 から生活、健康相談についての電話での問い合わせ が増加し、緊急を要する患者等に対しては保健婦が 訪問指導するなど市民への救護活動が続けられた。

2 震災後1週間前後の保健所の対応

震災直後から1週間が過ぎ、このころから市民に やや落ち着きが感じられるようになった。被災者の 健康状態も震災直後は外傷、打撲などの負傷者が多 かったが、時が経過するにしたがい保健所の救護活 動も風邪や疲労、ストレスなど身体的なものから精 神的なものまで幅広い訴えに変化していった。

医療相談についても、「インシュリンが切れたが どうすればよいか」「風邪をひいたが治療してほし い」「病院を紹介してほしい」「知人が負傷入院し ている先の病院探し」「おむつとミルクの支給」等々 各保健所への相談や問い合わせが続いた。

他に、犬猫の一時預かり先の紹介などの相談に応 じることもあった。

各保健所とも震災直後は検診事業等の保健所業務 を一部または全面中止していた所も多かったが、1 週間を過ぎるころから平常業務への努力がなされた。

③ 震災1か月以後の保健所の対応

震災から1か月を過ぎるころになると、保健所業 務も平常に戻り、来所する市民の顔も表面的には徐々 に活気あるように変化がうかがわれた。

しかしながら、保健所業務の中で主要業務である 各種の検(健)診時でも、来所者の話題は、震災に 関するものが中心であり、いかに震災の傷痕が人々

の心に重く、深く残り、被災者がつらい日々を過ご してきたかがうかがえた。とくに、赤ちゃんへの健 診などでは「子供が、自動車の通る少しの振動にも 泣きだして困る」とか「余震のたびに不安になった りする」などさまざまな心の不安に対する訴えがあっ た。

このような心の悩みの相談に応じるために、「心 の健康電話相談」が開始され、後に兵庫県により、 本市内でも「心のケアセンター」が中央保健所内に 開設されるところとなった。

また、震災のためにかさむ医療費の問題、健康保 険証の紛失に伴う受診時の取り扱いなどの保健所へ の相談が増加していたが、厚生省から医療費対策や 保健所健診の受診対策が打ち出され、各所ともこれ ら施策の市民への情報提供に迅速に対応し、PR活 動や相談、指導にあたった。

**(3) 一般公衆浴場の再開

(1) 地震発生後の被害実態調査)

地震発生の3日後から現地調査と電話による問い 合わせを実施し、被害状況の把握を急いだが、震災 による電話の不通や、営業者が所在不明であったり するなど被害調査は思うように進まなかった。

調査結果としては、震災以前には、一般公衆浴場 数は112施設であったが、13施設が地震により全壊 または半壊し、そのうち8施設が廃業となった。

2 断水による影響

震災直後は断水により全市的に休業状態であった。 1月20日からは被害の少なかった80施設で営業が 再開されたが、水道水への依存の少ない井戸水使用 浴場を除く施設では、送水圧が上がらなかったため 貯水量の確保が十分でなく、10日ほどの間は1日2 ~3時間程度しか営業できない状態であった。

3 近隣都市からの問い合わせ

震災1週間後から新聞・テレビ等の報道で市内の 営業している施設が紹介されたため、市内だけでな く西宮市・芦屋市・神戸市からの問い合わせが殺到 した。

これに対応するため、急きょ市内浴場の分布図、 営業時間等の一覧表を作成し外部からの問い合わせ に対応した。また、閉店している施設に営業再開に ついての問い合わせを行い、再開した浴場の情報は 逐次報道機関へ提供した。

これにより、市内の各駅付近の浴場は多数の利用 客のため混雑し、脱衣室で順番を待たなければなら ない状態となった。営業者も利用客が多く平常開店 時間内では対応しきれないため、時間延長や休日に も開店するなどの対応が行われた。

他に、車での利用客が多くなり、浴場に対して路 上駐車や騒音のことで付近の住民から苦情がよせら れる事態が発生し、報道機関に開店していることを PRしないでほしいとの要望が市によせられた事例 があった。

4 市内浴場の被害状況

被害の実態として配管の破損が最も多く60施設以 上に及んでいる。

その他の被害は煙突の倒壊か破損が21件、屋根の 被害28件、浴槽タイルのひび割れ26件、内外壁の破 損22件、水タンクのひび8件となっている。

配管の破損した浴場では10日程度の休業後に営業 を再開している。大部分の施設が応急修理によりこ の程度の休業後に営業を再開しているが、その数か 月後に本格修理のため1か月以上も休業した施設が 2施設あった。

施設の中には、折れた煙突が脱衣室・浴室に落下 し全壊した事例もあった。

5 公衆浴場施設整備資金制度

公衆浴場の設備近代化を促進するため、施設営業 者が浴場の改修等で環境衛生金融公庫から資金を借

り入れた場合に、その利子の一部を県・市が補給す る制度がある。

今回の震災では、施設の復旧のためにこの制度を 利用する営業者が多く、平成7年1~12月で26件に なっており、過去3年間平均の約2倍となっている。

6) その他)

震災以前は、内風呂のないことが多い文化住宅の 住民等が主に公衆浴場を利用していたが、震災によ り多くの文化住宅が被災し、その住民のほとんどが、 仮設住宅や市外へ転居したため、公衆浴場の利用客 が減少しはじめており、浴場経営に影響が出ている。

☆(4) 防水シートのあっせん

被災した市民の家屋等を守るため、防水シートの あっせんを行う必要性が出てきた。当初、防水シー トを2,000枚程度しか確保できず、これを無償で配 付すると、比較的必要度の低い市民までが殺到して 無用の混乱を招き、真に必要度の高い市民に行き渡 らないおそれもあることから、有償で1所帯当たり 3枚までとした。また、市が直接販売せず、迅速に 人的支援が得られる尼崎中高年事業㈱に市があっせ んし同社に保管・販売してもらうことにした。

1月20日から3月31日まで尼崎中高年事業(株)、市 役所本庁舎、各支所で販売することとなったが、実 施してみると市民からの反響が大きく、対応に追わ れた。

上記の理由から廉価で販売したが、他都市では無 償で配付したところがあり非難の声もあった。

公衆浴場の地区別状況

(平成7年3月31日現在)

区 分	本 庁	小 田	大 庄	立 花	武 庫	園田	計
震災前施設数	27	26	23	20	4	12	112
廃業した施設数	2	1	1	3	1	1	9

※ 廃業9施設のうち、1施設は震災とは関係なく届けが出ている。

7 ごみ・廃棄物の処理

*(1) ごみ対策

当日、午前8時に職員の出勤を確認ののち、道路 状況等の調査を開始した。市内各所で道路が分断さ れており、収集車が出動できる状態になかったので、 やむなく収集を中止した。また、委託業者に対して もその旨を連絡した。とりわけ、環境事業部 (当時) 庁舎北側にある東高洲橋(五合橋線)に50cmの段差 ができ、通行止めになったので、市内に収集に向か うためには、初島を経由しなければならなくなり、 その唯一の道路である杭瀬初島線も、路面が波打っ た状態であった(その後、19日から東高洲橋が通行 可能になった)。

翌18日から特別収集体制を組み、JR以南の可燃 ごみから収集を開始した(余力がある場合は一部J R以北も収集)。ごみの量は通常の1.4倍程度であっ た。また、東部第1浄化センター内などに大型ごみ の集積場所を確保した。

19日には、JR以北で可燃ごみの収集を開始した が、一部収集できない地域があった(収集量は通常 の約2倍に達した)。大型ごみについても、国道2 号とJRの間で収集作業を行ったが、交通事情の悪 化も伴い約2分の1の収集にとどまった。

また、多数の避難者で想定外のごみの量がでたた め、避難所でのごみ収集が問題となった。とくに救 援物資からの包装容器類(弁当の容器等)が多量に 排出された。

20日からは、環境処理センターのピットからあふ れたごみを、南に隣接するダイソー(株)グラウンドに 野積を開始した。

22日には、民間の業者からダンプカーを借り上げ るとともに、23日、県環境整備課に対して、ごみ収 集車両とごみ焼却の応援・手配を依頼した。

その後、大阪市からごみ焼却の了承の連絡があり、 さらに、24日には県を通じて大阪府下からごみ収集 の応援が来る旨の連絡が入った。

翌25日から2月3日までの間、東大阪市、摂津市、 吹田市、交野市、泉佐野市、富田林市、箕面市、池 田市の各市から延べ92台の応援があった。

**(2) し尿対策

1) 仮設トイレの設置

県のあっせんにより、(株)広興から簡易トイレ150 基を無償で確保した。1基で約30人分を2日間処理 することができ、23日から避難所を中心に設置して いった。一部、地域からの要望により、避難所以外 の場所にも設置した。

ピーク時には、18か所に47基を設置した。

2 仮設トイレの維持管理体制の確立

設置した仮設トイレのし尿収集については、㈱広 興が2日ごとに無償で行った。また、防疫所職員に よる薬剤散布も適宜行われ、避難者や住民の生活衛 生環境の悪化を防いだ。

**(3) 焼却炉等処理施設の状況

震災時に稼働していた焼却施設はすべてを緊急停 止し、当日勤務に就いていた職員は、ただちに施設 を安全に停止するために手分けして作業に取りかかっ た。

電気は震災後1時間足らずで復旧したものの、方々 で配管類が損傷するなど設備の被害も多かったが、 焼却が長期にわたり停止するような重大な損傷がな かったこと、とくに老朽化により補修工事に入った ばかりの第1機械炉の煙突が倒壊していなかったこ とは、不幸中の幸いであった。

交通機能がマヒするなか、出勤してきた職員が、 ただちに施設の損傷状況の把握と応急対策に取りか かった。

第1工場第2機械炉と第3工場は応急処置により 震災後3日目までには運転を再開した。また、震災 時には補修工事のため停止していた第1工場第1機 械炉についても工事を中断し、他の焼却炉と同様、



震災大型ごみの仮置開始



仮置可燃ごみの排出

災害可燃ごみの自治体支援処理実績

大阪市 3,299 t
(西淀、南港、八尾、大正工場)

堺 市 2,701 t
東大阪都市清掃施設組合 890 t
摂津市 862 t
柏羽藤環境事業組合 901 t
吹田市、茨城市、寝屋川市、熊取町

計125 t

合 計

8,778 t

震災後2日目には運転を開始した。

また、破砕処理施設、資源ごみ選別施設について は損傷も軽微なものであった。

しかしながら、本市のごみ処理は、施設整備の遅

れから、通常のごみだけでも処理するのがやっとの 状態であったことから、その後に発生した膨大なご みを処理する余力は全くないに等しい状態での対応 を強いられることとなった。

**(4) 災害可燃ごみの処理

震災当日は交通路の途絶もあり、収集担当部門も 混乱していたことから、ごみの搬入はほとんどなく、 出勤してきたクリーンセンター職員は損傷状況の把 握と応急対策および翌日からのごみ受け入れ態勢の 確保に奔走していた。

可燃ごみは、例年のように年始に大量に発生するごみの収集が一段落したところであり、震災時点のごみピットにはまだ多くのごみが貯留されている状態であった。そのため、震災後3日目にはごみピットが満杯となり、南隣のダイソー(株グラウンド(約8,200㎡)に可燃ごみを仮置することとなった。民間グラウンドについては、所有企業の協力により快く提供していただいた。

仮置したごみは、一般家庭から排出された震災可燃ごみであり、ごみの中には生ごみや紙くずが多く含まれていたことから、臭気や紙くずなどが周辺へ飛散し、グラウンドを提供いただいた企業や近隣の方々に多大の迷惑をおかけしながら仮置を続けなければならない状況であった。

1月20日から仮置した可燃ごみは、本格的に搬出の始まる2月1日には3,400 t となり、4 mの高さのごみでグラウンドがほぼ埋め尽くされた状態となった。

仮置した可燃ごみの処理は、大阪市を始めとする 大阪府下の各自治体の支援により無償で処理してい ただけることになり、延べ8,800 t 近くの可燃ごみ を順調に処理することができ、3月末をもって当該 仮置場での作業は事故もなく無事終了することがで きた。

なお、使用後のグラウンドは後に整地作業を行い 原状復旧し返却した。

(5) 災害粗大ごみの処理

粗大ごみについては、震災に伴い破損した家具、 家電製品等が多量に発生するとの予想と老朽化の進 んでいた破砕処理施設の処理能力から、市の施設だ けではとても処理できないと判断され、震災当日か ら仮置場の確保に奔走した。

幸運にも下水道局等の協力により東部第1浄化セ ンターの増設用地の使用が当日から、また数日後に は園田競馬場第5駐車場の確保ができ、震災翌日か らの受け入れが可能となった。しかし、東部第1浄 化センターの増設用地については、北側に民家が隣 接しており、トラブルが起きないか心配なところで あった。

1月18日から仮置を開始した災害粗大ごみについ ても予想を超える搬入が続き、仮置開始18日目の2 月4日には約3,000 t に達し、仮置場はほぼ満杯状 態となった。

粗大ごみについては、各自治体とも処理能力に余 力がなく、支援を受けることは無理であったため、 本市の焼却炉で処理できる範囲のものは仮置場で選 別破砕後、焼却炉に転送することにし、残りは民間 処理業者へ委託処理することとした。

民間処理業者の選定にあたっては、一般廃棄物で ある粗大ごみの処理に係る所管自治体の許可を有し、 また処理実績のある三重県内の業者に委託すること にした。ただちに本市職員が関係市に出向き了承を 得たのち、園田競馬場は2月5日から、東部第1浄 化センターは2月8日から搬送作業を開始した。園 田競馬場は2月8日には搬出を終了したが、東部第 1 浄化センターは最終的に 9 月末まで作業が続くこ ととなった。

現地での選別破砕処理については、市内の専門業 者に委託し、ショベルローダー、バックホーおよび コンパクター(車輪が爪付きの金属でできており粗 大ごみの上を走行し破砕する重機械)等の重機によ り実施したが、ほこりと騒音がひどく、近隣住民の 方々から苦情が殺到した。



震災大型ごみの仮置

反省 -

今回の震災により発生した災害ごみは、可燃ごみ および粗大ごみ等クリーンセンターに搬入されたも のだけで延べ2万9,600 t、1世帯当たり153.2kg (可燃ごみ77.6kg、粗大ごみ75.6kg) に達し、収束 するまで約9か月の期間を要し、最終的には、他の 自治体等への委託処理を含め1万8,800 t を外部委 託処理し、市の施設で1万800 t を処理することに より完了した。

震災当初、これほど大量に、また長期間にわたる とは想像もつかず計画的な対応が十分できなかった こともあるが、収集部門へ災害ごみの分別収集の徹 底をことあるごとに要請したことにより後の処理が 比較的スムーズに行えたこと、そして現場管理を徹 底したことにより何とか無事終了することができた。

災害は、今回のような震災だけではない。台風、 浸水、津波、大火災等による都市災害が発生した場 合、あるいは処理施設の故障等により廃棄物処理が 停滞した場合等、本市の廃棄物処理における施設整 備の遅れは、たちまちその致命的弱点をさらけ出す こととなる。

今回の災害ごみ処理の教訓として、災害時におけ る市民の生活環境の保全と公衆衛生の確保という市 民の生活の基本を支える廃棄物処理行政の重要性を 再認識し、処理施設の計画的な整備と自治体間の相 互協力態勢の整備等危機管理体制の確立を市の重要 課題の一つとして早急に取り組む必要がある。

ほこりは、散水である程度軽減できたが、苦情が おさまるまでには至らず、理解を得るためひたすら 頭を下げるのみであった。

また、この用地は前述のように下水処理場の増設 用地であり、ごみの仮置による影響で下水処理施設 の将来計画への影響も懸念された。

そこで、現地での選別破砕処理は、焼却炉の受け 入れ能力も限界に達したことから、3月20日をもっ て延べ3,500 t の処理で終了し、これ以降について は、全量民間業者で処分することとし、当面の目標 を3月末完了と設定し作業を進めた。

3月末には仮置量もほとんどない状態となったも のの、粗大ごみの発生は4月になっても一向におさ まらず、5月上旬には2,000 t を仮置するまでになっ てしまい、やむをえず民間業者による処分を再開す ることになった。

そうこうしているうちに梅雨時期となり、今度は ハエの大量発生に悩まされることになる。保健予防 課の協力を得て駆除作業を行ったが、発生は一向に おさまらず近隣からの苦情も再発することとなった。

最終的に、東部第1浄化センターでの業務完了は 震災後8か月半経過した9月末にようやく完了する こととなったが、この間の仮置量は延べ1万3,000 tを超えた。

8 住宅の確保

**(1) 一時使用空家住宅の確保

被災者用一時使用住宅の確保については、応急仮 設住宅と市営住宅の空家を活用するとともに、兵庫 県営・大阪府営・大阪市営・公団・雇用促進・厚生 年金住宅の空家が兵庫県から割り当てられた。

また、兵庫県・大阪府下以外の全国の公営住宅の 空家が提供され、被災者用公営住宅等斡旋支援セン ターを通じて入居のあっせんがされた。

**(2) 一時使用住宅の募集

この地震によって市内で居住していた住宅が滅失 し、他に居住する住宅がない被災者に対し、一時使 用住宅の募集を第1次と第2次に分け、さらに「第 2次避難所住宅相談」と「一般住宅相談」という形 式で募集した。

第1次・第2次募集は、申込書を市役所本庁舎、 各支所・出張所・避難所で配付し、面接により受け 付けた。

各住宅相談は、住宅困窮の実情等の相談を受け、 一時使用住宅への入居を希望し、かつ申込資格を有 する被災者について、応急仮設住宅と県営住宅への 受け付けを行った。

住宅滅失の取り扱いとしては、義援金の判定が全 壊(焼)または半壊(焼)とし、半壊(焼)につい ては住宅としての機能が滅失しているものとしたう えで、申込者全員について被災住宅の損壊状況を現 地調査し判定した。

なお、応急仮設住宅および公営住宅等の一時使用 の募集は住宅管理課が担当し、地域型応急仮設住宅 の募集は、長寿社会対策室が担当した。

1 第1次募集

·募集期間:1月26日(木)~1月31日(火)

・受付場所:本庁舎南館地下1階ロビー

・受付方法:面接による受け付け

• 抽 せん 日:2月7日(火)

抽せん場所:中央公民館大ホール

応急仮設住宅の申込資格は、災害救助法の規定に 基づいて定めた。

- ア. 尼崎市内において居住していた住宅が兵庫県 南部地震により滅失した人
- イ. 自らの資力では住宅を確保できない人
- ウ. 他に居住する住宅がない人

なお、「自らの資力では住宅を確保できない人」 の受け付け時の目安として「世帯の年収額が366万 円以下の人」とし、同額を超えている人は市営住宅 等への申し込みへ誘導した。

市営住宅等の申込資格は、次のとおり定めた。

- ア. 尼崎市内において居住していた住宅が兵庫県 南部地震により滅失した人
- イ. 他に居住する住宅がない人

2 第2次募集

·募集期間:2月27日(月)、28日(火)

・受付場所:本庁舎南館地下1階ロビー

・受付方法:面接による受け付け

• 抽せん日:3月8日(水)

・抽せん場所:中央公民館大ホール

応急仮設住宅および市営住宅等の申込資格は第1 次募集と同じ。ただし、第1次で応急仮設住宅に設 けた「世帯の年収額が366万円以下の人」の目安は 廃止した。

3 第2次避難所住宅相談

·相談日:5月26日(金)、27日(土)

• 相談場所: 各避難所

避難所以外に行き場のない被災者から住宅困窮状 況等の相談を受け、応急仮設住宅への入居を希望し、 かつ資格を有する人について申し込みの受け付けを 行った。

4 一般住宅相談

·相 談 日:6月8日(木)、9日(金)

・相 談 場 所:本庁舎南館地下1階ロビー

・抽せん日:6月20日(火)

• 抽せん場所:本庁舎南館1階ロビー

第1次募集状況

(平成7年2月7日現在)

		(1	成 7 年 2 片	1口况任)
区分	募集	申 込	無資格等	受 付
応急仮設住宅	450	1,642	△ 615	1,027
市営住宅	50			1
兵庫県営住宅	30			
大阪府営住宅	50	3,984	△ 2,016	1,968
大阪市営住宅	10		. 1 25	(dr
公団住宅	230		n 1	
雇用促進住宅	29			
合 計	849	5,626	△ 2,631	2,995

第2次募集状況

(平成7年3月8日現在)

		(-4	成7年3月	8日現在)
区 分	募集	申 込	無資格等	受 付
応急仮設住宅	373	1,947	△ 717	1,230
大阪市営住宅	40			
公団住宅	75	332	△ 120	212
厚生年金住宅	8			
雇用促進住宅	6			
合 計	502	2,279	△ 837	1,442

第2次避難所住宅相談状況

(平成7年5月31日現在)

区	分	避難	相談	受 付
応急仮 住	設 宅	114世帯	91世帯	81世帯

一般住宅相談状況

(平成7年6月20日現在)

区	分	募集	相談	受 付
応急 仮 住	設宅	150	496	216
兵庫県 住	· 営宅	32	486	49
合	計	182	486	265

相談対象は、「尼崎市内において居住していた住 宅が兵庫県南部地震により滅失し、他に居住する住 宅がなく」かつ「義援金の判定が全壊」の被災者に ついて、住宅困窮状況等の相談を受け、応急仮設住 宅または県営住宅への入居を希望しかつ資格を有す る人について申し込みの受け付けを行った。

**(3) 一時使用住宅の入居者の決定

1 第1次募集

応急仮設住宅および市営・県営住宅等をあわせて 849戸の募集に対し5,626人の応募があった。

応急仮設住宅については、募集戸数450戸に対し 1,642人の申し込みがあったが、住宅が滅失してい ない人および辞退者615人を除く1,027人について入 居登録制をとり、高齢者・障害者等の社会的弱者を 優先して入居順位を付した。

市営・県営住宅等については、募集戸数399戸に対し、3,984人の申し込みがあったが住宅が減失していない人および辞退者2,016人を除く1,968人について公開抽せんを行い入居者を定めた。第1次募集の状況については前ページ表のとおりである。

2 第2次募集

応急仮設住宅および大阪市営・公団住宅等をあわせて502戸の募集に対し2,279人の応募があった。

応急仮設住宅については、募集戸数373戸に対し 1,947人の申し込みがあったが、住宅が減失してい ない人および辞退者717人を除く1,230人について、 社会的弱者を優先して入居順位を付けたが、そのう ち応急仮設住宅建設のめどがたっている925人につ いては正登録者とし、残りの305人については補欠 登録者とした。

なお、補欠登録者についても最終的には入居措置 を講じた。

大阪市営・公団住宅等については、募集戸数129 戸に対し332人の申し込みがあったが、住宅が減失 していない人および辞退者120人を除く212人につい て公開抽せんを行い入居者を定めた。第2次募集の 状況については前ページ表のとおりである。

3 第2次避難所住宅相談

避難世帯数114世帯のうち91世帯の相談を受け、 有資格者81世帯について応急仮設住宅入居者と定め た。第2次避難所住宅相談の状況については前ペー ジ表のとおりである。

4 一般住宅相談

486人の相談を受け、応急仮設住宅および県営住 宅への申し込み受付件数は265人であった。

応急仮設住宅については、募集戸数150戸に対し 216人の申し込みがあり、また、県営住宅について は32戸の募集に対し49人の申し込みがあったので、 公開抽せんにより入居者を定めた。

なお、正当選者以外の人すべてを補欠者としたうえで、最終的には応急仮設住宅の空家へ順次入居措置した。一般住宅相談の状況については前ページ表のとおりである。

**(4) 社宅・寮施設のあっせん依頼

被災世帯に対し、できるだけ多くの住宅を確保するため、1月24日、尼崎商工会議所、尼崎経営者協会、(協)尼崎工業会に企業が所有する社宅や寮施設の空室をあっせんしてもらうよう依頼した。

これに対し、7件の申し出があり、法人契約での 成約が1件あった。

**(5) 独り暮らし高齢者のホームステイ

市内に居住し、住居が滅失等となった独り暮らし 高齢者を温かい家庭で迎え、地震に対する不安を解 消し、かつ住居を含めた一時的な生活基盤を確保す るために、ホームステイ事業を実施した。

平成7年2月8日から10日まで募集したところ、 申し出(提供)件数が7件で、希望(利用)件数が 1件あった。

ホームステイの期間は、おおむね7日以上で受け 入れ先の都合によるものとし、選考については、高 年(老人)福祉課が、面接により、ホームステイ家 庭をあっせんする方法をとった。

結果的に成立した件数は、1件であった。

利用者は、家屋が損壊し、養護老人ホームを申請 中の82歳の健康な女性であり、ホームステイ家庭は、 世帯主・子の二人暮らしで部屋・食事・風呂等の提 供を行った。

ホームステイ家庭の受け入れ期間は、高齢者が自 立するまでは良いとしていたが、実際は、平成7年 2月20日から2月28日までの期間であった。

この制度は、利用者が地震からの恐怖心をやわら げることができ、家族的な温かさを味わうことがで きる半面、高齢であるため、今までの生活リズムを 変えられず、ホームステイ家庭の雰囲気になかなか 馴染めないため、お互いに不満が溜まるなど問題も ある。

また、高齢者が、他人の家庭に厄介になっている といった意識があることも事実である。

り災証明書の発行

大震災の翌日の1月18日、混乱のなか、早くも市 民からり災証明書の発行を求める声や問い合わせが 相次ぎ、早急にその対応が迫られた。急きょ市民部 長・支所長会が招集され、協議のうえ、①様式は従 来の小災害用の様式を使用する②被害程度は従来ど おり記述式とする――こととし、各方面でり災証明 書の発行事務が順次開始された。

当初、市民生活課で行っていたり災証明書発行は、 2~3日後には件数が急増したため、市役所本庁舎 では2階廊下に、支所は1階に臨時の窓口を設けた。 り災証明手続きの説明に加えて、震災関係のあらゆ る質問や苦情を訴える市民が殺到し、窓口は連日大 混乱となり、職員は声をからしてその対応に努めた が、苛立つ市民の怒号が飛び交う日々が続いた。

災害の全容がつかめないまま、市民の要望におさ れる形で、り災証明書の発行が急がれたため、その 手続きは従来の小災害と同様とし、①発行は支所ご とで行う②被害の自己申告(現地調査をせず、社会 福祉協議会会長や民生児童委員による被害の確認) ③被害程度は全半壊の判定をせず記述式とした― ことにより後日に課題を残すこととなった。

被害状況の全戸調査が行われないまま、り災証明 書の発行が続けられたが、大庄支所では現地写真撮 影班を編成し、り災証明の申請場所の被害状況の確 認を行うなどの努力がなされた。しかし、申請件数 の急増とともに対応できなくなった。被害程度の確 認には、日常の活動を通して地域内を熟知している 社協会長、民生児童委員の印を必要としたため、発 行件数の増加と発行期間の長期化が予想され、市民 局長から被害内容の確認印について協力を要請した。

被害の大きさがしだいに明らかになるに伴い各方 面から次々と被災者救済の制度が実施され、その適 用基準が「半壊」以上とされたため、判定のないり 災証明についての苦情が殺到したり、社協会長等の 確認印が必要なこと、現地調査をしないことなどに ついての苦情も相次いだ。また、救済制度を実施す

り災証明交付状況(9年7月1日~7月31日分)

(平成9年7月31日現在)

区	分	本 庁	小 田	大 庄	立 花	武庫	園田	合 計	累計
り災証明	交付数	16	10	38	31	9	18	122	
り火部明	累 計	16,727	15,026	13,855	29,819	21,294	21,196		117,917

る県、住宅金融金庫、社会保険事務所等の公的機関 や学校、業者互助組合等からり災証明書の「全・半 壊」の判定を求める要望が相次いだ。一部の地域で 全壊、半壊のみの証明を行ったことも一層混乱をも たらす要因となった。

方面部では、避難所への救援物資や食事の配付、 被災者の安否に関する問い合わせなどに追われる中 で、り災証明書の発行件数が急増したため、他都市 の職員、市民ボランティアら多くの人たちの応援を 得てその処理にあたった。

5月下旬には、各種被災者救済制度の申請受付期 間がほぼ終わり、また、震災から4か月以上経過し 被害の確認が困難になることから、り災証明の申請を原則として終了することとし、4月15日号、5月5日号、5月25日号の市報あまがさきで広報し、未申請の市民への周知を図った。

しかし、その後も新しい被災者救済の施策が次々と国や県から発表され、その手続きにり災証明書を必要とした。また、本市のり災証明が申請主義をとったこと、世帯ごとの発行ではなく個人ごとの発行であったことから、未申請者がその後も次々と発行を求めることとなり、その対応は長く続くこととなった。

No. り 災 証 明 願 尼崎市長 宮田 良雄 あて 願出人住所 尼崎市 世帯員数 り災者氏名 人 所 尼崎市 場所 尼崎市 9 5 時 46分頃 日 時 平成 7 年 1 月 17日 兵庫県南部地震 原 因 災 被害の 上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 福祉協会長(自治会長) 又は 地区民生児童委員 氏名 田 調査の結果、上記のり災を認めます。 調査年月日 平成 年 月 日

調査員名

印

				9	2	贬	1	ÌŒ	B _j	月	7	坏				
													市生成		月	号日
										尼		市				
											宮	H	1	良	雄	
5	たのと	とおり	り相違な	ないこ	£ %	E	月しま	ます。								
95	《者氏	氏名									•	tt	帯員	i数		,
主		所														
b	場	所	尼崎市	ī												
9	Ħ	時	平成	7	年	1	月	1 7	B	2	F	前	5 8	j i	4 6 5	分頃
	原	因	兵庫	[県南	部均	也震										
災	被程	0														

避難者への対応 第3節

第1次避難所

※(1) 教育委員会(避難部)での対応

1月18日からの大きな問題は、避難所の管理体制 であった。

とくに児童数の少ない小学校などでは、教職員の 数が少ないうえに、男性の比率も30%程度のため、 泊り込みは、校長や教頭等の限られた職員に集中す ることになり、このことは、避難所が解消されるま で、学校にとって大きな負担となった。そこで、1 月21日の災害対策本部員会議において、本部長の指 示で、行政職職員を大量動員することになり、避難 所管理要員の派遣体制をとることができた。

学校で避難者数が最大に達したのは、1月18日午 後8時の時点で、7,050人であった(右表)。ある 学校では、避難者に不愉快な思いをさせないように と、朝礼などで校長が話をしたこともあった。避難 生活も4~5日を過ぎると、避難者の中には「いつ まで学校においてもらえるのですか」と不安を口に する人もいた。それに対して「心配されなくてもい いですよ」と返答するのが、やっとであったと述べ ている学校関係者もいた。

避難生活が長期になると、洗濯が必要になり、当 然干す場所が必要になってくる。そこで、洗濯につ いては土・日曜日にお願いするという対応も必要で あった。生徒会や育友会や地域の有志が、少しでも 温かいものを食べてもらおうと自発的に炊き出しを するという活動もあった。最も長く続いた学校では、 それらの活動が4月下旬まで毎日続けられた。本市 の高校生もボランティアとして、トイレの掃除や避 難者の話し相手などで活躍し、全国からのボランティ アも炊き出し等を中心に、非常に積極的に活動した。

このようなことから、互いの心情が通じ合う人間 関係ができてきたことによって、避難生活における

不安や虚しさや憤りは少しずつ緩和されて、落ち着 きを取り戻してきたのではないだろうかと、ある学 校関係者は当時を振り返って述べている。

しかしながら、すべてがスムーズにいったわけで はなかった。たとえば、避難者の中には飲酒等によ るトラブルもあり、夜間に帰ってきた避難者の弁当 がなかったこともあった。残念なことであるが盗難 もあった。さらに精神的なものも重なり病気になっ た避難者も出てきた。それらへの対応については、 避難者同士で解決したり、助け合ったりする場面も あったが、学校や行政側への苦情という形で訴えて くる場合も数多くあった。その都度、校長や教頭は 話し合いに立ち会い、互いに理解や納得をしてもらっ ていったが、それは短時間で片づくものばかりでは なかった。そのために、夜中にたたき起こされた校 長や教職員も多くいた。さらに、ごく一部ではある がボランティア活動の後片付け等が不十分なものも あった。それらの始末もまた学校関係者の役割になっ た。一方では、1月19日以降、学校はできるかぎり

ピーク時の避難者数(学校施設)

区 分	学 校 名
小 学 校	難波(300)、北難波(130)、開明(19)、竹谷(12)、
36校	下坂部(140)、清和(38)、杭瀬(48)、浦風(20)、
	金楽寺(6)、大庄(25)、成文(80)、成徳(70)、
	若葉(91)、西(18)、大島(179)、立花(370)、 立花南(100)、立花西(350)、立花北(52)、
	五化南(100)、五化西(350)、五化元(52)、 名和(150)、塚口(130)、尼崎北(35)、
	水堂(400)、武庫(450)、武庫南(420)、
	武庫北(600)、武庫東(130)、武庫庄(160)、
	武庫の里(110)、園田(40)、園和(186)、
	園和北(58)、園田東(350)、上坂部(61)、
5,507人	小園(19)、園田南(160)
中学校	城内(4)、昭和(140)、日新(40)、明倫(18)、
16校	若草(34)、小田北(110)、大成(113)、
	大庄東(29)、大庄北(91)、大庄西(17)、
1 501 1	啓明(35)、武庫(200)、南武庫之荘(330)、
1,531人	常陽(141)、園田東(205)、小園(24)
高等学校	尼崎東(12)
1校	
97207	and the second s
12人	OFFICE HORSE WASHINGTON OF
合 計	53校 7,050人

()内は避難者数

反省 一

税務部における避難所への職員の人員配置につい ては、税制課 (現税務管理課) で取りまとめをして いたが、その対象となる避難所の場所が流動的かつ 突発的に追加変更されたこと、その連絡が円滑に伝 達されなかったこと、職員のなかにも度重なる応援 業務で体調を崩すものがでてきたこと等により、円 滑な人員配置に苦慮した。

避難所での応援活動については、指示や情報が徹 底されていなかったため、避難者からの苦情処理、 救援物資の余剰分や不足分の配付方法、急病人の対 処等の対応に困ることが多かった。また、震災当初 から暖房をいれたり、学校のように調理施設のある 避難所では、その施設を利用して温かい食事を提供 するといった配慮が必要だったように思われる。

(税務部)

通常の教育活動も実施しながらである。

また、断水となった学校園では、その後の避難者 への対応とともに、大変な状況になっていた。水道 の復旧の遅れた市内北部地域では、2月10日まで25 日間も断水が続いた学校があった。その場合、トイ レで使う水は、プールに蓄えられた水や近くの川か ら水をバケツで運ぶといった状況が続いた。使用で きるトイレが少ないこともあり、トイレが詰まって しまうことがしばしばで、教職員が汚物を素手でつ かみだすといった作業も行われた。別の学校では、 ガス漏れにより、校内にいること自体で危険を感じ る状況もあった。

真冬の災害ということから、避難者がストーブや コタツを持ち込んだりすることで電気容量のオーバー や火災の心配などが増大し、学校長からも暖房を求 める声が高まった。

それを受けて教育長(避難部長)から、1月23日 の災害対策本部員会議で灯油ファンヒーター (60畳 用)を2台ずつ学校の避難所に導入することを提案 し了承された。当時、54か所の学校が避難所になっ ていたので、調達班を通じて108台の灯油ファンヒー

ターをレンタルし、1月25日の昼に北難波小学校に 集積し、ボランティアの力を借り15台ほどの車両で 手分けしてその日のうちに配送を完了した。

当初は、神戸から西宮まで被害が甚大で、避難所 に入りきれない避難者が歩き続け、たどり着いたの が、武庫川を越えたところの尼崎市の避難所であっ たというケースが多かったので、他市からの避難者 もしばらく滞留した。

その中には外国人避難者もいたが、本来、一時避 難としては市内市外の別なく受け入れるものの市外 居住者が長期間、避難所にとどまることは各市が行 う被災市民向けのケアからも洩れることになり、好 ましいことではないと判断した。

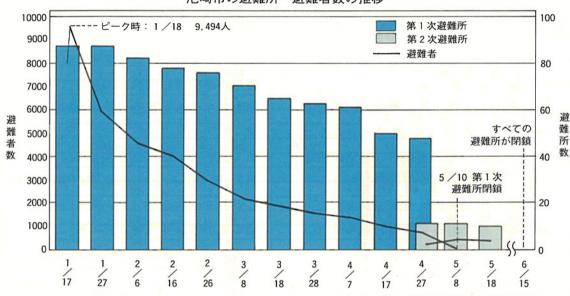
新聞記者の取材の中で、外国人を締め出す尼崎市 の避難所というような報道が一部されたが、この外 国人グループは2週間以上、本市の避難所にとどま り、円満に元の居住地に戻っていった。

(2) 市民局(方面部)での対応

1)避難箇所

震災のあった1月17日から被災者が小・中・高等 学校や地域の地区会館、福祉会館、共同利用施設、 集会所等の市民施設に救いを求めた。中には、企業 の施設に避難するケースもあった。

今回の震災のように市内だけで数千人もの人々が 避難した場合、大きな混乱が生じることは避けるこ とができない。指定された避難所に着の身着のまま で避難してきた住民が立錐の余地のない状況を見て 他の避難所に行くことを強いられたこともあったし、 交通渋滞等による食糧や衣類の配給の遅れ、暖房機 器の未整備等々、行き届かないことがあった。それ 以上にお年寄りや病人、身体障害者の方々にとって は健常者では推し量れない苦痛を経験されたことは 容易に想像ができる。これらの問題も時間の経過と ともに、行政機能が徐々に回復するにしたがって改 善されてきた。



尼崎市の避難所・避難者数の推移

2 避難者数

ピーク時、小・中学校等の避難所には、最も多い 7,050人(53か所)、市民施設等の避難所にも2,444 人(38か所)の住民が避難してきた。

市民施設には、地域の社会福祉連絡協議会(連協) が管理する「市立福祉会館」(市内12か所)と「共 同利用施設」(市内20か所)、単位福祉協会(単協) 等が所有・管理する「集会所」(270か所)がある。

これらの施設は、学校施設に比べ収容人員が少な いものの、①和室がある②冷暖房機器が備わってい る施設が多い③施設がおおむね満遍なく点在してい る――などの利点がある。

震災直後、これらの施設は避難場所になっていない ことから避難してくる住民は少なかったものの、居住 環境が学校施設より良いことから後に多くの人たち が避難することになった。

3 避難所の状況

〈避難所開設における課題〉

市内では被害の甚大な学校を除いて、ほとんどの 小・中・高等学校が避難所になった。学校施設は、 その広さ・構造・距離等の関係から、この施設に代 わるべきものは少なく、今後においても避難所とし ての重要性は変わらない。しかしながら、避難所開 設時点では次の多くの課題が顕在化した。



小学校の体育館が避難所に

- ◇一部の学校に収容能力を超える避難者が殺到し た。
- ◇避難所に食糧(乾パン等)、飲料水や毛布等の 物資の備蓄がされていない。
- ◇短期間を想定した避難所とはいえ、"避難所と しての特別の設備"がない。
- ◇物資調達に関する情報の収集、物資仕分けのた めの人員確保、提供のためのシステム化等々、 体系的な処理機能が整備されていない。

加えて、北は北海道から南は沖縄まで全国各地か ら避難者の安否確認が殺到した。避難所に待機する 方面部職員や避難部職員は、避難する人々の名簿づ くりに追われた。

名簿を作成しても、人の出入りが多いため、問い

避難所設置および収容状況(市民施設等)

12.	避難所の名称		日現在		日現在	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	人数
区分	避難所の名称	簡所数	人数	簡所数	人数	箇所数	人数
,,			500		150		
	本 庁 地 区 会 館		500		150	11000	
	市立中難波福祉会館		150				
本	市 立 難 波 福 祉 会 館 大 物 第 9 福 祉 会 館		50 50		12		
10.00	大物第9福祉会館 北竹谷連合福祉会館		50		_	- 1	
庁	北城内福祉会館		70			· ·	
	計	6	870	2	162	△4	△708
	小 田 地 区 会 館	0	49	2	12		2100
	共同利用施設善法寺会館		-		5		
	共同利用施設高田会館		3	1	_		-
小	市立潮江福祉会館		16		3	100	1
	市立額田福祉会館		19		3	THE COLUMN	
	長 洲 連 合 福 祉 会 館	0.50	- 10		VI - 1		
田	今 福 氏 子 福 祉 会 館		8		-		
			16		_	1	
			36		_		
	ā†	7	147	4	23	△3	△124
121137	大 庄 地 区 会 館	-	60		36		
大	道意福祉会館		80	,	_	A STATE OF	-
庄	芋 福 祉 会 館		30		-	1.5	
	計	3	170	1	36	△2	△134
	立 花 地 区 会 館	Le company	1		6		
	共同利用施設長溝会館		47		10		
立	共同利用施設三反田会館		50		-		
77	市立立花福祉会館	_			6		
3300	市 立 堂 松 福 祉 会 館 市 立 尾 浜 福 祉 会 館		28	1 11			
-44-			29		9		
花	塚 口 西 福 祉 会 館 上 ノ 島 団 地 集 会 所		45		_		
	水堂团地集会所		-	- T	8		
	計	7	205	5	39	△2	△166
	武庫地区会館				-		2100
	共同利用施設西富松会館		26	4 - 4 -	3	The state of	
武	共同利用施設西武庫南会館		45		24		
nter	西武庫団地集会所		80	The second		2 11 21 2	
庫	産業技術短期大学		22		_		
	ii-	4	173	2	27	$\triangle 2$	△146
	園 田 地 区 会 館		40		23		
	共同利用施設戸ノ内会館		35		28		
國	浜 西 会 館		22		施設戸ノ		
1313	島 開 会 館		18	内会館に	含む	455	
PT.	創 価 学 会 池 田 会 館		280		_		
田	園 田 学 園		5				111250
	誤 差 調 整		75	-		A .	A 101
	<u>it</u>	6	475	2	51	$\triangle 4$	△424
37.37	市 共同利用施設	5	650	5	227	A 1	△423
		6	206	5	70	$\triangle 1$	△136
STATE OF	111 1111 1111	6	268	4	24	△2 △10	△244
全	施 地 域 集 会 所 設 営 住 宅 集 会 所	11 2	409 125	1	9 8	△10	△400 △117
E.	- 4	3	307	1	-	$\triangle 1$ $\triangle 3$	△307
19	等 <u>そ の 他</u> 誤 差 調 整	3	75			△ 3	△75
Bren	計	33	2,040	16	338	△17	$\triangle 1,702$
-1-	公 立 学 校	53	7,050	42	1,074	$\triangle 11$	$\triangle 1,702$ $\triangle 5,976$
市	防災センター・消防署	3	347	3	35		△312
COLUMN TO SERVICE STATE OF THE PARTY OF THE	総合センター	2	57	2	28		△29
1	総合老人福祉センター		01	1	3	+1	3
10000	合計	91	9,494	64	1,478	△27	△8,016

合わせがあっても、その時点で所在不明となってい ることも少なくなかった。

〈市民施設の被害と課題〉

尼崎市の市民施設は、「集会所」で全壊3件、半 壊23件の被害があったものの、地区会館や福祉会館 等では半壊以上の被害もなく、避難所としての機能 は損なわれずに至った。

神戸市のような被害の大きさをみると、今後、市 民施設を防災機能を持つ施設の一つとして位置づけ、 時間をかけて施設整備を図っていく必要があろうと 思われる。あわせて、避難所の管理要員の迅速な配 置についても、事前に応援体制を構築しておくこと が大切である。

学校施設では、避難部職員や方面部職員らが避難 者の収容、避難所の管理、救護活動への協力等に従 事していたが、市民施設では避難者の多い地区会館 について方面部担当職員だけで同様の対応をせざる をえなかった(地区会館では、ピーク時5か所650 人が避難)。

地区会館を除く市民施設では建物の管理委託を受 けた地域の会長ら役員が避難者と接するケースもあ り、さまざまなトラブルもあった。

市民施設が避難所になっている間、①避難所内で けんかがあった②家財道具置場にした③管理人のい る施設では精神的・肉体的疲労から施設管理人が健 康を害した④管理委託先が光熱水費を賄い切れなく なった(後に手当て済み)――など、多くの課題が 残された。

さらに大きな震災に見舞われたときには、学校施 設はもとより市民施設すべてが避難所になることは 容易に理解できる。「地域防災計画」では、阪神・ 淡路大震災を踏まえて修正が加えられたが、同計画 をいざという時に機能させるには、今後も引き続き、 その精査を図っていく必要がある。

また、地域において大規模災害時の防災リーダー になり得る住民を育成することも、日ごろから欠か せないことである。

2 避難者の状況

**(1) 「避難者実態調査」――その目的・方法

2月に入るとライフラインの復旧も順調に進み、 生活必需物資もようやく安定して商店の棚に並べら れるようになった。避難所も震災直後の一時的緊急 避難場所という位置付けから被災者の生活の「場」 そのものに変容しつつあった。

このように被災者の避難所での生活が長期化する ことが余儀なくされるなかで、避難所の安全確保や 安全管理に責任をもつべき立場にある避難部は、避 難者の実情や健康の状況などを把握しておく必要が あると判断し、「兵庫県南部地震避難者実態調査」 を実施することとした。

調査項目は住宅の被災の程度や住宅の所有関係お よび家族構成ならびに今後の予定など、極めて個人 のプライバシーに踏み込んだ内容であるため、慎重 に取り扱う必要があった。また、長引く避難所生活 のために心身ともに極度の不安と疲労にある避難者 の心情を刺激しないよう十分な配慮が求められるた め、市職員が責任をもって直接調査にあたることと した。

調査結果は、各避難場所での災害救助業務を円滑 に進めるための基本データとするとともに、高齢者、

- 反省 -

- ① 避難所のリーダーとの調整に比重がかかり被災 者個々の意見が十分聞けなかった。
- ② 救援物資が当初パン類や缶詰等の冷たいものが 多く、温かいものが非常に少なかった。
- ③ 学校の避難所の応援に従事したが引継書がなく、 次の職員への引継ぎが困難を極めた。
- ④ 大庄支所においては、被災状況を撮影・保存し たため、り災証明発行時において、市民とのトラ ブルも少なかった。
- ⑤ 避難期間が長くなると被災者側にストレスがた まり、トラブルが多数発生した。精神面での専門 家の派遣が必要と感じた。

障害者および慢性疾患者や低所得者等のいわゆる 「災害弱者」の積極保護のための基礎資料としても 活用し、とくに方面部や保健環境部との連携を強化し 総合的な避難所対策に役立てようとするものである。

あわせて、とくに住宅を中心に今後の災害復興計 画の企画立案のための参考資料としても利用される ことをねらいとした。

平成7年2月7日に全避難場所を対象に、教育委 員会事務局と市長部局の職員100人を動員し、学校 教職員の協力も得ながら調査票を世帯単位に配付した。

昼間は、家の片付けや勤務などのため避難者の入 所が少ないので、午後7時以降に配付を開始した。 なお、7日に不在または連絡がつかない世帯は、8 日以降も順次配付し、回答を得るよう協力を求めた。

できる限り避難者の実情を調査票に盛り込むべく 聞き取りなどもしながら2月9日と10日の両日をか けて回収し、翌日から集計作業に入った。その集計 と分析結果は、「兵庫県南部地震避難者実態調査結 果の概要」として2月17日の災害対策本部員会議に 報告した。また、2月20日には市議会災害復興促進 特別委員会に公表するとともに、同日の教育委員会 2月定例会にも報告した。以下は、その概要である。

❖(2) 兵庫県南部地震避難者実態調査結果

1) 避難場所)

尼崎市地域防災計画(地震災害対策編)に基づき 開設したすべての学校、市民利用施設や共同利用施 設(町内会館)を対象に調査した(合計84か所)。 その内訳は次のとおりである。

ア) 指定避難場所(小学校) 40校

1) " (中学校) 13校

ウ) 市民利用施設・中継点等避難場所 12施設

エ) 隣保互助・民間施設等避難場所 19施設

2 回答世帯数

1,838世帯(延べ世帯人数4,135人:1世帯当たり 2.25人) から回答を得た。2月9日午後10時現在の . 避難者数4,407人から推定すると回収率は約94%と みられる。

(3) 世帯主の年齢階層 (グラフ1:102ページ)

世帯主の年齢分布は、50歳代(24.2%)を筆頭に、 以下60歳代(22.9%)、40歳代(21.5%)と続き、 70歳代も12.4%を占めていた。

とくに、50歳代以上の世帯主が全体の63.2%と約 7割近くが中高年世帯主であり、避難者の高齢化が 激しいことがわかる。

4 1世帯当たりの人員 (グラフ2:102ページ)

単身世帯が4割を超えていることと、1人世帯と 2人世帯で64.6%と全体の3分の2を占めているこ とが大きな特色である。

5 学齢児童生徒の有無 (グラフ3:102ページ)

学習環境として決して恵まれたものでない避難所 で、学齢児童生徒(小学生か中学生)のいる世帯は、 350世帯(19.1%)であった。学齢児童生徒がいな い世帯が77.3% (無回答含む) と高いことは、逆に 高齢者世帯が多いことを映し出しているともいえる。

6 住宅の被災の程度 (グラフ4:103ページ)

住宅の被災の程度を避難者自身が率直にどう感じ ているかを尋ねた。り災証明書の交付や義援金給付 に係る住宅被害状況調査のような行政が決定すべき 観点からではなく、ありのままの気持ちを聞くこと により、被災者の実情を把握しようとしたものであ る。結果は、「住むことができない」が過半数の 56.2%に対して、「住むことができる」7.6%、 「修理すれば住める」が24.9%などとなっている。

7) 被災した住宅の所有関係)

(グラフ5:103ページ)

住宅の所有関係を聞いたところ、「民間の借家等」 が8割を超え圧倒的であり、今回の被災が木造老朽 家屋のうち、とくに木造賃貸住宅に及んだものであ ると推測される。

8 | 今後の予定 (グラフ6、7:103ページ)

今後、帰るところが決まっていない世帯が60.6% であり、とくに「仮設住宅や公営住宅に入居したい」 と回答した世帯が51.1%であった。このことは、高 齢者や生活資力に乏しい人が多くを占め、行政の支 援を求めざるをえない実態にあることを示している。

9)障害者や病弱者のいる世帯

健康状況等欄や特記事項欄に自由記入方式で回答 を得た内容から、障害を持つ人や病弱であると訴え ている人(糖尿病、肝臓や腎臓などの慢性疾患で通 院中の人や寝たきりで介護を必要とする人を含む) がいる世帯は、7.9%であった。

❖(3) クロス集計から浮かび上がる避難者の実像

1 世帯の顕著な高齢化等の傾向と自立の困難さ

グラフ1のとおり、世帯主が60歳以上の世帯は 1,838世帯中716世帯を占めている(39.0%)。

さらに、世帯主の年齢階層と世帯人員のクロス集 計からみると、世帯主が60歳以上の単身世帯は406 世帯で716世帯中56.7%の高い割合である。次に2 人世帯(主として夫婦世帯)が197世帯(27.5%) となっている。3人以上の世帯は、わずか113世帯 (15.8%) にしか過ぎない(第1表:104ページ)。

また、65歳以上の単身世帯315人のうち、「帰る ところがまだ決まっていない」人は176人(55.9%) であり、そのうち「仮設住宅や公営住宅に入居した い」と回答した人は142人(80.7%)であった(第 3表:104ページ)。この傾向は、65歳以上の人がい る2人世帯(160世帯)でみても同様であり、「帰 るところがまだ決まっていない」世帯は100世帯 (62.5%)。そのうち「仮設住宅や公営住宅に入居 したい」世帯は89世帯(89.0%)である(第4表: 105ページ)。

生活資力から考えれば、これらの高齢単身または 2人世帯が、新たな持ち家や賃貸住宅を自力で得て いくことは困難であると推察される。まずは、応急 仮設住宅等、行政の責任のもとで住宅の提供に早急 に取り組むべきものと痛感される。

本市でも応急仮設住宅の建設や計画が進んでいる が (平成7年2月現在、1,473戸)、避難者の高齢 化と単身または2人世帯という世帯構成の実情を考 慮すると、高齢者に配慮したケア付き共同住宅も必 要であろう。

2 学齢児童生徒への配慮

グラフ3 (102ページ) で示したとおり、避難所 で生活している学齢児童生徒をもつ世帯は350世帯 で19.1%を占めているが、「帰るところがまだ決まっ ていない」と204世帯(58.3%)が回答しており、 そのうち173世帯 (84.8%) が「仮設住宅や公営住 宅に入居したい」と答えている(第7表:105ページ)。 避難所での学習環境の整備も緊急の課題であるが、 学齢児童生徒を有する避難世帯の住宅の確保を行政 がどのように展開していくかも大きな問題である。

また、被災した児童生徒の心の問題に的確に対処 できる学校関係者の相談機能の確立も必要であり、 長期化する避難生活のなかで、子どもたちや保護者 の心の訴えに対する専門的なアドバイスや情報提供 ができる体制づくりにも意を用いるべきである。

**(4) 「避難者実態調査」から得たこと

――長期化傾向のもとでの今後の方針ー

避難者実態調査の結果をみていくと、未曾有の今 回の被災により、高齢化や住宅問題をはじめとする 本市の都市課題が一挙に出てきた感がある。

その根本解決の日は遠く、避難所の開設がさらに 長期化していくことが予想された。

災害救助法に基づく避難所は生活の「場」という 位置付けが想定されていないので、洗濯や調理がで きず、家族の団らんや個人プライバシーの保障もで きないため、新たな精神的な疲労を避難者にもたらし ているなど、長期化に伴う問題点が指摘されている。

したがって、避難者の減少傾向にあわせながら、 必要最低限の生活用具や生活手段の確保をはじめ一 定のプライバシーの保障も果たすことのできる避難 所機能を提供することをめざすとともに、避難所の 集約化を行うことを方針とした。

また、卒業期や新学期を迎えるなかで、なおほと んどの小学校と約半数の中学校で避難所を開設して いるが、学校施設の応急修繕や改修工事の進ちょく 状況にあわせながら、学校教育機能の正常化を計画 的に進めていくことが教育上の課題であることが浮 かび上がったのである。

兵庫県南部地震避難者実態調査結果の概要

避難場所

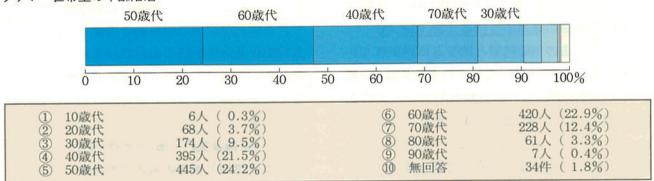
- 40校 ① 指定避難場所(小学校) 13校 11 (中学校) 12か所
- ③ 地区会館および防災センター等 19か所 4) 福祉会館等

合計 84か所

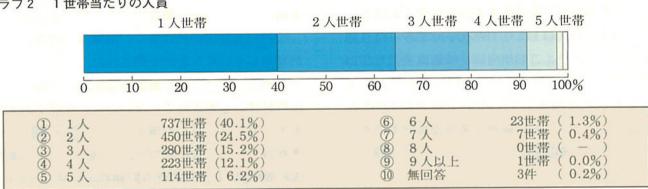
回答世帯数

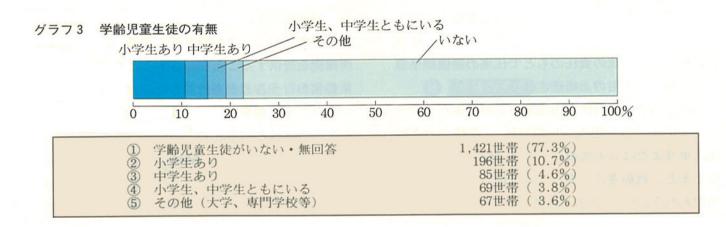
1,838世帯(4,135人) 推定回収率 93.8%

グラフ1 世帯主の年齢階層

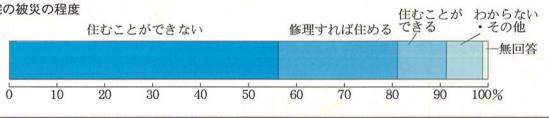


グラフ2 1世帯当たりの人員



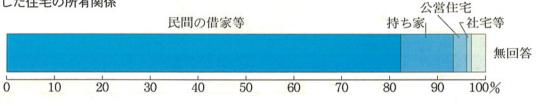


グラフ4 住宅の被災の程度





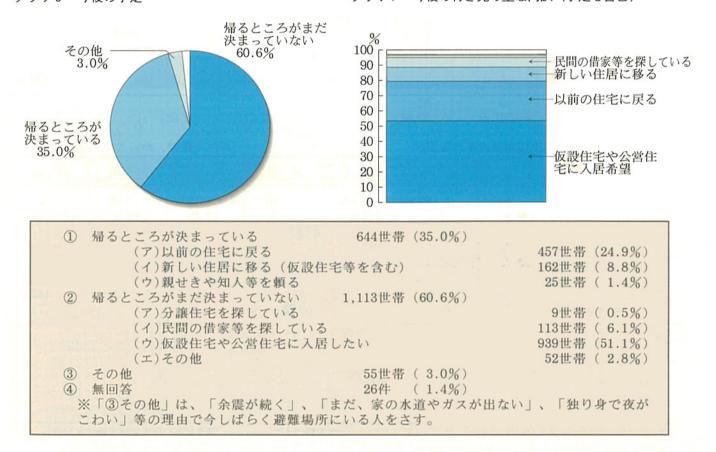
グラフ5 被災した住宅の所有関係



					in the second	
4	1 2 3	持ち家 民間の借家等 公営住宅	203世帯(11 1,514世帯(82 52世帯(2	4 5	社宅等 無回答	16世帯(0.9%) 53件 (2.9%)

グラフ6 今後の予定

グラフ7 今後の行き先の主な内訳(予定も含む)



兵庫県南部地震避難者実態調査結果・多重集計表

第1表 世帯主の年齢階層別1世帯当たりの人員調べ

(単位:人)

人員	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳代	無回答	合 計
1人	3	19	35	97	163	199	160	42	5	14	737
2 人	1	18	31	77	118	133	50	12	2	8	450
3人	2	19	39	59	75	63	13	4	0	6	280
4人	0	5	38	94	62	19	2	1	0	2	223
5人	0	6	21	54	22	6	3	2	0	0	114
6人	0	1	10	9	2	0	0	0	0	1	23
7人	0	0	0	4	3	0	0	0	0	0	7
8人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9人	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
合計	6	68	174	395	445	420	228	61	7	34	1,838

第2表 世帯主の年齢階層別1世帯当たりの人員構成比調べ

(単位:%)

人員	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳代	無回答	全 体
1人	50.0	27.9	20.1	24.6	36.6	47.4	70.2	68.9	71.4	41.1	40.1
2 人 3 人	16.7 33.3	26.5 27.9	17.8 22.4	19.5 14.9	26.5 16.9	31.7 15.0	21.9	19.7 6.6	28.6	23.5 17.6	$24.5 \\ 15.2$
4 人	-	7.4	21.8	23.8	14.0	4.5	0.9	1.6	-	5.9	$12.1 \\ 6.2$
5 人 6 人	_	8.8	12.1 5.8	$\frac{13.7}{2.3}$	4.9 0.4	1.4	1.3	3.2	_	3.0	1.3
7人	_	-	-	1.0	0.7	-	_	_	_	_	0.4
8人 9人	_		_	0.2	7118 -	_	_	_	_	_	0.0
無回答	-	-	100.0	100.0	100.0	- 100.0	100.0	100.0	100.0	8.9 100.0	0.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第3表 行政区別65歳以上の単身世帯数等調べ

(単位:世帯、かっこ内は構成比:%)

区 分	本庁	小 田	大 庄	立 花	武庫	園田	合 計
(1)	94	37	53	61	22	48	315
	(29.8)	(11.7)	(16.8)	(19.4)	(7.0)	(15.3)	(100.0)
(2)	55	19	22	36	10	34	176
	(58.5)	(51.4)	(41.5)	(59.0)	(45.5)	(70.8)	(55.9)
(3)	48 (87.2)	14 (73.7)	19 (86.4)	26 (72.2)	9 (90.0)	26 (76.5)	142 (80.7)

(1) 行政区別65歳以上の単身世帯数(同行政区ごとの構成比) (2) (1)のうち、「帰るところがまだ決まっていない」と回答した世帯数(同構成比) (3) (2)のうち、「仮設住宅や公営住宅に入居したい」と回答した世帯数(同構成比)

第4表 行政区別65歳以上の人がいる2人世帯数調べ

(単位:世帯、かっこ内は構成比:%)

区分	本 庁	小 田	大 庄	立 花	武庫	園田	合 計
(1)	46	17	19	38	19	21	160
	(28.8)	(10.6)	(11.9)	(23.8)	(11.8)	(13.1)	(100.0)
(2)	25	9	11	29	16	10	100
	(54.3)	(52.9)	(57.9)	(76.3)	(84.2)	(47.6)	(62.5)
(3)	23 (92.0)	8 (88.9)	8 (72.7)	25 (86.2)	16 (100.0)	9 (90.0)	89 (89.0)

- (1) 行政区別65歳以上の人がいる2人世帯数(同行政区ごとの構成比)
- (2) (1)のうち、「帰るところがまだ決まっていない」と回答した世帯数(同構成比) (3) (2)のうち、「仮設住宅や公営住宅に入居したい」と回答した世帯数(同構成比)

第5表 行政区別65歳以上の人がいる世帯で帰るところがまだ決まっていない世帯数調べ

(単位:世帯、かっこ内は構成比:%)

区分	本庁	小 田	大庄	立 花	武庫	園田	合 計
(1)	91	30	39	74	33	51	318
	(28.6)	(9.4)	(12.3)	(23.3)	(10.4)	(16.0)	(100.0)
(2)	81	24	32	59	29	41	266
	(89.0)	(80.0)	(82.1)	(79.8)	(87.9)	(80.4)	(83.6)

- (1) 行政区別65歳以上の人がいる世帯で帰るところがまだ決まっていない世帯数(同行政区ごとの構成比)
- (2) (1)のうち、「仮設住宅や公営住宅に入居したい」と回答した世帯数(同構成比)

第 6 表 行政区別障害者や病弱者がいる世帯で帰るところがまだ決まっていない世帯数調べ

(単位:世帯、かっこ内は構成比:%)

区分	本庁	小 田	大庄	立花	武庫	園田	合 計
(1)	23 (23.0)	(3.0)	9 (9.0)	26 (26.0)	15 (15.0)	24 (24.0)	100 (100.0)
(2)	22 (95.7)	2 (66.7)	9 (100.0)	23 (88.5)	15 (100.0)	23 (95.8)	94 (94.0)

- 行政区別障害者や病弱者がいる世帯で帰るところがまだ決まっていない世帯数(同行政区ごとの構成比)
- (2) (1)のうち、「仮設住宅や公営住宅に入居したい」と回答した世帯数(同構成比)

第7表 行政区別学齢児童生徒がいる世帯数調べ

(単位:世帯、かっこ内は構成比:%)

区分	本庁	小 田	大庄	立花	武庫	園田	合 計
(1)	38	29	50	89	79	65	350
	(10.8)	(8.3)	(14.3)	(25.4)	(22.6)	(18.6)	(100.0)
(2)	25	16	22	41	49	51	204
	(65.8)	(55.2)	(44.0)	(46.1)	(62.0)	(78.5)	(58.3)
(3)	24	14	19	32	37	47	173
	(96.0)	(87.5)	(86.4)	(78.0)	(75.5)	(92.2)	(84.8)

- (1) 行政区別学齢児童生徒がいる世帯数 (同行政区ごとの構成比)
- (2) (1)のうち、「帰るところがまだ決まっていない」と回答した世帯数(同構成比) (3) (2)のうち、「仮設住宅や公営住宅に入居したい」と回答した世帯数(同構成比)

第8表 住宅の被災の程度と住宅の所有関係 世帯数調べ(1)

(単位:世帯、かっこ内は構成比:%)

区分	本庁	小 田	大庄	立花	武庫	園田	合 計
(1)	124	76	89	160	86	63	598
	(20.7)	(12.7)	(14.9)	(26.8)	(14.4)	(10.5)	(100.0)
(2)	23	14	19	16	30	11	113
	(18.5)	(18.4)	(21.3)	(10.0)	(34.5)	(17.5)	(18.9)
(3)	96	55	64	126	39	45	425
	(77.4)	(72.4)	(72.0)	(78.8)	(45.3)	(71.4)	(71.1)
(4)	5	7	6	18	17	7	60
	(4.0)	(9.2)	(6.7)	(11.3)	(19.8)	(11.1)	(10.0)

- (1) 行政区別「住むことができるまたは修理すれば住める」と回答した世帯数 (同行政区ごとの構成比)
- (2) (1)のうち、「持ち家」と回答した世帯数 (同構成比) (3) (1)のうち、「民間の借家等」と回答した世帯数 (同構成比)
- (4) (1)のうち、(2)でもなく(3)でもないと回答した世帯数 (同構成比)

第9表 住宅の被災の程度と住宅の所有関係 世帯数調べ(2)

(単位:世帯、かっこ内は構成比:%)

53 张 住宅切扱火	の程度とは七切	WHINN E	印 奴人即可 (2)		(1-12-13	1 10 3 0 1 110	111100220 70
区分	本庁	小 田	大庄	立 花	武庫	園田	合 計
(1)	232	63	146	203	143	246	1,033
	(22.5)	(6.1)	(14.1)	(19.7)	(13.8)	(23.8)	(100.0)
(2)	14	3	11	10	19	10	67
	(6.0)	(4.8)	(7.5)	(4.9)	(13.3)	(4.1)	(6.5)
(3)	208	60	127	186	122	229	932
	(89.7)	(95.2)	(87.0)	(91.6)	(85.3)	(93.1)	(90.2)
(4)	10 (4.3)	0 (-)	8 (5.5)	7 (3.4)	(1.4)	7 (2.8)	34 (3.3)

- (1) 行政区別「住むことができない」と回答した世帯数(同行政区ごとの構成比)

- (2) (1)のうち、「持ち家」と回答した世帯数(同構成比) (3) (1)のうち、「民間の借家等」と回答した世帯数(同構成比) (4) (1)のうち、(2)でもなく(3)でもないと回答した世帯数(同構成比)

第10表 今後の予定と住宅の所有関係 世帯数調べ(1)

(単位:世帯、かっこ内は構成比:%)

区分	本庁	小田	大庄	立花	武庫	園田	合 計
(1)	25 (20.7)	15 (12.4)	19 (15.7)	15 (12.4)	36 (29.8)	(9.0)	121 (100.0)
(2)	106	42	96	114	40	60	458
	(23.1)	(9.2)	(21.0)	(24.9)	(8.7)	(13.1)	(100.0)
(3)	7	6	7	19	18	8	65
	(10.8)	(9.2)	(10.8)	(29.2)	(27.7)	(12.3)	(100.0)

- (1) 行政区別「帰るところが決まっている」世帯で「持ち家」と回答した世帯数(同行政区ごとの構成比) (2) 行政区別「帰るところが決まっている」世帯で「民間の借家等」と回答した世帯数(同行政区ごとの構成比) (3) 行政区別「帰るところが決まっている」世帯で「持ち家」でもなく「民間の借家等」でもない世帯数(同行政区ごとの構成比)

第11表 今後の予定と住宅の所有関係 世帯数調べ(2)

(単位:世帯、かっこ内は構成比:%)

区分	本庁	小 田	大 庄	立花	武庫	園田	合 計
(1)	16 (23.2)	$\frac{3}{(4.3)}$	11 (15.9)	8 (11.6)	19 (27.6)	12 (17.4)	69 (100.0)
(2)	227 (22.6)	76 (7.6)	116 (11.6)	229 (22.8)	141 (14.1)	214 (21.3)	1,003 (100.0)
(3)	9 (22.0)	3 (7.3)	10 (24.4)	8 (19.5)	(9.8)	7 (17.0)	41 (100.0)

- (1) 行政区別「帰るところが決まっていない」世帯で「持ち家」と回答した世帯数(同行政区ごとの構成比)
- (2) 行政区別「帰るところが決まっていない」世帯で「民間の借家等」と回答した世帯数(同行政区ごとの構成比)
- (3) 行政区別「帰るところが決まっていない」世帯で「持ち家」でもなく「民間の借家等」でもない世帯数 (同行政区毎の構成比)

第12表 仮設住宅等希望と居住不可世帯数調べ

(単位:世帯、かっこ内は構成比:%)

区分	本庁	小 田	大 庄	立 花	武庫	園田	合 計
(1)	220	65	110	199	141	204	939
	(23.4)	(7.0)	(11.7)	(21.2)	(15.0)	(21.7)	(100.0)
(2)	169	44	88	140	111	190	742
	(22.8)	(5.9)	(11.9)	(18.9)	(14.9)	(25.6)	(100.0)

- (1) 行政区別「仮設住宅や公営住宅に入居したい」世帯数 (同行政区ごとの構成比)
- (2) (1)のうち、「住むことができない」と回答した世帯数(同構成比)

学校間オンラインシステムでの避難者数把握

**(1) 学校からの情報の確保

ほとんどの学校が避難所となり、教育委員会は避 難所との連絡を密にする必要があった。教育委員会 では、避難所からの避難者数等の報告を学校教育部 の職員が分担して数本の電話で受けていたが、学校 からの電話が通じにくくなっていた。そのため、学 校は教育総合センターに電話で報告し、センター職 員が本庁へ出向き、その内容を伝えるということも たびたびあった。

1月21日、教育総合センター教育工学係では、教 育オンラインシステムの「AMA-NET」を教育 委員会と学校との連絡に利用できないかについて検 討をすることにしたが、係員は避難所業務に従事し ており、検討のために全員が集まることは無理であっ

た。そこで、従事者以外の係員とコンピュータ保守 業務委託業者とで、災害状況の報告を「AMA-N ET」で行うために必要な事柄について検討した。 そして、22日の夜から、プログラム作成作業、24日 に各学校へのプログラム導入とオンライン端末機の 稼働点検作業を行うことに決定した。

(2) 災害状況報告用プログラムの開発

1月22日、午後7時ごろから係員とシステムエン ジニアとで災害状況報告のためのプログラムの内容 について相談を始めた。係員は、この数日間十分な 睡眠をとっておらず、中には避難所業務に従事して 一睡もしていない者もおり、プログラムが完成する までの間、睡魔との闘いであった。

まず、学校での操作の簡略化について検討した。 現在の教育オンラインシステムは、 WINDOWS マ

反省 -

震災により、我々は多くのことを学んだ。とりわ け、教育工学係としては、今回の取り組みによって、 非常時の情報手段としてネットワークシステム(パ ソコン通信)の有用性が確かめられたが、ネットワー クシステムを有効に活用するためには、平常時から システムを使いこなせる能力を育成しておくことが 重要な課題であることを学んだ。

この課題解決のためには、学校防災体制のあり方 を中心にした提言「兵庫の教育の復興に向けて」 (兵庫県教育委員会) にもあるように、教育委員会 は、教育現場へのパソコン等の情報通信機器の整備 を一層促進し、マルチメディアを活用した情報教育 の実施や研修会等の充実により、教員の指導力や情 報管理能力等の向上に努める必要がある。

シーンでないため、電子メールの操作が煩雑であっ た。容易に操作できるようにするためには、入力を 簡略化し、出力をできるだけ自動化する必要があっ た。また、学校からの報告を教育委員会で連続用紙 に自動印刷できるような仕組みと簡単な操作マニュ アルを作ることにした。

プログラムのテストを幾度か繰り返し、「災害状 況報告用プログラム」(「電子メール災害版」と名 付けた)ができ上がったのは、23日の明け方であっ た。

★(3) 徒歩と自転車で

1月24日、保守業務委託業者の社員8人が教育総 合センターに集まり、市立の小・中・高・養護学校 (74校)を6グループに分け、訪問校の分担と作業 内容を確認した。そして、社員は、校長への通知文 と操作手順書を持って学校へ向かった。当時、まだ 道路事情が悪く自動車が使えない状態であったため、 徒歩と自転車で学校を回った。校舎が破損したため に職員室へ入れない学校もあり、困難を極めたが、 作業は25日の午前中で完了し、この日から、「電子 メール災害版」による学校(避難所)からの状況報 告が可能となった。

(♣) 「電子メール災害版」を使って

教育委員会では、2月7日までの2週間、午前9 時と午後10時の2回、「電子メール災害版」による 学校からの報告をプリントアウトし、集計を行うこ とができた。この電子メールによる報告では、電話 の混乱はなくなるとともに、電話での報告に比べて、 集約がかなり楽になり、数字の聞き違いもなくなっ た。しかし、電子メールによる報告だけでは届いて いるかどうか不安で、電話での報告もあわせて行う 学校もあった。また、コンピュータの操作上の問題 から、電子メールによる報告ではなく、従来どおり の電話による報告を行う学校もあった。

4 生活必需物資の供給

🔆(1) 方面部援護班の記録

1月20日ごろからは、全国各地から食料、飲み物、 毛布、衣類、日常生活用具などのさまざまな救援物 資が届けられ、会計班と接護班の職員が、その受け 入れをした。物資を満載した大型トラックが、昼夜 を問わず市役所に到着し、そのたびごとに、人力で 荷物を降ろし、南館のロビーに集積していった。数 日後には、ロビーにも置く場所がなくなり、市役所 東側の橘公園にテントを建てて、集積することとなっ た。

1月26日からは避難者に対して、朝食にパン2個 と飲み物、夕食分として弁当とおにぎりを基本とし て、業者発注し、あわせて救援物資を随時配付する 体制をとった。配送計画の作成や配送準備は、援護 班の職員が担当し、各避難所への配付は、方面部で ある各支所の市民生活課、市民課、福祉事務所職員 などが手分けをして行った。

**·(2) 避難部の記録

避難者への援護物資が、全国から大量に届きだし た。種類はインスタント食品、缶詰、おにぎり、冷 凍食品といった食料品やジュース、ウーロン茶、ミ ネラル水などの飲み物。生活用品としての下着、古 着、携帯カイロ、生理用品、トイレットペーパー、 粉ミルクなどであった。

方面部の援護班等は、交通事情の悪い中を避難者 への食事以外に配送する援護物資の多さに苦労して いた。とくに冬場とはいえ早く配送する必要がある 生鮮品や断水中の避難所に送るポリタンクが加わる と、その重さから一度に積みきれずに何度も往復し ていた。

そのような方面部に、避難部として避難所からの 要望を伝えるのは辛く、時には言い争う場面もあっ た。

避難者の増加に比例して、同一の避難所から1日 に何度も毛布の追加要望があったときや、配送した 夕食の不足連絡に対しては避難部で運ぶしかなく、 市民ロビーや橘公園に積まれた援護物資の中から必 要な物を探して、避難所に運ぶのが日課となった。

●第4節 各種相談窓口の設置

1 総合相談窓口

地震発生直後から、震災について市民からの問い合わせや援助要請、苦情などが市役所に殺到した。 各所管との連携や情報の交換のないなか、これらを受けた職員は、震災対策に追われながら個々に対応する結果となり、市民のニーズに十分対応できず混乱した状態であった。

このような状況を踏まえ、災害対策本部員会議では、被災した市民に総合的に対応する全庁的な相談窓口が必要との見解が示された。関係局で検討・調整が行われた結果、1月20日から市役所本庁舎と各支所に「地震災害総合相談窓口」が設置されることになった。

❖(1) 総合相談窓口の体制(本庁舎)

本庁舎における地震災害総合相談窓口は、1月20日、南館1階市民ロビーに設置された。

各所管局から選ばれた専門職員約10人が机を並べる形で座り、相談にあたるとともに、専用の電話(番号413-0000)も設置された。

しかし、窓口設置当初は来庁相談者や電話が殺到 し、混乱を極めた。初日の相談受付件数は来庁485 件、電話450件、計935件であった。

このため、来庁者については整理券を発行すると ともに場内整理や受付係を置いた。これらの事務は 市民相談課職員が中心になり対応した。電話につい ても、専門職員は来庁相談者への対応で手がいっぱ いで、電話は市民相談課職員が受け、わからない所 を専門職員に尋ねたり、交替したりして対応したが、 通話中で電話がつながらないという苦情が相次いだ。

本庁舎での地震災害総合相談窓口は、具体的な対策が実施されだすにつれて、各所管での受け付けや相談窓口が整備され、徐々に相談件数が減っていっ

地震災害総合相談窓口(本庁舎電話分)受付状況 (平成7年1月20日~2月19日)

		1	相	談	等	内	2	¥.			件	数	%	
ガ		V		+		•		2"		み		992	21	.5
水										道		597	12	.9
住										宅		594	12	.9
り			災			î	Œ	1,1		明		518	11	. 2
義	援	金	•	見	舞	金	٠	弔	慰	金		509	11	.0
法		-	律	ţ			Ħ			談		273	5	.9
减			免			4	訓			度		203	4	. 4
交	通	機	関	•	浴	場	等	0)	情	報		200	4	. 3
生	ì	舌	資	ť	金	0	D	層	ķ	資	1	168	3	.7
ボ	ラ	ン	テ	1	ア	•	救	援	物	資		142	3	. 1
そ					の					他		418	9	. 1
					計						4,	614	100	.0

たため規模を縮小した。2月20日からは市民相談課事務室に場所を移し、一部を除き各所管からの専門職員を置かず(住宅に関する相談のうち修繕に関する技術的相談・業者の紹介に係る相談は4月21日まで専門職員を配置した)市民相談課の業務の一部として実施することになった。

なお、1月26日から2月10日まで、地震災害総合 相談窓口が設置されているコーナーに兵庫行政監察 事務所による相談窓口が設置され(相談員は行政相 談委員および兵庫行政監察事務所職員)、両窓口が 連携しながら被災市民に対応した。

**(2) 総合相談窓口での相談等内容(本庁舎分)

設置後1か月間(1月20日~2月19日)の相談受付件数は来庁4,720件、電話4,614件、計9,334件であった。来庁相談のうち75.5%を住宅の修繕・建て替え資金融資、仮設住宅等住宅あっせん、修繕業者の紹介、危険度調査の問い合わせ・依頼などの住宅に関するものが占めている。

電話相談では、ガレキ・ごみの除去・収集に関するものがいちばん多く21.5%を占め、次に断水復旧についての問い合わせや水道修繕依頼などの水道に関するものと住宅に関するもの(各12.9%)が多く、

り災証明に関するもの(11.2%)、義援金・見舞金・ 弔慰金についてのもの(11.0%)と続いている。

総合相談窓口設置当初は、避難場所の問い合わせ や水道の破損通報・修繕依頼、屋根用防水シートあっ せん問い合わせなど、緊急対応的なものが多かった が、日が経過するにしたがい、住居の修繕、建て替 えのための融資など、生活再建にかかわる相談が多 くなっていった。

当初は、総合相談窓口は設置されたものの国・県・ 市の対策もこれからといった状況であり、また情報 が十分入って来ないため、苦情・要望を聞くだけで、 市民が納得できる回答ができないことも多かった。 とくにテレビや新聞での対策についての報道が先行 し、具体的な内容が窓口まで届かないうちに市民か ら問い合わせを受け、答えられなかったこともたび たびあった。

また、西宮市など震災被害が大きく行政機能がマ ヒした近隣都市の住民から相談や問い合わせを受け たこともあった。

設置後1か月間の電話と来庁による相談受付状況 は前ページ表および下表のとおりである。

2 各支所相談窓口

各支所でも震災直後から水道の断水、ガス漏れ、 道路・建物損壊、避難場所などの通報・問い合わせ・ 苦情が殺到し、被災状況の調査など緊急業務をしな がら支所関係職員(市民生活課、市民課、福祉事務 所、補導所)全員が対応した。しかし、電話がつな

地震災害総合相談窓口(支所来所分)受付状況 (平成7年1月20日~2月19日)

						•	•	- ,		1015	,, , ,
(TE	柞	1	談	項	-	1		1115	件	数	%
住宅	に	関	する	る 相	談	٠	指	導	19,	551	64.8
生活物	資お	よび	生活	資金援	助に	関す	る	相談	3,	963	13.1
水	道	に	関	す	る	村	1	談	2,	290	7.6
ごみ	(ガ	レキ	を含	む)	に関	する	5村	目談		883	2.9
道	路	に	関	す	る	村	1	談		428	1.4
電気	ガン	スそ	の他	防災	に関	する	5村	目談		332	1.1
そ			0	ク				他	2,	735	9.1
			i	+					30,	182	100.0

がりにくいため本庁舎、水道局やガス会社などの関 係機関との連絡が十分とれず混乱を極めた。

このような状況のなか、前述のとおり1月20日、 本庁舎とともに各支所に「地震災害総合相談窓口」 が開設された。

**(1) 支所総合相談窓口の体制

支所での地震災害総合相談窓口は、各支所の実情 によって設置・運営されたため、それぞれ状況は若 干異なるが、その体制はおおむね次のとおりであっ た。

設置場所については、支所の会議室等に机を並べ 相談を受ける職員が座る形で設置したところが多かっ たが、特定の場所を決めず支所の既存の窓口全体が 地震災害総合相談窓口であると位置付けたところも あった。

人の配置は、市民生活課を中心とする支所関係職

地震災害総合相談窓口(本庁舎来庁分)受付状況

(平成7年1月20日~2月19日)

VALUE	1440	н	4.7000	談		75		1	11-2-93	- 11	n >	K 3	727 E	3	件数 (件)	割合 (%)
		相		识		貝	E	1		打	百 亨	1 1	部人	n)	TT- XX (TT)	剖古(%)
住	宅	に	関	す	る相	談	•	指	導	土	木局		都市	ī 局	3,563	75.5
生	活物	り資ま	らよび	生活	資金拍	爰助に	関す	る相	談	福		祉		局	539	11.4
水		道	に	関	す	る	相	1	談	水		道		局	346	7.3
7"	み	(ガ	レキ	を台	さむ)	に関	する	5 相	談	保	健	環	境	局	177	3.8
電	気	ガ	スそ	の化	也防災	に関	する	5 相	談	消		防		局	95	2.0
							計	TY	3/						4,720	100.0

^{*} 上記以外の相談については市民相談課または各所管窓口を紹介し対応

員だけでなく、応援職員が従事したところもあった。 特定の場所を設置したところでは、4人から6人程 度の職員が常時対応できるような体制にしたところ が多かった。他の震災対策関係業務や最低限の日常 業務を処理しながらの窓口対応であり、総合相談窓 口にあたる職員の数もこれが精いっぱいの状況であっ たので、開設後しばらくは圧倒的な件数に対し、手 が足りない状況が続いた。

❖(2) 支所総合相談窓口での相談等の内容

支所での総合相談窓口の取扱内容は①生活物資お よび生活資金援助に関する相談②住宅、ごみ、道路、 水道、電気、ガスなどの日常生活に係わる情報提供・ 要望の受け付け――ということで開始したが、多数 のさまざまな相談・要望・苦情等が寄せられた。地 震災害総合相談窓口開設後1か月間(2月19日まで) の受付総件数は、来所3万182件、電話2万4,966件、 計5万5,148件にのぼった。内容の内訳(来所者分) を見ると、ここでも、住宅に関するものが飛び抜け て多く(64.8%)なっており、おおむね全体的に本 庁舎設置の地震災害総合相談窓口の場合と同じよう な傾向であったが、開設後しばらくすると家主と借 家人との問題など民事問題の相談が多くなった。場 合によっては同じ問題で利害関係者双方から相談・ 苦情を受け困惑するようなこともあった。

開設後しばらくは、情報も人手も不足し、また震 災対策に市民の要求とのずれがある場合も多かった ため、市民もイライラして殺気立ち怒号が飛び交う ような混乱した状況が続いた。

従事した職員にとっては、かならずしも専門知識 を持っていたわけでもないうえに、対策等に関する 指示・説明などの情報が早く十分に入らず、関係機 関との連絡も取りづらい状況(電話がかかりにくい など)であったことがいちばん困ったことであった。

3 中小企業災害対策特別相談窓口

❖(1) 政府系金融機関による相談窓口

兵庫県南部地震で被害を受けた中小企業者への対 策として、政府は、1月18日に政府系中小企業金融 機関に災害復旧貸付制度の発動と当該機関による既 往貸付分の返済猶予の弾力的措置を指示し、1月20 日には近畿通商産業局に「兵庫県南部地震」関係中 小企業特別相談窓口を設置した。

尼崎市では、1月21日に政府系中小企業金融3機 関(国民金融公庫尼崎支店・中小企業金融公庫神戸 支店・商工組合中央金庫尼崎支店)が合同で尼崎市 中小企業センター内に災害対策融資相談窓口を開設 するとともに、各支店も休日臨時営業を実施し、被 災中小企業者の融資相談にあたった。

❖(2) 中小企業災害対策特別相談窓口

1月23日には、尼崎市、尼崎商工会議所、協匠崎 工業会および(財)尼崎市産業振興協会の4団体が、被 災中小企業者の事業再建や資金手当てなどに関する 総合的な相談窓口を開設することを決め、政府系中 小企業金融3機関の災害対策融資相談窓口を吸収し、 尼崎公共職業安定所を含めて8団体が合同で同日か ら尼崎市中小企業センター内に中小企業災害対策特 別相談窓口を開設した。

1月25日には、尼崎公共職業安定所が窓口を本所 で一本化して対応することになったため、同日以降 特別相談窓口は7団体で対応することになった。

この特別相談窓口は2月28日まで継続されたが、 その間の来場者は1,504人、相談延べ件数は2,029件 に上った。

来場者はとくに平日の午後に集中し、日によって は2時間ほどの待ち時間を要したこともある。窓口 は、土・日曜日も開設していたが、休日の来場者は 意外に少なかった。

受け付ける相談内容は、当初「融資相談を中心と

した事業再建に向けた各種相談」としていたが、結 果はすべて融資相談であり、来場者はそれぞれの資 金需要に応じて政府系中小企業金融3機関や市の制 度の説明に耳を傾けていた。そのうち市の融資あっ せん制度の説明を求める中小企業者が最も多く約60 %(894件)を占めた。このため、市の担当職員だけ では対応できず、商工会議所職員も共同して対応に あたらなければならなかった。

また、実施期間中は、相談専用電話も2回線設け ており、電話による相談も延べ1,389件に上った。

3月1日以降は、政府系中小企業金融3機関のみ 3月10日まで引き続いて合同で災害対策融資相談窓 口を設置することにし、他の団体はそれぞれの団体 の窓口で個別に相談を受けることにして、特別相談 窓口としては一応の役割を終えた。

なお、被災中小企業者の事業再建や資金手当てに ついては、こうした特別相談窓口での相談と並行し て、市や県の融資あっせん制度の取扱金融機関や兵 庫県信用保証協会もそれぞれの立場で個別に相談を 受けており、中小企業融資制度に関するあらゆる団 体や機関が災害対策融資の相談窓口として相互に連 携し機能していたことも記しておきたい。

各種相談

(1) 臨時法律相談

市内には建築後相当年数が経過したアパートや文 化住宅などの借家や借地上の住宅が多く、今回の地 震で大きな被害を受けた。借地上の住居の修繕・再 築の許可を求める借地人とこれを拒む地主、修理を 求める借家人と明け渡しを求める家主など借地・借 家問題は深刻なものがあり、市の窓口にも多くの問 い合わせや相談が寄せられた。また、これ以外にも 震災に伴い相隣関係や相続問題などさまざまな民事 上の問題が生じた。こうした被災した市民の生活上 の不安や悩みを少しでも解消し、生活の再建と安定 を図るため、神戸弁護士会と大阪弁護士会の協力を

震災による臨時法律相談の内容別件数 (日曜臨時法律相談会を含み、既存法律相談 分を除く)

	77.5	* / /			
	内	容	件数	%	%
	明け渡	E L	106	36.7	_
借	家屋の位	修理	73	25.2	_
地	賃貸借	契 約	67	23.2	_
	家貨·	地 代	16	5.5	
	不動産	売 買	10	3.5	_
借	境	界	8	2.8	_
家	その	他	9	3.1	_
	小	計	289	100.0	86.3
相	隣 紛	争	22	_	6.5
相		続	5	_	1.5
離		婚	4	_	1.2
損	害 賠	償	3	_	0.9
金		銭	2	111 A 7 1	0.6
商		事	2	_	0.6
男	女 関	係	2	_	0.6
労		働	1	_	0.3
調	停 • 表	以	1	_	0.3
消	費者間	問題	1		0.3
登		記	1	_	0.3
そ	0)	他	2	_	0.6
合		計	335	_	100.0

震災による借地・借家に関する法律講座開催結果

開催日時	開催場所	参 加 人 数
1月31日 (火)	中央公民館	150
2月7日(火)	武庫公民館	142
2月16日(木)	大庄公民館	51
2月20日(月)	立花公民館	30
2月21日 (火)	園田公民館	41
2月28日 (火)	小田公民館	75
合	計	489

得て、本庁舎内の市民相談課で行われていた既存の 法律相談に上積みする形(個別面接相談、既存・臨 時をあわせ土・日・祝日を除く毎日、相談員が2~ 4人になる体制)で1月30日から3月末まで「震災 による臨時法律相談」を実施した。当初は権利・義 務についての問い合わせ的なものが多かったが、日 が経つにしたがい、実際の交渉におけるトラブルに 関するものが多くなっていった。なお、4月以降も

神戸弁護士会などの相談員の協力のもと人員を震災前より充実した体制で法律相談を実施している。

また、市民相談課で、2月12日と3月19日に近畿 弁護士連合会による日曜臨時法律相談会が開かれ、 市民相談課職員もこの事務に従事した。

市民相談課での個別相談だけでは相談件数が限られるので、多くの市民に法律的な知識を理解してもらえるよう、これらの法律相談と並行し、神戸弁護士会の協力を得て借地・借家問題を中心に市内6か所(行政地区ごと)で「震災による借地・借家に関する法律講座」(講師は弁護士、講演のあと具体的事例につき質問を受けた)を開いた(前ページ表)。

☆(2) 消費生活相談

市立消費生活センターでは、地震発生の1月17日から、平常どおり相談窓口を開いて対応していた。 しかし、電話回線が不通になり、電話による相談ができず、混乱状況の中では市民も来所できず、当日の相談はなかった。

1月19日に電話が通じたことに伴い、電話による 相談業務を再開したが、その日は直接震災とは関連 のない相談が1件あったのみであった。

1月20日になって初めて、地震による便乗値上げではないかとの相談が1件あった。

1月23日になって相談は7件になり、24日は5件、 と徐々に増え、25日以降27日までは20件を数えた。

結局、1月18日から27日までの相談総件数は34件となり、そのうち震災関連の相談件数は21件で、この期間の相談総件数の61%を占めるにいたった。この震災関連の相談内容で主なものは、「屋根、外壁等の修理の契約に関するもの」「地震保険の査定に関するもの」「水道工事の契約に関するもの」などであった。この期間中、消費生活センターは、消費生活相談業務を実施する中で、消費者被害の速やかな救済を図るため、通常の相談時間の終了後も消費生活相談員が執務し事務処理にあたった。

なお、この1月28日以降についても、相変わらず

震災関連の相談は多く、結局、震災以後3月31日までの震災関連相談件数は170件を数えた。

**(3) 住宅の相談

地震災害にかかる総合相談窓口の中で、住宅に関する相談を面接と電話により行った。

- ① 設置期間 平成7年1月20日~2月19日
- ② 相談件数 面談:3,563件 電話:4,614件
- ③ 相談内容 修繕・解体業者の紹介、建物調査の依頼、住 宅資金の融資、仮設住宅等の入居希望、がれき 等の除去・収集、法律相談

*(4) 住宅復旧センターの開設

共同住宅等の応急危険度判定調査完了後も、依然 として、個人住宅の危険度判定の申し込みがあり、 また、一方では本格的な住宅診断や補修工事の発注 等についての相談が殺到した。その要望に応じるた めに、兵庫県が主体となって県内2か所に「住宅復 旧センター」を開設した。

- ① 実施主体 兵庫県、被災各市町
- ② 実施期間 平成7年2月10日~3月31日
- ③ 設置場所
 - 神戸市中央区山手通5丁目9番 古河ビル3階
 - 西宮市江上町1番20号(元神戸地方法務局西宮出張所跡)

❖(5) 医師会による巡回相談等

震災発生当初には、負傷者に対する外科的治療が 医療の主体となったが、被災者の生活の場が避難所

に移るころになると、風邪などに対する内科的治療 や健康管理が必要とされるようになった。

そこで、尼崎市医師会では、市の保健婦などによ る健康相談とは別に、独自に地区救護隊を編成し、 避難所巡回医療相談を1月22日から4月23日までの 毎日曜日に計13回実施した。

具体的な実施内容としては、医師2人と看護婦1 人を単位として班編成され、避難所の避難者に対し 回診の要領で健康状態の把握と、必要に応じ医療機 関への受診指導が行われた。

実績としては、参加従事者数延べ1,480人(うち、 医師数は延べ724人)により、延べ巡回避難所数867 か所、延べ2,560人の相談が行われた。

また、尼崎市歯科医師会では、避難所における被 災者を対象にボランティアによる歯科診療の申し出 を本市に行ったが、市内の歯科医院の大半がほぼ通 常どおり開院していたことや被害の大きかった西宮 からの要請もあったため、結果的に西宮市歯科医師 会と協力して歯科救護班を結成して、同市で歯科診 療を実施した。

なお、同会では本市の被災者に対して保健所を通 じ、歯ブラシ5,000本を提供した。

☆(6) こころの健康電話

1) 相談の概要)

災害により大量発生が心配されたストレス反応に 対する対応策として、2月27日から5月31日まで、 中央保健所内に臨時の専用電話を設置して、精神科 医と精神保健福祉相談員が対応した。人に打ち明け ることができず、ひとりで悩みを抱えていた方から の相談が多く、その悩みを自ら口に出して外へ表す 機会ができたことだけでも、負担の軽減に役立った。

電話相談の広報は、ポスターやビラを避難所や仮 設住宅などに配付し、市報にも何回か掲載した。ま た全国紙にも掲載された。

市報にPTSD(心的外傷後ストレス障害)の簡 単な症状説明が掲載されたことによって、自分の悩 みがストレスによるものであり、ひとりだけの特別 なものではないことに気づいた方がたくさんおられ、 それらの方たちからの相談につながった。単に相談 窓口を開くだけではなく、ストレス反応や精神障害 に対する正しい知識を普及させていく機会ともなっ た。

こころの健康電話相談の内訳

0	相談総数 202件					
1	相談方法	電話 193件	来所	9件	- 1 1 7 7 7 1 6 7	A LOTE INT
2	性 別	男性 64件	女性	138件	1,400	14 1
3	居住地別	市内 162件	市外	30件	無回答	10件
		0~9歳 7件	30~39歳	31件	60~64歳	16件
4	年 齢 別	10~19歳 6件	40~49歳	28件	65歲以上	28件
	TO ASSESS TO A SECOND	20~29歳 22件	50~59歳	35件	無回答	29件

こころの健康電話相談の内容とその対応

+11	1 震災との関係	関係するもの 11	14件	関連しないもの	88件
相談	2 心の健康との関係	関係するもの 18	31件	関連しないもの	21件
内容	(メンタルヘルス)		不服イライラタ体症状	61件 不 安 23件 う つ 40件 そ の 他	
相	1談への対応	相談のみ 74件 医療 福祉関係経		5件 保健所紹介 他機関紹介 26件	66件

用語の説明・

PTSD(心的外傷後ストレス):

災害、事故、事件など、通常経験したことのない 悲惨で強烈なできごとを体験したときに起こる反応。 不安、イライラ、無気力、悪夢、不眠、さまざま な身体症状などがあらわれる。

2 相談者の内訳

相談件数は202件で、そのうち電話相談は193件、 来所による相談が9件であった。相談は女性からが 多く、男女比は3対7の割合であった。

小学生以下の幼児や学童についての相談は7件あっ たが、そのうち小児PTSDと思われる相談は6件 で、おびえ、悪夢、赤ちゃん返りなどが主な訴えで あった。小児以外にも相談は各年齢層にわたってい る。

3 相談内容

相談者は匿名の希望が多かった。

神戸の東灘や長田など被害の大きかった地域から 市内に転入されてきた方からの相談が7件あったが、 自宅が全壊、全焼したり、家族の死を目の当たりに したりと被災体験も深刻で、はなはだしい気力低下 の訴えが目立った。仮設住宅からの相談は2件、避 難所からが1件で大半は自宅から電話されている。 はじめの予測と違い、避難所や仮設住宅からの相談 は少なかった。

初回の相談が多いことと、またカウンセリングに 時間がかかることもあって、各相談には平均20分の 時間を要している。5分以下の短時間で終わってい る相談は医療機関や他の相談窓口についての情報を 提供するだけの場合が多い。相談件数は日によって ばらつきがあるが、全体にみると徐々に減少の傾向 にあった。1日の平均相談件数は、3.16件である。

相談内容は、震災に関係しておこった悩みが56%、 無関係なものが44%で、日数が経過するにつれて震 災とは無関係な相談の割合が増えてくる傾向にあっ た。

また、メンタルヘルスに関係しているかどうかで みると、約90%がメンタルな悩みについての相談で 占められる。その内訳は、不眠、不安、焦燥、無気 力、心因性と思われる身体症状などであるが、その 他の悩みとしては、人間関係のもつれによるものが いちばん多い。

嫁、姑、夫、夫の兄弟姉妹、子ども、孫、隣人、 職場の人など相手はさまざまである。他に、幻覚妄 想、希死念慮(死にたいと思う)の訴えから、医療 の要否や服薬の必要性についての問い合わせ、将来 の生活に対する不安、離婚についてなどその主訴は 多岐にわたっている。アルコールに関連した相談は 6件であった。

各相談とも、充分に時間をとって訴えを聞き、で きる限りカウンセリングもしたうえで必要に応じて 医療機関や管轄保健所、その他関連機関などを紹介 した。匿名希望が多いが、なかには管轄保健所に連 絡して担当保健婦や相談員に訪問を依頼したケース も数例みられた。相談者の訴えをじっくり聞き、P TSDについての説明をし、対処の仕方を話すこと によって、一応納得される方も多く、初回の相談だ けで終了できたケースが3分の1あった。

学校の再開へ 第5節

学校園がとまった………

午前6時50分ごろ、最初の電話が鳴った。鳴った というよりは、最初に受けたというほうが正しい。 内容は「避難者がきているので、避難所を開設する。 休校はできるのか」というものであった。これに対 して、「避難所はOK、休校については校長判断で」 と回答した。以後、7~8本の電話が鳴り続けた。 内容は、休校についての指示であった。

この時点で、登庁してきた職員の言葉からは、市 内全域の状況が把握できず、また家屋の倒壊等の話 は聞かれなかったため、「休校措置については、校 園長判断で | と繰り返した。

園児や児童生徒(以後、児童等という)の登校が 始まる8時前後になって、電話の声はさらに緊迫感 を増してきた。これ以上、「校園長の判断」を繰り 返すことは困難と判断し、校園長や教頭への連絡が つかない学校園については、休校措置をする旨を連 絡した。多くの学校園では、当初自宅待機を連絡し、 その後順次、休校を育友会の連絡網を通じて知らせ たようだ。とくに、施設や設備の破損が激しかった 学校では、校長判断で即座に休校措置をとった学校 もあった。

10時ごろ、市内全域における被害状況がおおむね 把握でき、17日の全学校園の休校を教育委員会とし て決定した。ところがそのころから、電話が非常に かかりにくくなってきたため、その決定を各学校へ 知らせることは困難を極めた。手分けして各自がテ

レホンカードをもって、公衆電話に走り、各学校園 への連絡を続けた。それでも、尼崎養護学校へは連 絡がつかず、指導主事が急行した。最終的に市内各 校の休校が確認できたのは午後4時ごろであった。

そのころ、明日(18日)の休校が決定され、再度、 公衆電話での連絡や直接学校への訪問を繰り返し、 市内全校園に伝えた。知らせを受けた学校は、再度、 育友会の連絡網を使って、なんとかその日のうちに 各家庭へ連絡することができた。

各学校園での対応

各学校園では、登校してきた児童等に休校を知ら せるとともに、児童等の安否や校区内の状況、さら に学校園の被害状況を把握することに全力を尽くし ていた。だが、出勤できた教職員は、8時過ぎの時 点で少ない学校では、20~30%程度で、すべての児 童等の安否を把握することは不可能であった。また、 出勤できないでいる教職員の安否も心配されるとこ ろであった。

動きだした学校園

18日までに校区内の状況をほぼ把握した結果、19 日には学校園において、実態把握のための児童等の 登校を実施し、20日からは小学校で簡易給食も開始 された。

しかし、その後も含めて、学校園ではそれぞれの 事情があり、下表にあるようにすべての学校園が授 業を再開するには、2月2日まで16日間かかった。

ある学校では、通常でも狭い通学路にブロック塀 が倒れていたり、倒れかかっていたりするだけでな

休園·	休校	犬況
-----	----	----

月 日	幼	小	中	高	養護	月	日	幼	小	中	高	養護
1月17日(火)		全国	園 • ﴿	全校化	木校	1月25日	(水)		1	1		1
18日 (水)				"		26日	(木)		1	1		1
19日 (木)	2	3	1		1	27日	(金)		1	1		1
20日 (金)	1	1	1	1	1	28日	(土)			1		
21日 (土)		1	1	1	1	30日	(月)			1		
23日 (月)		1	1		1	31日	(火)			1		
24日 (火)		1	1		1	2月1日	(水)			1		

欠席状況 (%)

区		分	19日	20日	21日
幼	稚	園	29.7	36.7	30.7
小	学	校	12.2	10.4	10.3
中	学	校	11.8	8.2	9.9
高	等 学	10000	15.6	19.0	15.2

被災校の教育実施方法の変更

被災校	SEE Y	授業実施校
立花西小学校	\Rightarrow	立花小学校
武庫北小学校	\Rightarrow	武庫小学校
小園小学校		
1 • 4 • 5年	\Rightarrow	下坂部小学校
2 • 3 • 6年	\Rightarrow	園田南小学校
城内中学校		
琴城分校	\Rightarrow	城内高等学校
尼崎高等学校		
1年	\Rightarrow	尼崎産業高等学校
2年	\Rightarrow	尼崎工業高等学校

く、救援のため交通量が増加しており、通学そのも のが危険だと判断し、休校を続けた。最終的には、 20日の時点で4小学校と1中学校、1高等学校で校 舎への全面立ち入り禁止措置が実施された。

一方、児童等の欠席についても上表にあるように、 21日までは幼稚園の30%程度を最高に、最も少なかっ た中学校でも10%程度の震災の影響による欠席者が みられた。その後は、風邪が流行しはじめたことも あり、正確な数値は把握できなくなった。

次に、本市における児童等の負傷者は、19日現在 で、園児3人、小学生76人、中学生79人、高校生23 人の合計181人となり、これは全園児・児童・生徒 数 4 万6,808人の0.4%にあたる。また、教職員につ いては、1月30日において、重傷者3人を含めて負傷 者は22人で、交通機関のマヒによる通勤困難者は98人、 家屋被害のための居住困難者は、141人であった。

学校の再開に向けて

(とくに被害の大きかった学校について)

校舎内への立ち入りが禁止された学校の再開につ いては、さらに困難な状況があった。

たとえば、ある学校では1月19日の授業再開以来、

1月30日に別の学校で授業が再開されるまでの9日 間(登校日)、寒風の吹くなかで運動場に青いビニー ルシートをひろげ、黒板も机も椅子もない「青空教 室」での授業となった。防寒着とカイロを身につけ たままといった授業であったが、児童にとっても教 師にとっても、それは厳しいものであった。また、 使用可能な限られたトイレを多くの児童が使用する ため、とくに女子トイレはつまることも多かった。 そのような状況のなかでも、教職員は骨身を惜しむ ことなく、献身的に教育活動の展開を図った。

このような状況を打開するため、1月23日に、分 散授業の実施について、教育委員会から関係校長に 説明を行い、すぐに各教職員を通じて、それぞれの 保護者にも伝えられた。内容は、左表のとおりであ る。

分散授業のための移動作業は、25日~28日にかけ て、受け入れ側の学校および移動側の学校とで実施 された。

1,000人規模の児童等の机や椅子だけでも、相当 の作業量になるが、教師用机や教材・教具、さらに は給食設備等も移動しなければならなかった。これ についても、児童等や教職員の活躍はもちろん、保 護者を中心とした育友会の積極的な協力体制があっ たため、全体としてはスムーズに実施できたのであ る。

分散授業が始まってからも、登下校は元の学校か らの集団登校が原則であり、通学路では育友会の人々 の協力があり、児童の安全が確保できた。ある教師 は、「このような状況だからこそ、通常の学校生活 では学習できない事柄を身体で学んだ面も多く、将 来に向けて生きる力をつけた面も感じられた」と語っ ている。さらに、交通事故の心配もあったが、大き な交差点を中心に朝夕における警察官の派遣など、 警察署のきめ細かな協力によって、心配していた事 故もなかった。

ただ、分散授業はなにも問題がなかったわけでは ない。たとえば、26学級を22学級に圧縮して授業を 実施した学校もあり、また2つの学校に分かれた小 学校では、転出入等を含めた学校事務の処理に追わ れた。また全教職員が一堂に集まる場所も時間も極 端に制限されて、落ち着いて話し合うことや考える ことが難しかった。教職員の出張についても、その ほとんどを欠席せざるをえなかった。学期末が迫っ ており、成績をつける時期でもあり、教師にとって はまさに追いまくられた日々でもあった。

このころから尼崎在住で市外の盲・聾・養護学校 へ通学している児童等が在籍している学校から、市 内の地元校への通学希望の連絡が入るようになった。 阪神教育事務所の指示もあり、震災による対応とし て当該児童等の居住地の障害児学級へ仮入学として 入学させるよう、各学校へ通知した。

兵庫県立阪神養護学校(本校)も被災し、校舎が 使用困難であること、スクールバスの運行が困難で あることなどから、居住地の近隣で学習場所を確保 したいとの申し入れがあり、中央公民館等に阪神養 護学校地域教室が開設された。また、養護学校から の障害児学級仮入学に伴い、障害児学級介助員の拡 大配置を行った。

並行して、障害児学級教室等の施設設備被災調査 を行った。武庫南小、水堂小、武庫北小、小園小、 立花中では障害児学級の教室が使用不可とわかり、 自校の他教室と他校での授業再開となった。武庫北 小は武庫小で、小園小は園田南小で授業再開となり、 武庫南小、水堂小、立花中では自校内での授業再開 となった。この状態は、仮設教室が設置された4月 まで続き、教育委員会職員も交代で集団下校指導の 応援を行った。

2月初めには、阪神養護学校本校のスクールバス 運行が再開し、授業を開始したことに伴い、地域教 室が閉鎖となった。尼崎養護学校スクールバス運行 も、道路の復旧に伴う道路閉鎖等により、通学路を 変更し運行を続けた。

2月21日からは水道の復旧により、尼崎養護学校 で平常給食が開始されるなど、正常な授業再開に向 けた歩みが着実に始まった。

なお、鉄道網の復旧および他市の復旧に伴い、障

害児学級に仮入学していた児童等も3月末までに全 員が元の学校に戻った。

高校受験が迫ってきた

各中学校においては、例年1月下旬といえば高校 入試に向けての最終的な詰めの時期でもある。各受 験校への願書受け取り(1月中旬)、願書提出(2 月上旬)、受験(2月15・16日)、合否の発表(2 月下旬)と続くのである。

震災直後の混乱から少し落ち着きを取り戻してき た1月20日ころから、神戸市周辺の高校では「校舎 そのものが倒壊している」「交通機関がマヒして、 高校へ行けない」などの断片的な情報が入るように なり、各中学校の進路担当者や担任をはじめ保護者 や生徒のあせりも日増しに高まってきた。

そこで、主な私立高校への入試の問い合わせは、 指導第1課に窓口を一本化するとともに、1月30日 から各学校への庁内メール便が正常化する2月10日 までの間、私立および公立高校の入試情報について は、教育オンラインシステム(全校を電話回線で結 んでいるコンピュータネットワークシステム)のオ ンラインニュースを使って、学校へ送った。

また、教育総合センターでは、震災後(1月24日)、 このシステムに「電子メール災害版」を追加し、各 学校からの震災関係の報告、教育委員会と各学校間 で双方向の連絡ができるようにした。

また、平成8年度の入試は、私立高校については 内申書のみでの選考や、例年では不可能な兵庫県と 大阪府の私立高校のダブル受験も可能となった。ま た、公立高校については推薦入試の日程変更が行わ れ、被災生徒については受験料の猶予手続き等の措 置も行われた。さらに、校舎が全壊してしまった市 立尼崎高校については、日新中学校の校舎を借りて 入学試験を実施することになった。

卒業式や入学式はどこで………

卒業式は、例年3月13日を中学校の卒業式、3月 22日または23日を小学校の卒業式としている。また、 高校では、2月25日~28日の間に実施することになっ ている。しかしながら、各学校では、避難者の心情 等に配慮し、各学校の校長の判断により、卒業式と 入学式の場所を運動場等に変更して、最終的には下 表のように実施された。

多くの学校では、卒業式には飾られる紅白の幕も つけず、できるかぎり簡略化した質素な式が行われ た。だが、「このような式であるからこそ、よけい に印象深く心に残るものになった。卒業生たちは一 生、この式を忘れないでしょう。もちろん、私も忘 れません」と、ある学校の関係者は述べている。ま さに、「モノの脆さ」とともに、仲間や先生たちと の「心の絆の強さ」を確かめあったのではないだろ うか。

転出入の児童等について

震災の1週間後ぐらいから、本市から他市への転 出ならびに他市から本市への転入児童等が増加して きた。そこで、本市としては、とくに被害の大きかっ た神戸市や西宮市からの児童等の受け入れについて、 住民票とは関係なく学籍を移動させて転入を認める 「許可入学」と、私学通学者など学籍を移すことが 本人に不利益を及ぼす場合、学籍を元の学校にした まま本市の公立学校で授業を受けることを校長判断 で認める「仮入学」によって対応した。

「許可入学者」と、「仮入学者」が最大になったの

は、2月14日時点で下表のとおりであった。児童等 を受け入れたある学校では、「許可入学や仮入学に ついては、全く問題はなかった。だが、転入児童は 他に顔みしりの友だちもおらず、精神的には不安定 な状態であった。多くの児童は、親の実家等が校区 内にあったため一時的に移ってきたものであった」 と述べている。これらの児童等を受け入れた学校園 においては、とくにこれらの児童等に配慮をしなが ら、学校生活を進めていったと話す。いわゆる「心 のケア」の必要性である。外見上はなんの変化も見 えないが、彼らは心に大きな傷をもって見知らぬ学 校に移ってきたのである。その数は多い学校では、 転出と転入をあわせると200人前後で全校生の20% 以上にもなり、平成7年度末でも40人程度は減少し たままであった。また別の学校では、全校生900人 で140人の転出入があった。これらの学校ほど施設・ 設備の損壊が大きく、また地域における家屋等の倒 壊が大きかった地域であることを考えれば、すべて の学校園でないにしても、まだ「震災が続いている」 学校園は確かに残っていると言えるのではないだろ うか。

全国からの支援

震災から10日を経過した1月末頃から、被災した 児童等のためにと、全国から学用品等の提供の申し 出が相次いだ。そのため、七松小学校に受け入れ準

AHK	の場所
~~	

7	4	#	D	坦	所
Λ	-	IL	v	场	D

			201	214-4.2 33111										
区		分	体育館 ・講堂	その他の校舎	運動場	自校以外				体育館 •講堂	その他の校舎	運動場	自以	校外
小	学	校	34	4	1	. 6	小	学	校	39	5	1		0
中	学	校	18	0	3	2	中	学	校	18	0	4		1
高	等学	校	3	0	0	2	高	等 学	: 校	4	0	0		1
合		計	55	4	4	10	合		計	61	5	5		2

許可入学者数

仮入学者数

				.,													
区		分	神戸市	芦屋市	西宮市	その他	合	計				神戸市	芦屋市	西宮市	その他	合	計
幼	稚	園	0	0	0	0		0	幼	稚	園	7	4	6	0		17
小	学	校	339	69	147	20		575	小	学	校	40	8	10	4		62
中	学	校	46	13	2			61	中	学	校	19	1	0	1		21
合		計	385	82	149	20		636	合	*	計	66	13	16	5		100

備室を設け、市職員が中心となって分類等の作業や、 被災校へ配送する作業を行った。送られてきた品物 は、ノート、鉛筆、ランドセル、辞書のほか、ラジ カセ、CDの提供もあり、最終的な数量は数十万点 に上った。当然のことながら種類、数量が不揃いで

あり、また、1つの箱にさまざまな文具が混じって いることも多く、その分類等に多くの時間を費やし た。しかし、全国からの善意のこもった品物であり、 無駄にしないよう、また、壊さないよう各学校へ送 付した。

接助物資一監

日付	支 援 者	接助物 支援物 資	資一覧 日付	支 援 者	支援物資
1/28	川崎市 兵藤氏	ノート30冊他	2/9	流山市 流山市子供会	学 用 品 他
1/29	岩国市 国田氏	ノート30冊他	2/9	江津市 江津青年会議所	児童用絵本他
1/30	日向市 まこと幼稚園	筆箱 セット140	2/9	東京都 矢野氏	学 用 品 他
1/30	東京都 小学校父母と教職	ノート138冊	2/9	相模原市四ツ谷自治会	鉛筆 ノート他
	員の会		2/9	日進市 小川氏	学 用 品 他
1/31	香芝市 下田小児童会	セロテープ他	2/9	高槻市 太田黒氏	学 用 品 他
1/31	熊本市 岩村氏	絵の具11クレヨン14	2/9	豊田市 保見中	学 用 品 他
1/31	国分寺市第9小学校	ノート52冊他	2/9	青梅市 日本キリスト教団	学 用 品 他
1/31	名古屋市 藤島氏	ペットフード	2/9	山鹿市 藤氏	文 庫 本 他
1/31	匿名2件	絵本 文具 鉛筆他	2/9	富山市 林氏	学 用 品 他
2/1	亀岡市 救援対策本部	ノート他	2/9	東京都 赤坂ARAI	学 用 品 他
2/1	大阪市 学校図書西日本営	ノート 鉛筆	2/9	大阪市 柴田氏	学 用 品 他
	業部		2/9	匿名2件	学 用 品 他
2/1	東京都 浦野氏	国 語 辞 典 他	2/9	西宮市 ジャクエツ	混色色紙セット
2/2	吹田市 極東ノート	ノート他	2/10	小郡市 田篭氏	学 用 品 他
2/2	城崎郡 日高東中生徒会	千 羽 鶴	2/10	東京都 第2延山小	学 用 品 他
2/3	堺市 錦綾小4年2組	ノート セロテープ	2/10	岩手県 安倍氏	学 用 品 他
2/3	匿名	ノート他	2/10	多摩市 北諏訪小児童会	学 用 品 他
2/6	桜井市 沢氏	絵本	2/10	日進市 手をつなごう会	学 用 品 他
2/6	東京都 吉田氏	ノート シャーペン	2/10	東京都 津口氏	絵本 紙袋他
2/6	山口市 牛島氏	ランドセル他	2/10	和歌山県 渋田氏	学 用 品 他
2/6	香芝市 下田小児童会	ノート30冊	2/10	茅ヶ崎市 大野氏	学 用 品 他
2/6	匿名3件	ノート シャーペン	2/10	高槻市 寿巣小	学 用 品 他
2/6	豊橋市 坂口氏	鉛筆 衣類他	2/10	匿名2件	ランドセル他
2/6	相生市 餅田氏	クレパス他	2/10	吹田市 山田第2小児童会	1000 000 000 000 000
2/7	北本市 吉田氏	衣 類 他	2/10	長岡市 宮氏	ランドセル他
2/7	佐倉市 山岡氏	ノート他	2/10	東京都 若林氏	学 用 品 他
2/7	東京都 明治大付属中	固 形 燃 料 他	2/10	呉市 小谷氏	絵 本 他
2/7	字和島市 高木氏	ノート他	2/10	大阪市 コクヨ	ボールペン他
2/7	尼崎市 大庄子供会	ノート他	2/10	創価学会会長	絵の具セット他
2/7	町田市 設楽氏	ランドセル他	2/13	太宰府市イーケーシー	理 科 教 材 800
2/9	豊橋市 神原氏	学 用 品	2/13	寿	学 用 品 他

2/13	滋賀県 野洲町北野小	学 用 品 他 2/	/15	東京都 関氏	学 用 品 他
2/13	東京都 わかば幼父母一同	子供用品他 2/	/15	東京都 後藤氏	学 用 品 他
2/13	兵庫県 千種町役場	ランドセル45 2/	/15	太宰府市イーケージャパン	理 科 教 材 800
2/13	北九州市田原小児童会	学 用 品 他 2/	/15	東京都セガエンタープライズ	ソプラノリコーダー
2/13	埼玉県 鷺宮町東中	学 用 品 他 2	/15	匿名	カレンダー 手帳
2/13	瀬戸市 水南小	学 用 品 他 2	/16	匿名	学 用 品 他
2/13	江津市 江津青年会議所	児童用絵本他 2	/16	浦安市 教育委員会管理課	学 用 品 他
2/13	和歌山県かつらぎ町渋田小	学 用 品 他 2	/16	国立市 国立音大付属高	学 用 品 他
2/13	匿名2件児童会	学 用 品 他 2	/16	刈谷市 安井氏	学 用 品 他
2/14	亀岡市 救援対策本部	玩具 文具他 2	/16	流山市 八木ブロック子供	学 用 品 他
2/14	千葉市 八幡小児童会	文 具 他		会	(*) 10 24
2/14	福井県	救援物資2	/16	倉敷市 大高小	学 用 品 他
2/14	瀬戸市 水南小	文具 ノート他 2	/16	枚方市 山中氏	学 用 品 他
2/14	橋本市 原田子供会	封筒 便箋他 2	/16	安城市 岡本氏	学 用 品 他
2/14	新潟市 岡村氏	玩 具 2	/16	横浜市 鈴木氏	学 用 品 他
2/14	東京都 中村氏	文 具 2	/16	東京都 高坂氏	ランドセル他
2/14	大阪市 カメラのキタムラ	文 具 2	/16	柏市 浅野氏	学 用 品 他
2/14	箕面市 箕面中	文 具 2	/20	匿名6件	学 用 品 他
2/14	東京都 一之台中1年	文 具 2	/20	東村山市 花沢氏	カバン 書籍他
2/14	匿名	鉛 筆 他 2	/20	市川市 石氏	学 用 品 他
2/15	北九州市田原小児童会	文 具 2	/20	東京都 中部電力	手 帳
2/15	埼玉県 鷺宮町東中	学 用 品 他 2	/20	与野市 柏氏	学 用 品 他
2/15	大宮市 浅間氏	学 用 品 他 2	/20	高梁市 高梁高校	学 用 品 他
2/15	福岡県 栗山氏	学 用 品 他 2	/20	東京都 尾久西小5-1	ノート 鉛筆他
2/15	大阪市 赤田氏	学 用 品 他 2	/20	大和郡山市ラピット	消しゴム
2/15	名古屋市 伊藤氏	学 用 品 他 2	/20	東京都 上原中	学 用 品 他
2/15	東京都 上野恩田高家庭ク	学 用 品 他 2	/20	東京都 松井氏	学 用 品 他
	ラブ	2	/20	東京都 市川氏	子供の絵本
2/15	加須市 花崎北小	学 用 品 他 5	/11	(財)教育整備助成会	輪転機 電子複写機
2/15	栃木県 石川氏	学 用 品 他 5	/31	(財)モラロジー研究所	電子複写機他200万円相当
2/15	高野町 高木氏	学 用 品 他 5	/31	マーチオブザミュージック	学校音楽教材270万円相当
2/15	横浜市 太田氏	ランドセル他 I	8 F		
2/15	東京都 大谷氏	学 用 品 他 3	3/28	兵庫県電気工事工業組合	裁断機 エレクトーン
2/15	多摩市 北諏訪小	学 用 品 他		尼崎支部	

建築物の応急危険度判定 ●第6節

建設省の指導に基づき、全国自治体等の職員(応 急危険度判定が可能な技術者) の応援を得て危険度 判定を実施した。

応急危険度判定というのは、地震により被災した 建築物が、余震等による建築物の倒壊や部材の落下 物などから生じる二次災害を防止するため、迅速か つ的確に被災建築物を調査し、当該建築の当面の使 用継続の可否を判定するものである。

(1) 危険建築物の調査)

県建築指導課の指示に基づき、震災により、明ら かに危険な状態となった被災建築物の所有者らに注 意喚起を行った。

そして二次災害のおそれのある被災建築物に、 「この建築物は危険です。立ち入ったり、近寄らな いでください。兵庫県・尼崎市」の張り紙を張り付 けた。

これは建築基準法等に基づく措置ではなく、あく までも二次災害を防止するための緊急措置である。 [実施内容]

- 1) 実施主体 尼崎市および兵庫県
- 2) 対象地域 市内全域
- 3) 対象建築物 公共施設·共同住宅·個人住宅
- 4) 実施期間 7日間
- 5) 調查者 建築指導担当職員等、延べ70人
- 6) 調査方法 被災建築物を外観目視による調査の結果、危

険な建築物には「この建築物は危険です。立ち 入ったり、近寄らないでください。兵庫県・尼 崎市」の張り紙を張る。

7) 貼付棟数および口頭指導棟数

貼付棟数

(平成7年1月20日現在)

区	分	公 共 設	共 同住 宅	個 人住 宅	合 計
貼付	数	2	33	61	96

※ 口頭指導棟数 252棟

2 応急危険度判定

被災した建築物が余震等でさらに被害が進むので はないか、という市民の不安を解消することを目的 に、マンション、アパート等のすべての共同住宅を 対象に、応急危険度判定を実施した危険建築物の調 **査で、明らかに危険な建築物について「この建築物** は危険です。立ち入ったり、近寄らないでください。 兵庫県・尼崎市」の張り紙を張り付け、注意喚起し てきたが、引き続きマニュアルに基づき、被災した 建築物の応急危険度を判定し、二次災害防止を目的 に実施したものである。

[実施内容]

- 1) 実施主体 尼崎市および兵庫県 (建設省の指導に基づき、各都道府県および 住宅・都市整備公団の職員の応援)
- 2) 対象地域 市内全域
- 3) 対象建築物 共同住宅·長屋 11,509棟
- 4) 実施期間 12日間 (平成7年1月25日~2月5日)
- 5) 判定士等 延べ 651人
- 6) 判定方法

応援判定士2人を1班とし、本市職員1人を 案内役および市民対応役に、そして建築指導担 当職員を班のコントロール役として配置した。 そして、調査地区の基地 (公共施設) までマイ クロバスで送迎し、自転車で調査し、外観目視 により判定する。

判定結果のシールを建築物に張り付ける。

「危 険」(赤色)

使用不可

「要注意」(黄色)

一時立入りのみ可

「調査済」(緑色)

使用可

7) 被災建築物の応急危険度判定結果

(平成7年2月5日現在)

Id.	E2*	判	定 調	查	調査
地	区	赤	黄	緑	件数
北	西	141	820	3,289	4,250
北	東	141	522	1,396	2,059
南	西	167	706	2,951	3,824
南	東	29	156	1,191	1,376
合	計	478	2,204	8,827	11,509

※ 調査地区の区分方法 JR神戸線 (東西) と五合橋線 (南北) を十字に区分し、 4地区と定めた。

8) 危険度判定率

(平成7年2月5日現在)

判	定	棟	数	率 (%)	
赤			478	4.2	
黄	黄		2,204	19.2	
約	緑		8,827	76.6	
<u> </u>	計		11,509	100.0	

3 個人住宅を対象に応急危険度判定

兵庫県建築士事務所協会阪神支部と大手ゼネコン グループのボランティアの応援を得て、調査の要望 があった被災個人住宅を調査し、その危険度を口頭 説明した。

[実施方法]

- 1) 実施主体 尼崎市
- 2) 対象地域 市内全域
- 3) 対象建築物 個人住宅 2,553棟
- 4) 実施期間
 - a 兵庫県建築士事務所協会阪神支部 (平成7年1月25日~28日)
 - b 大手ゼネコングループ

(平成7年1月29日~2月7日)

- 5) 調査者 延べ 197人
- 6) 調査方法
 - a 外観目視により判定する。
 - b 判定結果の危険度を口頭により説明する。
- 7) 応急危険度判定調査結果

(平成7年2月7日現在)

细水	地区	判定結果 (口頭説明)			調査
調査		赤	黄	緑	件 数
本	庁	108	191	139	438
小	田	22	61	83	166
大	庄	48	114	123	285
立	花	68	233	308	609
武	庫	54	216	433	703
園	田	50	125	177	352
合	計	350	940	1,263	2,553

- 反省

1 他の施策に係る調査先でのトラブル

建設省の指導に基づき、今回の阪神・淡路大震災 で「応急危険度判定制度」を全国で初めて実施した。

ところが、本市では「応急危険度判定制度」の存 在は知っていたが、どのように運用したらよいのか、 全く理解できていない中、また、市民にPRなしで 二次災害を防止するという目的で外観目視による危 険度判定を全国自治体等の職員の応援を得て調査し to

危険度の判定結果は、他の施策にリンクしないこ とを説明してきたのにもかかわらず、災害救助法に 基づく被災状況を全壊・半壊等の判定を必要とする 他部局、および市民も赤色を全壊・黄色を半壊・緑 色を一部損壊と解釈した。そのため、義援金、応急 仮設住宅の入居、公費解体等々家主と借家人のトラ ブルに巻き込まれるなど混乱を招いたのが実状であ る。

2 苦情処理対応の不十分さ

地域防災計画に「応急危険度判定制度」の位置づ けがなかったために、建設省・県建築指導課の指示 に基づき活動する中で、建築指導担当部ですべての ことを処理せざるをえない結果となり、さまざまな 苦情を持ち込まれる事態を招き、その対応に苦慮し

また、第一線で行動する職員は、テレビ等を見る 時間がなかった。そのため、国や県の施策や周辺被 災市の状況も、ほとんど知る機会もなく、情報収集 が不十分な中で市民からの問い合わせ等に対処した ために、適切な対応ができなかった。

その結果、ボランティア活動が大きく取り上げら れ、行政は何もしてくれなかったという印象を市民 に与えてしまった。

3 家主と借家人とのトラブル

貸家業を営む家主は自己の所有する被災建築物の 内外を調査し、危険と判断したものについて借家人 を避難所へ避難させていた。しかし、避難していた 借家人が応急危険度判定の判定結果の張り紙を見て、 元の被災建築物へ戻ったケースがあった。ここで家 主側は、この際、借家人との契約を解除したい意向 もあり、市に対して危険度判定を「黄色 (注意) 」 から「赤色 (危険) 」に変更してほしいと要望した り、余震によって被災建築物が倒壊し借家人がけが をする可能性について、市の責任等を問う苦情があ り、その対応に苦慮した。

意見:

今回の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて「被災 建築物応急危険度判定」のための体制を早急に整備 することが重要である。

- 1 国および都道府県における「被災建築物危険度 判定」の制度化と相互支援体制の整備
 - ① 応急危険度判定士の養成
 - ② 応急危険度判定実施に伴うマニュアルの作成
 - ③ 応急危険度判定に関する研修会や訓練の実施
 - ④ 応急危険度判定士の権限・災害補償
 - ⑤ 応急危険度判定の役割を明確にする。
- 2 地域防災計画に「応急危険度判定制度」を位置 づける。
- 3 応急危険度判定の効力等

応急危険度判定後の、赤色(危険)を貼付した被 災建築物に対して、使用制限といった強制力を持た せるかどうか、また、応急危険度判定と他の施策と の整合性の確保を検討する必要がある。

何かできることがあれば(救援活動)

全国各地からの救援物資や義援金に加え、ボランティアの申し出が相次 いだ。会計室は、義援金品と同時にボランティアの受け付けも開始、後に ボランティアに関しては、同和対策室に受付窓口が変更された。救援物資 は会計室で受け付け、その仕分け・搬送・配送などは方面部である福祉局 と市民局が担当した。り災証明願いには、社会福祉協議会会長か民生児童 委員の証明印を必要とし、昼夜の別なく証明を行わねばならなかった。応 急給水は地震発生当日の午後から開始した。車両、人員、資機材の不足な どのため思うように進まず苦慮していたところ、兵庫県から給水車の応援 について照会があり、給水車の不足を訴えた。19日午前5時30分自衛隊の 給水車20台が猪名川事業所に到着し、ただちに給水活動を開始することが できた。また、立花町3丁目の火災現場での捜索活動に自衛隊の支援をい ただいた。全国各地の自治体からは、応急給水やごみの収集、避難所の警 備や救援物資の運搬、り災証明や災害援護資金に関する事務などに、大き な協力を受けた。

●第1節 ボランティア活動

ボランティアの受け入れと派遣

*・(1) 会計班での受け入れ(1月25日まで)

全国各地からの救援物資や義援金といった物的支 援に加え、「少しでも被災者の役に立ちたいので、 手伝えることがあれば……」という善意の申し出が 会計班にも相次いだ。

修正前の地域防災計画では、災害発生時に支援を 求める民間組織として、社会福祉協議会や日本赤十 字奉仕団のほか、専門性を有するサークルや職能団 体の活用は計画されていた。しかし、今回のような とくに専門分野を持たない、幅広い層の一般ボラン ティアは想定していなかった。当然のことながら、 こうした大勢の人たちを受け入れる窓口すらも明ら かでなかった。

そうしたなかで会計班は、ボランティアを申し出

た方々に対する受け入れ窓口の確認のため、災害対 策本部と協議した。その結果、金品と同様に会計班 で受け付けされたい旨の回答があり、義援金品と同 時にボランティアの受け付けも開始した。

**(2) 受付窓口の変更

会計室ではボランティアの受付窓口となったもの の、救援物資や義援金の受け入れに加え、ボランティ アの受け付けと派遣などの対応にあたるには、現有 体制では不可能に近い状態になってきた。そのため、 ボランティアに関してのみ、災害対策本部の他の部 での対応を依頼したところ、第3協力部(同和対策 室)で対応する旨の回答を受け、1月25日をもって 総括部会計班から第3協力部に受付窓口が変更され ることとなった。

(3) 同和対策室での対応(1月26日以降)

同和対策室では、会計室からボランティアの登録

<受付票>

- 氏名、年齢、住所、電話番号
- 申出件名
- ・協力人員、日時(期間)、1日の時間帯、希望 場所 (地域)
- ・具体的な協力内容(詳細に把握) (連絡票 No. 受付日 受付者氏名を記入し ておく)

<ボランティアへの連絡票>

- 受付番号
- 氏名、年齢、住所、電話番号
- 申出件名
- 各方面部の業務内容(行政からの依頼の場合に 記入)
 - 1 〇〇〇方面部 〇〇班
 - 2 業務内容及び人数(日時・時間・場所等 条件を含む)
 - 3 依頼責任者 ○○課 氏名
- 申出者との協議内容
- ・配置日(月日~月日)配置先

名簿を引き継ぎ、その後も増える申し出の受け付け に追われながら、登録したボランティアの活用に向 けての取り組みを始めた。

(1) 登録から派遣までのシステムづくり)

まず、ボランティアの登録名簿を支援できる項目 によって分類することから始めた。これによって、 ボランティア派遣の要請 (ニーズ) があれば、すぐ にその分類された名簿から探し、ボランティアを派 遣できるよう体制を整えた。

そして、その後のボランティア登録に際しては、 日当、交通費の支給はない旨を伝え、再度確認のう え、登録を行うこととした。

また、市民からボランティア派遣の要請があった 場合、「受けた者が処理する」ことを基本として行っ た。

ボランティア派遣の要請を受けて、登録名簿から、 活動内容、人員、場所、時間などの適切なものを探 し、ボランティアに電話連絡する、ボランティアの 了解が得られれば、必要事項を連絡して対応しても らう、という手順である。

このため、ボランティア申し込みの「受付票」、 派遣要請があったときにその内容を記録する「ボラ ンティアへの連絡票」を作成した。

それらに記載する項目は左のとおりである。

ボランティアの申し込みは、市内だけでなく市外 からも数多くあった。しかし、遠方からのボランティ アの場合は、交通費や宿泊の場所、食事の確保など の問題もあり、これらの条件整備を行うゆとりもな かったため、ボランティア活動を依頼することが難 しいと考えられた。

団体などの組織的なボランティアは、むしろこう いった点については自らで解決しながら活動に取り 組んだが、個人的に参加を申し出たボランティアに ついては、自分で確保することも難しいと考えられ たため、やむなく1月末ごろから、市外の人でしか も個人からの申し出の場合は断らざるをえなかった。 ただ、医療や建築など専門ボランティアについては、 市外の人といえども受け付けることとした。

2 ボランティアの活用のPR

一方、ボランティアを実際の活動に結びつけるべ く、ボランティアの利用を呼びかけるPRを「市報 あまがさき」(1月28日臨時号から)に随時掲載し、 ケーブルテレビ「チャンネルウェーブあまがさき」 で流したほか、日刊紙やテレビにも機会あるごとに 情報を提供した。

しかし、ボランティアの登録が進むのに対し、ニー ズはそれほど表面化してこなかった。

そこで、災害対策本部の各部へボランティアの登 録状況とその活用を周知するために、災害対策本部 員会議で報告するとともに、とくに市民により身近 な各支所を回り、ボランティアの利用を呼びかけた。

☆(4) ボランティアの登録

地震発生直後から、ボーイスカウト、キリンビー ル、コープこうべ、京都トラック協会、大学等から 支援の申し入れがあり、それとともに、個人や市内 高等学校の生徒などからも支援の申し出が相次いだ。 ボランティアの登録は、当初会計室で受け付けて

いた1月25日までに152件があり、1月末までには、 計303件登録された。その後、2月は221件。3月以 降6月までの4か月間は36件の登録があった。1月、 2月の混乱とそのなかでの救助・救援期に登録者の 9割以上が登録され、3月以降の登録は少なかった。 6月末までにボランティア登録された554件の内 容は、下表に示すとおりである。

ボランティア登録件数一覧

					ホ フンフ	1 / 豆球	II XX 52					
分	類	年	代	10代	20代	30代	40代	50代	60代 以上	不詳	合計	うち、市外
何	で	ŧ	男女計	12 26 38	33 59 92	7 17 24	9 15 24	3 9 12	6 6 12	26 29 55	96 161 257	(60)
医		療 *1	男女計		1 5 6	4 14 18	1 2 3	_ 1 1	_ 1 1	10 8 18	16 31 47	(16)
運		搬	男女計		2 - 2	3 - 3	1 1 2	1 - 1	1 - 1	28 2 30	36 3 39	(14)
子老世	供人話	0	男女計	_ 2 2	1 5 6		1 1 2	- 2 2	1 1 2	10 5 15	13 16 29	(13)
上	記	計	男女計	12 28 40	37 69 106	14 31 45	12 19 31	4 12 16	8 8 16	74 44 118	161 211 372	(103)
建	3	棄	+								5	(3)
I			और	建築5 道路补 屋根値 下水二	甫修1 空 多理2 建	体3 防z 調機器修 設1 がね 気工事8	理1 溶排	妾1			27	(25)
術		4 4	生	クリ-	ーニング3	洗髮4	風呂提住	共3			10	(2)
通	1	沢	等	通訳1	4 手話2	2	1000	4 2		1.14	16	(4)
炊	ŧ	出	L		1 12	-					13	(5)
住	宅	提	供								97	(74)
*		D	他	理1	供養1	5 遺骨預 代筆1 = 避難所カ	ーラス合	·唱1 屋			14	(8)
								S. S.	総 合	計	554	(224)

^{*1:}医師、検査士、カウンセラー、薬剤師、栄養士、接骨、理学療法士

2 ボランティアの活動

ボランティアの支援要請に対して、実際に派遣し た内容をまとめると、下表のようになる。

尼崎市が登録し、支援要請を受けてボランティア

を派遣した活動実績は、延べ4,406人(736件)であっ た。その内訳は、個人ボランティアが752人(215件) 〔「市民への支援」(334人、171件)、「行政への支 援」(418人、44件)〕、団体によるボランティアが 3,654人(521件)である。

ボランティア派遣状況 (平成7年6月30日現在)

① 個人ボランティア

市民への支	援		行政への支	援	
項目	件数	人数	項目	件数	人数
屋根の防水シート張り	95	95	各支所等事務補助	14	117
室内整理、家具撤去	26	52	(り災証明、義援金受付)	6 7	
引っ越し手伝い	14	36	避 難 所 応 援	6	32
(人、トラック)			救援物資仕分け、搬送、	9	132
家具一部撤去、修理	12	14	避難所への給食配送等		
住宅のあっせん、荷物預かり	5	5	コピー機の借用	5	5
炊き 出し応援	8	113	給 水 所 応 援	4	104
クリーニング、洗髪、マッサージ	7	7	避難所健康チェック	2	10
老人の世話	3	11	学校間移転搬送(机、いす)	2	12
家屋危険度調査	1	1	下 水 道 管 調 査	1	5
			翻	1	1
合 計 ①	171	334	合 計 ②	44	418

② 団体などによるボランティア

	団	体	等(の名	称		派	遺	先	期間	延人数	延人数計	備考
ボ	-	1	ス	カ	ウ	ŀ	福	祉	課	1/22	80	777	物資仕分に
							各	支	所	$1/23\sim2/13$ $1/23\sim1/28$	227 60	2,823	// 救援物資搬送
							П	_	///	1/29~4/ 3	1,707	2,020	"
							会	1	室	1/31~3/12	749	ä	物資仕分り
+	1)		,	ビ	_	ル	福	祉	課	1/23~1/28	60		救援物資搬送
										1/29~2/5	154	214	"
京	都	١	ラ	ック	協	会	福	祉	課	1/23~2/28	193	193	救援物資搬送
٦.	ープこ	うべ	尼崎	東コー	プ委員	会	福	祉	課	2/28~3/ 5	101	101	義援金あて名書
近	畿	大	学	I.	学	部	福	祉	課	3/ 7~3/31	37		"
							老	人福祉	止課	3/ 2~3/31	178	215	救援物資搬送
ボ	- 1	スプ	ゥゥ	ト 堺	第 1 3	団	福	祉	課	2/26~3/19	40	40	救援物資搬送
尼	崎「	万 退	職	者 7	豆 助	会	各	支	所	3/ 8~3/29	68	68	救援物資搬送
		合			計		3				3,654	3,654	

総合計 736件 4,406人 (①+②+③)

実際にボランティアが活動したのは1月22日から であったが、1月末から2月にかけては救援物資 (市役所東側の橘公園と尼崎市記念公園総合体育館 に集積)の仕分け・搬送がほとんどであった。

救援物資は会計班で受け付けたが、その仕分け・ 搬送・配送などは方面部である福祉局と市民局の職 員が担当していた。しかし、続々と届けられる膨大 な量の救援物資は、すぐに必要とされるものやそう でないもの、物資の種類、大きさなどその仕分けに 大変な労力を必要とした。また、交通事情もよくな かったり、配送の車や人の不足などで、とても市職 員だけでさばききれる状況ではなかった。

このため、早くから支援の申し出のあった団体 (ボーイスカウトやボランティアセンター)の協力 を得て、総合体育館で保管されている布団、毛布、 衣料品類をはじめ、「ゆうパック」で送られてきた さまざまな義援物資を分類し、整理・保管した。

もちろん救援物資の仕分け・搬送の応援は、こう した市内の団体だけでなく、市が受け付けたボラン ティアの協力も得て進められたが、そのほとんどは 市内の団体によるボランティアに依頼する結果となっ た。

その一方で、個人ボランティアの登録が進むのに 比べて、PRの不十分さか、あるいは市民のほうで 何をボランティアにお願いしてよいかわからないと いう不慣れさからか、なかなかニーズが表面化して こなかった。

登録したボランティアを待ち状態にするよりも、

月別のボランティア派遣状況

	カルジャンパー	, , , , ,	が、通りへが	L .				
区	分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
	屋根の防水シート張り	7	35	28	16	9	_ "	95
	室内整理、家具撤去	3	5	10	3	4	1	26
市	引っ越し手伝い(人、トラック)	_	4	4	5	1	_	14
民	家屋一部撤去、修理	2	5	5	-	_	-	12
^	住宅のあっせん、荷物預かり	_	3	2	_	-	-	5
0)	炊 き 出 し 応 援	2	5	1		-	_	8
支援	クリーニング、洗髪、マッサージ	4	2	1	-	-	-	7
援	老人の世話	1-	1	1	_	1	_	3
	家屋危険度調査	_	1	_	· -	_	_	1
	小 計 ①	18	61	52	24	15	1	171
	各支所等事務補助	3	10	1	_	_	_	14
	避 難 所 応 援	1	4	1	-	_	-	6
行	救援物資仕分け、搬送	3	4	2	_	_	_	9
政	コピー機の借用	2	3	_	_	_	_	5
^	給 水 所 応 援	2	2	_	_	-	_	4
か	避難所健康チェック	_	1	1	_	-	_	2
支援	学校間移転搬送(机、いす)	-	_	1	1	_	_	2
援	下 水 道 管 調 査	-	1	_	_	_	_	1
	翻訳	_	_	1	_	_	_	1
	小 計 ②	11	25	7	1		_	44
	団体等によるボランティア③	150	200	148	23	_	_	521
	合 計 ① + ② + ③	179	286	207	48	15	1	736

注1:団体等によるボランティアの件数は、日ごとの総件数の月別集計から個人ボランティアの件数を減じて算出したもの。

具体的には、3月30日~4月3日の9件を3月分を4件、4月分を5件とし、4月26日から5月1日の9件を4月分を7件、5月分 を2件とした。

注2:総件数は、3月以降、日ごとの集計がなく、ある期間ごとに集計されているため、月にまたがる集計は日数の比率によって件数を按 分した

この「善意の申し出」を何とか有効に活用すべく、 災害対策本部の各部や各支所へ照会した結果、混乱 する行政内部からの支援要請が多くあがった。もち ろん市民からのニーズがあれば優先するものの、こ れも行政サービスをよりスムーズに行うことで間接 的に市民への支援になることから、ボランティアに 応援を依頼したものである。

市民への直接的支援では、件数では「屋根の防水 シート張り」が最も多く、「老人の世話」などが少 ない。これは、従来からの福祉ボランティア等は、 各所管(福祉局、あるいはボランティアセンター) との直接のつながりのなかで活動された部分が多い ためと考えられ、災害対策本部で直接扱えたのは結 果として少なかった。

これに対して行政への支援は、件数は少ないもの の、比較的多くの人数を必要とするものが多く、 「各支所等事務補助(り災証明発行、義援金受付)」 「給水所応援」「救援物資仕分け」など、多くの人 手を必要とした。とくに「給水所応援」や「救援物 資仕分け」などは市内の高校生が多く、高齢者の水 汲みの手伝い、中高層階への水運びなど力仕事に大 きな支援となった。

以上、ボランティア派遣の件数を月別推移で示す と、前ページ表のようになる。

ボランティアの派遣は3月までが中心で、救助・ 復旧を中心とする時期、あるいは平静さを取り戻す までの時期が中心であったことがわかる。復興期と もいえる4月以降は少ない。

4月以降は、個人ボランティアでみるかぎり「屋 根の防水シート張り」「室内整理、家具撤去」「引っ 越し手伝い」といった内容であった。

3 ボランティアセンターでの取り組み

☆(1) 震災ボランティアの受け付けと活動

震災ボランティアは、ボランティアセンターにも 急きょの応募があった。ボランティアセンターとし

てとくにPRしたわけではないが、震災当日から応 募があり、市内69人、市外34人の個人と大阪の外国 語大学学生100人の計203人の登録を行った。

この方々には、給水および家屋修理(152件)、 事務手伝い (95件) 、保育 (12件) 、運搬 (56件) の合計315件の活動を依頼した。

**(2) ボランティアニーズの掘り起こし

ボランティアセンターとしては、日ごろかかわっ ている要援護者への活動の展開を、尼崎ボランティ ア連絡協議会に依頼する一方で、2人の職員(職員 は全部で3人、残り1人はボランティア・コーディ ネーターとして事務所でボランティアの登録、コー ディネーション業務を担当) で特別養護老人ホーム、 老人保健施設、小規模作業所などを1日で1~2施 設、計16施設を巡回し、ニーズ把握を行った。

これらの施設はそれほど大混乱という状況ではな かったが、水汲み、救援物資の配送などのボランティ アを必要としており、とくに個人ボランティアに依 頼した。

また、学校、防災センター、共同利用施設などの 避難施設も巡回し、管理者との情報交換のなかでニー ズ把握に努めた。ここでも、それほどの混乱もなく、 落ちついてからの清掃作業などのニーズ程度で、主 として市内の高校生に依頼した。

**(3) ボランティア・コーディネーション

ボランティアセンターでは、ボランティア・コー ディネーターという職種の職員は1人であるが、今 回の震災においては、ボランティアニーズの掘り起 こしや、普段から職員それぞれが培ってきた人的ネッ トワークを通じて、職員全員でボランティア・コー ディネーションにあたった。

(₄) 既登録ボランティアの活動実態

登録ボランティアグループおよび個人グループの 活動実態は、下表に示すとおりの内容で、延べ 5,418人が活動した。

震災直後からしばらくの間は、要援護者の安否確 認、水汲みなどの作業が中心であった。

2月中旬からは、救援物資の仕分けが多く、3月 中旬まで続いた。震災ボランティアが活動したのは このころまでで、それ以降はほとんど既存の登録ボ ランティアで対応している。

また、この時期には、市内の高校(福祉教育推進 校、いきいきハイスクール創生事業指定校)にも呼

びかけ(すでにどの高校も自主的な取り組みが始まっ ていた)、生徒たちでできる活動が始まった(2月 ~3月)。その後、すべての高校で生徒会が動き、 義援金の募金活動、避難所への援助活動が広がった。 4月以降は、仮設住宅への支援体制の確立として、 ふれあいセンター運営への協力(市内で4か所設置: 小田南公園、神崎、東園田野球場、橘公園野球場)、

要援護者仮設住宅(ケアハウス)へのボランティアの

援助活動のサポートなどを行ってきた。

既登録のボランティアグループ・個人ボランティアの活動実態

グ	ループ	および個	固人	主 な 活 動 内 容	延人数
福祉	介	護	(9)	安否確認、情報提供、引っ越し手伝い、仮設住宅訪問(ケア付き仮設住宅)、 お話し会	140
関係	点	訳	(8)	安否確認、友愛訪問	65
係ボラン	朗	読	(5)	安否確認、家の中の片付け等	57
ンティ	手	話	(11)	安否確認	145
ア	病	院	(4)	病院内の水汲み、介護補助、話し相手、医療補助品の調達等々	821
大		学	(2)	募金活動(3,560,000円)	250
専	門学	校	(1)	福祉施設での応援活動	1,200
高	等 学	校	(11)	募金活動(3,663,518円) 避難所での応援活動(物資の配付、清掃、子どもたちとの遊び)、仮設で の大工仕事(工業高校)	1,257
地	域 •	野外沿	舌動等 (1)	炊き出し、仮設住宅訪問 (ティッシュ配付、コーヒーサービス、イベント 企画等)	43
その	の他・旅	运設訪問 等	等(5)	救援物資仕分け、イベント企画等	915
	個		人	安否確認、友愛訪問、車いす介助	233
ボ連	ラ絡	ン 協	ィ ア 議 会	所属グループに震災後のボランティア活動についての依頼文送付 救援物資仕分け・配付 入院患者の友愛訪問、仮設住宅訪問 ふれあいセンター運営(2年間)	292
				合 計	5,418

注:グループおよび個人欄のカッコ内数値はグループ数を示す。



総合体育館での救援物資配付作業

**(5) 既登録の企業ボランティア

このグループおよび個人のほかに、企業関係のボ ランティアも積極的に活躍した。ボランティアセン ターでは震災前から企業の社会貢献活動と連携して ボランティア活動を展開していくために、「企業ボ ランティア懇話会」をつくっていた。しかし、大震 災の混乱のなかで連絡や調整もできないまま、企業 はそれぞれできることから着実に取り組んでいった。

後に、ボランティアセンターに登録されている企 業の活動状況を確認したところ、下表のような状況 であった。もちろん、これ以外にも多くの企業がい ろいろな場で活動したものと考えられるが、その実 態については残念ながら十分に把握できていない。

その他のボランティア活動

1 人的ボランティアの応援活動

総合体育館で保管されている布団、毛布、衣料品 のほか、「ゆうパック」で送られてきた物資などの 分別整理をボーイスカウトおよびボランティアセン ターなどに依頼し、それぞれ内容に応じて整理、保 管をした。

2 物的ボランティアの応援活動

救援物資の受領のため、フォークリフトの必要性 を痛感し、関係課を通じて労働安全基準協会の協力 を得て運転員ともども借用した。

3) 救援物資などの配付、回収

◇救援物資などの配付

総合体育館などで保管している救援物資の配付な どを方面部と協議し、ボランティアセンターの協力 を得ておおむね100人以上の避難所に配付した。

◇救援物資などの回収

避難所に配付した救援物資の不用分を方面部と 協議し、ボランティアセンターの協力を得て回収 するとともに体育館に集結させて整理した。

◇市内に居住している被災者への配付

総合体育館などで保管している救援物資の配付 方法などを方面部と協議し、配付日時、場所など を「市報あまがさき」で広報し、ボランティアセ ンターの協力を得て体育館の玄関などで3月11日 (土)、12日(日)に配付した。

企業の活動状況

企 業 等	主 な 活 動 内 容	延人数
キリンビール	救援活動、救援物資搬送、施設開放(入浴場開放利用者:15,000人)	356
N T T 尼 崎	救援物資、兵庫区での入浴場開放、船上避難所での食事の用意	430
コ ー プ こ う べ (塚口コープセンター)	仮設住宅訪問	95
連 合	義援金 (645,370,000円)。ただし、2月15日現在の連合全体での義援金	

4 避難所でのボランティア活動

尼崎市の避難所でも多くのボランティアの活躍が あった。各方面主任等から報告のあった避難所にお けるボランティア活動は次のとおりであったが、こ こで記載できていない活躍が数多くあったのは言う までもない。

◇避難所への配食の手伝い

ボーイスカウト各団をはじめ、社会福祉連絡協 議会会長や消防団、トラック協会、個人にいたる 人々が避難所への配食の手伝いを実施(1月20日 過ぎに各方面主任の指揮のもとで活躍)した。中 には、ワゴン車の提供があったり、車の提供だけ にとどまらず運転手付きのボランティアもあった。 弁当などを短時間で届けようとして頭を痛めてい た職員は大いに助けられた。

2月初めには、京都府トラック協会から、1日 当たり6人の運転手さんとトラック3台を提供し ていただき、救援物資の配付に大きな力となった。 また、救援物資の受け入れや整理を行うボランティ アとして、コーシン運輸、キリンビールなどの社 員や学生などに献身的な活動をしていただいた。

◇避難所の物資の仕分け

全国から緊急援助物資が届けられたが、これら の物資のほとんどは、本庁の援護班で集約・管理 されていて、それらが各方面部を通じて避難所に 届けられたのである。その物資の仕分けの一翼を 担ったのが、兵庫県内の町村職員やガールスカウ ト、体育指導員などであった。

◇避難してきた人々に炊き出し

避難所での食事は、輸送時間のかかった弁当や 飲料水などであったため、温かいものというわけ にはいかなかった。日にちの経過とともに、温か い食事に対する欲求はしだいに増幅していったよ うだ。1月末ごろになると幾つかの避難所で社会 福祉協会や女性の趣味のグループなどが食材や器 材を調達して、温かい味噌汁を提供する活動を始 めた。

ボランティアの一人は、「程度の差こそあれ、

- ボランティアの声 ―

震災にあって、うれしく、たのもしく思ったのは 人の心、人の力でした。やはり日ごろからご近所、 地域のコミュニケーションがとても大切だと身をもっ て学びました。

この震災で本当に悲しい思いをされた人々が大勢 いらっしゃると思いますが、きっと人の力のたくま しさに励まされた人々も多くおられることでしょう。 ボランティアはお互い様だと思います。ハンディキャッ プのある方に元気な者が手をさしのべお手伝いする、 それで十分ではないでしょうか。これからも、夫の 理解のもと無理のないボランティア活動を続けてい けたらと思っております。

> 女性センタートレピエ自主グループ連絡会 西森 道子

- ボランティアの声 -

ボランティア活動とは「今、ここで必要とされて いることは何か」を感じ取り、自分の力に合う実践 活動に参加し、問題解決に向かって手をつなぐこと と、仲間のみんなで確かめ合うことができた。

ボランティアグループ「園」

松井 泰子

ボランティアの"炊き出し"は震災後、焦燥に駆 られたり、空虚な状況になった人々の心をひとと きではあったがなごませた」と語っていた。

(5) 宿泊場所の提供)

労働組合のボランティア活動として、連合(日本 労働組合総連合) 本部が活動の主体となり、地域労 働組合の「連合兵庫」と「連合阪神」が協力し救援 活動を行った。

尼崎市の労働者の拠点である労働センターを、近 畿・北陸以東の救援物資の収集や救援活動の「東部 の拠点」として、地域被災者へのボランティア活動 を始めた。

その主な活動内容としては

① 救援物資の受け入れ搬送(救援センターと東

灘区避難所の往復)

延べ160か所 連日 10か所

- ② 飲料水の配送 (西宮市水道の範囲) 連日 10か所
- ③ 簡易風呂の管理手伝い(宝塚市) 連日

などといった活動であった。1月23日から2月28日 までの37日間延べ4,042人の連合加盟の組合員によ るボランティアが活躍した。

この間、労働センターの和室などをボランティア のための仮眠所として提供してきた。

なお、連合の「西部拠点」は加古川に置かれた。

5 ボランティア保険

当初、社団法人日本損害保険協会から傷害保険の 寄付(3,720円、500人分)の申し出があった。災害 救助および災害復旧に携わるボランティアに傷害保 険をかけることとなり、万一の負傷などに対して補 償するために、2月6日からボランティア保険がか けられた。

第1回の2月分はこの寄付金が充てられ、3月分 以降は公費によって保険が継続された。

1) 対象者

尼崎市の災害対策本部が受け付けた救援ボランティ アのうち、実際にボランティア活動に従事している 人(名簿に登録されている人に限る)を対象とした ものである。

2 条件

被災地に向かい、被災地でのボランティア活動に 従事し、その活動を終了し帰宅するまでの間にボラ ンティア活動に関連した事故により死亡または負傷 した場合に保険金が支払われる。「地震による傷害」 も対象となる。

平成7年2月6日~7月6日(1か月ごとの更新)

3)補償金額)

補償金額はボランティア1人につき次のとおり。

1) 死亡、後遺傷害のとき 500万円

- 3,000円/1日 2) 入院保険金
- 3) 加入者数 2月/500人、3月/500人、4月/50人、5 月/20人、6月/10人 合計 1,080人

自治会活動と市民の協力 第2節

[❖(1) 社会福祉協議会・民生児童委員の活動

地震当日は、電話をする者、社会福祉協議会会長 宅へ出向く者あるいは会長からの電話、来庁の応対 などにより、まず会長宅および付近の被害状況の聞 き取りから始まった。

そして、当面の事業は、当然のように中止または 延期が決定され、地震関連活動を開始することとなっ

地震当日から次々に会長が来庁し、「我々は何を すればよいのか | との問い合わせもあったが、突然 のかつてない甚大な被害であり行政も何から始めれ ばよいのか戸惑っている状態であった。しかし、何 かしなければとの思いで、とりあえず地域の被害状 況把握への協力を依頼した。また、民生児童委員に は、この他保護世帯の状況把握についても依頼した。

断水が多かった地域では、給水場所・時間等の連 絡にも協力を要請した。

しばらくの間は、次々に寄せられる情報に被害の 大きさがひしひしと伝わって来るように感じたもの である。

地震に関することでは、先に述べた地域の被害状 況の把握のほか、福祉会館・集会所を避難所とする ための開設準備および管理や避難者の人数把握、そ の後の配食の協力、地震情報の広報協力など行政と 一体となって活動を行った。

また、福祉会館・集会所・仮設住宅の避難所等へ 「温かい食べ物を」と自治会だけでなく各種団体や グループが炊き出しを行った。

社協会長と民生児童委員の活躍で忘れてならない のは「り災証明」における協力である。

1月21日から5月31日までのり災証明願いには、 社協会長または民生児童委員の証明印を必要とした。 この証明印をもらうために夜11時を過ぎても訪れる 人があり、昼夜の別なく証明を行わねばならず、家 を留守にできない状態が続いた。その証明の数は、 多い人で600件にもなった。

被災者が仮設住宅へ入居の後も、ふれあい相談員 とともに消火訓練・ふれあい相談など巡回を行い、 ふれあいセンター運営に協力した。

**(2) その他の団体・グループ・市民等

各種団体等の協力もあった。各方面班によって協 力の団体等は異なるが、赤帽協会、トラック協会、 ボーイスカウト、消防団員、他市職員・議員、弁護 士会、一般市民等々である。

協力の内容を紹介すると、赤帽協会、トラック協 会、ボーイスカウトは、主に避難所への救援物資・ 食事の整理・搬送に協力した。搬送については、車 も提供してもらい、行政の車両不足を補うことがで きた。

消防団員もまた、消火活動・火災警戒等に加え救 援物資等の搬送の協力を行った。

他市職員は、り災証明の申請受付、証明書作成お よび発行の協力、生活福祉資金貸付申請事務、救援 物資・食事の整理・搬送など多種多様であったが、 篠山町職員と議員には避難所に泊まり込みの警備も していただいた。

弁護士会は、震災により借地・借家等の民事問題 相談が急増したため、大阪・神戸の弁護士会の協力 で相談員を増員し対応した。

一般市民・ボランティアは、各種事務の補助のほ か、人的協力ができない市民からは、ワゴン車無償 貸与があり、1月19日から2月24日まで借り受け、 救援物資等の搬送などに使用し、公用車不足を補っ た。

断水地域では、井戸水を洗濯用水等にと井戸を市 民に開放した方もあり水不足を補った。

また、その他いろいろな団体・グループや一般市 民が、り災証明書発行事務、救援物資の整理、義援 金事務に協力したことも忘れてはならない。

これらの協力により各方面班職員の負担も軽減された。

その他ある地区の老人クラブ連合会では、女性部

が主体となり、震災に負けず元気を取り戻すためと、 地域住民および仮設住宅の老人を対象に復興演芸大 会を開き,仮設住宅へタオルと雑巾を贈った。

市民の協力の内容

小田方面班

活動時期	実活動日数	活動内容	延人数	活動グループ等
1 /99 1 /91	9	物資搬送の補助	107	・ボーイスカウト小田地区・福岡市社協ボランティアセンター
1/23~1/31	4	被災箇所確認の補助	9	個人ボランティア吹田市の市民グループ
$2 / 1 \sim 2 / 28$ $3 / 1 \sim 3 / 31$	28	物資搬送の補助	379	・ 火田市の市民ラルーラ
	28	り災証明事務の補助	38	
	13	物資搬送の補助	91	
	26	り災証明事務の補助	30	

武庫方面班

活動時期	実活動日数	活 動 内 容	延人数	活動グループ等
1/24~1/31	7	り災証明事務の補助	22	・市の受付ボランティア・個人ボランティア
$2/1 \sim 2/28$ $3/1 \sim 3/31$	26	り災証明事務の補助	247	・個人ホランティア・武庫地区子ども会・地域グループ
	6	義援金事務の補助	22	・武庫北公民館グループ・シャボン玉グループ
	23	り災証明事務の補助	77	・シャホン玉グルーク・「武庫のつる」編集者・地区給食サービスグループ
	23	義援金事務の補助	94	・地区桁段サービスグルーグ

園田方面班

活動時期	実活動日数	活 動 内 容	延人数	活動グループ等
1/30~1/31	2	物資配分搬送の補助 各種資料作成の補助	74	・消防団園田地区・ボーイスカウト園田地区・ガールスカウト園田地区
	2	り災証明事務の補助	3	・体育指導員・健康増進すみれ会園田支部
2/1~2/28	27	物資配分搬送の補助 各種資料作成の補助	633	・健康相応するもの公園田文印
	17	り災証明事務の補助	50	
	16	物資配分搬送の補助 各種資料作成の補助	351	
$3/1 \sim 3/31$	18	り災証明事務の補助	67	
	2	義援金事務の補助	3	
4/1~5/8	4	義援金事務の補助	22	

他市町からの応援活動の内容

小田方	面班	Local			いた。ことのの後に生がなり、これには、	1		. 4					e ti	
篠	山	mJ.	2人	(3/7は3人)	$\frac{1}{26} \sim \frac{2}{7}$ $\frac{3}{3}, \frac{3}{6} \sim 10, \frac{3}{13}$			地区証						
青	垣	ШŢ	2人		2/21~24, 2/27~3/2 3/6~10	り	災	Æ	明	事	務	の	補	助
美	方	MJ.	2人		2 /24~25、3 /10~11	り	災	証	明	事	務	0)	補	助
上	田	市	2人		2/22~24, 2/26~3/2 3/6~3/10	り	災	証	明	事	務	の	補	助
		71.		Ph		-								
武庫方	面班								_					
温	泉	MJ.	2人		2/1~20	物		Ï	ï		搬			送
相	生	市	2人		$2/21 \sim 3/2$	物		Ï	ť		搬			送
家	島	MJ.	2人		2/21~3/2	義	援	金	事	: 粉	8 0	カ	補	助
朝	来	HJ.	2人		3/3~13	物		資		搬		送		等
市	Л	MJ.	2人	11.00	3/3~31	義	援	金	事	彩	8 0	り	補	助
園田方	面班													
丹	南	HJ.	2人	File Court	3/3~13	義	援	金	事	形	8 0	0	補	助
山	南	MJ.	2人		3/6~10, 3/14~31	義	援	金	事	移	8 0	り	補	助
今	田	HIJ.	1人		3/6~10	義	援	金	事	粉	6 0	り	補	助

第3節 自衛隊による救援活動

**(1) 応急給水活動

地震発生当日の17日午後から、応急給水を開始し たが、車両、人員、資機材の不足などにより思うよ うに進まず苦慮していたところ、兵庫県から給水車 の応援について照会があり、給水車の不足を訴えた。

18日、兵庫県から明日自衛隊が支援に向かうとの 連絡が入ったため、自衛隊による応急給水の基地を 阪神水道企業団の猪名川事業所に決定した。

同事業所は、本市のみならず、東方から神戸市、 芦屋市、西宮市への支援に向かう自治体の応急給水 基地としても使用された。

19日午前5時30分自衛隊の給水車20台が猪名川事 業所に到着し、ただちに給水活動を開始することが できたため、応急給水場所を前日の12か所から一挙 に18か所に増やすことができた。

自衛隊による応急給水については、主に、多量に、 しかも受水槽へ直接給水を必要とする医療機関への 給水をお願いするとともに、市北部の断水地域への 給水を1月27日までお願いした。

この間の自衛隊による応急給水は、給水車延べ79 台、要員延べ158人、給水量290m³であった。

**(2) 火災現場での捜索活動

立花町3丁目の火災現場における捜索活動に自衛 隊の支援をいただいた。1月17日午後9時、陸上自 衛隊第36普通科連隊の2人が北消防署長と現場踏査 後、北消防署で打合わせを行った。

1月18日午前7時ごろ、陸上自衛隊の車両5台・ 隊員61人が北消防署に到着し、警察とも調整のうえ 8時から捜索活動を開始し、同日午後4時40分ごろ 終了した。



自衛隊による応急給水活動



立花町3丁目の火災現場

- ① 自衛隊救援車両·隊員 隊員61人 車両5台
- ② 民間借り上げ重機等(延べ台数) ユンボ8台、ダンプ13台(2 t 車4台、4 t 車 3台、11 t 車 6台)、4 t 台車 4台、フォークリ フト2台

体験-

自衛隊による倒壊家屋の解体作業

阪神大震災の被害家屋で通学路等に面し、余震等 により被害の発生が危惧されるものなどを早急に除 去し、安全を確保するため、自衛隊が派遣されるこ ととなった。

平成7年2月2日から、伊丹市に駐屯する第36普通 科連隊が、被害の大きかった武庫地区をかわきりに、 全市ローラー作戦でくまなく被害状況の偵察を行っ

そして、平成7年2月10日、本市での倒壊家屋の 解体処理の第1号として、西昆陽3丁目で通学路側 へ傾斜していた木造家屋の解体を行った。このとき 搬出道路が狭いため解体のみ実施し、安全確保した。

その後、4月15日まで65日間にわたって、自衛隊 により市内のとくに危険な43件の家屋が除去された。 この間、延べ約4千人の自衛隊員が、ほこりにまみ れながら作業にあたった。この隊員は伊丹の第36普 通科連隊のほか、栃木県や神奈川県等の隊からも派 遣され、伊丹の野営地内でテント生活を続けながら 作業にあたられた。

この43件のうち、18件は西昆陽3丁目に集中して いた。これらのなかには都市美の指定を受けた古い、 大きな家もあって、道路も昔のままの狭いものであっ た。そのため、解体のために隣の家の門や塀を壊さ なければ作業ができなかったり、その奥の家を解体 するためには手前の家の塀や裏庭を壊して、そこを 作業通路として確保する必要があるなど、各家が複 雑な位置関係、利害関係にあったため、解体の実施 がなかなかまとまらなかった。

そこで、自衛隊側できめ細かい作業計画を作成、 また市民も丁寧な解体状況を近所の例に見るなか、 市の担当者も説明に何度も足を運んだ結果、市民相 互のコミュニケーションが進むとともに、三者の信 頼関係が育まれ、解体の実施が実現することとなっ た。自衛隊による倒壊家屋の解体は西昆陽から始ま り西昆陽で終わることとなった。

平成7年4月16日、自衛隊が撤収するにあたり、 市民からの発案、要望もあって自衛隊への感謝の式 典を、解体により現れた大きな空地で、約180名の 関係者が参加するなかで開くことができた。

そして、その後は民間業者による解体へと移った。 (環境美化担当)

●第4節 広域応援活動

救援物資・義援金の受領

❖(1) 総括部会計班の業務について確認

被災直後からテレビや新聞報道などを通じ、被害 の甚大さが明らかになるにつれて全国から救援の手 を差しのべようと、「救援物資や義援金を送りたい」 といった直接の申し出や問い合わせが本市にも頻繁 に届くようになった。

総括部会計班ではこうした状況に対処すべく尼崎 市地域防災計画に基づき、救援物資や義援金の受領

救援物資の保管場所とその内容

保管場所	主な保管物品
① 市民ロビーの一部	外部で保管困難な食料品、 飲料水、ガスコンロなど
② 地下駐車場の一 部	米など
舎 ③ 2階ロビーの一部	毛布
④ 橘公園の一部 (市立昭和中学校から 体育祭用のテント6 張りを借用し設営)	外部で保管可能な食料品、 飲料水、毛布、紙おしめ など
⑤ 総合体育館の一部	「ゆうパック」で送られ てきた物資、布団、衣料 など
⑥ 旧失業対策部敷地の 一部	災害復旧用資材
⑦ 中央卸売市場冷凍庫 の一部	冷凍食品
⑧ 市立尼崎高等学校敷地の一部	学校施設災害復旧用床材
⑨ 北難波公園敷地の一部	在日駐留米軍による緊急 用テントの提供を受け設 営してもらう。当面、災 害復旧用自転車の保管場 所とした

に関する確認を災害対策本部各部と行いながら、翌 18日からの受け入れ体制を整えていった。確認した 主な内容は、総括部会計班で救援物資・義援金を受 領し、分類整理したうえで方面部援護班に引き渡す こと、また、復旧などの資材については、建設部総 務班と協議し、必要に応じて受領するといったこと などであった。

**(2) 救援物資の受け入れの手順

また、救援物資を受け入れるための手順としては 大きく別けて、

① 全国の自治体からの必要な救援物資の照会に対 し送付を依頼し受領する。

救援物資の受領状況

(巫成9年9月30日租在)

	(平成9年9月30日現在)						
受入年月日	件 数	累 計					
7年1月18日	17件	17件					
19日	40件	57件					
~21日	63件	120件					
22日	39件	159件					
23日	51件	210件					
24日	70件	280件					
25日	45件	325件					
26日	80件	405件					
~30日	423件	828件					
31日	110件	938件					
~ 2月3日	409件	1,347件					
~9日	1,201件	2,548件					
~28日	1,448件	3,996件					
~ 3月10日	47件:	4,043件					
~31日	48件	4,091件					
7年4月28日	12件	4,103件					
7年5月11日	2件:	4,105件					
7年6月16日	2件:	4,107件					
7年7月31日	2件	4,109件					
7年10月24日	1件	4,110件					
8年1月22日	4件:	4,114件					
8年10月20日	1件	4,115件					
8年11月20日	1件	4,116件					
合 計	4,116件	_					
		4,116件 一					

- ② 消防庁消防防災課で集約された救援物資の中か ら必要な救援物資の照会に対し送付を依頼し受領
- ③ 兵庫県に直接送付された物資リストの中から必 要な救援物資の照会に対し送付を依頼し受領する。
- ④ FM大阪を通じて必要としている救援物資の放 送を依頼し受領する。

といった方法で進めることとした。

しかし、当初考えられた上記のルートよりもむし ろ全国各地から「ゆうパック」で送付されてくるケー スや、近隣の自治体、あるいは市内の各種団体、事 業所、市民などから直接本市に持参される物資が数 多くあった。また、神戸や芦屋、西宮といった被害 の大きい被災地に届ける救援物資の東の中継点に位 置していたこともあって、これら救援物資の保管場 所が問題となった。

修正前の地域防災計画では、救援物資の保管場所 は「地下倉庫の一部とする」と定められていたが、 災害の規模や被災者の数、各方面からの問い合わせ 状況などから判断して、救援物資を大量に受領・保 管するとなればこの場所では位置的にもスペースの 面でも不適当と思われた。

このため、ほかに保管場所を確保すべく関係課と 断続的に協議した結果、前ページ左表の場所を保管 場所として確保することができた。そこで送られて きた物品は、中身や用途に応じ各所に分散して保管 することとした。

**(3) 会計主任の業務体制

震災当初は全国からの義援金品の照会が昼夜を問 わずあったため、原則として24時間体制(3月31日 まで)で臨み、昼間は全員、深夜は2~3人の体制 を維持した。そのなかで困難を極めたのは、交通渋 滞などにより、救援物資を積載した大型トラックな どの到着予定時刻が比較的交通量の少なくなった深 夜から明け方にずれ込むことが多かったこと。職員 の配備が手薄なこの時間帯では大量の救援物資を受

義援金の受領状況

(平成9年9月30日現在)

37. 7 At 17 17	/th +41		月30日発生)
受入年月日	件数	金 額	累計額
7年1月19日	8件	3,070,000円	3,070,000円
~21日	21件	6,325,000円	9,395,000円
22日	6件	54,000円	9,449,000円
23日	115件	4,802,047円	14,251,047円
24日	32件	21,662,735円	35,913,782円
25 ⊟	68件	13,223,433円	49,137,215円
26日	44件	11,909,000円	61,046,215円
~30日	128件	45,903,491円	106,949,706円
31日	59件	7,460,434円	114,410,140円
~2月3日	217件	132,392,583円	246,802,723円
~9日	318件	41,819,817円	288,622,540円
~28日	499件	128,308,920円	416,931,460円
~3月10日	127件	35,725,016円	452,656,476円
~31日	168件	47,944,120円	500,600,596円
~4月28日	62件	9,410,366円	510,010,962円
~5月31日	123件	6,757,046円	516,768,008円
~6月30日	35件	2,445,756円	519,213,764円
~7月31日	101件	2,882,818円	522,096,582円
~8月31日	148件	4,294,277円	526,390,859円
~9月30日	77件	712,809円	527,103,668円
~10月31日	67件	1,106,550円	528,210,218円
~11月29日	51件	1,352,669円	529,562,887円
~12月26日	61件	3,578,725円	533,141,612円
~8年1月31日	186件	4,215,996円	537,357,608円
~3月30日	78件	2,980,601円	540,338,209円
~5月31日	37件	514,777円	540,852,986円
~7月30日	35件	390,243円	541,243,229円
~9月30日	38件	868,883円	542,112,112円
~11月26日	22件	141.426円	542,253,538円
~12月31日	11件	201,830円	542,455,368円
~9年1月31日	15件	417,573円	542,872,941円
~3月29日	13件	101,380円	542,974,321円
~5月31日	8件	356,850円	543,331,171円
~8月18日	6件	118,501円	543,449,672円
合 計	2,984件	543,449,672円	010,110,012[]
ы п	2,004	040,440,014]	

け入れることができず援護班に応援を依頼したり、 時には庁内放送により人員を確保することもたびた びあった。

**(4) 義援金の受領方法

1 会計班に持参された義援金の取り扱い

平成7年1月19日を最初として会計班に持参された義援金は、歳入歳出外現金のなかで一旦保管していたが、3月13日付けで設けた銀行口座へ振替。同日以降に持ち込まれた義援金については直接、同口座に入金保管した。

2 銀行・郵便局に口座を開設

平成7年1月23日付けでさくら銀行尼崎支店に 「尼崎市災害義援金口」の口座を開設し、口座振替 による義援金の受領を開始した。

また、平成7年1月26日付けで「尼崎市災害対策本部」の口座を設け、郵便振替による災害義援金の 受領を開始した。

3 義援金募集委員会

被災者の居住地によって義援金の受領額に差異が 生じないよう統一的配慮を行うとともに、公平かつ 適正な処理を図るため、義援金の一体化を目的とし て、「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」が組 織され、本市もその趣旨に同意し、一本化されたな かでの1つの窓口となった。

ただし、義援金の受領書は本市市長名で発行する こととなった。

(5) 資料の作成

「兵庫県南部地震義援物資・義援金受け入れ状況」 を作成し、義援金品の受け入れ状況を明確にすると ともに、この資料をもとに礼状の発送、市報あまが さき (義援金品・支援者掲載記事)への資料として 提供した。

2 他都市からの応援活動

応急給水やごみの収集、避難所の警備や救援物資 の運搬、り災証明や災害援護資金に関する事務など に、全国各地の自治体から大きな協力を受けた。

- (1) 可燃ごみ収集 箕面市、摂津市、池田市、茨木市(以上大阪府) から延べ72人とごみ収集車24台
- (2) 大型ごみ収集 東大阪市、吹田市、摂津市、泉佐野市、交野市、 富田林市(以上大阪府)から延べ276人と収集車 92台
- (3) 災害援護資金受け付け事務など 茨城県、龍ヶ崎市(茨城県)、更埴市(長野県)、 揖保川町、今田町(以上兵庫県)、北海道、千葉 県、石川県、愛知県、三重県、沖縄県から延べ 610人
- (4) 避難所警備 篠山町(兵庫県)から延べ25人
- (5) 避難所への物資運搬 相生市、温泉町、朝来町、村岡町(以上兵庫県) から延べ118人
- (6) り災証明などに係わる事務 龍ヶ崎市(茨城県)、上田市(長野県)、三田 市、篠山町、西紀町、上月町、美方町、青垣町、 家島町、八鹿町、福崎町、丹南町、今田町、竹野 町、市川町、山南町、多紀郡広域事務組合(以上 兵庫県)から延べ408人
- (7) 国民健康保険料の減免関係事務 揖保川町、上郡町、一宮町、太子町(以上兵庫 県)から延べ17人
- (8) 災害復旧に係る調査・設計の指導 愛知県、福井県、三重県、奈良県、長崎県から 延べ305人
- (9) 公共施設の被害状況調査 日本大学、千葉工業大学から延べ20人
- (10) 公共下水道幹線管きょ被害状況調査 大阪府、大阪府広域下水道組合から延べ70人

(11) マンホール目視調査

京都府、長岡京市、大山崎町、久御山町、加茂 町(以上京都府)から延べ45人

(12) 水路災害復旧工事設計など 滋賀県、大津市、建設技術センター(以上滋賀 県) から延べ41人

(13) 建築物の危険度調査

北海道、釧路市、帯広市、旭川市(以上北海道)、 茨城県、茨城県公社、茨城県管理協会、日立市、 ひたちなか市、土浦市、古河市、北茨城市(以上 茨城県)、相模原市(神奈川県)、新潟県、新潟 市、長岡市、三条市、柏崎市、上越市(以上新潟 県)、大阪府、東大阪市、堺市、八尾市(以上大 阪府)、福岡県、福岡市、北九州市(以上福岡県)、 愛知県、滋賀県、京都府、京都市、兵庫県、奈良 県、奈良市、和歌山県、建設省から延べ473人

(14) 応急給水作業

奈良県、香芝市、天理市、河合町、田原本町、 川西町(以上奈良県)、和歌山県、海南市、田辺 市、橋本市、岩出町、打田町、かつらぎ町、上富 田町、貴志川町、高野町、高野口町、粉河町、下 津町、白浜町、野上町、美里町(以上和歌山県)、 西播磨水道企業団(兵庫県)、建設省から延べ 347人と延べ200台の給水車

(15) 倒壊家屋の損壊度調査や申請書類審査 桶川市(埼玉県)、堺市(大阪府)から延べ 208人

(16) 平成7年4月からの派遣職員

鹿児島市、延岡市、佐賀市、那覇市、御殿場市、 須坂市、清水市、町田市、徳島市、武蔵野市、秋 田市、長野市、仙台市、京都市、北九州市、福井 県、広島市、名古屋市

(17) 義援金·救援物資

和歌山市議会、橋本市議会、札幌・仙台・川崎・ 金沢・広島・福岡市議会、四街道市(千葉県)、 多摩市、大島町(以上東京都)、大和市議会(神 奈川県)、新潟市議会、氷見市(富山県)、長野 市議会、上田市(以上長野県)、関市(岐阜県)、

派遣職員の体験 -

私は、派遣職員として震災後の平成7年4月から 7月までの4か月間を災害復興本部災害廃棄物担当 で災害の復旧・復興のお手伝いをさせていただきま した。災害廃棄物担当では、私と同じように他都市 からの3名の派遣職員と市の消防局をはじめとして 多くの部署から配置された職員の方々と一緒に業務 を勤めさせていただきました。

業務の内容は、被災された市民の方々から提出さ れた解体・運搬申込書等に基づいて被災建物の損壊 度を調査することでした。この調査によって、一定 の損壊度が認められると被災建物を解体、撤去する 際に、公費による助成がされるというものです。

調査の結果に納得できずに説明や再調査を求める 多数の市民の方々にもお会いしました。調査にあたっ ては、当然のことながらその結果が市民の方々に不 公平にならないように努めたために、一部の市民の 方にとっては厳しい結果になったものもあったので はないかと胸を痛めています。

まちでは被災された市民の方々が確実に復興に向 けて立ち上がっていらっしゃいました。仮設住宅な どの建設も進み、まちも至るところで復旧・復興が 続けられていました。いつの日か尼崎市を訪れ、調 査した地域等をまわり復興された姿を見せていただ きたいと考えています。

平成7年4月には、私を含めて全国18の自治体か ら技術職員20名が尼崎市に派遣されました。このこ とは派遣職員と市の職員の方々と交流する機会を与 えてくれました。

災害業務に携わることを通じてお世話になった市 職員の方々や他都市の派遣職員の方々との思い出は、 尼崎市長さんからいただいた辞令とともに、私の宝 となることでしょう。

今後、尼崎市が早く完全に復興され、住みよいま ちに向かってますます発展を続けていかれますよう 願っています。

> 鹿児島市建設局管理部建築指導課 堂園 建郎

応援職員宿泊状況

期間	依頼局	応援の内容	延べ人数
1月18日~1月31日	水道局	災害復旧業務	336人
2月5日~2月28日	水 道 局	工業用水道修復支援	221人
2月5日~2月7日	保健環境局	インフルエンザ予防接種	15人
2月6日~3月30日	福祉 局	義 援 金 受 付 · 支 払 事 務 等	442人
3月6日~3月31日	土木局	災害復旧業務	260人
4月5日~7月31日	土木局	災害復旧業務	2,100人
4月9日~4月14日	福祉局	義 援 金 · 県 援 護 金 受 付	35人
4月16日~4月21日	福祉局	義 援 金 · 県 援 護 金 受 付	30人
4月23日~4月28日	福祉局	義 援 金 · 県 援 護 金 受 付	35人
			3,474人

亀山市(三重県)、浜田市教育委員会、益田市、 益田市議会、横田町、大田市(以上島根県)、丸 亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市(以上香川県)、 長崎市議会、深江町、島原市(以上長崎県)、鹿 児島市議会、串木野市、串木野市議会、名瀬市、 和泊町(以上鹿児島県)、氷上町(兵庫県)、長 浜市、志賀町(以上滋賀県)、亀岡市(京都府)、 橿原市(奈良県)、平田町(山形県)、三国町 (福井県)、木曽福島町、三水村(以上長野県)、 鳥羽市(三重県)、勝山町、川上町(以上岡山県)、 都城市(宮崎県)

宿泊場所の提供

災害対策本部から他都市災害応援職員の宿泊室利用の依頼があり、産業郷土会館を受け入れ施設とし、使用許可申請書提出期日遅延分の受理および宿泊室使用料の減免、休館日の開館の措置をとった。

応援職員の宿泊状況は上表のとおりである。

3 他都市への応援活動

**(1) 消防相互応援協定に基づく応援

尼崎市消防局では、兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、阪神地区ブロック代表消防本部として、 芦屋市、西宮市ならびに神戸市への市外応援計画を 作成した。阪神地区の消防本部は、当計画に基づき 1月17日から2月10日にかけて消火、救助、救急活動および遺体搬送等の市外応援を行った。

**(2) 尼崎市消防団の応援

阪神地区消防団 5 市 1 町の消防団長(芦屋市と西宮市を除く)が協議し、被害の大きい芦屋市と西宮市への応援を決定、両市に対して応援を申し出た。

芦屋市には尼崎市、宝塚市および三田市が、西宮市には伊丹市、川西市および猪名川町が、それぞれ応援することになった。

尼崎市消防団では、各行政区単位でおおむね1台 6人を基本とする隊を編成し、震災の翌日から応援 出動した。

任務としては、倒壊した建物や家屋内に逃げ遅れている人がいないかなどの検索と確認の作業であり、 現地の消防本部や消防団員の案内に基づき、被害の 大きい地区を1軒1軒隈なくローラー作戦で作業を 行った。

また、1月23日には、兵庫県消防協会長の要請に より、兵庫県庁に送られてくる救援物資の振り分け 作業に応援出動した。

兵庫県下の消防団の先陣をつとめ出動したもので あり、以後は県下から次々と同様の作業に駆けつけ ている。

朝から深夜までの作業が予定されており、6隊64 人の2班を編成して長時間作業に臨んだ。尼崎市消 防団の市外応援状況は、右表のとおりである。



市外応援に対する消防団長の激励

体験-

応援消防本部の隊員は出動する際、かならず西宮 消防隊の小隊、または職員とペアで活動することが 原則、1か所の現場活動が終了すれば消防局へ帰局、 待機して次の活動指示を受けて災害現場に向かう状 態であった。

われわれ尼崎市の応援隊は、火災現場の遺体捜索 活動および倒壊家屋からの救出活動に従事した。活 動中も付近で待機。救出活動を見守る家族の気持ち を思いながら、危険な足元を安全確認しながら隊員 一致協力して、柱、天井、壁などを順次取り除く作 業を続けた。

そのうちに作業が順調に進み、要救助者を発見、 救出したが、大変悲しい姿で家族と対面し引き継が れたのである。

この光景は、いまだに私の脳裏に焼きつき忘れる ことができない。

消防局の市外応援の状況

応	援市	町	出動台数	出動人員
尼	崎	市	39	138
伊	丹	市	22	80
宝.	塚	市	12	38
Ш	西	市	20	61
Ξ	田	市	27	92
多	紀	郡	14	44
氷	上	郡	8	31
猪	名川	HT	23	62
阪	神地区	計	165台	546人

消防団の他都市への応援活動

月 日	37121-31	117701327	590 M 200 M		
時間	車両			任 務	
1月18日 15:00~日没	4台	15人	芦屋市	消防本部待機	
1月19日 13:00~日没	5台	29人	芦屋市	人命検索 避難状況確認	
1月20日 9:00~日没	8台	45人	芦屋市	人命検索 避難状況確認	
1月21日 9:00~日没	7台	34人	芦屋市	人命検索 避難状況確認	
1月23日 9:00~23:00	12台	64人	県 庁	救援物資の振 り分け作業	
1月28日 9:00~日没	7台	38人	芦屋市	人命検索 避難状況確認	
合 計	43台	225人			

防災組織の活動 第5節

共同防災組織

尼崎地区石油コンビナート等特別防災区域協議会 は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、尼崎 地区として区域指定を受けたことに伴い、区域内の 特定事業所が昭和52年3月22日に協議会を結成した ものである。

協議会結成後、加盟事業所により3点セット(高 所放水車、化学消防車、泡原液搬送車)を基本とす る陸上防災隊とオイルフェンス展張船を有する海上 防災隊からなる共同防災組織を昭和54年7月6日に 結成。陸上基地を東海岸町の防災センターに、海上 基地を西掘運河に置いた。

地震発生からの共同防災組織の活動状況は、次の とおりである。

☆(1) 地震当日の体制

① 陸上防災隊

1) 大型化学車

1台 2人

大型高所放水車

1台 5人

3) 泡原液搬送車

1台 1人

4) 指揮者

1人

② 海上防災隊

オイルフェンス展張船

1隻 3人

隊員の多くは、元浜地区や鳴尾地区の社宅在住者 であり、大小の差こそあれ全員被災していたが、全 員が出勤し、午前8時30分には勤務交代の体制が整っ ていた。防災隊員としての使命感に裏付けられた士 気の高さが頼もしい限りと、協議会の幹部は述懐し ている。

(2) 陸上隊の活動

① 1月17日

- 1) 地震発生直後、基地内外の点検を実施するも被 害は極めて少なく人員機材異常なし
- 2) 午前6時30分 加盟事業所から緊急出動要請に 即応できる体制の整備を最重点項目として活動を 開始
- 3) 化学車等 3 点セットにホース17本積み増しを完 7
- 4) 緊急出動対応のための道路状況調査実施。東海 岸町への進入道路は、初島方面からの進入が可能 なことを消防局へホットラインで連絡
- 5) 電話により加盟事業所の被害状況調査を実施。 一部事業所で道路陥没、タンク不等沈下および防 潮堤の亀裂などが発生しているが、即出動に結び つく被害は発生していない(午前9時40分終了)。
- 6) 午前8時30分 定時交代隊員の多くは近隣の社 宅在住者で、全員が被災していたが、予定者全員 が出勤した。
 - ② 1月18日~19日

三菱瓦斯化学㈱から防潮堤亀裂のため土のうの手 配を受け、㈱ジャパンエナジー尼崎油槽所から土の う200袋、空袋15枚を搬送

③ 1月20日~21日

道路状況調査を引き続き実施、状況を逐一消防局 へ報告

(3) 海上隊の活動

① 1月17日

- 1) 地震発生直後、停電のため機関発電機により電 力を確保
- 2) 午前6時30分 船舶等に異常はなく、緊急出動 体制完了、防災センター所長に状況を報告後、予 備船(第2つかさ)により港内および加盟事業所 岸壁周辺の海上巡視するも異常なし
- 3) 午前10時 応援隊員が駆けつける。関西電力(株)

尼崎東発電所の危険物荷役予定船を警戒監視のた め、直行するが荷役なし

- ② 1月18日~20日
- 1) 関西電力㈱尼崎東発電所、同尼崎第三発電所お よび㈱ジャパンエナジー尼崎油槽所における危険 物荷役予定船の警戒監視の実施
- 2) 18日午前8時 陸上交通マヒのため神戸海上保 安部へ連絡員を海上輸送
- 3) 1月18日以降 予備船(第2つかさ)により港 内および加盟事業所岸壁周辺の海上巡視継続

自主防災組織

自主防災組織の具体的な活動状況については、詳 細に把握していないが、各自の家庭で、また、それ ぞれの地域で、火災予防に、救急救助に、そして救 出活動にと日ごろの訓練の成果を挙げたものと推察 される。

自主防災組織の活動ではないが、商店街単位の連 合組織として、地震後ガレキやごみがいまだ収集し きれていないまちを、不審火等に備えて自警団を組 織して深夜までパトロールした中央、三和、新三和、 三和市場、神田市場、ナイス市場などの組織もある。 これらの組織には、自主防災隊5隊も組み込まれ て組織的に活動された。

その自主防災隊は、自警団10人を編成し、2月1 日から3月31日までの間、毎晩午前0時から5時ま で不審火等に備えてパトロールした。活動隊は次の とおりである。

- ① 三和本通自主防災隊
- ② 一番街 自主防災隊
- ③ 四番街 自主防災隊
- ④ 五番街 自主防災隊
- ⑤ 新三和 自主防災隊

また、日ごろ家庭や地域で活躍している婦人防火 クラブの活動実績は次のとおりである。

(1) 難波地区婦人防火クラブ けが人の応急手当ておよび避難者への介護支援

の実施

- (2) 開明地区婦人防火クラブ 屋根瓦落下危険箇所の二次災害防止措置の実施
- (3) サニーハイツ婦人防火クラブ 給水活動の実施
- (4) 左門殿婦人防火クラブ 避難者等への給食支援(炊き出し1月20日)
- (5) メゾン長州婦人防火クラブ 避難者等への給食支援(炊き出し1月17日)
- (6) 県営浜つばめ高層団地婦人防火クラブ 負傷者等の調査および被害状況調査実施
- (7) 武庫の里自治会婦人防火クラブ 独り暮らし高齢者の安否および負傷者等の調査
- (8) 古河電工(株)蓬川婦人防火クラブ 社宅各戸のガス漏れ点検の実施
- (9) 道意地区婦人防火クラブ 避難者等への給食支援(炊き出し) 2月6日~20日(15日間)延べ75人
- (10) ひまわり婦人防火クラブ 避難者等への給食支援(炊き出し) 1月25日~28日(4日間) 2月2日~4日(3日間) 2月1日および4日~10日(7日間) 延べ53人
- (11) 大阪ガス塚口社宅婦人防火クラブ 社宅住民の避難誘導の実施
- (12) 塚口東地区第一婦人防火クラブ 避難者等への給食支援(炊き出し) 1月25日~28日(4日間) 延べ30人
- (13) 塚口東地区第二婦人防火クラブ 避難者等への給食支援(炊き出し) 1月25日~28日(4日間) 延べ30人
- (14) 南塚口パークマンション婦人防火クラブ 避難者等への給食支援(炊き出し2月19日・20 日)
- (15) 田能婦人防火クラブ 避難者等への給食支援(炊き出し)

3 自衛消防隊

各事業所は、大小の違いはあるが、地震により多くの被害を被り、ラインの補修など、事業再開までに多くの日数と経費の投入を余儀なくされたところもある。幸い二次的な火災等の発生もなく、それぞれの事業所ごとに復旧に全力を傾注した。

なお、危険物、高圧ガスおよび毒物・劇物等を有する市内30事業所にアンケートを依頼し、自衛消防隊の活動状況等を調査したが、自衛消防隊を編成し、直接活動しなければならない災害事案は少なかった。

各事業所の自衛消防隊の活動状況は、次のとおり である。

❖(1) 地震直後の自衛消防隊の編成状況

消防計画および予防規程等の防災規程に基づき自 衛消防隊を編成した事業所は、下表のとおりとなっ ている。

なお、編成しなかった事業所は、自衛消防隊が防 災活動を行わなければならないような被害の発生が なかったことや地震の発生が未明で人員の確保がで きなかったことを挙げている。

自衛消防隊の編成状況

	操業中	一部操業中	操業停止中	合 計
編 成	10(31%)	4(13%)	4(13%)	18(60%)
編成なし	4(13%)	2(7%)	6(20%)	12(40%)

**(2) 地震直後に自衛消防隊等が行った初動措置

自衛消防隊を編成し、または勤務者等が分担して 地震直後にとった措置は、おおむね次のとおりとなっ ている。

- ① 人的被害の確認および避難誘導の実施
- ② 稼働設備の緊急停止措置の実施
- ③ 火災の発生および石油類、高圧ガス、工業薬品 等の漏洩の有無の調査の実施

- ④ 消防用設備等の使用可否の緊急点検の実施
- ⑤ 防火水槽等の破損に伴う代替消火用水の確保
- ⑥ 生産設備、建物および道路等の緊急点検の実施
- ⑦ その他従業員の緊急呼び出し等の実施

❖(3) 自衛消防隊の活動

自衛消防隊の活動は、次の緊急を要する応急措置 等が主なものとなっている。応急措置後は、各事業 所の被害状況に応じて事業再開のための応急復旧災 害対策本部等が設置され、自衛消防隊も当該本部に 吸収され、復旧活動に移行している。

- ① 漏洩危険物の拡散防止措置および回収の実施
- ② ガス漏れ箇所の応急処置の実施
- ③ 漏洩危険物の流出防止用土のうの構築
- ④ 防油堤亀裂部の応急復旧の実施
- ⑤ 破損した消火設備の応急復旧の実施
- ⑥ 余震に備えての消火準備および警戒体制
- ⑦ その他重要施設の応急復旧の実施

**(4) 従業員の参集状況

従業員が緊急呼び出し、もしくは自主的に参集し た時間別割合は、次表のとおりとなっている。

従業員の参集状況

1時間	3時間	5時間	10時間	24時間	24時間以上
32%	35%	10%	9%	4%	10%

|・・・(5) 従業員の参集方法

従業員が勤務場所に参集するために使用した交通 手段は、次表のとおりとなっている。

従業員の参集方法

徒 歩	自転車・バイク	自動車	電車
25%	51%	14%	10%

(€) 地震に関する防災規程の見直し

地震を教訓にした防災規程の見直し状況は、次の とおりとなっている。

① 防災規程を新たに制定した

5 事業所

② 防災規程を見直し改定した 17事業所

③ 既定の防災規程で十分であった 8事業所

尼崎のまちは(被害状況)

この震災での尼崎市内での死亡者は49人、負傷者は重傷995人、軽傷 6.136人の計7.131人であった。家屋被害は全壊1万1,112世帯、半壊5万 1,541世帯、一部損壊 6 万3,015世帯の計12万5,668世帯。家屋の被害状況 については震災当日から方面部職員と社会福祉連絡協議会会長等が各地域 内を目視調査した。しかし、これは初動的な応急措置に活用できる内容に すぎず、被害の実態把握とは言いがたいものであったため、全市域にわた る目視による外観調査を行った。また、義援金が交付されるのを機に、そ れまでの調査資料を活用するとともに、既存の資料で判定しがたいものに ついては、再度、現地調査を実施することとした。商工業の被害状況調査 については、回答のあった事業所のうち65%が何らかの被害を受けたと答 えており、その被害見積額は249億3,200万円に上っている。この調査とは 別に、小売市場・商店街を対象に、平成7年2月1日から16日にかけて、 現地聞き取り調査および電話による調査を実施、 101団体のうち、95%の 小売市場・商店街が何らかの損傷を受けていることがわかった。

第1節 死傷者

死亡者

平成9年7月31日現在 49人

(数字の変遷)

当初認定数 27人

平成7年6月30日追加認定 20人

平成7年9月27日追加認定 1人

平成9年6月17日追加認定 1人

(詳細は次ページ)

負傷者

平成9年7月31日現在

重傷者 995人、軽傷者 6,136人

計 7,131人

兵庫県南部地震における死亡者

○当初に認定した死亡者 27人

(死亡日1月17日、被災地 尼崎市)

			(VICE II / JII II V IX XX						/[
No.	年齡	性别	3	正亡原	因	m		住	月	F
1	52	女	圧	HIT	3	死	武	庫	之	荘
2	74	女	脳	挫	1	易	武	庫	之	荘
3	67	男	窒	息	3	死	東	姓	波	町
4	30	男	窒	息	3	死	東	姓	波	田丁
5	72	女	窒	息	3	死	大	庄	西	町
6	62	女	脳	挫	1	复	武	庫	元	町
7	84	男	心馬	(性シ	ョッ:	ク	武	庫	元	HJ
8	81	男	多	発 5	4 1	复	御			園
9	40	女	窒	息	3	死	昭	7	和	通
10	52	男	焼		3	死	立		花	町
11	34	女	焼	-5.1	3	死	立	- :	花	町
12	56	女	焼	W.	3	死	立	-	花	町
13	20	女	外傷	性胸部	圧迫	Ē	常			松
14	17	男	外傷	性胸部	圧迫担	Ē	武	J	車	田丁
15	59	女	焼	1 - 1 - 2 -	3	死	立		花	町丁
16	27	女	外傷	性胸部	圧迫担	莊	水	- 1	堂	田丁
17	68	女	焼	-: 03	3	死	立	7	花	町
18	81	男	焼		3	死	立	7	花	田丁
19	80	女	焼		3	死	立	- 7	花	田丁
20	58	男	焼		3	死	立	7	花	町丁
21	71	男	窒	息	3	死	西	7	本	町丁
22	66	男	焼		3	死	南	武」	車 之	荘
23	53	男	焼		3	疋	立	1	扥	HT
24	72	男	焼	el. 2 p. m.	3	死	立	1	扥	町
25	55	男	通行	宁中建物	勿倒均	褱	水	讨时的	定则区	中島
							(東	難波	叮で被	災)
26	77	男	シ	ョッ	2 3	死	栗	ı	Ц	町
27	80	男	脳	出	1	ſΩ	西	英能	波	町

負 傷 者 (数字の変遷)

区 分	認定日	重傷者	軽傷者
当 初*1	平成7年1月29日	108	3,678
変 更*2	3月9日	505	6,136
第1回*3	5月31日	745	"
第2回	6月28日	936	"
第3回	7月31日	967	"
第4回	8月31日	976	"
第5回	9月30日	979	"
第6回	10月31日	980	"
第7回	11月30日	983	"
第8回	平成8年1月31日	986	"
第9回	2 月29日	990	"
第10回	10月1日	995	"

*1) 当初:病院に確認

*2) 変更:カルテで確認 *3) 1回目以降は見舞金認定により追加

○平成7年6月30日に追加認定した死亡者 20人 (被災地 尼崎市)

-				(1)		/ L	. 1- /
No.	年齢	性別	死亡原因	死亡日	1	住	
28	54	男	ショックによる心停止	1.17	立	花	阳】
29	86	男	急性心不全	1.17	武	庫	元 町
30	73	女	呼 吸 不 全	1.19	大	庄i	西 町
31	68	女	急性心不全	1.20	東	園	田町
32	80	男	急性心筋梗塞	1.22	下	坂	部
33	74	男	左細菌性肺炎	1.24	崇	徳	院
34	73	女	急 性 肺 炎	1.25	潮		江
35	64	女	肺 炎	1.29	西	本	HL
36	80	男	急性心不全	2.5	今		福
37	64	男	心筋梗塞	2.6	武	庫	HT
38	76	男	心室性不整脈	2.9	元	浜	HT
39	64	男	出血性胃潰瘍	2.13	南	七月	公 町
40	70	男	腎 不 全	2.17	長	洲口	中 通
41	55	女	くも膜下出血	2.22	常		吉
42	32	男	左頭頂葉神経膠腫	2.26	上	坂	部
43	64	女	気管支喘息重積発作	3.10	築	地	化 浜
44	74	男	頭蓋内脳出血	3.16	長	洲口	中 通
45	80	女	脳卒中発作	3.21	元	浜	HJ.
46	84	女	急性心筋梗塞	3.24	東	難	皮町
47	74	男	脳 梗 塞	3 .31	武	庫之	莊 西

○平成7年9月27日に追加認定した死亡者 1人

No.	年齢	性別	死亡原因	死亡日	被災地	住 所
48	67	男	急性心不全	1 .19	尼崎市	武庫之荘

○平成9年6月17日に追加認定した死亡者

No.	年齢	性別	死亡原因	死亡日	被災地	住 所	
49	91	男	全身状態悪化 に伴う死亡	2 .15	尼崎市	大庄西町	ľ

第2節 家屋の被害

**(1) 震災直後の初動調査

台風や大雨による浸水と同様の措置として、まず、 各地域の被害実態を把握する必要があり、そのため の措置として震災直後の初動調査を行った。

とくに今回の震災は、ライフラインの寸断、倒壊 家屋の発生とそれに伴う避難所などの応急措置があっ ただけに、極力早く、概略的な被害実態の把握が必 要であった。そこで、震災当日の1月17日から方面 部職員と社会福祉連絡協議会会長等による各地域内 の被害実態の目視調査を行った。

この結果を災害対策本部の第一次の被害状況調査 として発表した。

❖(2) 全市外観目視調査

しかし、この調査は、初動的な応急措置に活用で きる内容にすぎず、被害の実態把握とは言いがたい ものであった。

このため、全方面部による全市域にわたる目視に よる(目視で修復不可能なものは全壊、修復可能な ものは半壊の判定)外観調査を行い、これを集約し、 各社会福祉協議会の連協地図にプロットした。

この結果、一定のまとまりをもった家屋の全・半 壊戸数が明らかになると同時に、各地域別の被害状 況を把握することができた。

❖(3) 建物の危険度調査

震災後約1週間経過したころ、道路の応急修理、 水道、電気、ガスなどいわゆるライフラインの復旧 が進んだ。

しかし、市民、とりわけ避難所の入所者にとって 最も不安なことは、「これからも、自分の家に住み

意見 -

家屋調査においては、市民にとっては、この判定 が義援金や税の還付といった経済的に直接影響する ものであるにもかかわらず、判定基準が明確ではな く調査員(職員)の主観に委ねられる部分が多く、 「全壊」「半壊」「一部損壊」の判定は難しかった。 家屋の被害調査を始め、損害程度の把握において は、他の被災市にみられたように全戸調査を実施す べきであった。震災以後、その判断を下すタイミン グは十分にあったはずだし、災害対策本部を含め、 緊急時における方針決定に甘さがみられた。

(税務管理課)

- 反省 -

調査結果に対して不服のある市民に対して、再調 査を行ったが、日時の経過とともに、修繕が済んで いたり、また当初調査時は外観調査が多かったため、 内部調査を行った結果、判定変更を伴うことがあっ (資産税課) 1=0

続けることができるのか、二次災害が起きても大丈 夫なのか、仮設住宅に移らねばならないのか」といっ たことであった。

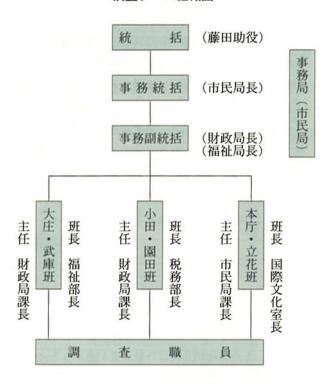
このため、専門家の調査により、市民が各住家の 安全性を知るとともに、行政において、より正確な 調査判定資料として活用するため、専門の建築事務 所の協力を得、建築物の危険度を調査した。その結 果を、「安全」「要注意」「危険」の3段階に分け、 それぞれ緑・黄・赤のカードを建物の入口に張り付 ける「建物の危険度調査」を行った。

調査対象は、市内の全共同住宅、および申し込み のあった戸建て住宅である。調査は、共同住宅は都 市局建築指導課が、戸建て住宅は建築事務所がそれ ぞれ実施した。

◆ (4) 義援金等に係る家屋被害調査

災害対策本部で、震災に関連する施策、各種貸付 金、減免申請などの検討が進められた。

調査チーム組織図



まず、先行して日赤の義援金、兵庫県の援護金をあ わせて住家の全壊・半壊世帯への支給が決定された。

これらに対しては当然、公平・公正な判定に基づい て、実施されなければならないことは言うまでもない。 前述のように、すでに一定のまとまりのある調査 を終えていたが、それらのほとんどが、目視による 外観のみの調査であった。今回の震災は、内壁の亀 裂・落下、天井の剝落など家屋内の被害も多く、外 観調査と家屋内調査の2つの手法を用いたものでな ければ、正確を期すことができず、これまでの調査 結果を義援金・援護金の支給判定に反映しては、逆 に混乱を招くことが懸念された。

このため、義援金が交付されるのを機に、また、 近隣の伊丹市等の被災都市ではこうした手法による 悉皆調査が実施されていることなどから、今一度原 点に立ち返り、改めて全市一斉の悉皆調査を行うこ とが、方面部を中心に検討された。

度重なる論議の結果、混乱を極める行政体制の中 で、当初案として示された1日650人の職員の動員、

家屋被害世帯数

(平成9年7月31日現在)

区	分	本 庁	小 田	大庄	立花	武庫	園田	計
全	壊	1,891	922	1,293	2,067	2,651	2,288	11,112
半	壊	6,909	6,443	5,229	14,889	8,234	9,837	51,541
一部	損壊	6,054	8,317	13,492	16,650	7,750	10,752	63,015
î	计	14,854	15,682	20,014	33,606	18,635	22,877	125,668

家屋被害棟数

(平成9年7月31日現在)

区	分	本庁	小 田	大 庄	立花	武庫	園田	計
全	壊	1,170	535	640	935	1,494	921	5,695
半	壊	4,969	4,608	3,506	10,467	5,804	6,648	36,002
一部	損壊	3,999	5,350	8,250	9,056	3,480	5,720	35,855
i	H	10,138	10,493	12,396	20,458	10,778	13,289	77,552

家屋被害人員数

(平成9年7月31日現在)

区	分	本庁	小 田	大庄	立花	武庫	園田	計
全	壊	3,804	2,050	2,734	4,285	6,772	4,861	24,506
半	壊	16,675	16,912	13,059	37,826	24,068	25,906	134,446
一部	損壊	15,412	23,877	36,140	48,501	23,866	30,785	178,581
i	计	35,891	42,839	51,933	90,612	54,706	61,552	337,533

これは、義援金が見舞金的性格のため、極力早く支 給していくことが肝要なため、約10日間で調査を終 えるための計画であったが、その確保が困難で、少 しでも、効率的な方法で対応していくこととなった。

すなわち、それまでの調査資料を活用するととも に、既存の資料で判定しがたいものについては、再 度、現地調査を実施することとした。

調査にあたっては、助役を総括者とするプロジェ クトチーム (前ページ図) を編成し、動員可能人員 として、1日約250人の職員により実施した。なお、 調査期間については義援金申請が、2月20日までと なったため、23日とした。また、具体的判定にあたっ ては、台帳調査(これまでの調査を集約したもので、 全市外観目視調査の全壊判定→全壊、危険度調査の 赤ラベル→全壊、仮設住宅入居調査の「住めない」 判定→全壊)とし、その他の住家については、申請 者と面談することを基本に、調査表により外観調査 と家屋内調査の併用により実施した。

判定を巡り若干のトラブルはあったが、総じて、 市民の協力もよく得られ、比較的スムーズに実施す ることができた。

この結果をもとに、各行政区ごとに調査結果台帳 を作成するとともに、社会福祉協議会の連協地図に プロットし、全・半壊の被害世帯数として、災害対 策本部から発表した。

また、この調査結果は本来の目的である義援金へ の反映だけでなく、固定資産税、国民健康保険料、 保育料等の減免申請の判定に活用された。

しかし、義援金の申請世帯に限定して行ったため、 義援金申請住家以外の被害判定は、なお従前の外観 調査結果にとどまり、また、一部損壊家屋の確認、 世帯数と戸数の把握などの問題を残し、法令や地域 防災計画に定める被害調査としては、十分とは言い がたい結果となった。

その都度、段階的に精度を高めていく手法を選択 したものの、これ以降の施策実施にあたっては、引 き続き調査を継続しなければならない結果を残した。

			家屋被害	科犬污	認制查	。兴			木 造	J
				2	k . /		大 ·	立	· 武 ·	E
申請者名 世帯主等)	尼台	有市								
住 所				電話				-		
連絡先							電話		-	
家屋の状	R									
16 TÚ	自家		借家・・・	土宅等	1戸	RT .	文化	住宅	 長屋建 	7
M XI	集合在	主宅名	()		PE	1	号室		
	体の状況 合認定表		问坡 · 資彩	4(有	修料)・	撤去			7
86 5	- 84	橋	成比	小 •	- 損害の	り程度	- 大	-	段 明	ı
					1/4 ~1/2	1/2 ~3/4	3/4		該当箇所を ○で囲む	l
屋(天	屋 根 20 (天 井)		_	5%	10%	15%	20		根瓦のゆる のみ 5%	
De	壁 (外壁、内壁)		亀裂のみ	5%	10%	15%	20		壁と内壁にがある場合	
			剝落・浮き上り	10%	20%	30%	40		平均值	
W	雅 ↔		亀製のみ	3%	5%	8%	10		落ち、傾斜 の場合は下	
£ŧ.	ŧ	2 0	剝落・沈下あり	5%	10%	0X 15X	20%		を優先	
ŧ		1 0	_	2%	5%	7%	10		の損傷、傾 、ずれ	
建	Д	10	_	2%	5%	7%	10	1 12	具、ガラス	
合	2+	100	_					96	_	
12 W W	1						200	直結果	(〇で囲む)
							1	503	KLE.	_
							2	203	以上 50%未	海
							3	203	未満	
emate to: D e		vi-tr = 1.	v 00 D	600 at 150	0 25 19			nc.ex		
調査年月日		平成 75			の所属	*		氏名	Aus	-
調查方法	-	外観	• 内部	立会し		ff		•	無	

	本	小	大		立	•	武	•	[4]
申請者名 (世帯主等)									
住 所	•		電	5			-		
連絡先			W.	5			-		

家屋被害状況調查票

非木造

16	zni	自家	•	借家		社	它等		1戸建て	•	集合住宅	
136	***	集合	主宅名	()	4	l¢.	附	号室	
1 2		全体の状況 関合認定:		到坡		傾斜	(有	****	の有無 (数去済 有	· 無)	
Γ	A11	, m				小	- 損害	の程度	→ 大	23	i og	
ag		7 31	別構		成比		~1/4	~3/4	3/4		当する箇所を 『囲む	
r			0.5	亀裂の	24	6%	12%	18%	25%		剝落がある場	
		体 装 上げ)	3 5	剣	落	8%	17%	26%	35%	Biz !	欄を優先する	
T	連	Д	1 5	_		3%	7%	11%	15%	建具・	ガラス	
		雅 懿		亀製の	34	1%	2%	3%	5%		深い場合は、	
	115		1 0	夘	78	2%	5%	7%	10%	上相	用いる	
r	主体構造部			亀製の	3	3%	7%	11%	15%		装の損傷部分	
	床・	·壁体· 主等)	4 0	剝 落		10%	20%	30%	40%	רפית	エックする	
	合	ät	100	_					%	-		
58	भ ।	(a)								調査報	5果(〇で囲む)	
										1	50%以上	
										2	20%以上 50%未過	
										3	205未満	
1003	在年月1	8 3	平成 7:	年 2月	9	В	調査員の)所属		氏名	5	
_	查方		外観		内部		立会い		fī		\$16	

- 反省 -

- 1 重複申請による重複現地調査が数多く見受けら れた。
- 2 り災証明と家屋被害調査を混同している被災者 が数多く見受けられ、そのため多数のトラブルが 発生した(市民へのPRが行き届かなかった)。
- 3 り災証明および家屋被害調査の状況把握につい て電算機の活用がされていなかった。西宮市では リ災証明の発行の電算化がされていた。
- 4 他市と比較して、調査がふくそうし、同じ家を 何回も調査していた。全職員による家屋調査を実 施すれば、1回で終わり、市民に誤解と不安を与 えずに済んだ。 (収税課)

- 反省 -

災害時において家屋の被害状況の全容を一日も早 く把握することは、何よりも肝要なことである。

しかし、未曾有の被害をもたらした大震災だけに、 振り返ってみると短期間のうちに、一斉に、悉皆調 査を実施することが必要なことを理解しつつも、本 来被害調査を担当すべき方面部が、避難所の確保・ 対策、配食などの応急対応に追われたという現実的 な問題により、一元的な体制を整えることができな かったこと、さらに、各部署が行う震災関連施策を 早急に推進しなければならなかったため、必要な調 査を独自で実施せざるをえなかったことなどにより、 統一的で、一体化した体制のもとで取り組んだとは 言いがたい結果を残したことは、反省すべき点であ る。 (市民局)

**(5) 集約

本市のり災家屋の全・半壊については、義援金申 請による調査や他の施策関連調査によって、ほぼ全 容が把握されたが、一方、一部損壊家屋については、 十分把握されない面があった。このため、後世に震 災記録として伝えていくうえで、次のような基本的 考えに立ち、一部損壊家屋の調査を加えつつ各種調 査結果を再集約し、被害状況調査記録とした。

〈基本的考え〉

- ア 全・半壊は既存調査データを集約する。
- イ り災証明は、社会福祉協議会会長または民生児 童委員による現地確認がなされているため、り災 証明発行数から、全・半壊数を除いたものを一部 損壊とする。
- ウ 上記ア、イに再調査結果をもとに修正を加える。
- エ 最終版を記録用として保存
- オ 作業スケジュール
 - 既存調査データを住宅地図にプロット (全壊:赤、半壊:青、一部損壊:茶)
 - ・上記地図をもとに調査
 - 現地調査の結果を再集約

こうした作業を方面部職員とアルバイト職員によ

り、平成7年10月1日~12月28日の間行った。

●第3節 商工業関係の被害

❖(1) 被害状況調査

地震は、商工関係の事業活動にも大きな被害をも たらした。

本市での商工業関係の被害状況の把握については、 震災の当日から、市内の主な企業や工業団地、事業 協同組合などを対象に電話で聞き取り調査を行うこ とから始めた。

しかし、電話回線の不良や事業所の責任者の不在 などで連絡のとれなかった事業所が多数あった。

1月20日時点で、何らかの形で回答が得られたの は、46事業所・工業団地等であった。被害状況は、 敷地の亀裂や壁の落下など建物の被害、配管や計器 類の破損といった設備の被害、製品の荷崩れ、工業 用水・ガスの寸断等による操業停止などであったが、 詳しい被害状況の把握はできなかった。

そこで、地震発生から約2週間後の1月下旬にな り、水道、工業用水がほぼ全市通水した時点をとら え、尼崎商工会議所、尼崎経営者協会、(協)尼崎工業 会の市内3経済団体の会員企業(計6,986事業所) を対象に、それぞれの団体を通じて郵送またはファ クスにより被害状況調査票を送付し、市に直接ファ クスにより回答を得る方式で、被害状況調査を実施 することとした。

質問の項目として、施設、設備、商品・製品のそ れぞれの被害状況、回答日時点での事業活動の状況、 その他意見・要望などを聞くこととした。

平成7年1月末から回答が届きはじめ、2月3日 現在で236事業所(回収率3.4%)、2月10日現在で 1,400事業所(同20.0%)、2月16日で1,850事業所 (同26.5%)となったが、この時点で中間集計を行 い、2月18日に災害対策本部へ報告した。

なお、最終的に得られた回答は、2,015事業所で 回収率は28.8%であった(2月20日ごろまでに回答 があった分)。

商店街、小売市場の被害状況の把握は、地震発生 当日から電話による被害状況の聞き取りや現地調査 に取り組んだが、被害状況を十分に把握することが できなかった。そこで、調査項目を統一し、平成7 年2月1日から16日にかけて、団体ごとの現地聞き 取り調査と電話による調査を行った。

調査対象団体数は、商店街56団体(店舗数2,673)、 市場45団体(店舗数1,253)であり、調査項目とし て、施設、付属設備等のそれぞれの被害状況、回答 日時点での営業活動の状況などを調査することとし、 2月16日時点で集計を行い、2月18日に災害対策本 部へ報告を行った。

**(2) 被害状況

兵庫県南部地震による尼崎商工業の被害状況調査 の結果の概要については、まず、回答のあった事業 所のうち65%が何らかの被害を受けたと答えており、 その被害見積額は249億3,200万円に上っている。し かし一方で、被害がほとんどなかった事業所も27%、 542事業所あった。ただ、調査時点でも被害額の不 明なところや調査中のところが8%、165事業所あっ

地区別では、事業所の所在比率からすると本庁地 区の被害額が大きいことが目立つが、被害そのもの は市内一円に及んでいる。

施設被害は、被害総額が103億6,400万円となって

被害金額別状況

被害状况	件数	比率	金額(万円)	比率
なし	542	26.9	0	0.0
~ 100万円	400	19.8	17,390	0.7
~ 1,000万円	614	30.5	265,960	10.7
~ 3,000万円	162	8.0	305,349	12.2
~10,000万円	88	4.4	487,461	19.6
10,000万円~	44	2.2	1,417,127	56.8
不明•調查中	165	8.2	_	_
計	2,015	100%	2,493,287	100%

業種別被害状況

		7141			
区	分	件数	比率	金額(万円)	比率
農	業	1	0.0	0	0.0
林	業	1	0.0	300	0.0
建設		346	17.2	128,442	5.2
製 進		714	35.4	1,677,748	67.3
電気・ガス・	水道供給	4	0.2	85,300	3.4
運輸通	信業	59	2.9	101,256	4.1
卸•小壳業	•飲食店	568	28.2	302,256	12.1
金融保	· 険 業	38	1.9	15,825	0.6
不 動	産 業	41	2.1	26,610	1.1
サーヒ	ス業	243	12.1	155,550	6.2
計	-	2,015	100%	2,493,287	100%

地区別被害金額

地	区	事業所数	比率	金額 (万円)	比率
全 市		2,015	100%	2,493,287	100%
本	: 庁	459	22.8	1,041,958	41.8
1	田	538	26.7	454,660	18.2
大	庄	230	11.4	249,674	10.0
7	花	342	17.0	282,450	11.3
缸	庫	147	7.3	104,164	4.2
袁	田	251	12.4	306,498	12.3
その他((市外)	48	2.4	53,883	2.2

施設、設備、商品·在庫別被害状況

施 設 備 商品·在庫	103億6,441万円 87億1,215万円 58億5,631万円	41.6% 34.9% 23.5%
計	249億3,287万円	100.0%

おり、全壊は約1%、16件、半壊は3%、64件、一 部損壊は38%、773件の回答があった。一部損壊の 内容は、外壁のひび割れや屋根の損傷、床の亀裂な どである。なお、被害なしの回答も43%、866件あっ た。

設備被害については、被害総額が87億1,200万円 となっているが、設備の全損のところは少なく、機 器装置類の一部破損による被害が多く、とくに大規 模事業所では被害額が大きくなっている。業種別で は製造業の被害額が6割を超えており、次いで電気 ガス水道供給事業、卸小売業飲食店の順に多くなっ

施設被害状況

施設被害	件数	比率	金額(万円)	比率
全 壊	16	0.8	96,080	9.3
半 壊	64	3.2	125,576	12.1
一部損壊	773	38.3	814,785	78.6
被害なし	866	43.0	_	_
不明・調査中	296	14.7	-	_
計	2,015	100%	1,036,441	100%

調査時点(2月初旬)での操業状況

操	業	内	容	事業所数	比率
ほぼ操業 半分程度携	· 举		(7割以上) (3~6割)	1,547 356	76.8 17.7
	業でき	ない	(0~2割)	112	5.5
	i	+		2,015	100%

事業所からの意見・要望等

- ① 取引先の被災による取引不能や売掛金回 176件 収不能、売上減少などの業績悪化への不安
- ② 交通規制や交通渋滞による事業活動への 180件 支障排除の要望
- ③ 被災従業員の住居確保と従業員の通勤難、125件 さらに従業員確保の問題
- ④ 設備資金や運転資金の低利率融資および 102件 借入金の返済猶予等の金融対策
- ⑤ 被害を受けた施設、設備等の復旧に時間 84件 を要することや費用の増大への不安とその 資金調達への要望
- ⑥ 道路、港湾、鉄道などの産業基盤の復旧 54件 整備と物流コスト高の解消
- ⑦ 上水、工業用水、ガスの早期復旧の要望 44件
- その他 59件

ている。また、特徴的なこととして、パソコンなど の情報機器の破損や使用不能などが目立っている。

商品・製品等の被害については、被害総額が58億 5,600万円で、その内容は地震による荷崩れなどで 被害を受けているものであり、全損や全く使用でき ないケースは少なかった。被害額のほぼ7割が製造 業、次いで卸・小売業・飲食店が2割、サービス業 が約1割となっている。

次に、調査時点(2月初め)での事業活動の状況 は、通常の7割以上の事業量を回復している事業所 は77%、半分程度の事業再開をしているところは18 %であり、調査時点でまだ事業が再開できていない 事業所は5%(不明を含む)となっており、比較的 早く事業を再開していることがうかがえる。

また、従業員の被災状況については、従業員に死 亡者があった事業所が、回答事業所中20事業所、23 人となっていた。さらに、従業員の住居被害につい ても調査したが、通勤圏の広がりに伴い神戸方面在 住者で直接被災した人も多く、長期にわたる交通の 寸断などで出勤ができず、操業再開にあたって従業 員確保に苦労している事業所が多数あった。

最後に、事業所からの意見、要望などで主なもの は、①取引先の被災による取引不能や売掛金回収不 能、売上減少などの業績悪化への不安②交通規制や 交通渋滞に伴う事業活動への影響による業績悪化③ 被災従業員の住居確保と従業員の通勤難、従業員確 保の問題による事業活動への影響④具体的な金融対 策への要望 ― などがとくに目立っていた。

この調査とは別に、小売市場・商店街を対象に、 平成7年2月1日から16日にかけて、市内101か所 (総店舗数3,926)を現地聞き取り調査および電話に よる調査を実施し、被害状況を把握した。

被害状況の概要は、101団体のうち、95%の小売 市場・商店街が何らかの損傷を受けている。店舗の 建物施設に被害があったところが約8割、81団体あ り、付属施設の被害は約5割、51団体、アーケード 等の被害が設置団体の約7割、16団体あった。また、 被害額の算定ができていない団体が約半数あったが、 調査時点での被害総額は7億2,500万円であった。 地域別でみると、被害の大きかったのは武庫、立花 地区で、いずれも店舗施設の被害である。

しかし、阪神間の被災都市の中では比較的被害の 程度が小さかったこともあり、災害発生後短期間の うちに営業再開にこぎつけた店舗が多く、2月初め の調査時点でなお休業していた店舗は、39店、わず

小売市場・商店街の被害状況調査結果

			, , , , , , , , , , , , , , ,	1-374 1-3 -> 134 1	T DANGER STEVEN			
	区	分	実 被 害 団 体 数 (団体)	店舗の損傷 建 物 等 (団体)	付属設備 の被害 (団体)	アーケードの被害 (団体)	休業店舗数 (店)	被 害 額 概 算 (万円)
本庁	商店街市 場	18(926店) 8(302店)	17(94%) 8(100%)	16(89%) 7(87%)	8(17%) 3(37%)	9	5(0.5%) 3(1.0%)	_ 50
小田	商店街市 場	12(572店) 10(288店)	12(100%) 10(100%)	9(75%) 4(40%)	7(58%) 3(30%)	4_	2(0.3%)	750 70
大庄	商店街市 場	5(164店) 8(222店)	5(100%) 7(88%)	4(80%) 8(100%)	3(60%) 2(25%)		<u> </u>	160 1,900
立花	商店街市 場	11(635店) 9(203店)	11(100%) 9(100%)	11(100%) 9(100%)	9(81%) 5(55%)	1_	2(0.3%)	10,330 8,857
武庫	商店街市 場	5(205店) 6(129店)	4(80%) 4(67%)	2(40%) 4(67%)	2(40%) 3(50%)	1_	14(6.8%) 7(5.4%)	300 44,100
園田	商店街市 場	5(171店) 4(109店)	5(100%) 4(100%)	3(60%) 4(60%)	3(60%) 3(75%)	-	5(2.9%) 1(0.9%)	3,000 3,000
全体	商店街市 場	56(2,673店) 45(1,253店)	54(96%) 42(93%)	45(80%) 36(80%)	32(57%) 19(42%)	15 1	28(1.0%) 11(0.9%)	14,540 57,977
	計	101(3,926店)	96(95%)	81(80%)	51(51%)	16*	39(1.0%)	72,517

^{*}アーケード設置団体 23団体

か1%に過ぎなかった。そのため、他都市のように 日常生活に支障を生じる事態に至らず、商品も十分 確保され、地域の消費者への安定した供給体制が早 期に回復し、災害復旧に大きな役割を果たした。

◎企業同和教育合同研究会会員の被害状況調査

本市は、市内に本社および事業所を持つ企業が合同で同和問題についての研修会等を開催する目的で設立された「企業同和教育合同研究会」の事務局として、会員企業(震災当時292社)の被害状況について調査を実施した。

調査は、2月9日~14日の6日間にかけて電話に よる聞き取り等により実施した。施設の被害状況、操 業状況、従業員の被災状況の3点について調査した。 施設被害は、全壊が1事業所、半壊が11事業所、一部損壊が118事業所あり、何らかの被害を被った事業所は44.4%、130事業所に上った。しかし、一方で被害がほとんどなかった事業所も55.6%、162事業所あった。

次に操業状況は、平常どおり操業している事業所が85.0%、248事業所ある一方、完全に業務を休止している事業所は5事業所あった。このうち3事業所は復旧応援による業務休止のため、実質的な業務休止は2事業所のみであった。

上記2項目の調査から、多くの事業所で比較的早 い時点で事業が再開できたことがうかがえる。

従業員の被災状況は、従業員に死亡者があった事業所は2.3%、7事業所で計8人となっていた。

施設の被害状況

	全 壊	半 壊	一部損壊	被害なし	計
事業所数	1	11	118	162	292
比率(%)	0.3	3.8	40.3	55.6	100.0

操業状況

(操業率)	TT .W.	何	らかの	支障あ	り		
(割)	平常	7~9	4~6	1~3	不 明	休止	計
事業所数	248	27	7	1	4	5	292
比率(%)	85.0	9.2	2.4	0.3	1.4	1.7	100.0

※ 業務休止のうち、3社は復旧応援による業務休止

従業員の被災状況

			INCIN	(-> IV>C	1100			
	Inte CCC	被		災あ		b		TOTAL TO
(人数)	被災	死 亡		Carron	負		傷	
	tal	1	2	1~3	4~6	7~9	10~	17766
事業所数	228	6	1	43	15	2	3	298
比率 (%)	76.6	2.0	0.3	14.4	5.0	0.7	1.0	100.0

※ 死亡者 7社·8人

※ 負傷者 63社・204人

※ 6社で死亡、負傷共にあり

危険物施設の被害 第4節

市内の危険物施設の総数は2,328施設(平成7年 1月現在)で、製造所63施設、取扱所556施設、貯 蔵所1,709施設、貯蔵・取扱量は98%が第4類で総 量は約49万klである。また、その9割以上が南部の 石油コンビナート等特別防災区域に集中している。

地震による震度は、尼崎市については、気象庁の 震度計が設置されていないため公式発表されていな いが、市内南部の事業所に設置されている震度計で は、上下動331 gal を記録していることから、震度 6以上はあったことがうかがえる。

〈第2部第1章第1節兵庫県南部地震の発生(26ペー ジ) 参照>

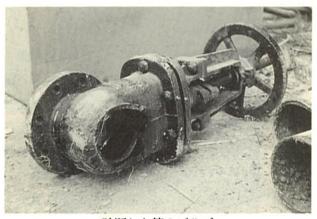
**(1) 施設の被害状況

危険物施設の被害は、49事業所の113施設で、164 件の被害が発生した(施設区分ごとの被害状況は、 (4)にまとめた)。

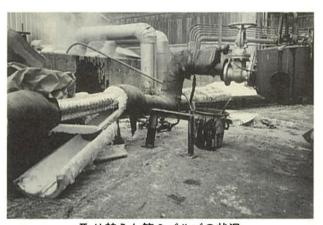
地震による火災は発生しなかったが、漏洩につい ては、屋内貯蔵所で最も多く、32施設で容器の落下 またはラックの倒壊により容器が破損し危険物が漏 洩した。また、屋外タンク貯蔵所の不等沈下により タンク直近の払出しバルブが破断し、重油が防油堤 内に流出した。さらに、その他の被害として、屋外 貯蔵タンクの不等沈下17件(うち基礎修正要6件)、 防油堤の亀裂・ひび割れ16件、屋外貯蔵タンクの基 礎破損など9件、埋設配管の亀裂7件、その他建屋 の外壁、床面、防火塀等の亀裂などが多数発生した。

また、液状化現象については、南部を中心に多数 発生し、建物や工作物等の被害を大きくした。

被害の特徴は次ページのとおりである。



破断した第2バルブ



取り替えた第2バルブの状況



護岸の移動で切断された配管



防油堤が割れ開口した状況



液状化でタンクが不等沈下



倒壊したラック

**(2) 屋外タンク貯蔵所の被害

1 バルブの破断による重油の漏洩

地震により屋外貯蔵タンクに液状化による不等沈 下が発生し、その影響で払出しバルブ(第1バルブ) の直近に位置している第2バルブが破断、C重油約 40kℓが防油堤内に流出、そのうち約600ℓが防油堤 の亀裂部から防油堤外に流出した(事業所外へは流 出しなかった)。

2 護岸からの荷受け配管の切断

護岸から屋外タンク貯蔵所に荷受けするための配 管が、埋設部分で切断していた。

これは、埋設配管が護岸の基礎を貫通して設置さ れており、護岸が地震による側方流動により海側に 移動したため、配管(ステンレス製)が引きちぎら れるようにして溶接部と母材部の2か所で切断して いた。

(3) タンクの不等沈下と防油堤の損傷)

市内の南部を中心に各事業所で、液状化が起こり、 このためタンクヤードで地盤の割れ、タンクの不等 沈下とタンク基礎の破損が発生した。このうち6基 の屋外貯蔵タンク(すべて特定屋外タンク貯蔵所以 外)に50分の1以上の不等沈下が発生した。また、 防油堤の損傷等については、多数の事業所でひび割 れ等が発生し、そのうち大きな割れが3か所で見ら れた。

幸いに、タンク本体が損傷する被害がなく、重油 タンクの漏洩を除き、タンクからの漏洩はなかった。 なお、特定屋外タンク貯蔵所には、ほとんど被害は 発生していなかった。

4 スロッシング現象

市内北部の事業所で、スロッシング現象により屋 外貯蔵タンク(直径9.00m、高さ8.17m)のフロー ト式液面計のガイドロから重油が約200ml漏洩した。 (地震発生時、タンクの空間高さは約1.4m程度あっ た)

**(3) 屋内貯蔵所の被害

ラック等による比較的規模の大きな物流倉庫にお いて、ラックの倒壊および荷崩れによって容器が落 下し、危険物が漏洩した事例が多数見受けられた。

(1) 固定式ラックの倒壊)

固定のラック式倉庫において、ラックが倒壊した 事例が3施設(うち2施設で漏洩)あった。

市内南部のある物流倉庫では、6列(2列ごとに 上部を互いに固定)あるラック(長さ11.36m×幅 1 m×高さ10.8m、9段、主材質-鋼板 SAPH -45)がすべて倒壊し、危険物倉庫が壊滅状態となっ た。この倉庫は、防潮堤近くの埋立地に設置されて いたもので、液状化現象が敷地内のいたるところで 発生していた。なお、ラックについては、パレット ラックJISZ-0620に基づき震度4から5での設 計とされていたものである。

2 ポータブルラック(積み重ね式)の倒壊

ポータブルラックとは、床に固定されず1ラック (1パレット)ごとに独立し移動可能なもので、下 のラックの上部にある山型部分が、上のラックの下 部にある谷型部分に積み重なって、何段にもできる。 今回の地震では、積み重ね部分が外れて倒壊し、容 器が破損した。

3) ラックからの容器の落下)

ラックは倒壊しなかったものの、パレット上に1 斗缶を3段積み(2段目、3段目を簡易な方法でビ ニールのひもかバンドで固定)またはドラム缶を1 段積みしていたものが、荷崩れを起こし、容器が落 下し危険物が流出した事例が多数の屋内貯蔵所で見 受けられた。3段目を横縛りしても、地震の揺れに より容器が滑ったり荷崩れを起こしたりするため、 転倒落下防止措置としては、ほとんど効果がなかっ

また、パレット自体がラック上から滑り落ちた事 例もあった。

4 パレット積み容器の荷崩れ

パレットによる一般的な貯蔵方法は、1斗缶の場

合、1パレット3段積み(1段20缶または25缶)を 3パレット積み重ね、ドラム缶の場合、1パレット 1段積み(2缶または4缶)を3または4パレット 積み重ねている。これらの大部分が荷崩れを起こし、 転倒していた。また、最下段の1斗缶で、揺れによ り上部の加重が1か所に集中し、容器が変形し荷崩 れを起こした事例もあった。

(5) その他の危険物施設の被害)

多数の施設で、地震による揺れと液状化現象によ り、建築物と工作物の壁、床および屋根などに亀裂 等の損傷、隆起、陥没が発生し、これにより、埋設 配管に 4 裂が生じた 事例が 5 件発生した。

(♣(4) 施設区分ごとの被害状況

- ① 屋内貯蔵所(45施設) (47件)
- 1) ラックの崩壊と荷崩れによる容器の落下(漏洩) 32件
- 2) ラックの崩壊と荷崩れによる容器の落下 (漏洩なし) 7件
- 3) 外壁、床面の亀裂とスレート屋根の破損 7件
- 4) ベンチレータの破損 1件
 - ② 屋外タンク貯蔵所(30施設)(58件)
- 1) 特定タンクヤード内地盤面亀裂
 - (幅10~20cm、深さ1m、長さ50m) 1件
- 2) タンク払出しバルブ破断漏洩 1件
- 3) 受け入れ配管の折損と破断 2件
- 4) 防油堤の亀裂とひび割れ 16件
- 9件 5) 基礎の破損とひび割れ
- 6) 非特定タンクの不等沈下 1/50以上基礎修正要 4件
- 7) その他防油堤内液状化、タンク若干の不等沈下 25件
 - ③ 地下タンク貯蔵所(6施設)(9件)
- 1) 地下貯蔵タンクからの漏洩 1件
- 2) 埋設配管の亀裂 4件
- 3) 上部スラブの亀裂 1件

教訓 -

① 屋外タンク貯蔵所のバルブの破断等

屋外貯蔵タンクの不等沈下によるタンクのバルブ および配管等の破断防止措置として法令で義務づけ られている緩衝装置(フレキシブルチューブ)の取 り付け方法が適切でなかったため、タンクの不等沈 下によりバルブが破断し、重油が漏洩したものであ り、危険物の貯蔵タンクについて、緩衝装置(フレ キシブルチューブ)の取り付け方法の点検の強化を 図る必要がある。

また、特定屋外タンク貯蔵所以外の比較的規模の 大きなタンクについても、タンク本体、基礎および 地盤の液状化対策等の強化を図る必要がある。

② ラックの倒壊および容器の荷崩れ

ラックの倒壊および容器の荷崩れ(一斗缶および ドラム缶のパレットでの3段から4段積み)等によ り、容器が破損し危険物が漏洩したことから、地震 に対するラックの強度および落下防止措置について、 安全性の強化を図る必要がある。

③ 地盤の液状化

各事業所において規模の程度は異なるが、地盤の 液状化が発生した。この地盤の液状化により、屋外 貯蔵タンクの不等沈下等が発生しており、今後、地 盤の軟弱なところについては、液状化防止対策を強 化する必要がある。

4)	液状化タンク基礎とスラブ浮上	3 件
	④ 屋外貯蔵所(5施設)	(6件)
1)	床面等の亀裂	6件
	⑤ 給油取扱所(11施設)	(23件)
1)	防火塀の傾きと亀裂、破損	10件
2)	キャノピーの傾きと支柱の亀裂	2 件
3)	販売室の傾き	1件
4)	建屋と給油空地床面等の亀裂	10件
	⑥ 製造所 (2 施設)	(2件)
1)	床面の沈下、亀裂等	2 件
	⑦ 一般取扱所 (14施設)	(19件)
1)	建屋周辺の液状化隆起、陥没	5 件
2)	建屋の外壁と床面等の亀裂	7件
3)	出入口防火戸の破損	2件
4)	ボイラー用煙突(鉄製径1m×高	5さ32m) の上
<u>\$</u>	₹6 m折損	1件
5)	煙突の落下により屋根面破損	1件
6)	埋設配管立ち上がり部折損	1件
7)	屋外貯蔵タンクの不等沈下	
	1/50以上基礎修正要	2 件